河内長野市文化財調査報告書第51輯

河内長野市指定史跡

烏帽子形城跡総合調査報告書

２０１１年３月

河内長野市教育委員会

序　　文

河内長野市は豊かな自然と歴史・文化に囲まれた緑と文化の輝くまちです。その中にあって烏帽子形城跡は市域の中心部に位置し、高度経済成長期の都市化から烏帽子形八幡神社鎮守の森として守られ、往時の姿を新しい世代へと継承してきました。このため現在においては、都市景観と共生した烏帽子形城跡の山並みが本市のランドマークともなっています。

本城跡は、河内守護畠山氏の城として登場し、その後、新たに台頭してきた三好氏、織田氏、豊臣氏によっても使われ、畿内における内乱の歴史の中で幾度となく登場してきました。また、城の遺構は、非常に良好であり、横堀、土塁はまさに訪れる人々に深い感動を与えています。

このように、本城跡の持つ歴史的価値・文化遺産的価値は、応仁の乱以降に幾多の戦乱の中で築かれてきた畿内の諸城と比べても非常に高いものといえます。河内長野市教育委員会では、さらなる価値の解明のため、平成18年より継続的に範囲確認調査、文献史料調査を実施してきました。そして、これらの調査で得られた多くの重要な知見を平成21年度に新たに設置した「市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会」で学術的に検討し、本書にてその成果を総括しました。

このような現状をふまえ、文化庁並びに大阪府の指導のもと、所有者とともに将来にわたって本城跡が親しまれ、郷土愛を育む場となるように保存・活用されることを目指していきたいと考えております。そのためにも本書が活用され、本城の歴史的重要性がより広く、深く理解されることを祈念いたします。

最後になりましたが、調査に協力して頂ました関係者の方々の本史跡への深いご理解に謝意を表します。

平成23年３月

河内長野市教育委員会
教育長　和田　栄

例　　言

1．本報告書は、昭和61年～平成22年にかけて行った河内長野市指定史跡烏帽子形城の総合調査報告書である。年次ごとの調査の概要は第２表にまとめたとおりである。

2．本史跡は、河内長野市喜多町724、725-1、725-3、304、305、306-2、313に所在する。

3．本書は、文化庁・大阪府教育委員会の指導のもとに、河内長野市教育委員会が原案を作成し、これを市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会の審議を経て作成した。なお、市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会については、第１章に記述している。

4．本書の編集は河内長野市教育委員会生涯学習部ふるさと文化課主査太田宏明が行ない、執筆は、５章を同課嘱託職員小林和美が、３章３節を同課嘱託職員垣内拓郎が、その他を太田が行なった。

5．発掘調査及び内業整理については、下記の方々の参加・協力を得た。（敬称略）
池田和江・大西美智子・平松由紀・牟田口京子・山﨑和子

6．写真図版については、図版１を国土地理院所蔵「米軍撮影空中写真」・「昭和60年国土地理院撮影空中写真」を掲載し、図版２下段・３・６～８・10～13上段・14～21・23～25を太田が、図版９を小林が、他は、すでに刊行を行なっている発掘調査報告書より転載した。

7．本書に掲載した発掘調査・文献記録調査は、河内長野市教育委員会が行ったものである。その成果品は、すべて河内長野市教育委員会が保管している。

8．本書に掲載した烏帽子形城跡に関する遺構名は、すでに刊行を行っている報告書掲載の名称から変更を行ったものがある。新旧の遺構名称対照は、第３表を参照されたい。

9．本書の作成に当たり、下記の方々のご指導・ご支援を頂いた。（50音順、敬称略）
青木昭和（富田林市教育委員会）、赤井毅彦（河南町教育委員会）、泉谷博幸（堺市教育委員会）、和泉大樹（千早赤阪村教育委員会）、植田隆司（大阪狭山市教育委員会）、大谷賢一、大脇潔（近畿大学）、岡本武司（松原市教育委員会　当時）、河内一浩（羽曳野市教育委員会）、橘田正徳（豊中市教育委員会）、小谷利明（八尾市立歴史民俗資料館）、竹鼻康次（河内長野市郷土研究会）、竹鼻良介、竹原伸次（大阪府教育委員会）、續伸一郎（堺市教育委員会）、鍋島隆宏（太子町教育委員会）、西山昌孝（生駒市教育委員会）、原泰根（河内長野市文化財保護審議会会長）、広瀬和雄（国立歴史民俗博物館）、藤田徹也（株式会社アート）、椋本進（河内長野市郷土研究会）、森屋直樹（大阪府教育委員会）、山下信一郎（文化庁）、山田幸弘（藤井寺市教育委員会）、吉田野乃（八尾市教育委員会）、宗教法人烏帽子形八幡神社

10．本調査の記録として、写真・実測図及び、カラースライド等を作成した。また出土遺物については、市教育委員会で保管している。広く一般の方々に活用されることを望む。

凡　　例

1．本報告書に記載されている標高は、T.P.値（東京湾平均海面値）を基準としている。

2．土色については、『新版標準土色帖』による。

3．平面測量基準は、国土座標第Ⅵ系による５ｍメッシュを基準に実施したものである。

4．図中の北は、磁北である。

5．本書の遺構名は、下記の略記号を用いた。

ＳＢ…掘立柱建物	ＳＣ…炉	ＳＤ…溝・暗渠	ＳＥ…井戸
ＳＦ…道路	ＳＫ…土坑	ＳＬ…甕埋納遺構	ＳＮ…桶埋納遺構
ＳＯ…土釜埋納遺構（土公供遺構）		ＳＰ…遺物出土ピット	ＳＴ…墓
ＳＵ…集石・石敷遺構		ＳＷ…石垣・石組・石列	
ＳＸ…落ち込み・不明		ＮＲ…自然流路	ＮＶ…谷状地形

6．遺構実測図の縮尺は1/50・1/100である。

7．遺物実測図の縮尺は、瓦1/4・その他1/4・1/3・1/6である。

8．遺物名は、土師質土器を土師質、瓦質土器を瓦質、須恵質土器を須恵質と略称し、器種名を付した。

9．本報告書では、調査年次を示す場合に烏帽形城跡を「EBS」と省略する。

目　　次

序　文
例　言
凡　例
目　次
挿図目次
表目次
図版目次
第１章　本書刊行の経緯と目的……1
　第１節　市指定史跡烏帽子形城跡総合調査報告書刊行の経緯……1
　第２節　市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会について……1
　第３節　事業の経過……4
第２章　市指定史跡烏帽子形城跡の位置と環境……5
　第１節　地理的環境……5
　第２節　歴史的環境……7
第３章　市指定史跡烏帽子形城跡について……13
　第１節　基本構造……13
　第２節　構造物と地下遺構について……13
　第３節　出土遺物について……36
　第４節　烏帽子形城跡周辺に位置する関連文化遺産について……77
第４章　文献史学的検討～中世の内乱史と烏帽子形城～……80
　第１節　はじめに……80
　第２節　前　史……83
　第３節　Ⅰ期（1455年～1477年）……83
　第４節　Ⅱ期（1478年～1529年）……84
　第５節　Ⅲ期（1530年～1548年）……88
　第６節　Ⅳ期（1549年～1567年）……89
　第７節　Ⅴ期（1568年～）……91
　第８節　まとめ……94
第５章　小字地名及び絵図の調査……95
　第１節　小字名について……95
　第２節　絵図について……99
第６章　烏帽子形城における曲輪の特性と歴史的評価……103

第１節　はじめに…… 103
第２節　研究史…… 103
第３節　立地上の特徴…… 103
第４節　城郭構成要素について…… 104
第５節　改修痕跡と城郭構造の変遷…… 106
第６節　周辺城郭との比較検討…… 107
第７節　文献史料…… 113
第８節　まとめ…… 114
第７章　市指定史跡烏帽子形城跡の活用の展望について…… 115
第１節　土地利用状況…… 115
第２節　土地所有状況…… 115
第３節　法規制等…… 115
第４節　保全と活用について…… 115
第５節　周囲の文化遺産・公共施設との関連…… 117
第６節　保全活用の展望…… 117
註…… 118
引用・参考文献…… 124
大阪府中世城館一覧…… 127
文献史料翻刻……1

挿　図　目　次

第１図　河内長野市の位置（1/1,000,000）……5
第２図　河内長野市域地質図（1/40,000）……6
第３図　市内遺跡分布図（1/40,000）……10
第４図　烏帽子形城跡及び周辺地域地形測量図（1/12,000）……15
第５図　烏帽子形城跡縄張図（1/1250）……16
第６図　烏帽子形城跡曲輪地形測量図（1/1,000）……17・18
第７図　調査区配置図（1/1,000）……19・20
第８図　曲輪Ⅰ　第１～３トレンチ遺構実測図（1/100）……21
第９図　曲輪Ⅰ　第４トレンチ遺構実測図（1/100）……22
第10図　曲輪Ⅱ　第５・６トレンチ遺構実測図（1/100）……22
第11図　曲輪Ⅰ・Ⅱトレンチ配置図（1/600）……23
第12図　堀Ｂ土層断面図（1/100）……24
第13図　堀Ｄ横断図（1/100）……25
第14図　堀Ｄ縦断図（1/100）……27
第15図　堀内障壁平面図（1/100）……27
第16図　堀Ｆ土層断面図（1/50）……29・30
第17図　土塁②　調査区実測図（1/100）……31
第18図　土塁③　調査区実測図（1/100）……31
第19図　土塁④　増設範囲（トーン部）位置図（1/1,000）……32
第20図　土塁⑤　調査区実測図（1/100）……33
第21図　土塁⑤　土層断面図（1/100）……33
第22図　東側谷筋調査区実測図（1/50）……34
第23図　北東側尾根調査区実測図（1/50）……34
第24図　軒丸瓦実測図（1/4）……37
第25図　軒平瓦実測図（1/4）……39
第26図　丸瓦実測図１（1/4）……42
第27図　丸瓦実測図２（1/4）……44
第28図　丸瓦実測図３（1/4）……46
第29図　丸瓦実測図４（1/4）……47
第30図　丸瓦実測図５（1/4）……50
第31図　丸瓦実測図６（1/4）……53
第32図　平瓦実測図１（1/4）……56
第33図　平瓦実測図２（1/4）……58

第34図　平瓦実測図３（1/4）……59
第35図　平瓦実測図４（1/4）……61
第36図　平瓦実測図５（1/4）……64
第37図　平瓦実測図６（1/4）……65
第38図　平瓦実測図７（1/4）……67
第39図　土器陶磁器実測図（1～６・８～18：1/4、７：1/6）……69
第40図　その他遺物実測図（１：1/2、２・３：1/3）……72
第41図　周辺文化遺産分布図（1/1,5000）……78
第42図　畠山氏系図……93
第43図　小字図……97
第44図　河内国河州錦部郡絵図……100
第45図　上田村絵図……101
第46図　河内名所図会……101
第47図　南河内地域城郭分布図……110
第48図　周辺の城郭（1/3,000）……111
第49図　周辺の城郭（1/8,000、烏帽子形城と高安城は1/4,000）……112
第50図　史跡指定範囲図（1/8,000）……116
第51図　瓦各部名称図……123
第52図　大阪府城郭分布図……135・136

表　目　次

第１表　河内長野市内遺跡地名表……11
第２表　調査一覧……14
第３表　新旧遺構番号対照……14
第４表　烏帽子形城跡出土丸瓦分類……76
第５表　引用文献史料一覧……81
第６表　烏帽子形城関連文献史料一覧……82
第７表　河内国の内乱史年表（Ⅰ期）……84
第８表　河内国の内乱史年表（Ⅱ期）……85
第９表　河内国の内乱史年表（Ⅲ期）……88
第10表　河内国の内乱史年表（Ⅳ期）……90
第11表　河内国の内乱史年表（Ⅴ期）……92
第12表　烏帽子形城跡出土遺物の年代……106
第13表　南河内城郭一覧（遺構が観察できる事例）……108

第14表　南河内城郭一覧（文献に登場する事例）…… 109
第15表　地目別公簿面積集計表…… 117
第16表　関係法令…… 117

図　版　目　次

図版１　烏帽子形城跡　航空写真　昭和60年国土地理院撮影空中写真
昭和22年米軍撮影空中写真
図版２　烏帽子形城跡　遠景　遠景（東から）
遠景（西から）
図版３　烏帽子形城跡　曲輪Ⅰ・Ⅱ　曲輪Ⅰ・Ⅱ（西から）
曲輪Ⅰ（南から）
図版４　烏帽子形城跡　曲輪Ⅰ上層遺構面　曲輪Ⅰ上層遺構面（西から）
曲輪Ⅰ上層遺構面（北から）
図版５　烏帽子形城跡　曲輪Ⅰ　遺物出土状況（東から）
遺物出土状況（西から）
図版６　烏帽子形城跡　堀Ａ・Ｂ　堀Ａ現況（南から）
堀Ｂ現況（南から）
図版７　烏帽子形城跡　堀Ｂ　南北調査区全景（西から）
東西調査区全景（南から）
図版８　烏帽子形城跡　堀Ｃ・Ｄ　堀Ｃ現況（南から）
堀Ｄ現況（西から）
図版９　烏帽子形城跡　堀Ｄ　07－２調査区全景（北から）
09－２調査区全景（西から）
図版10　烏帽子形城跡　堀Ｅ・Ｆ　堀Ｅ現況（東から）
堀Ｆ現況（南から）
図版11　烏帽子形城跡　堀Ｆ　堀Ｆ調査区全景（東から）
図版12　烏帽子形城跡　堀Ｇ・Ｈ　堀Ｇ現況（東から）
堀Ｈ現況（南から）
図版13　烏帽子形城跡　堀Ｈ　堀Ｈ現況（北から）
堀Ｈ調査区全景（東から）
図版14　烏帽子形城跡　土塁①・②　土塁①現況（南から）
土塁①・②現況（西から）

図版15　烏帽子形城跡　土塁②・③　土塁③調査区全景（西から）
土塁②調査区全景（東から）
図版16　烏帽子形城跡　土塁④・⑤　土塁④現況（南から）
土塁⑤現況（東から）
図版17　烏帽子形城跡　土橋・東側谷筋　土橋現況（南から）
東側谷筋（北から）
図版18　遺物１　瓦　１（ＮＭ１・Ｍ９　第24図１）
２（ＭＮ２　第24図２）
３（ＮＨ１ａ　第２５図１）
４（ＮＨ１ｂ　第25図２）
図版19　遺物２　瓦　５（ＮＨ１ｂ　第25図２）
６（Ｍ１　第26図）
図版20　遺物３　瓦　７（Ｍ２　第27図１）
８（Ｍ２　第27図２）
図版21　遺物４　瓦　９（Ｈ１　第32図１）
10（Ｈ２　第33図１）
11（Ｈ３　第33図２）
12（Ｈ４　第35図１）
図版22　遺物５　土器・陶磁器・その他遺物
13土師皿（第39図１）
14土師皿（第39図２）
15土師皿（第39図３）
16土師質高台付椀（第39図４）
17瀬戸・美濃焼天目茶碗（第39図14）
18白磁端反皿（第39図16）
19白磁端反皿（第39図17）
20白磁皿（第39図18）
21青磁輪花皿（第39図15）
22備前焼擂鉢（第39図12）
23土師質羽釜（第39図５）
24火舎（第39図６）
25瓦質甕（第39図９）
26瓦質甕（第39図10）
27湊焼甕（第39図７）
28板状鉄製品（第40図３）

29銅製飾具（第40図２）
図版23　周辺の文化遺産１　道標
大日寺古墳
図版24　周辺の文化遺産２　烏帽子形八幡神社本殿
長野神社本殿
図版25　周辺の文化遺産３　高野街道沿いの町並み（旧三日市宿）
高野街道沿いの町並み（長野町）

第１章　本書刊行の経緯と目的

第１節　市指定史跡烏帽子形城跡総合調査報告書刊行の経緯

烏帽子形城跡は、豊富な文献史料に登場し、応仁の乱以降に畿内で進展した内乱から、わが国の歴史を考える上で重要な資料である。また、その遺存状態がきわめて良好であり、瓦葺の建物が検出されていることなどから、城郭の発達史を理解するためにも重要である。さらに、中世の山城は、一般に立ち入ることの難しい険しい場所に位置することが多いが、烏帽子形城跡は、市街地から近い場所に位置しており内乱の歴史を学習する上で、格好の教材となりうる。

このような歴史的価値を持つ本城跡について、河内長野市では旧河内長野市文化財保護規則により昭和44年４月17日に河内長野市喜多町724、725-1、725-３、304、305、306-2、313番を市指定史跡として指定し、保存を行ってきた。また、平成12年11月に策定した「河内長野市景観形成計画」では、本城跡を「歴史的地区」の中に位置づけ、地域資源としての価値を明確化した。平成17年以降は、継続的に範囲確認調査を行っており、保存・活用を議論する上での一定の資料の蓄積を行ってきた。一方で、大阪府教育委員会の編集による「南河内における中世城館の調査」が平成20年３月に刊行された。同書では、南河内の文化財の担当者により所管内の城郭遺構の詳細な所見の提示が行われた。また、多方面からの考察が行われ、地域内での他の城郭との比較検討を行うことも可能となった。

以上の経緯のもとに、平成21年２月17日に開催された平成20年度第２回河内長野市文化財保護審議会で市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会を設置することが決定され、本城跡について文献史学、城郭史、考古学の各専門分野からの検討を行い、適切な保存・活用をはかるために歴史的価値を明確にすることとなった。また、併せて、範囲確認調査を引き続き行うこととなった。

第２節　市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会について

本専門委員会は、河内長野市文化財保護条例施行規則第67条に規定する専門委員会であり、河内長野市文化財保護審議会の付属機関として設置されたものである。保存活用計画策定事業を実施するにあたっては、河内長野市教育委員会が事務局となり、文化庁及び大阪府教育委員会の指導のもと、以下の委員によって委員会を組織した。

・委員長

考古学担当　中村浩（大阪大谷大学教授・河内長野市文化財保護審議会委員）

・副委員長

城郭史担当　中井均（滋賀県文化財アドバイザー・平成22年度より長浜城歴史博物館長）

・文献史担当　堀内和明（大阪府立泉陽高等学校教諭）

・文献史担当　北川央（大阪城天守閣研究主幹・河内長野市文化財保護審議会委員）

・城郭史担当　千田嘉博（奈良大学教授）

また、平成21年度、平成22年度に計４回の委員会を開催し、各委員会では以下の委員の出席を得た。

第１回委員会　平成21年８月６日（木）　於：河内長野市役所　601会議室

出席委員　中村浩、中井均、堀内和明、北川央

第２回委員会　平成22年２月１日（月）　於：河内長野市役所　行政委員会室

出席委員　中村浩、中井均、千田嘉博、堀内和明、北川央

第３回委員会　平成22年10月５日（火）　於：河内長野市役所　行政委員会室

出席委員　中村浩、中井均、堀内和明

第４回委員会　平成23年２月28日（月）於：河内長野市役所　行政委員会室

出席委員　中村浩、中井均、堀内和明、北川央

市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会運営要領

（所掌事務）

第１条　河内長野市文化財保護規則により史跡に指定された烏帽子形城跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）策定のための調査・検討を行う。

（組織）

第２条　委員会は、委員５人以内で組織する。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、必要に応じて関係者又は関係機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、教育部社会教育室社会教育課（H22年度より生涯学習部ふるさと文化課に組織名変更）において行う。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

１　この要領は、平成21年８月６日から施行する。

２　この要領は、保存活用計画が策定された日にその効力を失う。

第３節　事業の経過

市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画の策定にあたっては、以下の①～⑥の事項の調査・審議を行った。

①考古学的検討

第１回委員会　基本方針の確認

第２回委員会　検討成果の中間審議

第３回委員会　検討成果の中間審議

第４回委員会　検討成果の最終審議

②発掘調査

第１回委員会　基本計画の策定

第２回委員会　基本計画に基づく調査成果の検討

第３回委員会　発掘調査の現地検討

第４回委員会　発掘調査成果の総括的検討

③文献史的検討

第１回委員会　基本方針の確認

第２回委員会　検討成果の中間審議

第３回委員会　検討成果の中間審議

第４回委員会　検討成果の総括的検討

④類似資料との比較検討

第２回委員会　比較資料の提示と検討

⑤保存活用方法の検討

第２回委員会　事務局案の提示

第３回委員会　検討成果の中間審議

第４回委員会　検討成果の総括的検討

⑥その他事項

第１回委員会　市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会運営要領の策定

委員長・副委員長の選出

第２章　市指定史跡烏帽子形城跡の位置と環境

第１節　地理的環境

本城跡は河内長野市の北部に位置する喜多町に所在する。本市域は、丘陵と大和川の支流である石川水系の河岸段丘によって占められている。石川は南河内の平地部を金剛・葛城山系に並行して南から北へと流れており、大和川と合流した後に中河内の平野部に流れこんでいた。大和川と同様に石川でも水運が盛んであった。

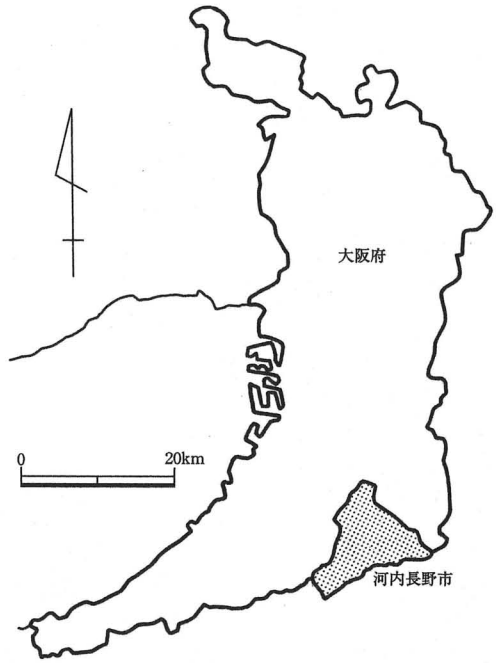

第１図　河内長野市の位置（1/1,000,000）

本市において石川はその支流である天見川と合流する。天見川に沿った交通ルートは紀見峠を経て紀伊国とつながっており、合流地点より上流の石川に沿ったルートは和泉国との交通に使われてきた経緯がある。この石川・天見川合流点の南に接するのが、烏帽子形城のある標高182ｍの烏帽子形丘陵である。南河内地域を貫流する石川に沿って広がる平地を、当該丘陵が遮断している呈をなす。なお、石川と天見川合流点の上流1.5ｋｍでは、天見川とこの支流である石見川の合流点があり、石見川沿いは大和へと続く交通ルートとして使われてきた経緯がある。したがって、河内から大和、和泉、紀伊への何れのルートも本丘陵が遮断していることになる。

この烏帽子形丘陵は、市内南部の岩湧山系より北方向に派生する尾根の先端部分にあり、それほど高くはないが、部分的に急な斜面を有する腰高い丘陵であり、頂上部からは南河内を一望することができる。また、南側を除いた東・西・北の３方向が河川に囲まれていることになる。

丘陵北斜面は、急峻な崖面となっており、崖面下には石川の河岸段丘が広がり、高低差は約70ｍである。西斜面も急な勾配であり、丘陵裾は天見川が形成した河岸段丘面となる。南側は丘陵が続いているが烏帽子形城の南方向200ｍの地点に谷が入りこんでおり、天然の巨大な堀切となっている。谷を挟んで南側につづいている丘陵には居館があったとする伝承があるが、伝承地は古くに学校敷地として開発されている。南西側は、城域外に尾根が延びている。これらの尾根も試掘調査が行なわれているが、中世の遺構・遺物はともに検出されていない。

最後に地質について述べる。烏帽子形丘陵は大阪層群によって構成され、基盤層には粘

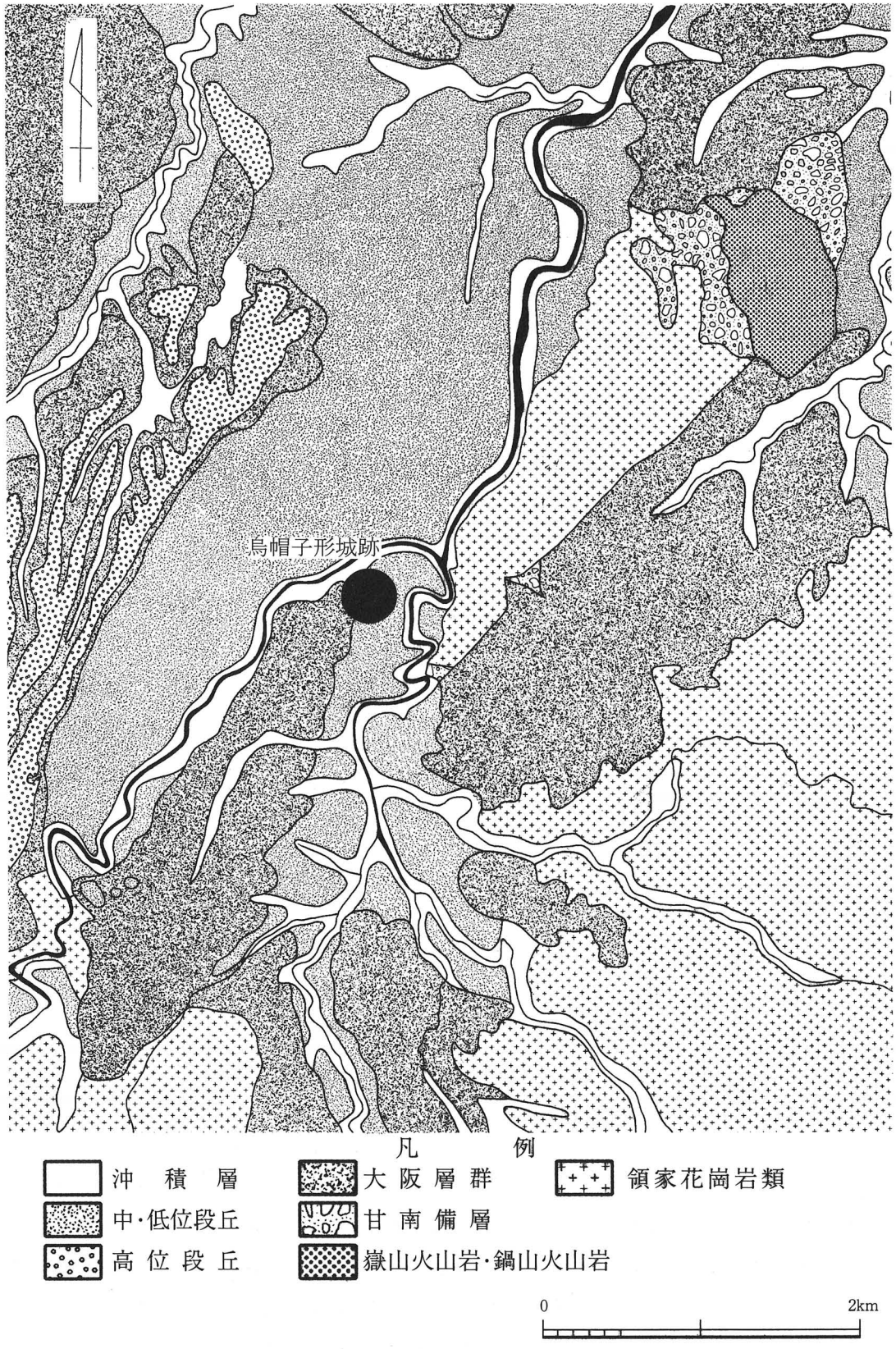

第２図　河内長野市域地質図（1/40,000）

土層、砂礫層が交互に堆積している状況が認められる。烏帽子形丘陵と石川を隔てた場所にある小山田丘陵もまた、大阪層群によって構成されている。一方で、当該丘陵と石見川を隔てた場所にある金剛山系は、領家層群の花岡岩岩盤よりなる。南にあり、当該丘陵を派生する和泉山脈は砂岩によって構成される。

第２節　歴史的環境

烏帽子形城がある河内長野市域は可耕地が少ないものの、豊かな森林資源があり、また第１節でも述べたように、大和、紀伊、和泉が河内と境界を接する交通の要衝でもあった。このような地理的環境は、本市の歴史的発展にも大きな特徴を与え、多くの平野部を抱える他地域とは異なる発展の過程を認めることができる。本節では、烏帽子形城が中世に築城された歴史的背景を考えるために、市域の発展の過程を主に埋蔵文化財を用いて示していきたい。なお、烏帽子形城が同時代に存在した集落・寺社・交通路とどのような関係をもっていたのかについては、別に第３章４節でまとめている。

旧石器時代の遺跡は、石川流域に高向遺跡、上原遺跡が、天見川流域に三日市遺跡が所在しており、小山田丘陵には寺ケ池遺跡が所在している。三日市遺跡では181点にのぼる剥片、石核、石器が出土している。石器はナイフ形石器、尖頭器、削器、楔形石器が出土している。高向遺跡ではナイフ形石器、有舌尖頭器が出土しており、寺ケ池遺跡では有舌尖頭器が表採されている。

縄文時代になると遺跡の数は増加する。縄文時代早期・前期の遺跡は旧石器時代の遺跡と重なる例が多い。三日市遺跡では早期の楕円押型文が施文された高山寺式土器が、高向遺跡からはＣ字形やＤ字形の爪形文が施文された前期の北白川下層式土器が出土している。また、三日市遺跡からみて天見川の対岸に位置する、小塩遺跡では楕円押型文が施文された早期の土器が出土しており、市内北部に位置する塩谷遺跡では縄文時代早期の石器が出土している。縄文時代中期の遺跡では先述の三日市遺跡や石川流域に位置する宮山遺跡があり、北白川Ｃ式土器が出土している。遺構の検出例としては、三日市遺跡では２基の土坑が、宮山遺跡では竪穴住居跡が検出されている。縄文時代後期・晩期には三日市遺跡で中津式土器、滋賀里式土器、船橋式土器が出土しており、石川流域の向野遺跡、喜多町遺跡でも後期とみられる縄文土器が出土している。この他にも、菱子尻遺跡で縄文時代の石器が出土しており、寺ケ池遺跡では縄文時代の石器が表採されている。

弥生時代は、拠点集落と呼ばれる大規模な環濠集落を中心に土地開発が進む時代であるが、本市では三日市北遺跡がこのような拠点集落の候補となる。三日市北遺跡では、竪穴住居跡37棟が検出されており、中河内の生駒山西麓産土器が多量に搬入されている状況が確認されている。なお、このような生駒山西麓産土器は紀見峠を越えた和歌山県側の柏原遺跡にも搬入されており、後に高野街道として使用されるルートが弥生時代においても

機能していたことが窺える。なお、市内では、水田に適した平地が少なく、また水田跡の検出例もないことから、林業などの生業を背景にしていると考えられる。このほか、市内北部では石川流域の低・中位段丘上に錦町北遺跡、栄町遺跡、汐の宮町南遺跡、市町東遺跡、市町西遺跡、塩谷遺跡が立地している。これらの遺跡では、いずれも弥生時代中期の土器が出土しているが、長期間にわたって存続した形跡はない。短期間で廃絶する中小規模の集落であると考えられる。弥生時代後期は西日本を中心に高地性集落が出現するが、当該遺跡の南東約1.5ｋｍに大師山遺跡が所在している。大師山遺跡では弥生時代後期の竪穴住居跡、溝、土坑が検出されている。

古墳時代前期には、全長50mの前方後円墳である大師山古墳が出現する。大師山古墳は天見川と石見川が合流する地点の東側の丘陵上に位置し、当該地域の地域首長墓と考えられる。大師山古墳は戦前と戦後の２度にわたって発掘調査が行われており、内行花文鏡１面、管玉８～９個、鍬形石１個、車輪石15～16個、石釧16～17個、紡錘車４個、刀子１口、鉄剣３口以上、埴輪が出土している。主体部は粘土槨であったと推定されている。石川流域には、大師山古墳と同時期に、ほぼ同規模の前方後円墳が複数所在しており、下流から羽曳野市御旅山古墳、富田林市真名井古墳などが見られる。なお、市内では、これに続く首長墓の系譜は見いだせない。古墳時代前期の集落遺跡としては三日市北遺跡があり、竪穴住居６棟、土壙墓２基が検出されている。

古墳時代中期にはいっても市内には首長墳と考えられるような大型の古墳は確認されていない。市内で確認されている中期古墳は方形低墳丘墳であり、三日市遺跡から４基の古墳が検出されている。このような状況は古市古墳群をのぞく石川流域全体にみられる現象であり、他市域においても中期の前方後円墳はほとんど例が見られず、河南町の寛弘寺古墳群などでも、初期群集墳中に小型の古墳がみられるのみである。古墳時代中期の集落は三日市北遺跡で先述の古墳群に近接して、竪穴住居８棟と掘立柱建物２棟が検出されている。

古墳時代後期には、全国的に各地で横穴式石室を埋葬施設とする後期群集墳が出現するが、市内では三日市遺跡で検出された三日市古墳群を後期群集墳として位置づけることが可能である。また、当該遺跡から北東500ｍには、大日寺古墳があり、このほか、破壊された五ノ木古墳や、双子塚古墳、法師塚古墳等の古墳伝承地もある。これらは群集の度合いが弱く後期群集墳と呼ぶには躊躇される。また、本史跡内にある烏帽子形古墳はやはり単独で存在している。当該古墳も含めて古墳が散漫に分布する状況があったのであろう。市域外では当該遺跡の北方約3.5kmに富田林市の嶽山古墳群、田中古墳群等の後期群集墳が立地している。当該時期に集落はそれまでの低位段丘上から高位段丘上にも拡大したようであり、三日市北遺跡のほかに、新たに小塩遺跡、加塩遺跡、尾崎遺跡、尾崎北遺跡、西浦遺跡が市内南部の加賀田川の中位・高位段丘上に出現する。また、当該遺跡の南方約0.5kmには喜多町遺跡があり、古墳時代後期の竪穴住居跡が検出されている。

古代には、小塩遺跡、尾崎遺跡、三日市遺跡、喜多町遺跡など、古墳時代後期に出現した集落が古代においても断続的に営まれるほか、新たに、石川流域で高向遺跡、野間里遺跡、向野遺跡などが成立するが、古代の集落遺跡は希薄である。また、このような集落遺跡のほかに小山田丘陵では火葬墓が検出されており、小山田丘陵の長池窯跡群、石川流域河岸段丘上の日野観音寺遺跡、石見川流域の寺元遺跡では炭焼窯が検出されている。

中世には、市内の遺跡は急増し、市内の大部分の遺跡で何らかの中世の遺構、遺物の検出をみている。このことは、土木技術の向上により河岸段丘面の耕地化が進んだことに加え、市域には摂関家渡領である法成寺領長野庄が置かれたこと、高野詣などにより高野街道の交通が活発化した事などに起因していると思われ、なによりも金剛寺の草創や観心寺の興隆が大きく影響していると思われる。

集落遺跡では、三日市遺跡、高向遺跡、尾崎遺跡、上原北遺跡、向野遺跡、野作遺跡、市町西遺跡の調査で比較的広い面積からまとまった量の建物等の遺構が検出されている。この内、三日市遺跡では当時の集落跡と墓域が検出されており、同様の状況は大日寺遺跡でも見ることができる。これらの遺跡からは、貿易陶磁器を副葬した墓が多く検出されている。また、向野遺跡、野作遺跡、上原北遺跡では、集落遺跡に農業以外の生業活動の一部を示す遺構、遺物がともなって検出されている。向野遺跡や野作遺跡ではフイゴの羽口、鉄滓、鋳型の破片が検出されており、鋳物・鍛冶関係の工房跡と見られている。また、上原北遺跡では、炭焼窯群と建物跡が近接した場所から検出されている。また、遺構としては確認されていないが、現在の市の中心部である長野駅周辺は木屋堂と呼ばれた町場が存在していたことが文献記録、地名考証から明らかになっており、木屋堂も木材集積市場として栄えたことが推定されている（堀内2001）。

以上のように、中世以降に進んだと思われる本市の人口増加、経済力の向上は、本市の戦略上の重要性を高めたと考えられ、これらを背景として城郭群が築造されていくと考えられる。このような城郭として、本書で扱う烏帽子形城の他に、仁王山城、石仏城、旗蔵城がある。

このような城郭と並び本市域の中世史を特徴づけるのが寺院の存在である。寺院関連の遺跡では、天野山金剛寺遺跡、観心寺遺跡、日野観音寺遺跡、千早口駅南遺跡の発掘調査でまとまった成果があげられている。これらの内、前三者は、多くの子院を伴い境内都市的景観を呈していた一山寺院であり、境内には宗教施設の他、工房、軍事施設なども備えていたことが知られている。このようなことから、これらの寺院は、木屋堂や三日市遺跡と並ぶ市内での人口密集地域となっていた。

観心寺遺跡は石見川流域に位置する。現在までに窯、谷状地形、石垣、杭列等を検出しており、谷状地形からは、平安時代～鎌倉時代にかけての遺物が出土している。また、観心寺遺跡に隣接する寺元遺跡では当該時期の建物跡や石組み遺構が多く検出されており、子院や寺領である寺元の村落の一部と考えられる。市内南部の天野山金剛寺遺跡では、こ

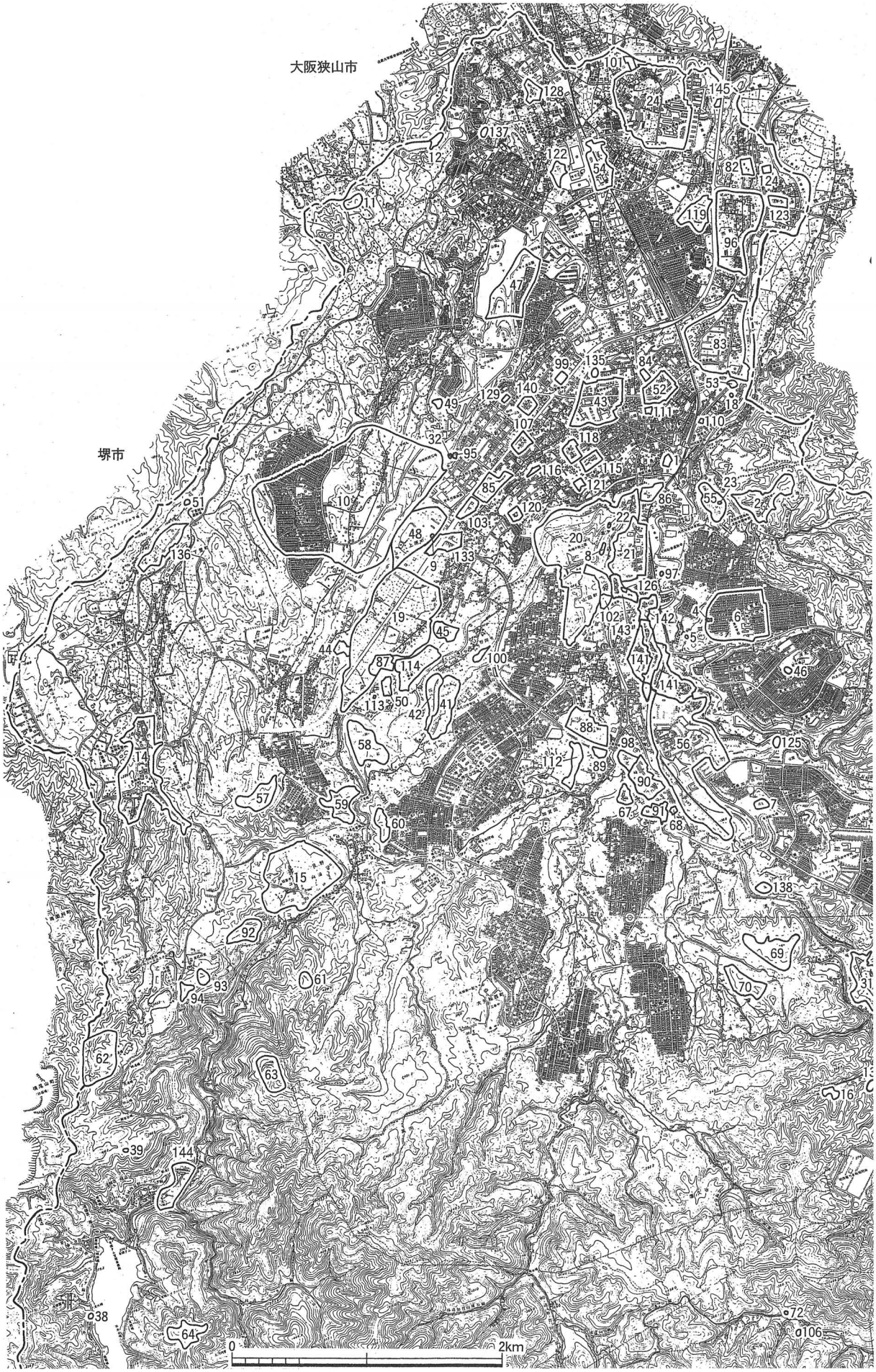

第３図　市内遺跡分布図（1/40,000）

第１表　河内長野市内遺跡地名表

番号	文化財名称	種　類	時　代
1	長野神社遺跡	社寺	室町以降
2	河合寺遺跡	社寺	平安以降
3	観心寺遺跡	社寺	平安以降
4	大師山古墳	古墳	古墳（前期）
5	大師山南古墳	古墳？	古墳（後期）
6	大師山遺跡	集落・生産	弥生（後期）・平安
7	興禅寺遺跡	社寺	中世以降
8	烏帽子形八幡神社遺跡	社寺	室町以降
9	塚穴古墳	古墳・墳墓	古墳（後期）・近世
10	長池窯跡群	生産	平安～近世
11	小山田１号古墳	墳墓	奈良
12	小山田２号古墳	墳墓	奈良
13	延命寺遺跡	社寺	平安以降
14	天野山金剛寺遺跡	社寺・墳墓	平安以降
15	日野観音寺遺跡	社寺・生産	平安～中世
16	地蔵寺遺跡	社寺	中世以降
17	岩湧寺遺跡	社寺	平安以降
18	五ノ木古墳	古墳	古墳（後期）
19	高向遺跡	集落	旧石器～中世
20	烏帽子形遺跡	城館・生産	中世～近世
21	喜多町遺跡	集落	縄文・古墳～中世
22	烏帽子形古墳	古墳	古墳（後期）
23	末広窯跡	生産	中世
24	塩谷遺跡	散布地	縄文～近世
25	流谷八幡神社	社寺	平安以降
26	蟹井淵南遺跡	散布地	中世
27	蟹井淵北遺跡	散布地	中世
28	天見駅北方遺跡	散布地	中世
29	手早口駅南遺跡	社寺	中世
30	岩瀬薬師寺遺跡	社寺	中世以降
31	清水遺跡	散布地	中世
32	伝「仲哀廟」古墳	古墳？	
33	堂村地蔵堂跡	社寺	近世
34	滝畑埋墓	墳墓	近世
35	中村阿弥陀堂跡	社寺	近世
36	東の村観音堂跡	社寺	近世
37	西の村観音堂跡	社寺	近世
38	清水阿弥陀堂跡	社寺	近世
39	滝尻弥勒堂跡	社寺	近世
40	宮の下内墓	墳墓	古墳
41	宮山古墳	古墳	古墳
42	宮山遺跡	集落	縄文・奈良
43	西代藩陣屋跡	散布地・城跡	飛鳥～奈良・江戸
44	上原町墓地	墳墓	近世
45	惣持寺跡	散布地・社寺	縄文・奈良・鎌倉
46	栗山遺跡	祭祀	中世～近世
47	寺ヶ池遺跡	散布地	縄文
48	上原遺跡	散布地	旧石器～近世
49	住吉神社遺跡	社寺	近世以降
50	高向神社遺跡	社寺	中世以降
51	青が原神社遺跡	社寺	中世以降
52	膳所藩代官所跡	城館	江戸
53	双子塚古墳跡	古墳	古墳
54	菱子尻遺跡	散布地・社寺	縄文～近世
55	河合寺城跡	城館	中世
56	三日市遺跡	集落・古墳他	旧石器～近世
57	日の谷城跡	城館	中世
58	高木遺跡	散布地	縄文
59	汐の山城跡	城館	中世
60	峰山城跡	城館	中世
61	稲荷山城跡	城館	中世
62	国見城跡	城館	中世
63	旗蔵城跡	城館	中世
64	権現城跡	城館	中世
65	天神社遺跡	社寺	中世以降
66	葛城第１５経塚	経塚	平安以降
67	加賀田神社遺跡	社寺	中世以降
68	庚申堂遺跡	社寺	近世以降
69	石仏城跡	城館	中世
70	佐近城跡	城館	中世
71	旗尾城跡	城館	中世
72	葛城第１６経塚	経塚	平安以降
73	葛城第１８経塚	経塚	平安以降
74	葛城第１９経塚	経塚	平安以降
75	笹尾塞	城館	中世
76	大沢塞	城館	中世

番号	文化財名称	種　類	時　代
77	三国山経塚	経塚	平安以降
78	光滝寺遺跡	社寺	中世以降
79	猿子城跡	城館	中世
80	蟹井淵神社遺跡	社寺	中世以降
81	川上神社遺跡	社寺	中世以降
82	千代田神社遺跡	社寺	中世以降
83	向野遺跡	集落・生産	縄文・平安～近世
84	古野町遺跡	散布地	中世
85	上原北遺跡	集落	中世
86	大日寺遺跡	社寺・古墳・墳墓	弥生～中世
87	高向南遺跡	散布地	鎌倉
88	小塩遺跡	集落	縄文～奈良
89	加塩遺跡	集落	古墳（後期）
90	尾崎遺跡	集落	古墳～中世
91	ジョウノマエ遺跡	城館？	中世
92	仁王山城跡	城館	中世
93	タコラ城跡	城館	中世
94	岩立城跡	城館	中世
95	上原近世瓦窯	生産	近世
96	市町東遺跡	散布地	弥生・中世
97	上田町窯跡	生産	近世
98	尾崎北遺跡	集落	古墳～中世
99	西之山町遺跡	散布地	中世
100	野間里遺跡	集落	平安
101	鳴尾遺跡	散布地	中世
102	上田町遺跡	散布地	古墳・中世
103	上原中遺跡	散布地	古墳・中世
104	小野塚遺跡	墳墓	中世
105	葛城第１７経塚	経塚	平安以降
106	薬師堂跡	社寺	中世以降
107	野作遺跡	生産	中世
108	寺元遺跡	集落・社寺	奈良・中世
109	鳩原遺跡	散布地	中世
110	法師塚古墳跡	古墳	古墳
111	山上講山古墳跡	古墳	古墳
112	西浦遺跡	集落	古墳・中世・近世
113	地福寺跡	社寺	近世
114	宮の下遺跡	集落	平安～中世
115	栄町遺跡	散布地	弥生・古墳・中世
116	錦町遺跡	散布地	中世
117	太井遺跡	散布地	縄文・中世
118	錦町北遺跡	集落	弥生・中世・近世
119	市町西遺跡	集落	縄文・中世
120	栄町南遺跡	集落	中世
121	栄町東遺跡	散布地	弥生・中世
122	楠町東遺跡	散布地	弥生
123	汐の宮町南遺跡	散布地	弥生・奈良
124	汐の宮町遺跡	散布地	中世
125	神ガ丘近世墓	墳墓	近世
126	増福寺	社寺	中世以降
127	三昧城遺跡	墳墓・城跡	中世・近世
128	松林寺遺跡	社寺	近世以降
129	昭栄町遺跡	散布地	中世
*130	東高野街道	街道	平安以降
*131	西高野街道	街道	平安以降
*132	高野街道	街道	平安以降
133	上原東遺跡	散布地	弥生・中世・近世
134	地蔵寺東方遺跡	墳墓	鎌倉
135	本多町北遺跡	散布地	中世
136	下里町遺跡	散布地	古墳・中世
137	あかしあ台遺跡	散布地	近世
138	岩瀬北遺跡	集落	中世
139	岩瀬近世墓地	墳墓	近世
140	昭栄町東遺跡	散布地・地跡	縄文・中世・近世
141	三日市北遺跡	集落	弥生～中世
142	三日市宿跡	宿駅に伴う街並	中世～近世
143	上田町宿跡	宿駅に伴う街並	中世～近世
144	滝尻遺跡	散布地	縄文・古代・中世
145	市町北遺跡	散布地	中世
146	太白遺跡	散布地	中世
147	高向神社南遺跡	集落	古墳
148	塚遺跡	散布地	弥生・古墳・中世
149	鳩原東端遺跡	散布地	縄文・平安・中世
150	鳩原西端遺跡	散布地	縄文・平安・中世
151	奥田井遺跡	散布地	縄文・平安・中世
152	天野街道	街道	近世・中世

*は街道につきプロットせず

れまでに調査の機会が多く、建物跡、中世墓群、井戸、土釜埋納遺構等が検出されており、主に13世紀以降の遺物が出土している。出土遺物には、土師質土器、瓦器、瓦質土器などの日常雑器に加えて備前焼、常滑焼、瀬戸美濃焼等の遠隔地で生産された国産陶器や国外で生産された貿易陶器を含んでおり、中世の活発な流通活動を窺い知ることができる。日野観音寺遺跡からは多くの建物跡に加えて窯跡が検出されている。市内南部の天見川上流域に位置する千早口駅南遺跡からは石組、建物跡、溝、土坑等が検出されている。一般集落からは出土例の乏しい仏具や貿易陶磁、大量の中世瓦が出土している。出土した軒丸瓦には巴文軒丸瓦に加えて複弁蓮華文軒丸瓦が含まれていた。このようなことから、千早口駅南遺跡はかつてこの地にあったと伝えられている岩瀬旧薬師寺の遺構と判断されている。

第３章　市指定史跡烏帽子形城跡について

第１節　基本構造

烏帽子形城跡の構造については、村田修三氏が縄張りを研究（村田1987）しており、その後、中井均氏（中井2001）、中西裕樹氏（中西2001）も縄張構造について検討を加えている。

烏帽子形城跡の基本構造の特色は、方形の曲輪とこれを防御するための部分的に二重にめぐる横堀と土塁である。また、土塁・横堀の外側には、堀切が残る。曲輪では、瓦葺礎石建物跡が検出されており、出土した瓦は16世紀後半の製作技術によっている。これは城郭において瓦葺建物の普及が始まる安土城築造期に先行する時期のものである。

第２節　構造物と地下遺構について

曲輪Ⅰ（第５・８・９・11図、図版３・４・５）

当該城跡の中心部で標高181.65ｍの最高所に位置する。南北に長く、規模は頂上部の平坦面で長さ50ｍ幅15ｍである。昭和63年の発掘調査の結果、２面の遺構面を確認しており、堆積土上にある上層遺構面からは２棟の瓦葺礎石建物跡（SB１、SB２）を、地山面である下層遺構面からは、落ち込み（SX１）、ピット（Ｐ１）を検出している。

SB１は、曲輪Ⅰの北半部の西側に位置している。建物の主軸は、N-0であり、曲輪西辺と平行している。トレンチ調査によって確認されたものであるため、全容は不明であるが、梁間２間（２ｍ）、桁行７間（７ｍ）以上の規模を持つ礎石建物である。礎石は最大0.4ｍ～0.8ｍの自然石が用いられている。建物の周囲からは瓦が出土している事から瓦葺建物であったと考えられる。

SB２は、曲輪Ⅱの南半部の西側に位置している。建物の主軸は、N-17-Wであり、曲輪西辺と平行している。トレンチ調査によって確認されたものであるため、全容は不明であるが、梁間１間以上、桁行４間以上の規模を持つ礎石建物である。礎石は最大0.4ｍ～0.8ｍの自然石が用いられている。建物の周囲からは瓦が出土していることから瓦葺建物であったと考えられる。

ＳＸ１は、曲輪Ⅰの中央に位置する。人工的な削平の痕跡であり、南西方向と南東方向に直線的削られ隅角部が検出されている。

Ｐ１は、SB１の南東に位置する直径約0.6ｍのピットである。埋土には若干の焼土と炭が混じっていた。

遺物は、軒平瓦（第25図１・２）、平瓦（第32図１・２、第33図１、第34図２、第35

第２表　調査一覧

調査年	調査期間	調査原因	調査箇所	遺構	遺物
昭和61年	３月31日	市営プール	丘陵の南裾	検出せず	土師皿、中国宋代の政和通宝
昭和63年	７月12日～８月１日	公園整備	曲輪Ⅰ	礎石建物	瀬戸美濃焼天目茶碗、貿易陶磁、瓦、金属品
			曲輪Ⅱ	検出せず	火舎、土師質羽釜、備前焼壺、擂鉢、瓦、砥石、青磁皿、白磁皿
平成18年（EBS05－４）	１月16日～２月３日	範囲確認調査	堀Ｆ・土塁④	横堀・土塁	瓦、瓦質甕
			堀Ｂ	堀切	出土せず。
平成19年（EBS06－１）	２月21日～３月19日	範囲確認調査	堀Ｄ・土塁②・③	焼土坑	備前焼の摺鉢、瓦
平成20年（EBS07－２）	３月４日～３月７日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦、白磁皿
平成20年（EBS08－１）	12月８日～12月19日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦
平成22年（EBS09－２）	１月19日～２月19日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦
			堀Ｈ・土塁⑤	土塁	瓦
			東側谷筋	検出せず	出土せず
平成22年（EBS10－１）	６月10日～６月18日	範囲確認調査	北尾根	検出せず	瓦

第３表　新旧遺構番号対照

既往の調査報告書		本報告書
報告書名	旧遺構番号	新遺構番号
河内長野市遺跡調査会報Ⅰ	建物１	ＳＢ１
	建物２	ＳＢ２
	落ち込み	ＳＸ１
	Ｐ１	Ｐ１
河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅦ	ＳＫ１	ＳＫ１
河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅧ	ＳＸ１	ＳＸ２
	ＳＸ２	ＳＸ３
	ＳＸ３	－
	ＳＸ４	ＳＸ４

図２・３、第36図１）、丸瓦（第26図１、第27図１・２、第28図２、第31図１・３・４）、土師皿（第39図２・３）、土師質の羽釜（第39図５）、瀬戸美濃焼の天目茶碗（第39図14）、白磁の皿（第39図16）、銅製飾具（第40図２）、板状鉄製品（第40図３）が出土している。土師質土器・陶磁器の年代は16世紀前半から後半に位置づけることができる。

烏帽子形城跡の構造について、あらためて検討を加えた中井均氏は、この曲輪Ⅰが「東西幅５～15ｍと非常に狭く、兵の駐屯場所としての郭としてはふさわしくない。」とし、多聞櫓・櫓を配した大土塁として構築された可能性を示唆した。また、城郭に瓦葺建物が導入されるのが、安土城築城以降であるとし、主郭で検出された15世紀後半～16世紀前半の瓦については、より古い時代に葺かれた近隣の寺院からの転用品と推測している（中井2001）。

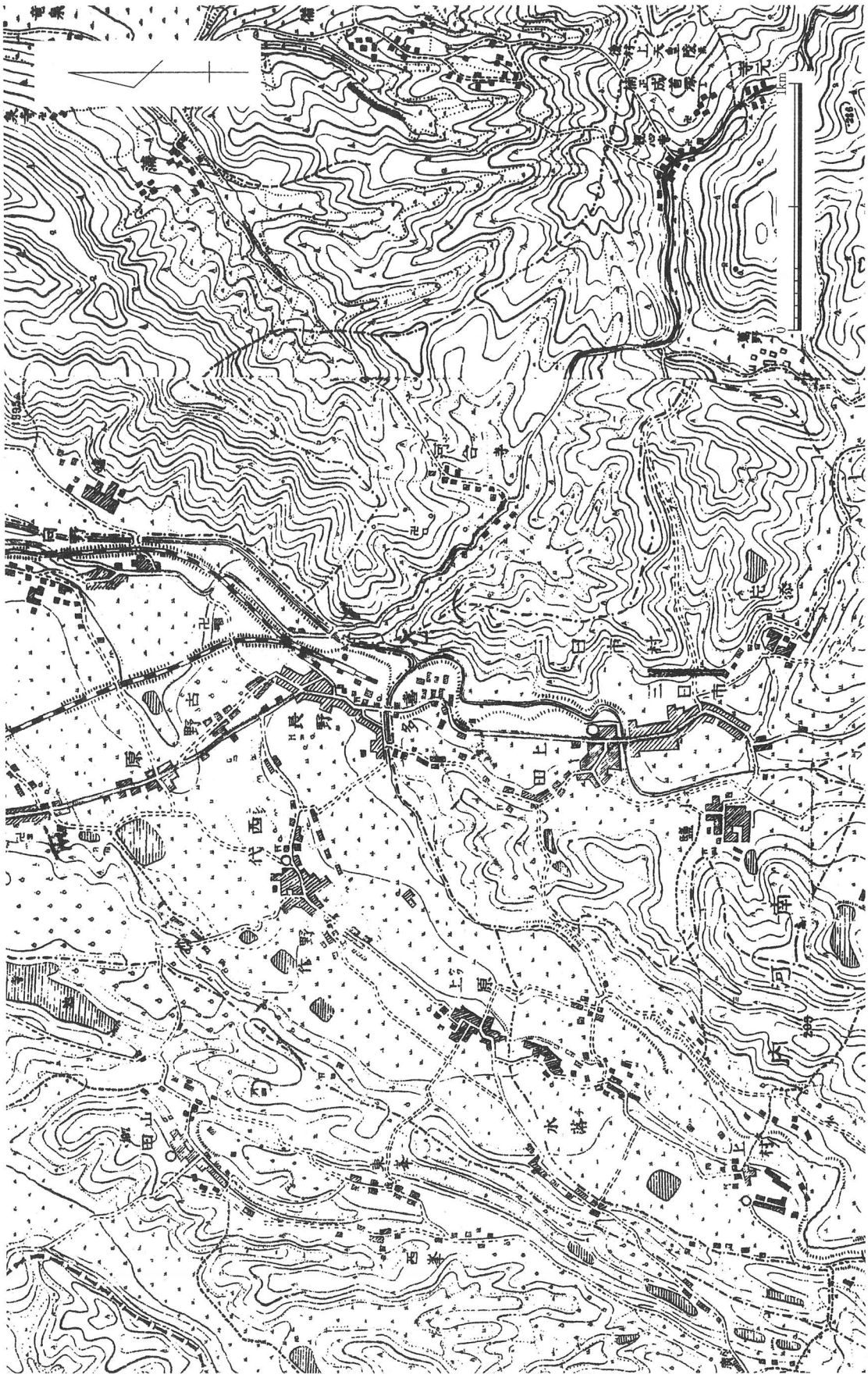

第４図　烏帽子形城跡及び周辺地域地形測量図（大正13年　1/12,000）

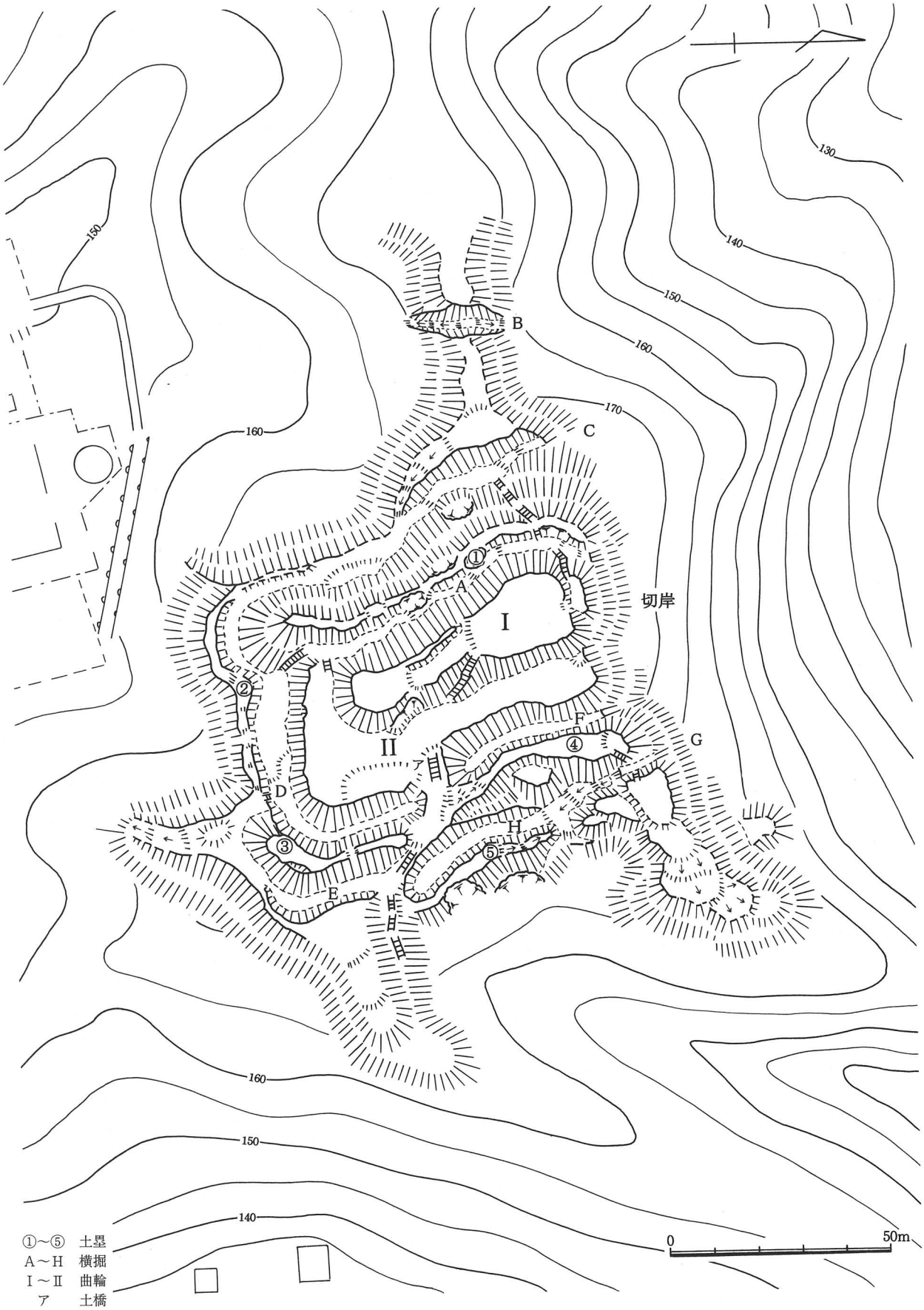

第５図　烏帽子形城跡縄張図（1/1,250）

第６図　烏帽子形城跡曲輪地形測量図（1/1,000）

第７図　調査区配置図（1/1,000）

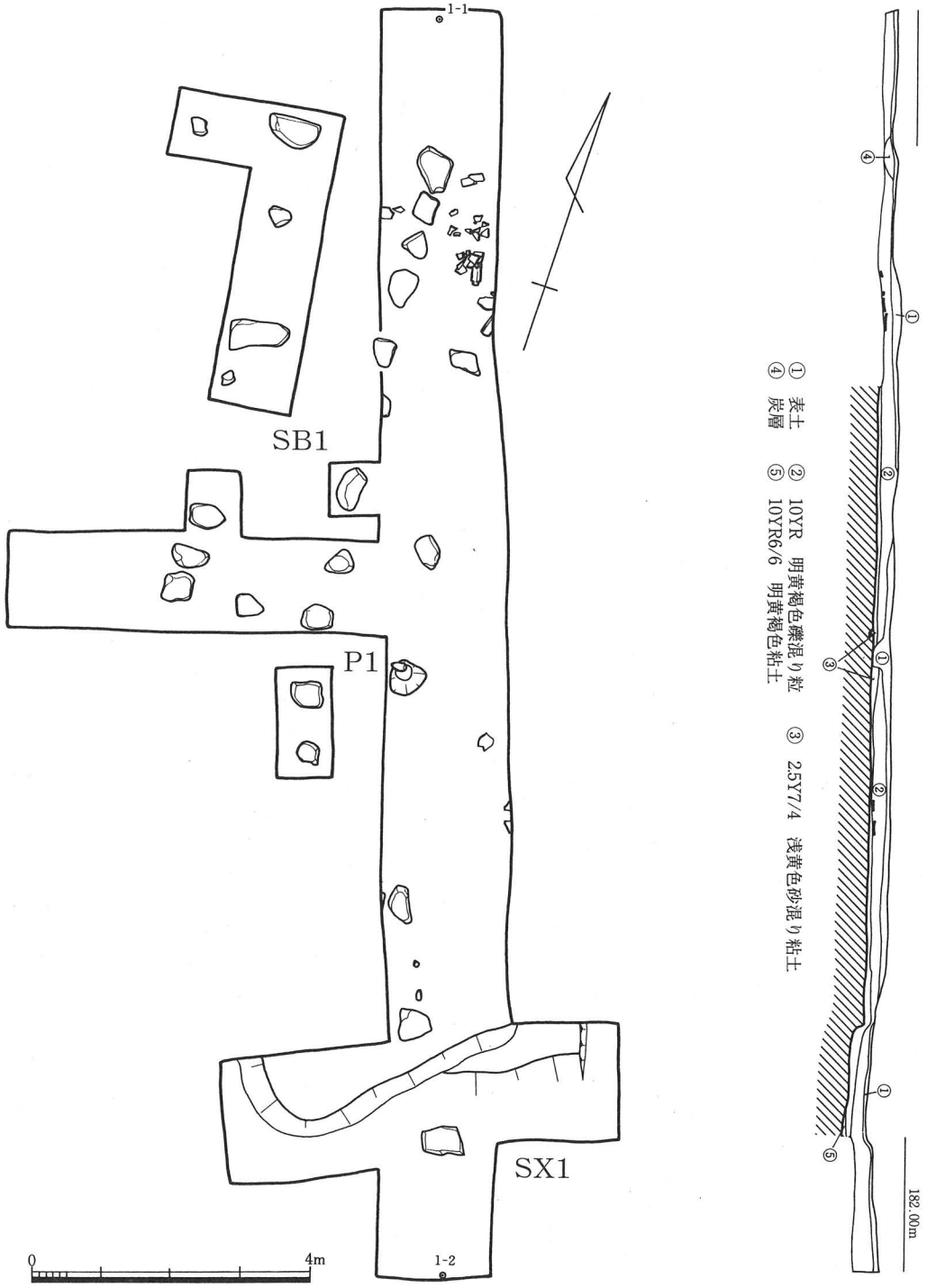

第８図　曲輪Ⅰ　第１～３トレンチ遺構実測図（1/100）

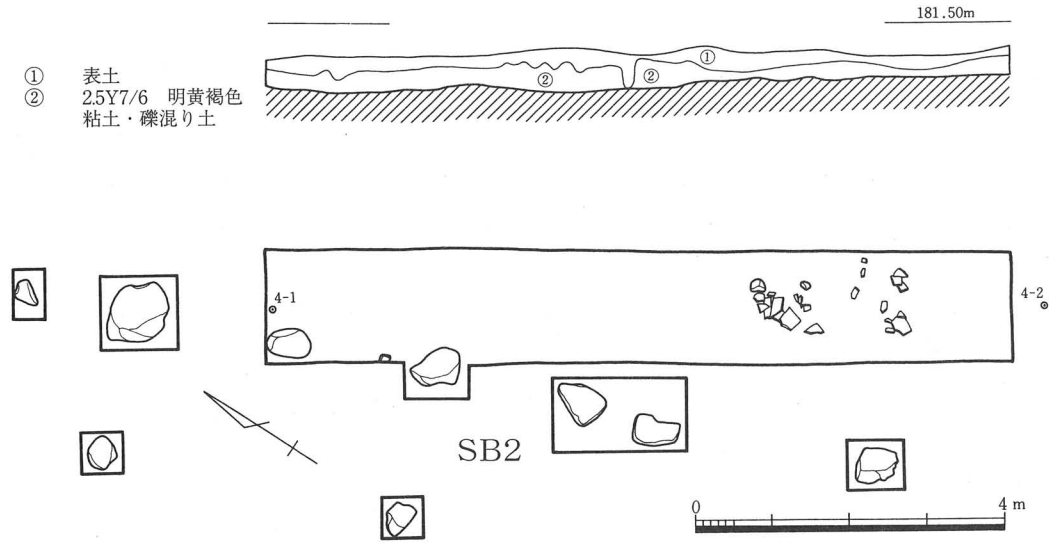

第９図　曲輪Ⅰ　第４トレンチ遺構実測図（1/100）

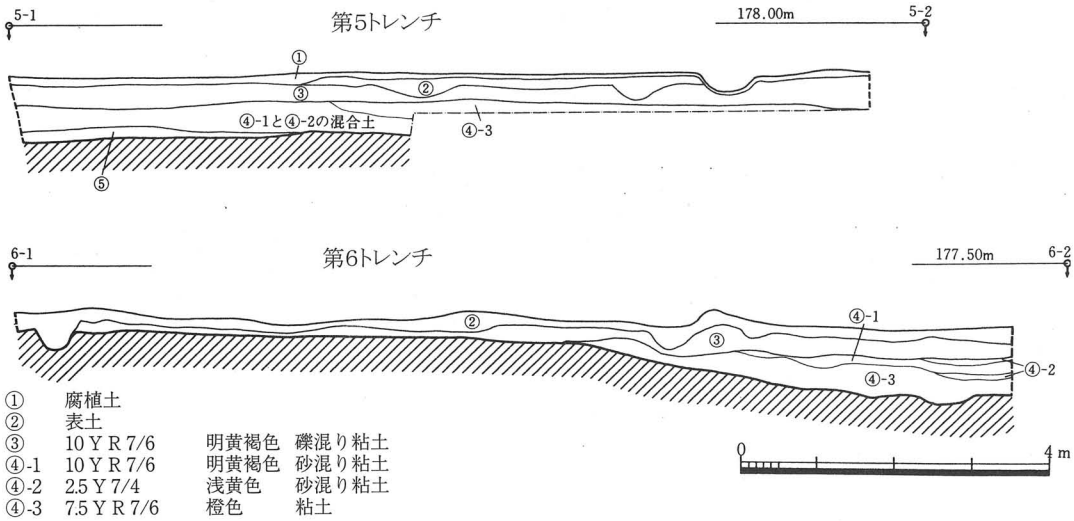

第10図　曲輪Ⅱ　第５・６トレンチ遺構実測図（1/100）

曲輪Ⅱ（第５・６・11図、図版３）

曲輪Ⅰの南側と東側をめぐる逆Ｌ字形の曲輪である。曲輪Ⅰとの比高差は3.5ｍである。平坦面の幅は10ｍ～15ｍであり、北から南方向に長さ50ｍ伸び、西方向へ折れさらに30ｍほど続いている。東には土橋が接続しており、土橋との接続部は、他の場所よりも１ｍ程低くなっている。

これまでに行われたトレンチ調査の結果では、表土下0.1ｍで地山が検出され、地山上には焼土と炭の堆積が見られた。遺構は確認されていない。遺物は、土師質土器の火舎（第39図６）、備前焼の壺（第39図13）、擂鉢（第39図11）、軒平瓦（第25図３）、平瓦（第33図２、第38図１・３）、青磁皿（第39図15）、白磁皿（第39図18）、砥石（第40図１）が出土している。出土した陶磁器の年代は16世紀後半である。

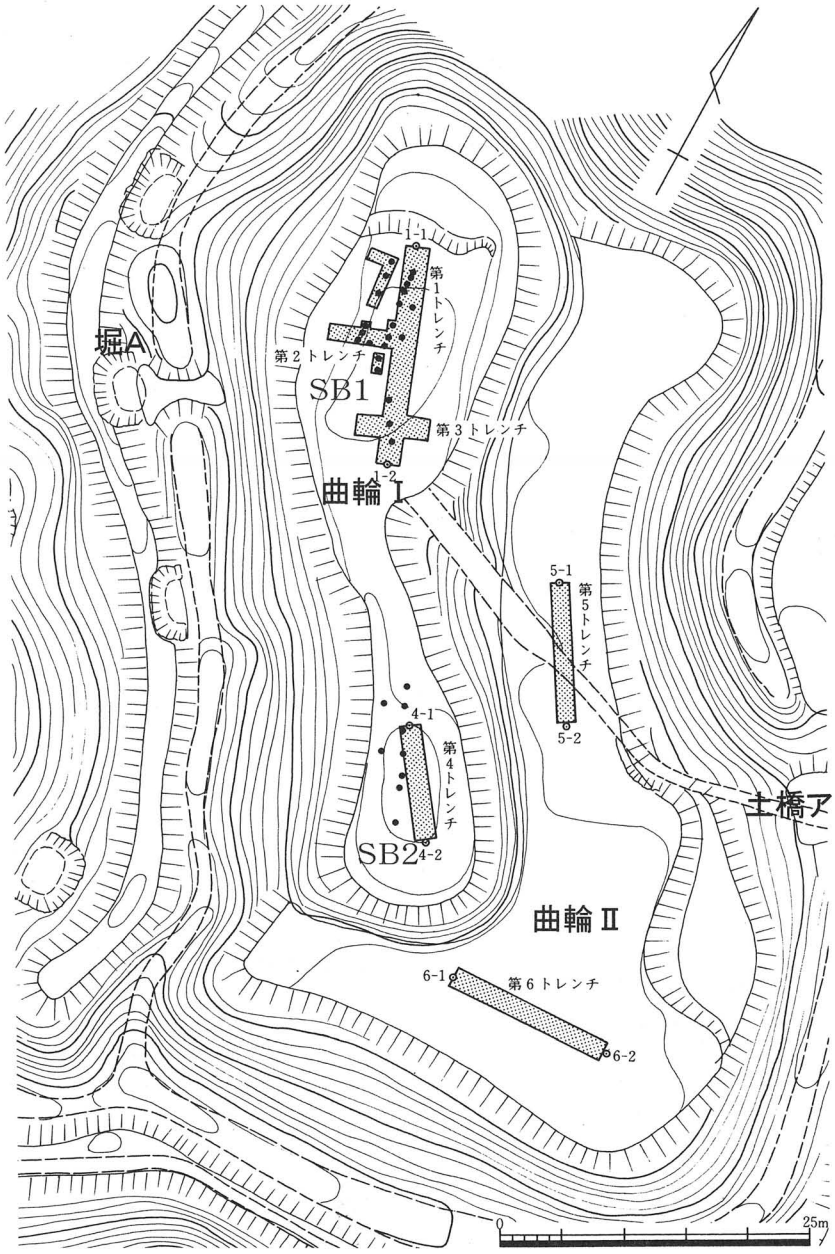

第11図　曲輪Ⅰ・Ⅱトレンチ配置図（1/600）

堀Ａ（第５・11図、図版６）

曲輪Ⅰの西側直下にあり、南北方向に長さ70ｍにわたって伸びる横堀である。堀底面は、埋もれていると推察できるが、曲輪Ⅰと堀Ａの現状での底面の比高差は約８ｍであり、西側にある土塁①上部面との比高差は約２ｍである。幅は現底面で２ｍ～３ｍ、上端部で10ｍ～15ｍである。堀底には、竪穴がみとめられるが、後世のものと思われる。堀Ａの北側はそのまま切岸へと接続し、南側は堀Ｄと直交している。

堀Ｂ（第５・12図、図版６・７）

本城跡と西へ続く尾根を切断する堀切である。南北方向に伸びており、長さ25ｍ、幅は現状底面で２ｍ、上端の幅は８ｍである。平成18年度に行った発掘調査の結果、現底面の地表面下0.1ｍ～0.2ｍで、地山面を確認している。底面は平坦な面をなしていること

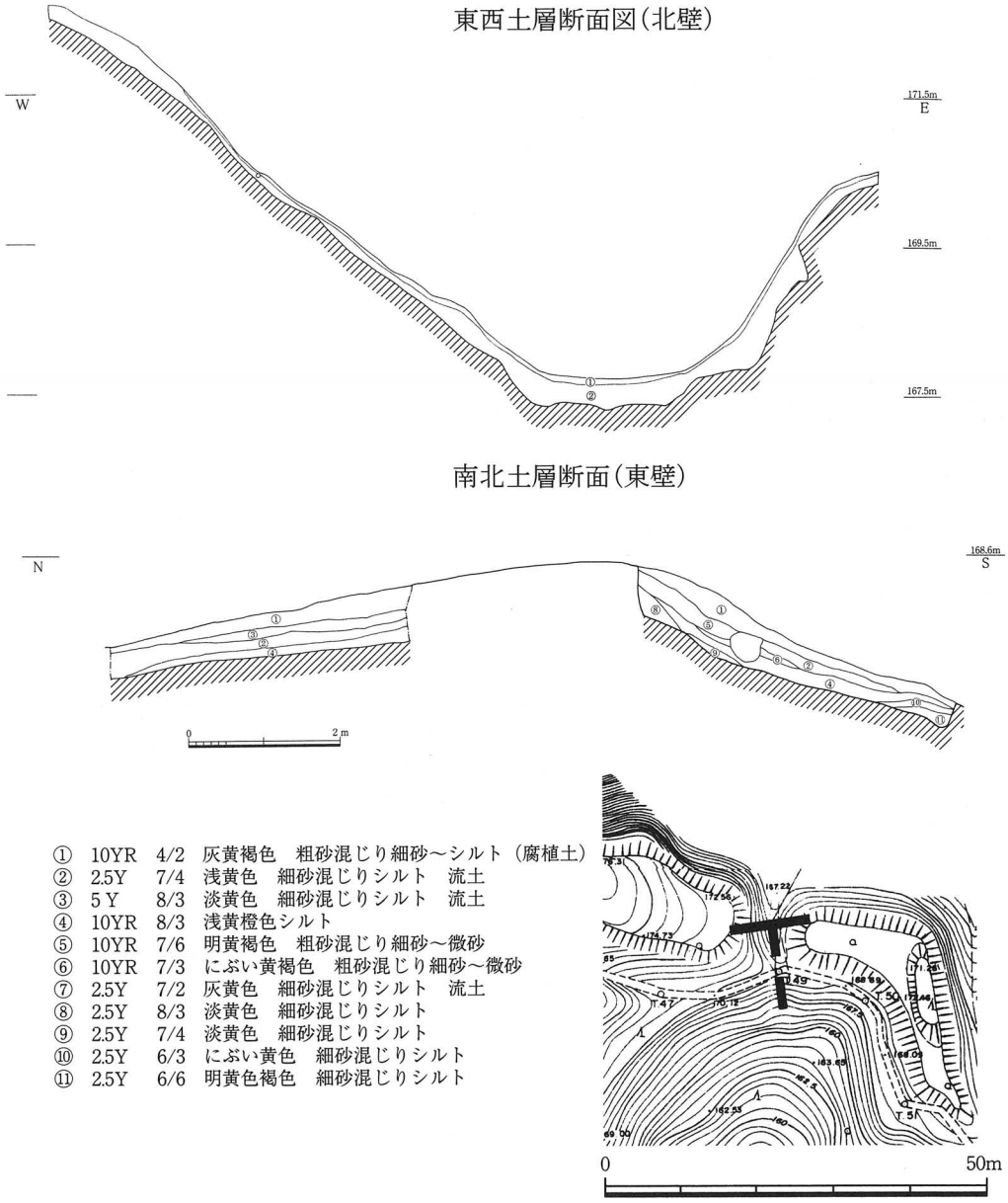

第12図　堀Ｂ土層断面図（1/100）

が明らかになっている。遺物は出土していない。底面と肩部の比高差は、城跡外側肩部とが約５ｍ、内側肩部とが約４ｍとなっている。

堀Ｂ以西では、曲輪と思われる地形が存在せず、また、過去に行われた発掘調査の結果、山城に関連する遺構・遺物も検出されていない。このようなことからこの堀Ｂが本城跡の西端を区画するものと考えられる。

堀Ｃ（第５図、図版８）

堀Ａと堀Ｂの中間にある堀切である。南北方向に長さ35ｍにわたって伸びており幅は、現底面で２ｍ～５ｍであり、上端の幅は約20ｍである。堀Ｃの北側はそのまま切岸へと

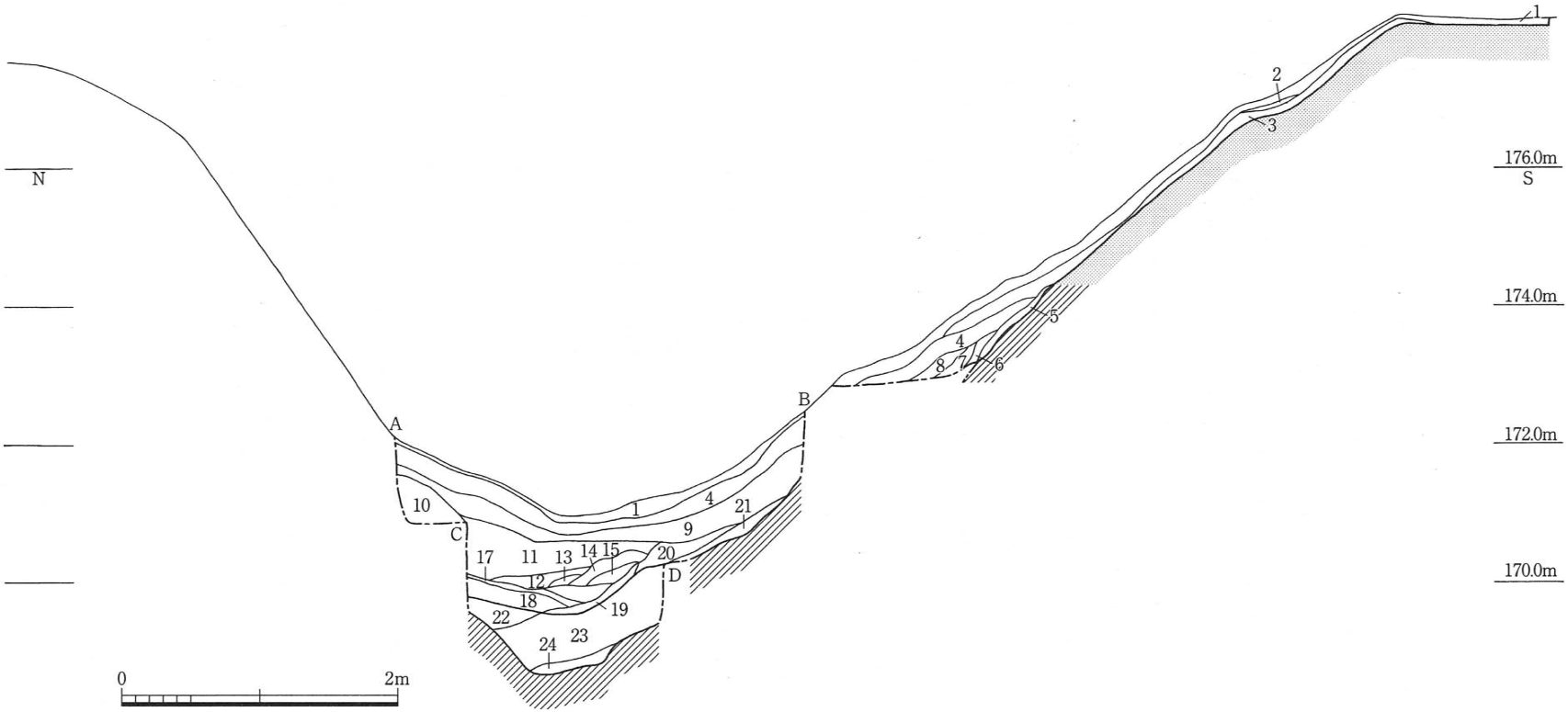

第13図　堀D横断図（1/100）

①	10YR	3/2	黒褐色	腐食土
②	2.5Y	8/4	淡黄色	礫混じり細砂
③	10YR	6/4	にぶい黄橙色	礫混じり細砂
④	2.5Y	8/4	淡黄色	礫混じり細砂
⑤	5Y	7/6	黄色シルト～粘土（地山層の土質に近似した堆積土）	
⑥	10YR	8/4	淡黄色	礫混じり細砂
⑦	2.5Y	7/4	浅黄色	礫混じり細砂
⑧	10YR	7/4	にぶい黄橙色	礫混じり細砂～微砂
⑨	2.5Y	6/3	にぶい黄色	シルト混じり粗砂（地山粘土ブロック含む）
⑩	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂（地山粘土ブロック含む）
⑪	7.5YR	5/6	明褐色	細砂混じりシルト（非常に密な堆積土、瓦・礎石含む）
⑫	7.5YR	5/8	明褐色	細砂混じりシルト
⑬	7.5YR	6/6	橙色	粗砂混じりシルト（1cm大の礫を多く含む）
⑭	7.5YR	5/6	明褐色	粗砂混じりシルト（地山粘土ブロック・焼土多く含む）
⑮	10YR	6/6	明黄褐色	シルト混じり粗砂（地山粘土ブロック含む）
⑯	10YR	6/8	明黄褐色	シルト混じり粗砂
⑰	10YR	5/6	黄褐色	シルト混じり粗砂
⑱	10YR	6/3	にぶい黄橙色	シルト混じり粗砂
⑲	10YR	6/3	にぶい黄橙色	シルト混じり粗砂（1~3cm大の礫を多く含む）
⑳	10YR	6/3	にぶい黄橙色	細砂混じり粘土
㉑	10YR	5/8	黄褐色	シルト混じり粗砂
㉒	10YR	8/1	灰白色	粘土(堀内障壁)
㉓	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂（1~5cm大の礫を多く含む、堀内障壁）
㉔	10YR	6/6	明黄褐色	細砂

接続し、南側は堀Ｄと比高差をもって直交している。堀Ｄとの接続部は幅が狭められている。

堀Ｄ（第５・13・14・15図、図版８・９）

曲輪Ⅱの東側、南側をめぐる横堀である。東西方向へ60ｍ伸び、東端で北方向へ折れて30ｍ続く。北端は土橋アに接しており、西端で堀Ａと堀Ｃに高低差をもって接続している。堀Ｄ現底面と堀Ａ現底面の比高差は約0.7ｍである。現底面の幅は南側では広く６ｍ～８ｍであるが、東側では幅が極端に狭く２ｍ～３ｍである。上端部の幅は南側では13ｍ、東側では10ｍである。平成19～21年度に東西方向から北へと折れる屈曲部で発掘調査を行った結果、現底面下1.5ｍで地山面を検出した。堀底では地山を掘り残して作られたこぶ状の高まりと落ち込みを検出した（SX２～４）。

SX２は上面に片足がのる程度の広さを残した円錐形を呈する。堀底部で南北約1.2ｍ、上面と堀底までの比高は約0.5ｍである。

SX３は上面に平坦部はなく、全体的にいびつな不定形の高まりである。堀底部で南北約1.1m、東西約１ｍ、上面と堀底までの比高は約0.5ｍである。北側裾部では人頭大の自然石が出土し、南側裾部では堀底からやや浮いた状態で丸瓦が出土した。

SX４は堀底から地山を1.5ｍ急傾斜で掘り下げた落ち込みである。堀底に段差を意図的に設けた堀内障壁と考えられる。

堀の形態については、堀内障壁の上面では調査区外へと続く平坦面を検出していることから、箱堀と想定される。一方、堀内障壁の下面では堀底を一部しか検出していないため形態は不明であるが、現況の堀幅を考慮すると薬研堀である可能性が高い。

堀内からは、軒丸瓦（第24図１・２）、丸瓦（第30図２・３、第31図２）、平瓦（第34図１、第35図１）白磁皿（第39図17）が出土している。

堀Ｅ（第５図、図版10）

本城跡と南東にのびる尾根を切断する逆Ｌ字状を呈する堀切である。長さは30ｍにわたって伸びており、現底面幅は約２ｍ、上端幅は10ｍである。底面と肩部の比高差は、城跡外側肩部とが約１ｍ、内側肩部とが約８ｍとなっている。土塁③を防御するために築造されたものと考えられる。なお、踏査の結果、堀Ｅが遮断する尾根には堀Ｅ以東で堀や土塁等が確認されていない。

堀Ｆ（第５・16図、図版10・11）

曲輪Ⅱの東に南北方向に40ｍにわたってのびる横堀である。現底面の幅は、約３ｍであり、上端幅は10ｍである。南端は土橋アに接し、北端は切岸に接している。堀Ｆの現底面と曲輪Ⅱとの比高差は約８ｍである。平成18年度の発掘調査の結果、堀底は１ｍほ

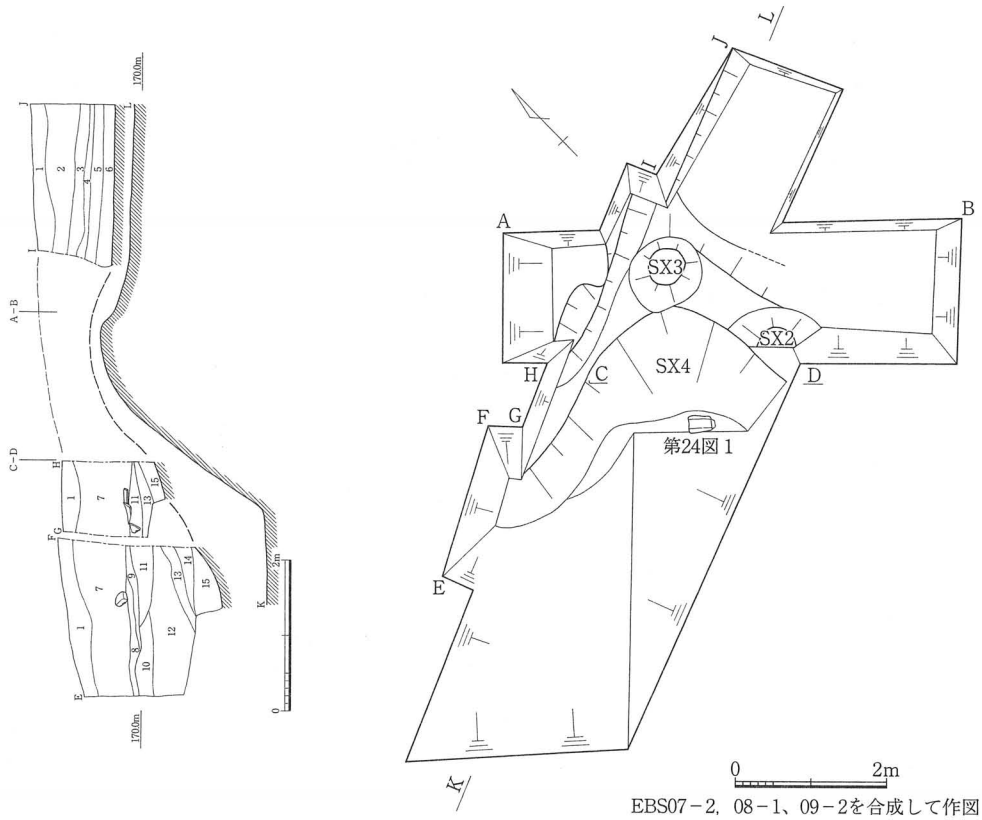

EBS07－2，08－1、09－2を合成して作図

①	10YR	3/2	黒褐色　細砂
②	10YR	6/8	明黄褐色　細砂
③	10YR	6/8	明黄褐色　シルト混じり粗砂
④	10YR	6/8	明黄褐色　細砂混じりシルト
⑤	10YR	7/4	にぶい黄橙色　細砂混じりシルト
⑥	10YR	7/6	明黄褐色　細砂混じりシルト
⑦	10YR	6/6	明黄褐色　細砂（20㎝大の礫を含む）
⑧	10YR	8/4	浅黄橙色　細砂（粘土ブロックを含む）
⑨	10YR	7/8	黄橙色　細砂
⑩	10YR	6/8	明黄褐色　細砂
⑪	10YR	7/8	黄橙色　シルト混じり細砂
⑫	10YR	6/6	明黄褐色　シルト混じり粗砂（粘土ブロックを含む）
⑬	10YR	6/8	明黄褐色　シルト混じり粗砂
⑭	10YR	5/8	黄褐色　粗砂
⑮	10YR	5/6	黄褐色　粗砂

第14図　堀D縦断図（1/100）、第15図　堀内障壁平面図（1/100）

ど埋もれていることがわかっている。この調査によって、堀Fが位置する場所には、本来、南北に長い曲輪が存在していたことが明らかになり、曲輪の外周に土塁を築くことで堀に改変されたことが明らかになっている。第16図①～⑯層、⑱～㉗・㉙・㉚層が堀の埋土である。

堀G（第5図、図版12）

本城跡と北東にのびる尾根を切断する堀切である。長さは5ｍにわたってのびており、現底面の幅は約3ｍであり、上端幅は10ｍである。北端は切岸に接し、南端は堀Hと接続する。現底面と内側にある土塁④との比高差は約8ｍ、外側にある土塁⑤との比高差は約2ｍである。

堀Ｈ（第５図、図版12・13）

堀Ｆの東に南北方向に50ｍにわたってのびる横堀である。北端で堀Ｇと接続し、南端で南側尾根筋に緩やかに接続する。現在は後世に設置された遊歩道によって堀Ｅと分断されている。現底面幅は約２ｍ、上端幅は10ｍである。堀Ｅ・Ｆとあわせて、城の東に伸びる二本の尾根筋に対する遮断線として機能する。底面と肩部の比高差は、城内側肩部とが3.9ｍ、城外側肩部とが0.8ｍとなっている。

切岸（第５図）

本城跡の北に位置する切岸である。眼下は、石川が形成した河岸段丘となっている。河岸段丘と曲輪Ⅰの標高差は約80ｍである。

土塁①（第５図、図版14）

曲輪Ⅰの西側に位置し、堀Ａと堀Ｃの間に位置する。頂上部平坦面の幅は、２～３ｍであり、堀Ａ底面との比高差は２ｍ、堀Ｃ底面との比高差は８ｍである。長さは70ｍにわたって続いており、北端は曲輪Ⅰ方向に、南端は城外方向に湾曲している。

土塁②（第５・17図、図版14・15）

城跡の南端をなし、長さ50ｍにわたって続く土塁である。頂上部平坦面の幅は、２～３ｍであり、堀Ｄ底面との比高差は現状で１～２ｍである。頂上部平坦面は平成19年度に発掘調査が行われているが、遺構・遺物は検出されていない。

土塁③（第５・18図、図版15）

城跡の南東端をなす土塁であり、南北方向に25ｍ続いた後、西方向に折れて15ｍ伸びている。上端部の幅は約１ｍであるが、西端部は幅８ｍ程度に広くなっており、櫓台であったことが推定できる。頂上部平坦面の標高は、176.75ｍであり、曲輪Ⅱとほぼ同一である。平成19年度に発掘調査が行われており、直径0.6ｍのＳＫ１が検出されている。遺構面の堆積土からは備前焼擂鉢（第39図12）、丸瓦（第31図５）が出土した。備前焼の擂鉢の年代は、16世紀後半のものである。

土塁④（第５・16・19図、図版16）

曲輪Ⅱの北東に位置する土塁である。頂上部平坦面の幅は、２ｍ～５ｍであり、南北方向に長さ40ｍにわたって続いている。頂上部平坦面の標高は170.65ｍである。平成18年度の発掘調査によって、かつて曲輪であった場所に構築されていたことが明らかになっている。なお、盛土（㉜～㊵層）は硬く締まっており、層厚0.2m～0.5ｍの水平堆積する盛

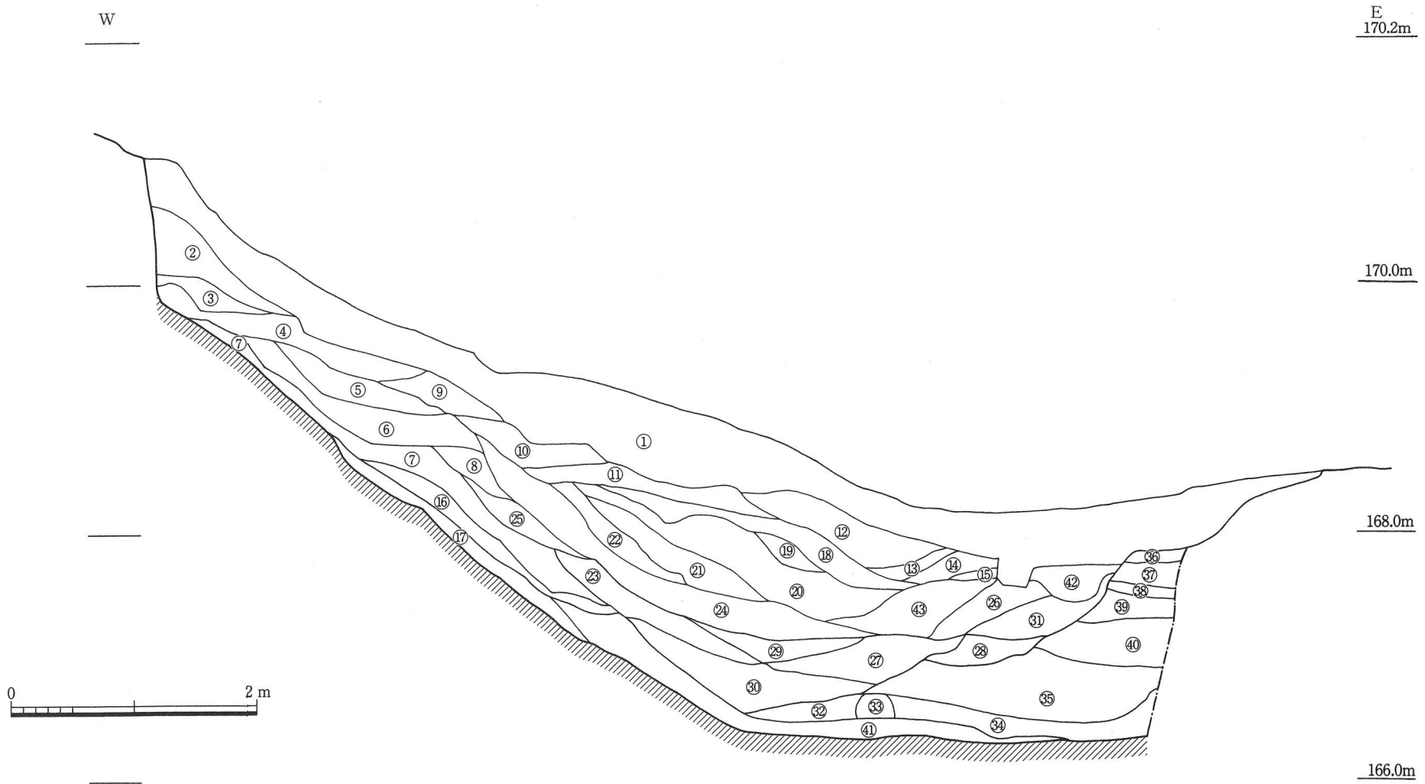

①10YR 6/4 にぶい黄橙色 礫混じりシルト～微砂 （土壌化進）
②10YR 5/4 にぶい黄橙色 礫混じりシルト～微砂 （土壌化進）
③2.5Y 7/4 浅黄色 礫混じりシルト～微砂
④2.5Y 8/4 淡黄色 礫混じりシルト～微砂
⑤10YR 8/2 灰白色 礫混じりシル（10YR 7/6シルトのブロックを多く含む）
⑥10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じり細砂
⑦2.5Y 8/2 灰白色 礫混じり微砂
⑧10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じり粗砂～細砂
⑨10YR 7/6 明黄褐色 粗砂混じり細砂～シルト （10YR8/2シルトのブロックを含む）
⑩10YR 8/3 浅黄橙色 粗砂混じり細砂～シルト （7.5YR 7/8シルトのブロックを少量む）
⑪10YR 8/3 浅黄橙色 粗砂混じり細砂～シルト （7.5YR7/8シルトのブロックを多く含む）
⑫2.5Y 8/4 淡黄色 シルト （7.5YR 7/8微砂のブロックを多く含む）
⑬2.5Y 8/4 淡黄色 シルト
⑭2.5Y 8/4 淡黄色 シルト （7.5YR 7/8微砂のブロックを多く含む）
⑮2.5Y 8/4 淡黄色 シルト
⑯10YR 7/6 明黄褐色 シルト～微砂 （10YR 8/3微砂のブロックを含む）
⑰10YR 8/3 浅黄橙色 微砂
⑱10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じり細砂～シルト （7.5YR 7/8微砂のブロックを少量含む）
⑲10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じり細砂～シルト （7.5YR 7/8微砂のブロックを多く含む）
⑳10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じりシルト
㉑10YR 8/3 浅黄橙色 礫混じり粗砂～細砂 （10YR 7/4シルトのブロックを含む）
㉒10YR 7/3 にぶい黄褐色 礫混じりシルト
㉓10YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト （10YR 7/4シルトのブロックを含む）
㉔10YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト
㉕7.5YR 7/6 橙色 礫混じり細砂～シルト
㉖10YR 7/2 にぶい黄橙色 礫混じりシルト～微砂
㉗10YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト （10YR 8/4微砂のブロック＜角ばった＞を含む）
㉘10YR 8/1 灰白色 礫混じり粗砂～細砂 （10YR 8/4微砂のブロック＜角ばった＞を含む）
㉙10YR 8/2 灰白色 礫混じり細砂～シルト
㉚2.5YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト～微砂 （10YR 8/2粘土のブロック＜角ばった＞を少量含む）
㉛2.5YR 6/1 黄灰色 粘土～微砂
㉜7.5YR 7/6 橙色 微砂～粘土 （10YR 8/2シルト～微砂のブロックを含む）
㉝10YR 7/6 明黄褐色 礫混じり粗砂 （しまりが悪い）カクラン
㉞7.5YR 7/6 橙色 微砂～粘土 （10YR 8/2シルト～微砂のブロック＜角ばった＞を含む）
㉟2.5YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト～微砂 （10YR 8/2灰白色粘土のブロックを少量含む）
㊱10YR 6/6 明黄褐色 粘土～微砂 （炭水物を弱干含む）
㊲10YR 6/6 明黄褐色 礫混じり粗砂～細砂 （炭水物を弱干含む）
㊳10YR 6/6 明黄褐色 微砂～粘土 （炭水物を弱干含む）
㊴2.5YR 7/6 橙色 礫混じり粗砂～細砂
㊵2.5YR 8/2 灰白色 礫混じりシルト～微砂（10YR8/4微砂のブロック＜角ばった＞を含む）
㊶2.5YR 6/1 黄灰色 2.5Y 7/3 浅黄色 礫混じり粗砂～細砂（しまりややが悪い。瓦を大量に含む）
㊷2.5YR 7/4 浅黄色 シルト～微砂 （炭水物を若干含む）
㊸10YR 8/1 灰白色 礫混じり微砂～粘土

第16図 堀F土層断面図（1/50）

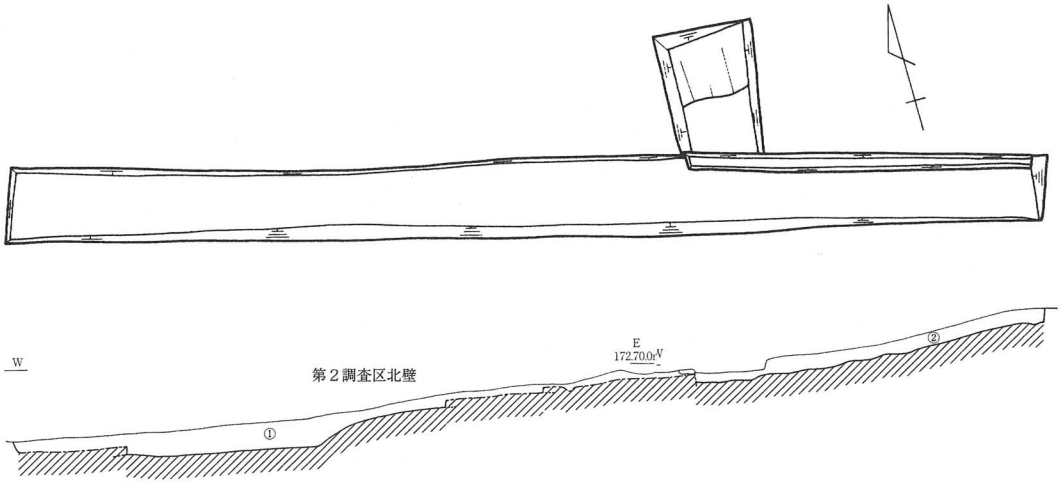

① 10ＹＲ 7/3 にぶい黄橙色粗砂まじり細砂
② 10ＹＲ 7/3 にぶい黄橙色粗砂まじり細砂

0 3m

※斜線は盛土上面を示す。

第17図 土塁② 調査区実測図（1/100）

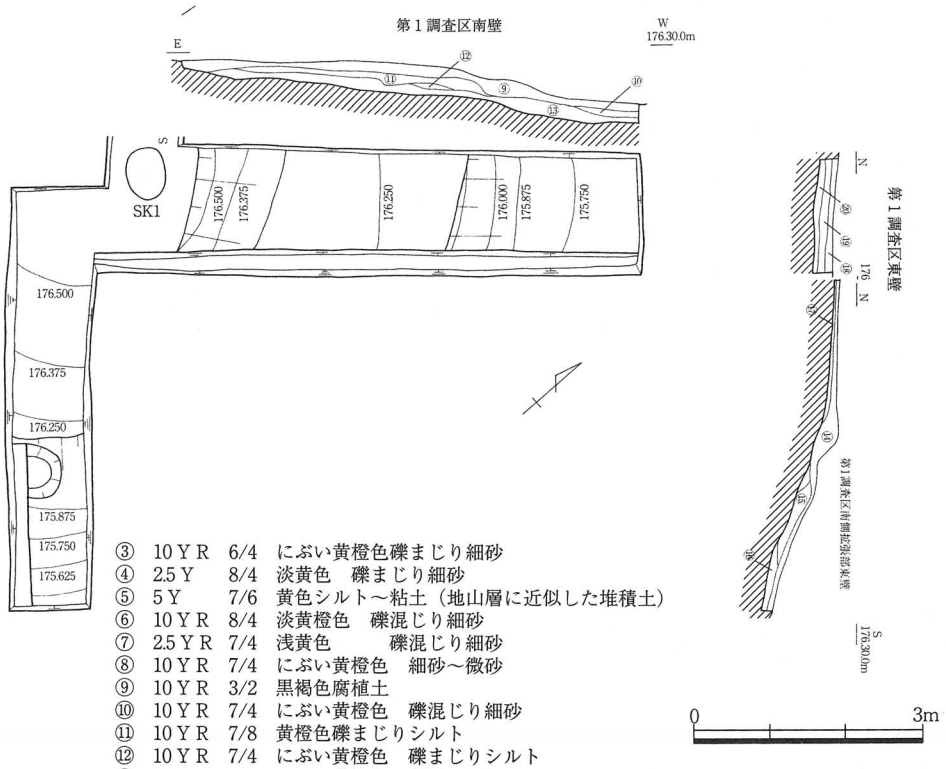

③ 10ＹＲ 6/4 にぶい黄橙色礫まじり細砂
④ 2.5Ｙ 8/4 淡黄色 礫まじり細砂
⑤ 5Ｙ 7/6 黄色シルト～粘土（地山層に近似した堆積土）
⑥ 10ＹＲ 8/4 淡黄橙色 礫混じり細砂
⑦ 2.5ＹＲ 7/4 浅黄色 礫混じり細砂
⑧ 10ＹＲ 7/4 にぶい黄橙色 細砂～微砂
⑨ 10ＹＲ 3/2 黒褐色腐植土
⑩ 10ＹＲ 7/4 にぶい黄橙色 礫混じり細砂
⑪ 10ＹＲ 7/8 黄橙色礫まじりシルト
⑫ 10ＹＲ 7/4 にぶい黄橙色 礫まじりシルト
⑬ 10ＹＲ 7/4 にぶい黄橙色 礫混じり細砂(10ＹＲ 6/4礫まじりシルトのブロックを含む)
⑭ 10ＹＲ 3/2 黒褐色腐植土
⑮ 10ＹＲ 7/4 にぶい黄橙色 礫まじりシルト
⑯ 7.5ＹＲ 7/3 にぶい橙色 シルト～粘土
⑰ 7.5ＹＲ 7/6 橙色礫まじりシルト
⑱ 10ＹＲ 3/2 黒褐色腐植土
⑲ 7.5ＹＲ 7/6 橙色礫まじりシルト
⑳ 10ＹＲ 7/6 明黄褐色 礫まじりシルト（盛土層）

※斜線は盛土上面を示す。

第18図 土塁③ 調査区実測図（1/100）

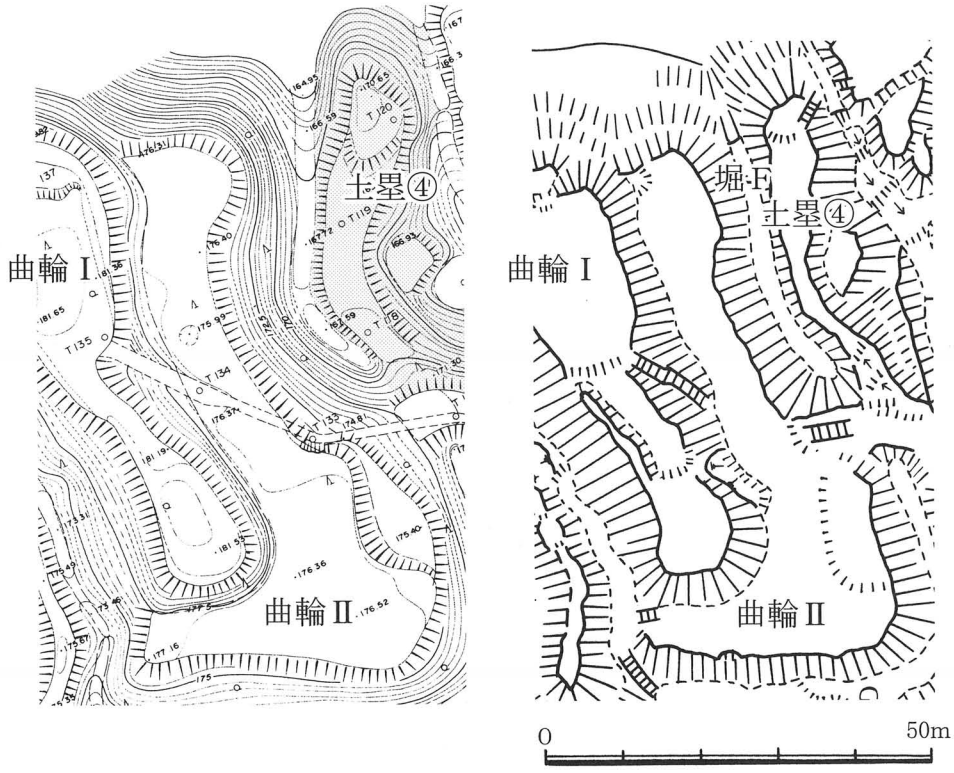

第19図　土塁④増設範囲（トーン部）位置図（1/1,000）

土の単位が認められた。

また、土塁は、曲輪に堆積した遺物包含層上（㊶・⑰層）に構築されており、この遺物包含層からは丸瓦（第28図１、第29図１・２、第30図１）、平瓦（第38図２）、瓦質甕（第39図９・10）、土師皿（第39図１）、土師質高台付椀（第39図４）、土師質甕（第39図７）、土管状土製品（第39図８）が出土している。瓦は、平瓦と丸瓦が出土している。瓦質土器の年代は15世紀中葉～16世紀前半、土師質甕は16世紀後半であり、瓦で年代の判明したものは、14世紀であった。

土塁⑤（第５・20・21図、図版16）

城跡の東端をなす土塁であり、南北に伸びる二本の尾根に挟まれた谷筋の奥部にあたる。頂上部平坦面の幅は、２～３ｍであり、堀Ｈ底面との比高差は２ｍ～2.5ｍである。南北方向に45ｍ続き、北端は北側尾根筋へ、南端は南側尾根筋へと吸収される。北端付近で一部土塁が途切れており、城内への入口の可能性が指摘されていた。平成21年度に発掘調査を行ったところ、入口に関連する遺構は検出されなかった。土塁の下層からは平坦な造成面（６・18層上面、29層下面）が検出され、土塁④と同じくかつて曲輪があった場所に土塁が構築されていたことが明らかとなった。造成面上では溝らしき遺構を検出したが、遺構保全をはかり掘削していないため性格は不明である。ただし、土塁構築土（14～16層、22～29層）の堆積状況は土塁④とは異なり、版築は見られず、しまりが悪い均

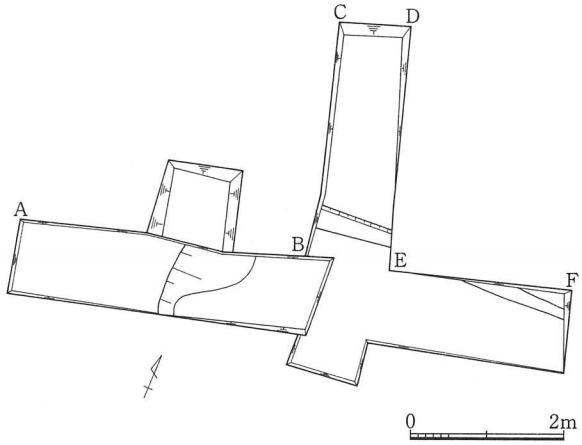

第20図　土塁⑤　調査区実測図（1/100）

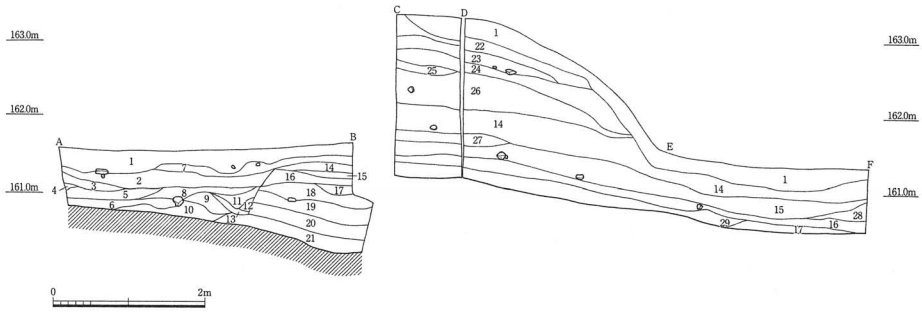

①	10YR	4/4	褐色	シルト
②	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
③	10YR	7/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
④	2.5Y	6/4	にぶい黄色	粗砂混じりシルト
⑤	10YR	7/4	にぶい黄橙色	粗砂
⑥	10YR	5/4	にぶい黄橙色	粗砂混じりシルト
⑦	10YR	7/6	明黄褐色	シルト
⑧	10YR	7/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
⑨	10YR	5/6	黄褐色	シルト
⑩	10YR	3/2	黒褐色	粗砂混じりシルト
⑪	10YR	6/6	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑫	10YR	6/4	にぶい黄橙色	細砂混じりシルト
⑬	10YR	6/6	明黄褐色	シルト混じり粗砂
⑭	2.5Y	6/8	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑮	2.5Y	6/8	明黄褐色	シルト
⑯	10YR	5/6	黄褐色	粗砂混じりシルト
⑰	10YR	7/6	明黄褐色	シルト
⑱	10YR	5/4	にぶい黄橙色	粗砂混じりシルト
⑲	10YR	5/6	黄褐色	シルト
⑳	10YR	5/8	黄褐色	シルト
㉑	10YR	5/4	にぶい黄橙色	シルト
㉒	10YR	6/6	明黄褐色	細砂（粘土ブロック含む）
㉓	10YR	5/6	黄褐色	粗砂混じりシルト
㉓	10YR	6/8	明黄褐色	シルト混じり細砂
㉔	10YR	7/6	明黄褐色	シルト混じり細砂(粘土ブロック含む)
㉕	10YR	7/8	明橙色	細砂（3~5cm大の粘土ブロック含む）
㉖	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト (3~5cm大の粘土ブロックを多く含む)
㉗	2.5Y	6/6	明黄褐色	細砂
㉘	10YR	7/8	黄橙色	シルト混じり細砂
㉙	10YR	6/6	明黄褐色	シルト

第21図　土塁⑤　土層断面図（1/100）

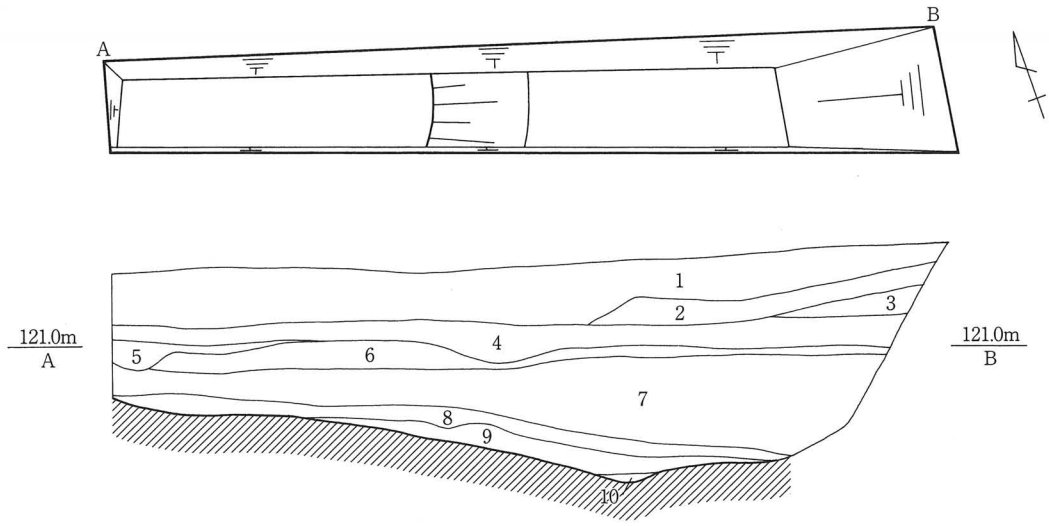

①	2.5Y	6/4	にぶい黄色	細砂（10YR 6/4 にぶい黄橙色 粗砂を含む）
②	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂
③	10YR	5/6	黄褐色	粗砂混じりシルト
④	10YR	4/3	にぶい黄褐色	細砂混じりシルト（腐食土）
⑤	10YR	7/6	明黄褐色	シルト
⑥	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
⑦	10YR	5/6	黄褐色	礫混じりシルト
⑧	2.5Y	4/4	オリーブ褐色	粗砂混じりシルト
⑨	2.5Y	5/4	黄褐色	粗砂混じりシルト
⑩	2.5Y	6/4	にぶい黄色	粗砂混じりシルト

第22図　東側谷筋調査区実測図（1/50）

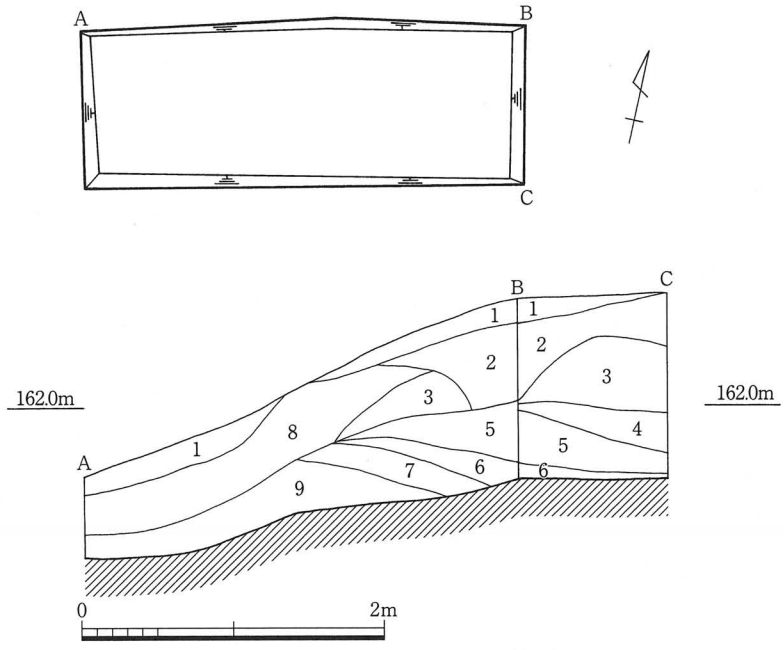

①	10YR	2/3	黒褐色	細砂混じりシルト（表土）
②	10YR	4/4	褐色	細砂
③	10YR	6/6	明黄褐色	シルト
④	7.5YR	5/6	明褐色	シルト
⑤	10YR	6/6	明黄褐色	シルト（地山ブロック含む）
⑥	7.5Y	5/8	明褐色	シルト混じり細砂
⑦	10YR	6/6	明黄褐色	細砂混じりシルト（地山ブロック多く含む、マンガン含む）
⑧	10YR	5/4	にぶい黄褐色	シルト混じり細砂
⑨	10YR	6/6	明黄褐色	細砂混じりシルト

第23図　北東側尾根調査区実測図（1/50）

質な堆積であった。

土塁構築土からは平瓦（第36図２）が出土している。

土橋ア（第５図、図版17）

曲輪Ⅱに接続する土橋である。上部の平坦面の幅は0.6ｍ、長さは１ｍである。堀ＤとＦを隔てている。

北東側尾根部（第５・23図）

本城の北東部に続く尾根には、数段のテラス状の地形が尾根筋にそって認められ、捨て曲輪の可能性が指摘されていた（中井2001）。平成22年度の発掘調査では、テラス間の段差の内、最も比高差がある箇所を選定し発掘調査を行ったが、調査の結果明らかとなった比高差は0.5ｍと小さく、かつ段の傾斜面の角度も20度と、比較的ゆるやかであった。このような状況は、大阪府千早赤阪村千早城跡で明らかになっている曲輪間の段差の様子とは大きく異なっている。このような状況から、当該尾根で認められる平坦面が曲輪である可能性は低いものと考えられる。副次的に曲輪として使用された可能性までも否定するものではないが、常時意識的に維持された曲輪とは考えがたい。

東側谷筋（第５・22図）

曲輪Ⅰ・Ⅱの東側には、城域と丘陵の裾に広がる河岸段丘を連絡する谷筋がとおっている。当該谷筋は、現在公園へ至る遊歩道ともなっているように、曲輪Ⅰ・Ⅱへ最も容易に近づくことができるルートとなっている。このようなことから、この谷筋が曲輪Ⅰ・Ⅱと高野街道を連絡する大手道の可能性が想定された。平成21年度に谷筋と平野部との境界付近、谷の開口部で発掘調査を行った結果、現地表から1.5ｍ下で地山面を検出したが、遺構は検出されなかった。また土層断面の観察においても、粗砂を中心とした谷の埋積にともなう自然堆積が確認されたのみであり、整地面など道として人工的に利用した痕跡は確認できなかった。

ただし、このような谷筋が大手道として利用された類例として、兵庫県豊岡市有子山城、滋賀県長浜市小谷城がある。

第３節　出土遺物について

１．出土遺物の概要

昭和63年からEBS10-１までの発掘調査の結果、烏帽子形城跡からは瓦、土師質土器、土製品、瓦質土器、陶器、磁器、石製品、金属品が出土している。出土遺物の大半は瓦が占め、それ以外のものの出土数はわずかで、そのほとんどが破片資料である。次に、出土遺物の概要について、瓦、土器・陶磁器・土製品類、その他の遺物について記述する。

２．瓦

出土した瓦は遺存の良いものは少なく、大半が破片資料である。破片数にして490点で、その内の303点から軒丸瓦２型式２種、軒平瓦２型式３種、丸瓦13型式13種、平瓦10型式10種が確認できた。残りの187点は分類できなかった。以下に分類を行った瓦の各型式についての特徴を述べる。なお、瓦の観察視点、年代判定については佐川正敏氏の「中世～近世の軒丸瓦」（佐川1989）、山崎信二氏の『中世瓦の研究』（山崎2000）および『近世瓦の研究』（山﨑2008）を参照した。

①軒丸瓦

軒丸瓦は、瓦当文様からNM１とNM２の２型式が確認できた。

NM１（第24図　１）

確認できたNM１は第24図１のみで、瓦当の大半が欠失しているため瓦当文様の全容は明らかでないが、巴文の巴尾の一部が確認でき、内区は右巻きの三巴文と判断できた[1]。外区には突線で二重の圏線が巡らされ、その間に復元で24個の珠文が配される。欠損のため巴の尾が圏線につくかは不明である。また周縁部も欠失しており、施文された文様等は不明である。

第24図１の瓦当直径は不明で、瓦当厚は２cm、丸瓦を含めた残存する全長は38.4cmを測る。接合する丸瓦はＭ９で、丸瓦の法量や特徴についての詳細は後述する。

丸瓦は瓦当裏面の上端に貼り付け、凸面と凹面から粘土を補填して接合する。瓦当の周縁は、凸面側の補填の粘土をもちいて形成しているようで、瓦当側面にヨコナデが施される。一方、凹面補填粘土は丸瓦凹面に添って横方向の円弧状に撫で付けられる。また、丸瓦貼り付け時には、丸瓦広端部および広端面にはキザミなどの接合補強の調整がなされていない。

丸瓦部には、直径1.7～1.8cmの釘穴が胴部狭端側と玉縁部の２ヶ所に穿孔される。玉縁部の釘穴は焼成前に凸面から施されているのに対し、胴部のものは焼成後に凸面側から穿たれている。この焼成後の釘穴は第24図１が再利用された可能性を示唆するものといえる。

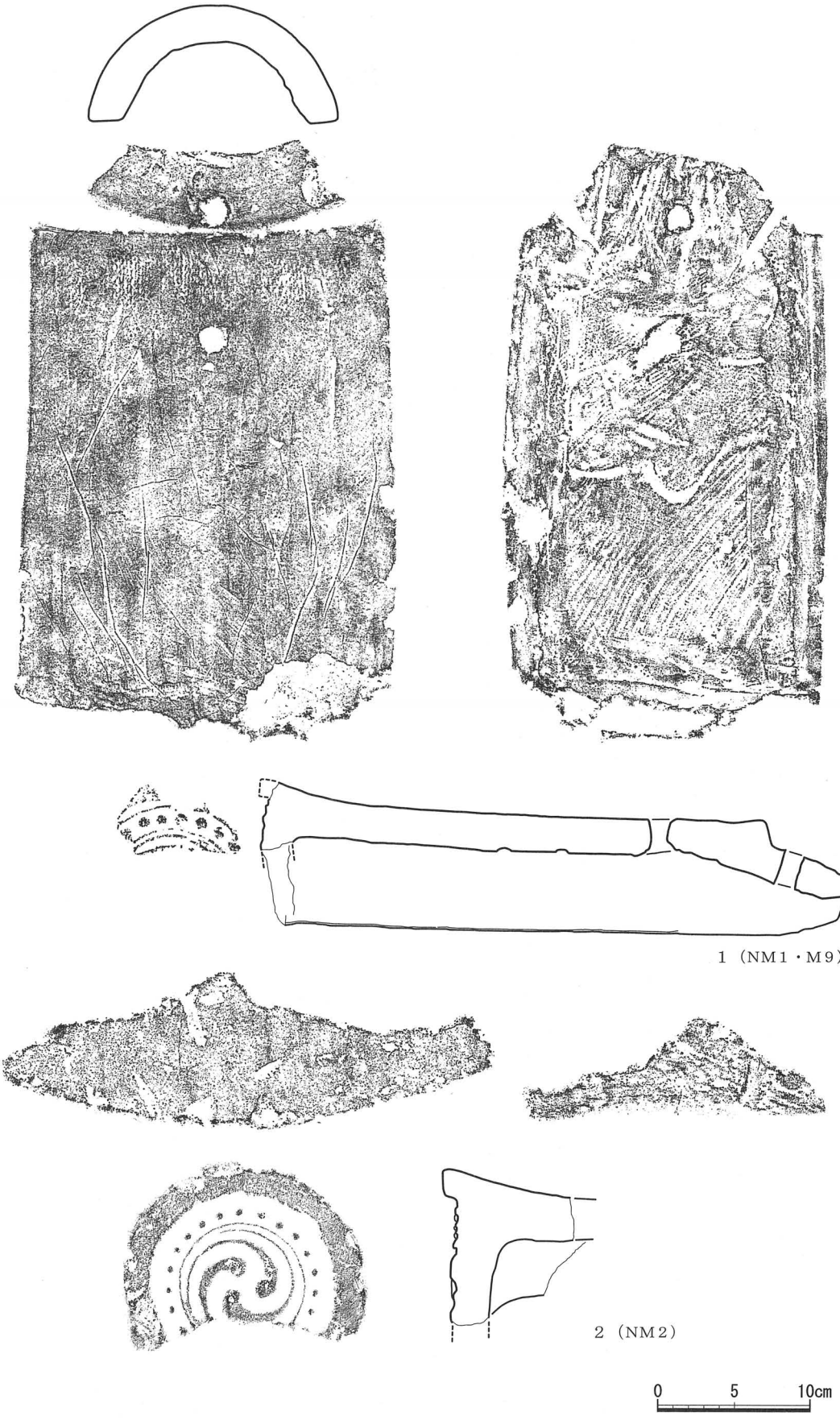

第24図　軒丸瓦実測図（1/4）

丸瓦Ｍ９の凹面には布目と２本の吊り紐痕[2]が認められる。この２本の吊り紐痕には、紐が粘土に直接当たって形と撚り目の転写が見られる部分と、紐と粘土の間に布を介することで紐の形と布目の転写が見られる部分がある。これは丸瓦の型に被せた布袋に、紐が内側と外側を交互に通して縫いつけられたものであることを示す（以後、「内外通し縫い」と呼ぶ)。そして、布袋の外側に綴じ付けられる紐が内側のそれに対して長いことから、14世紀前葉から中葉の所産と考えられる[3]。

第24図１の焼成は硬質で、いぶし焼による炭素吸着によって色調は外面が黒色、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で細礫から極粗粒砂を含む。

なお、NM１は、堀Ｄ底部から１点出土している。

NM２（第24図　２）

NM２は巴文軒丸瓦で第24図２のみが確認できた。内区に右巻きの三巴文を施し、その外側に突線で一重の圏線を巡らせて内区と外区を区切る。外区は、一重圏線の外側に復元で23個の珠文を配する。巴文の巴頭は丸く、各々離れている。巴尾は、後ろの巴の半分の長さまで伸びるが、圏線につかない。周縁は素文の直立縁である。

第24図２は瓦当直径が復原で15.2cmで、瓦当厚は2.4cmである。丸瓦を含めた残存する全長は10cmを測り、接合する丸瓦がほとんど欠失しているため、接合する丸瓦の型式認定は不可能であった。丸瓦は瓦当裏面のやや上端に貼り付け、丸瓦凸面と凹面の双方に粘土を補填して接合する。凸面部補填粘土には丸瓦部から連続して板状工具によってタテナデが施され、丸瓦凹面と瓦当裏面の接合部には円弧状に軽くナデを施す。さらに、瓦当裏面と丸瓦側面の接合部のなす角度は直角にはならず、丸瓦広端部側面に粘土が加えられて滑らかなカーブを描いて瓦当裏面につながる。残存する瓦当裏面には全体にヨコナデがみられる。なお、丸瓦凹面は摩滅して不明瞭だがわずか布目が確認できる。しかし、破片のためコビキ[4]の痕跡の有無は不明である[5]。

第24図２の焼成は硬質で色調は灰白色を呈し、胎土はやや粗く石英と長石の極粗粒砂を多く含む。

NM２は、第24図２の１点のみが堀Ｄ底部から出土している。

中世の所産として位置づけられるが、厳密な時期については不明である。

②軒平瓦

軒平瓦は、瓦当文様からNH１とNH２の２型式に分類でき、さらにNH１は形態からａとｂに細分できる。

NH１ａ（第25図　１）

NH１ａは、波状文軒平瓦で第25図１の１点のみ確認できた。第25図１は瓦当の半分が欠けているため全形は明らかでないが、凸面を上向きにした半円形の波状文を中央にして、

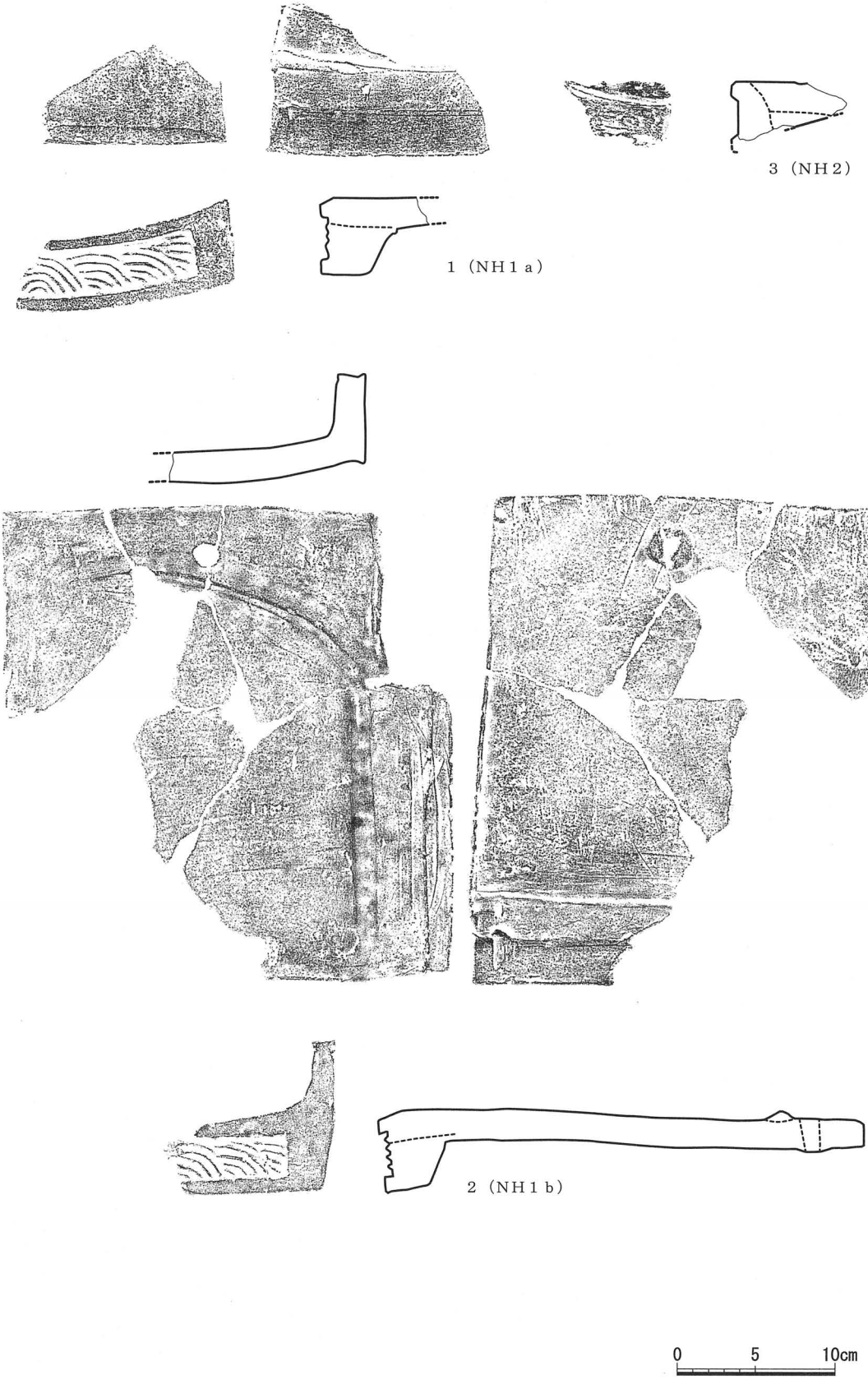

第25図　軒平瓦実測図（1/4）

左右に上向きの波をそれぞれ３単位展開させると復原できる。１単位の波状文は５本の突線で表現されている。なお、この第25図１の瓦当文様部にはハナレズナ[6]が認められ、周縁はナデにより平滑に仕上げられる。

第25図１は瓦当部分だけでなく、接合する平瓦部の大部分が欠失し、全体の規格は不明である。瓦当高は4.2cm、残存する全長は8.4cmで、残存する箇所で計測できた平瓦部の厚さは1.9cmである。

瓦当は平瓦凸面広端部に粘土紐を貼り付け、顎部を段顎に成形する（以後、「顎部貼り付け技法」と呼ぶ)。第25図１は平瓦側の接合部にキザミをいれる。顎部凸面と顎部裏面はヨコナデ調整され、顎後縁に幅３～3.5mmの面取りがなされる。顎部は最大厚3.8cm、顎部凸面幅2.8cmを測る。顎部裏面と平瓦との接合部には当り痕が認められ、凹型台に設置時ないし取り外し時についたとみられる。また、平瓦凸面側縁にも凹型台に設置して側面調整された時にできたバリが認められる。瓦当上縁は面取りが施され、中央は1.2cmの幅で端に向かって狭くなり、完全に端まで及ばない。平瓦凹面は丁寧にヨコナデ調整によって平滑化し、ヨコナデは瓦当上縁の面取り部まで及ぶ。その後に平瓦凹面側縁に幅1.4cmの幅でタテナデされる。平瓦凸面はヨコナデ調整がなされる。コビキ痕の有無については破片のため不明である。

第25図１は硬質に焼成され、いぶし焼きによって炭素を吸着させており、色調は瓦当面、平瓦凹凸面全体が銀黒色化し、断面は灰白色を呈する。胎土は全体に長石の極粗粒砂を含み、特に平瓦部の粘土は混ざりが悪いためマーブル状の粘土縞が認められる。

NH１aは曲輪Ｉの第１トレンチの包含層から第25図１の１点のみが出土している。

時期については次に詳述するが、16世紀中頃から後半に位置付けられる。

NH１b（第25図　２）

NH１bは、NH１aと同笵の波状文軒平瓦である。ただし、厳密には瓦当面から平瓦の約３分の２の長さで粘土板を平瓦凹面右側縁に接合して引っ掛け部とし、その狭端側基部から平瓦凹面に向かって円弧状に伸びる突起状水切りを有することから、片袖式の隅軒平瓦と考えられる。この特徴からNH１bとして細分した。

第25図２はNH１bで残存状態が最も良好な資料であるが、瓦当の半分以上が欠けており、瓦当文様は上向きの波状文の中央から右側に展開した３単位部分のみが残存する。しかしながら、波状文の右端の単位に２箇所の笵傷が観察でき、第25図１よりも進行していることが確認できた。瓦当高は4.3cm、全長は30.2cm、狭端幅23.2cm、広端幅は欠損のため不明である。平瓦部の厚さは広端側で1.8cm、狭端部で1.6cmを測る。

第25図２の顎部は、平瓦広端部に粘土紐を貼り付けて段顎に成形する（顎部貼り付け技法)。接合時には平瓦側の接合部にキザミを入れる。顎部凸面と顎部裏面はヨコナデ調整され、顎部後縁は幅４mmの面取りが施される。顎部は最大厚3.6cm、顎部凸面幅2.5cm

である。また、第25図２には顎部と平瓦凸面の接線部分には凹型台[7]設置時の当り痕が認められる。

平瓦部凸面は、板状工具による粗いタテナデがなされ、ハケメ状の工具圧痕が残る部分もある。また平瓦凸面には、顎部貼り付け後に顎部裏面に接して３cmの幅で板状工具によるヨコナデが行われる。そして残存する平瓦凸面右側縁には、凹型台に設置して側面調整を行った際にできたと考えられるバリが、引っ掛け部の終わる長さまで認められる。平瓦凹面は、NH１aと同様に丁寧にヨコナデされ、側縁は幅1.6cmのタテナデが施される。平瓦部両面の調整によりコビキ痕が認められず、コビキの分類については不明である。

平瓦凹面右側縁には高さ3.7cm、厚さ1.7cm、瓦当面からの最大長19cmの粘土板を貼り付けて引っ掛け部が成形される。引っ掛け部と平瓦の接線はやや強いタテナデで接合を補強している。そして、引っ掛け部の狭端側基部から、最大幅1.8cm、高さ１cmの突起状水切りが、平瓦部の３分の２程度まで円弧状に伸びる。この突起状水切りは平瓦凹面に貼り付けた細い粘土紐を撫で付けながら接合し、指と指の間で突起を整形調整する。また、平瓦凹面には、平瓦狭端部側で突起状水切りに隣接して、直径1.5cmの釘穴が凹面側から穿孔される。平瓦部側面及び狭端面はナデ調整され、引っ掛け部上縁と側面も同時にタテナデ調整がなされる。用いられた平瓦は、規格と成形調整の諸特徴から、後述するＨ６に相当する。なお、第25図２には右側側面の瓦当面から10cmの位置に２mm×５mmの鉄片が付着しており、屋根に葺く際に付着した建築部材の可能性がある。

瓦当上縁はNH１aの第25図１と同じく幅1.8cmの面取りが行われ、端に行くにつれて狭くなるが、面取り後に平瓦凹面と連続してヨコナデされる。さらに、引っ掛け部を貼り付けた後に、瓦当上縁から引っ掛け部凹面側でかつ瓦当側の端縁にかけてヨコナデ調整がなされる。最後に瓦当面は、瓦当周縁部と貼り付けた引っ掛け部の瓦当面側の端面を同時にナデ調整し、平滑に仕上げる。

第25図２は、硬質に焼成され、いぶし焼きによる炭素吸着により、色調は瓦当面及び平瓦凹凸面全体が銀黒色化し、断面は灰白色を呈する。胎土は全体に長石の極粗粒砂を含み、特に平瓦部の粘土は混ざりが悪いためマーブル状の粘土縞が認められる。

NH１bは、曲輪Ｉの第１トレンチの遺構面の直上を覆う包含層から３点出土している。そのうちの１点は第25図２で、その他は引っ掛け部分と凹面の突起状水切りの破片が各１点ずつ確認できた。

NH１の波状文軒平瓦の制作年代は、文様が波形の円弧状に形式化した波状文であり、16世紀中頃から後半に位置付けられる[8]。

NH２（第25図　３）

確認できたNH２は第25図３の１点のみで、摩滅が著しく、破片資料であるため、文様の全容は明らかでないが、内区の中心文様にはわずかに唐草状の文様が見られ、その上下

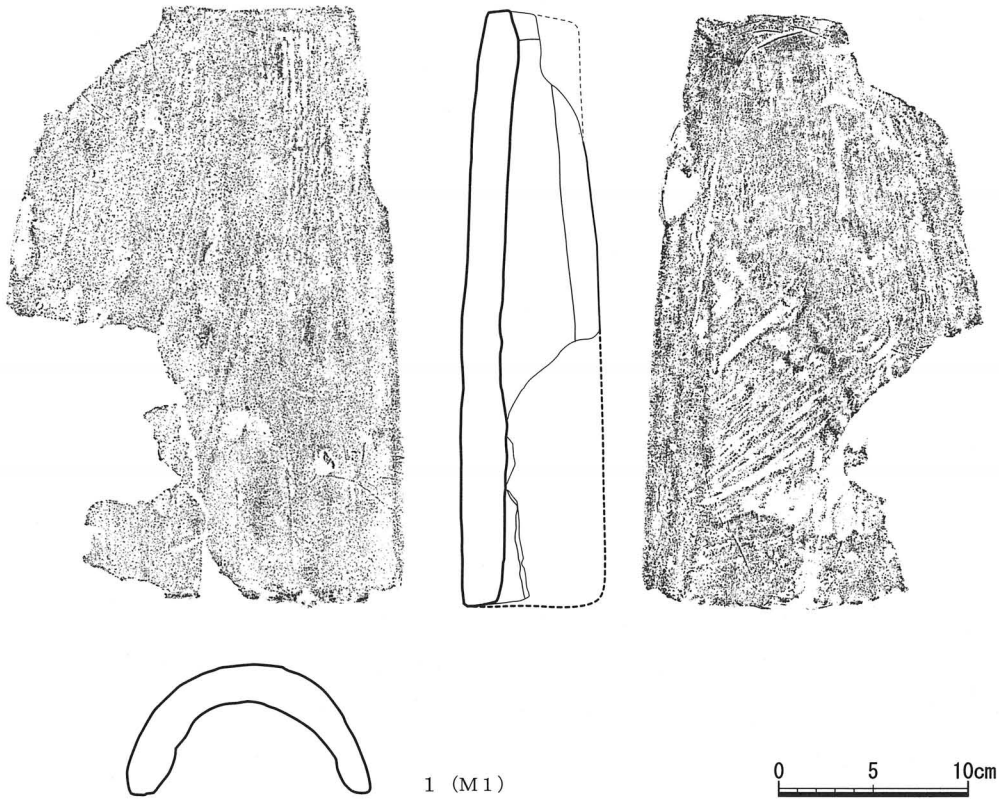

第26図　丸瓦実測図１（1/4）

に突線で一重の界線を巡らせる。また、周縁は素文の直立縁と思われる。

第25図３は瓦当高が残存で3.4cm、残存する全長は7.2cmである。瓦当部は、平瓦凸面側広端縁を斜めに削って、そこに新しい瓦当用の粘土を接合し、さらに顎部裏面側から接合部位に粘土を補填して接合を補強して成形される、いわゆる「瓦当貼り付け技法」が用いられる。

外面調整は摩滅により不明だが、瓦当付近の凹面にハナレズナの付着が認められる。また、コビキ痕の有無も破片のため不明である。

第25図３はやや軟質な焼成で、いぶし焼によって外面が黒色で断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で極粗粒砂を含む。

曲輪Ⅱの第６トレンチ包含層から第25図３の１点出土している。

製作時代は、概ね中世に位置づけられるが、瓦当文様が不明瞭であるため厳密な年代は不明である。

③丸瓦（第４表　上段）

丸瓦はＭ１～13までの13型式に分類できた。丸瓦の分類視点は、玉縁部の有無、各部位の計測値（全長・玉縁長・胴部長・胴部幅・胴部厚・胴部高など）、丸瓦各部の面取り、

丸瓦凸面の技術的諸特徴（縄叩き・ナデなど）、丸瓦凹面の技術的諸特徴（布目・コビキ痕・吊り紐痕など）を基準とした。出土した丸瓦の大半は破片であるため分類困難である場合が多い。その中で、丸瓦の各部の面取りは特徴的で分類基準として認識しやすく、特に玉縁部の面取りは型式識別しやすい。そのため、玉縁部の面取りを重視して破片資料を分類した。なお、丸瓦の部位名称[9]、および丸瓦各部の面取りの観察視点や呼称法については佐川正敏氏の研究[10]を参照した。

M1（第26図　1）

M1は無段の丸瓦である。全容の判明するものは第26図1のみで、規格は全長31.5cm、復元広端幅で15cm、復元狭端幅で9.5cm、復元胴部高7.4cm、厚さ2.0～2.5cmである。

M1の胴部凸面には縦方向の縄目タタキの後、板状工具で狭端部から広端部まで一度にタテナデされる。凹面には、コビキAの痕跡が認められる。また、布目痕も見られ布袋を使用したことが分かるが、吊り紐痕はみられない。

面取りは、まず、側面及び側縁凹面にそれぞれ1.5cm幅で施される。そして、広端縁凹面には幅4.5cmの面取りがやや弱く施されて広端面幅が1.7cmになる。一方、狭端縁凹面には幅1.5cmの面取りが施され、狭端面幅は1cmを測る。最後に丸瓦側面狭端部を狭端面から約3～4cmのところまで面取りする。

焼成はやや硬質のものから軟質のものまである。第26図1はやや軟質で外側が炭化して黒褐色を呈する。一方、やや硬質のものは淡黒色を呈する。胎土はやや粗く、5mm大の中礫～細礫の石英・長石を含む。

曲輪Iの第1～3トレンチ包含層から第26図1を含めた4点、曲輪IIの第5トレンチ包含層から1点、堀F埋土から1点、土塁④下層（土塁④の⑰層・㊶層）から1点、堀D埋土から1点出土している。

年代は中世の所産と考えられるが、詳細は不明である。なお、無段丸瓦で同一の規格と調整方法の丸瓦が金剛寺から出土しており、同一型式分類に該当する可能性が高い[11]。金剛寺出土瓦との関係については今後の課題である。

M2（第27図　1・2）

M2は有段の丸瓦で、規格は全長32～32.5cm、胴部長27.5cm、玉縁長4.7～5cm、胴部高6.6～7.0cm、胴部広端部幅14cm、胴部狭端部幅14.5cm、玉縁部広端側幅11cm、玉縁部狭端側幅9.5cm、胴部の厚さ2.2～2.5cmを測る。

胴部凸面は板状工具によるタテナデが狭端部から広端部にかけて連続して施されている。胴部狭端側にはナデの下にわずかに縦方向の縄目が見られ、タテナデ調整の前に縄目タタキが行われていたことが分かる。玉縁部凸面はヨコナデ調整される。胴部凹面にはコ

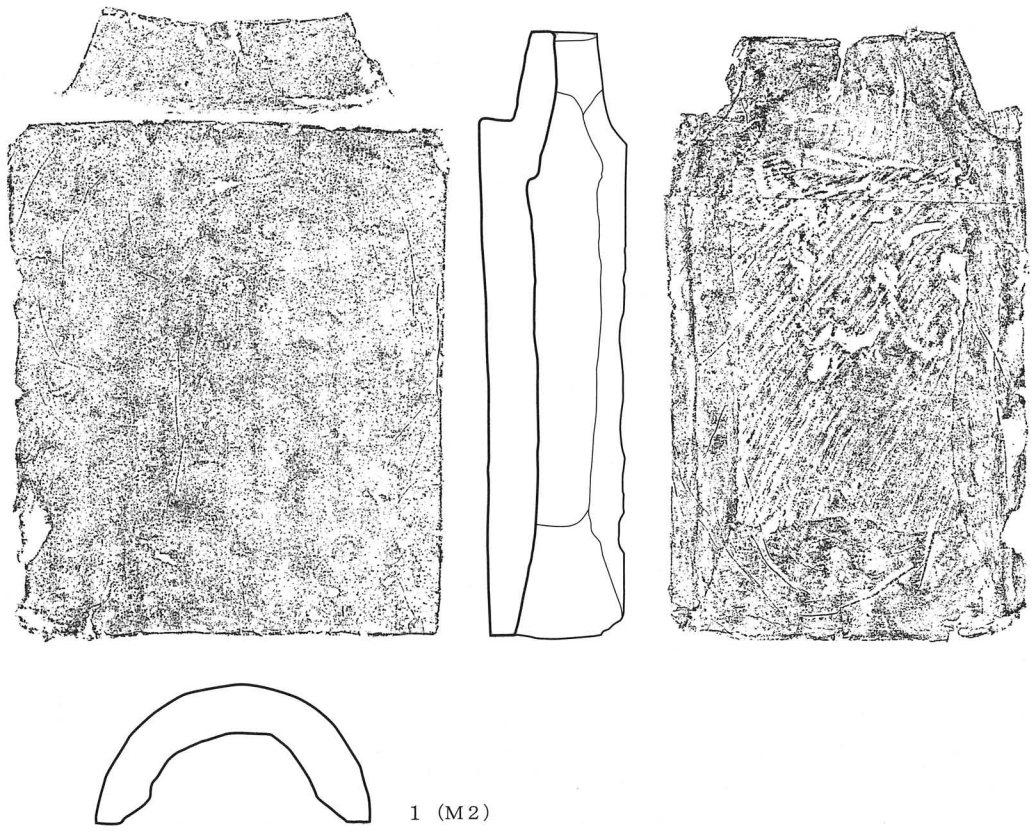

第27図　丸瓦実測図２（1/4）

ビキAの痕跡、１本の吊り紐痕と布目が認められる。吊り紐は布袋の外側に山形にとじつけて紐を垂らす（以後「外側とじつけ」と呼ぶ)。紐を山の部分は短く一回転させてループ状にし、谷の部分に長く垂らす。また、玉縁部凹面に２本のぐし縫いの痕跡も認められる。

面取りは丸瓦各部に行われており、破片資料でも分類しやすいものが多い。両側縁凹面側は、玉縁部から胴部にかけて2.2～2.4cmの幅でやや深めに一気に削られ、側縁の断面形は鋭くなる。そして、広端縁凹面は６cmの幅で深く削られて断面形が鋭くなる。玉縁端凹面は幅2.2～2.5cmの幅で面取りされる。玉縁部側縁の凸面側には、胴部狭端まで面取りが及ぶ。さらに、２～４mmの幅で広端面凹面側と凸面側、丸瓦胴部狭端縁凸面側、玉縁部端面凹面側と凸面側のそれぞれの縁辺を面取り調整する。

焼成は極めて良く、堅く焼締まって須恵質になり、色調も暗青灰色を呈する。胎土は緻密でチャートや石英の１cm大の中礫を極微量、極粗粒砂を微量含む。

曲輪Ⅰの第１・２トレンチ包含層から第27図１・２を含めて11点、第４トレンチ包含層から４点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から２点、第６トレンチから５点、土塁④下層から３点、堀D底部から１点出土している。

吊り紐痕が布袋の「外側とじつけ」で縄目単位も明瞭に認められ、少なくとも14世紀後葉以降に位置づけられる。さらに面取りに注目すると、玉縁部両側縁凸面側の面取りは胴部狭端に及び、また胴部狭端凸面の面取りが見られる。このことから15世紀後半～16世紀の年代が与えられる[12]。

M３（第28図　１・２、第29図　１）[13]

M３は有段丸瓦で、規格は復元全長26.8～27.0cm、胴部長23.8～24.0cm、玉縁長3.0cm、胴部広端幅12.5～13.0cm、胴部狭端幅13.5cm、玉縁部広端側幅9.6cm、玉縁部狭端側幅７cm、胴部の厚さ1.6～2.0cmである。

胴部凸面は板状工具によるタテナデが狭端縁から広端縁にかけて施され、狭端縁を幅１～７cmのヨコナデがなされる。狭端縁に縦方向の縄目タタキがみられるが一連のナデ調整によって消される。凹面にはコビキAの痕跡および布目の痕跡が認められるが、吊り紐痕は見られない。

両側縁凹面側の面取りは、玉縁部から胴部にかけて1.2～1.5cmの幅で一気に削る。側面幅は1.0～1.3cmを測り、側縁凹面側の面取り幅との割合は概ね１：１となり、側縁の断面形は鈍い。そして、広端縁凹面は2.5cmの幅で削られ、玉縁端凹面は幅1.0～1.5cmの幅で面取りされる。玉縁部側縁の凸面側には、胴部狭端まで面取りが及ぶ。さらに、２mmの幅で胴部広端縁凹面側、胴部狭端縁凸面側、玉縁部端面凹面側と凸面側のそれぞれの縁辺を面取り調整する。ただし、胴部狭端縁凸面側の縁辺の面取りを施すものと施さないものがある。

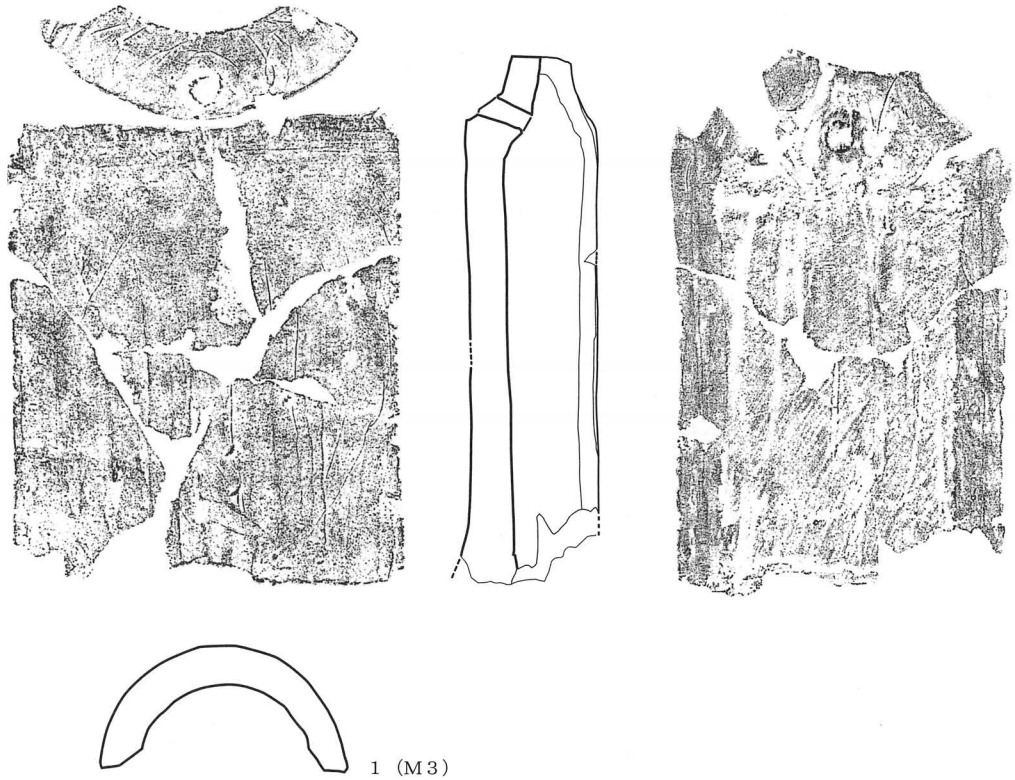

第28図　丸瓦実測図３（1/4）

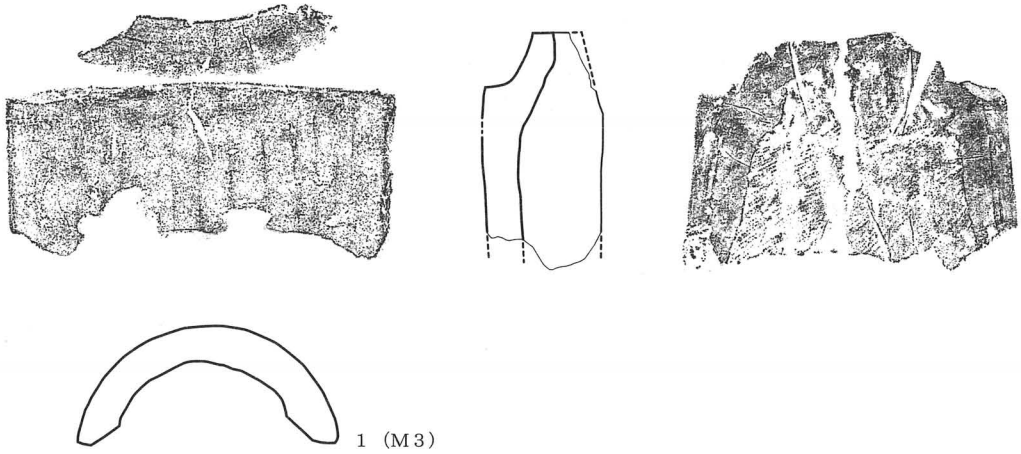

1（M3）

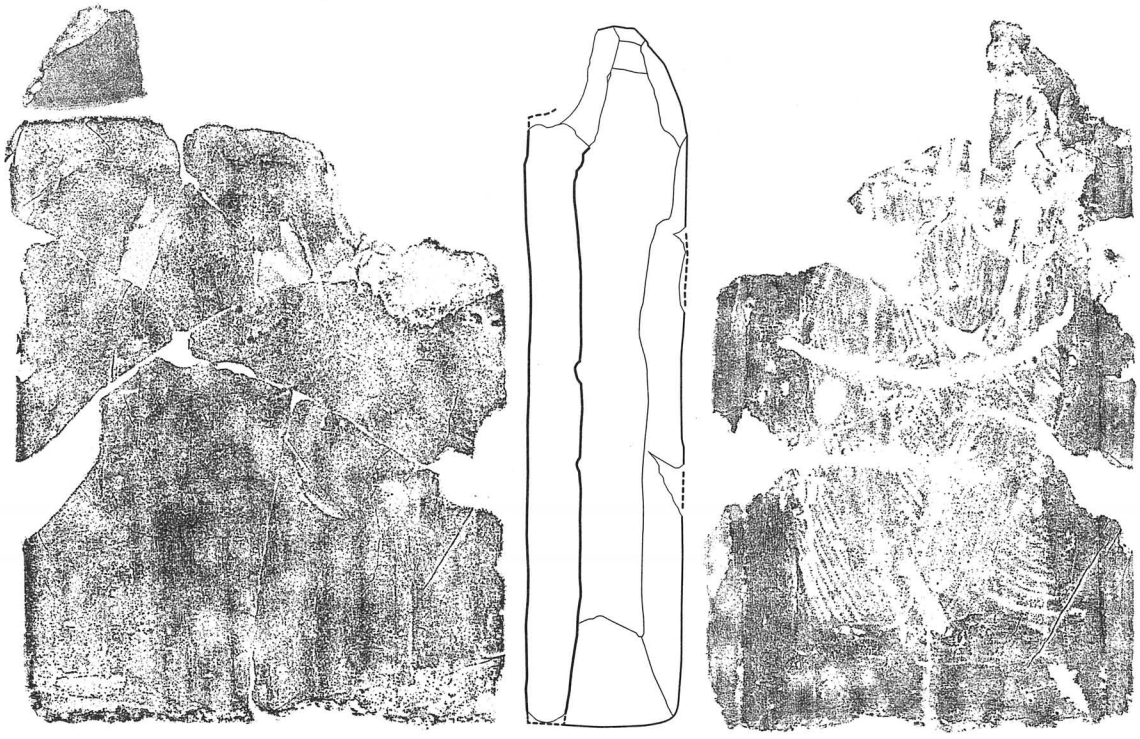

2（M4）

0　5　10cm

第29図　丸瓦実測図４（1/4）

焼成は良く硬質で、色調は灰白色（第29図１）からいぶし焼によって黒色（第28図１・２）を呈するものまである。胎土はやや緻密で石英、長石の細礫を含む。

曲輪Ⅰ第２トレンチ包含層から１点、第４トレンチ包含層から第28図２を含め２点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から２点、堀Ｆ埋土から１店、土塁④下層から第28図１・第29図１を含め５点、堀Ｄ底部から１点、土塁⑤下層（土塁⑤の⑰層）から１点出土している。

凹面に吊り紐痕が見られないため時期判定は難しいが、面取り調整の類似性からＭ２と時期差はほとんどないと考えられる。

Ｍ４（第29図　２）

Ｍ４は、有段丸瓦で全体の分かるものは第29図２のみであった。規格は全長37.5cm、胴部長32.5cm、玉縁長５cm、胴部広端幅17.5cm、胴部狭端幅復元で17cm、胴部高８cm、胴部の厚さ2.5～３cmを測る。玉縁部幅は広端側、狭端側ともに欠失して不明である。Ｍ４は烏帽子形城跡で出土した瓦の中でも最大規格である。

胴部凸面は板状工具によって広端縁から狭端縁までタテナデされた後、胴部広端縁から4.5cmの幅を、胴部狭端縁から13cmの幅をヨコナデ調整する。胴部凸面狭端縁には縦方向の縄目タタキが見られるが、一連の調整でナデ消される。玉縁部凸面はヨコナデ調整される。胴部凹面には、コビキＡの痕跡と、上中下３本の吊り紐痕と布目が認められる。上段の吊り紐は胴部狭端付近にあり、「内外通し縫い」で、山形部は小さく布袋内側に通し、谷部は布袋の外側であまり長く垂らさない。紐の撚り目はやや明瞭である。中段の紐は胴部の中央やや上よりの部分に凹面の横一杯に浅く幅広く垂れ下がる。そして、粘土に直接当たった紐の撚り目はやや明瞭に残る部分と紐の形のみの圧痕が残る部分が認められ、「内外通し縫い」と判断できる。「内外通し縫い」の吊り紐が布袋の内側を通る部分は、山部に当たる場合が多い。しかし、中段のそれに関しては一本の吊り紐で谷状をなしているように見える。下段の吊り紐は一部分だけ認められ、布袋の内側を通った紐の圧痕が不明瞭ではあるが、おそらく「内外通し縫い」と考えられる。

両側縁凹面側の面取りは、玉縁部から胴部にかけて2.0～3.0cmの幅で浅く一気に削る。また、広端縁凹面も5.5～６cmの幅で浅く面取りする。側縁及び広端縁の断面形は、浅い面取りのため方形に近くなる。玉縁部は、その全容を留める資料はほとんど無く、部分的にのみ特徴を知り得、その制限の中で記述すれば、玉縁端凹面は幅１cmの幅で面取りされ、玉縁部側縁の凸面側の面取りは胴部狭端まで及ばない。また、各部縁辺の面取りは認められない。

焼成は硬質で、外面の色調はいぶし焼によって淡黒色から灰白色になり、断面の色調は灰白色を呈する。胎土はやや密で長石と石英の極粗粒砂を微量に含む。

曲輪Ⅰ第４トレンチ包含層から１点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から１点、堀Ｆ埋土か

ら１点、土塁④下層から第29図２の１点、堀Ｄ底部から１点が出土している。

下部の吊り紐は不明であるが、上部の吊り紐痕が布袋の「内外通し縫い」である点や、玉縁側縁凸面の面取りが胴部狭端に及ばないことから14世紀頃の所産の可能性がある。

Ｍ５（第30図　１）

Ｍ５は有段丸瓦で、破片資料の第30図１のみ確認できた。規格の全容は不明だが、第30図１は、残存長17.5cm、胴部残存長12.5cm、玉縁長５cm、胴部の厚さ2.5cmを測る。

胴部凸面および玉縁部凸面は板状工具によるヨコナデ調整が丁寧に施される。凹面は、コビキＡの痕跡と布目が確認できたが、吊り紐痕の有無は破片のため不明である。

側縁凹面側の面取りは、玉縁部から胴部にかけて２～2.5cmの幅でやや深めに一気に削る。側面幅は１cmを測り、側縁凹面側面取り幅に比べて短くなるため側縁の断面形はやや鋭くなる印象を受ける。玉縁端凹面は幅３cmの幅で面取りされる。そして、玉縁部側縁の凸面側の面取りは胴部狭端まで及ばない。なお、それぞれの縁辺を面取りは認められない。

焼成は硬質で、色調は全体的に灰色を呈する。胎土は密で長石・石英の細礫から極粗粒砂を小量含む。

土塁④下層から第30図１の１点のみが出土している。

Ｍ５の年代的位置づけは、玉縁部側縁の凸面側の面取りが胴部狭端まで及ばないことから14世紀に収まる可能性がある。

Ｍ６（第30図　２）

Ｍ６は有段の丸瓦で、破片資料のみが確認できた。第30図２は、残存長15.5cm、胴部残存長12cm、玉縁長3.5cm、胴部の厚さ2.2cmを測る。

胴部凸面は板状工具によってタテナデ調整した後、狭端縁を１cmの幅でヨコナデする。また、玉縁部凸面もヨコナデする。凹面には、コビキＡの痕跡と布目、吊り紐痕が認められる。吊り紐は「内外通し縫い」で、内と外の紐の比率は破片のため不明であるが、外側の紐は長く垂れ下がらず、紐が形成する山形は小さい。

胴部側縁凹面側の面取りは、胴部から玉縁まで1.7cmの幅でやや深く一気に削るが、玉縁部には側面の削り残しがある。胴部側面幅は1.2cmを測り、胴部側縁凹面側面取り幅よりもわずかに短くなるため側縁の断面形はやや鋭くなる印象を受ける。玉縁端凹面は2.5～３cmの幅で面取りされるが、玉縁部側縁凸面側の面取りは施されない。そして、丸瓦胴部狭端縁凸面側の縁辺の面取りは見られない。

焼成は、堅く焼締まり須恵質で、色調は青灰色を呈する。胎土は密で長石・石英の細礫

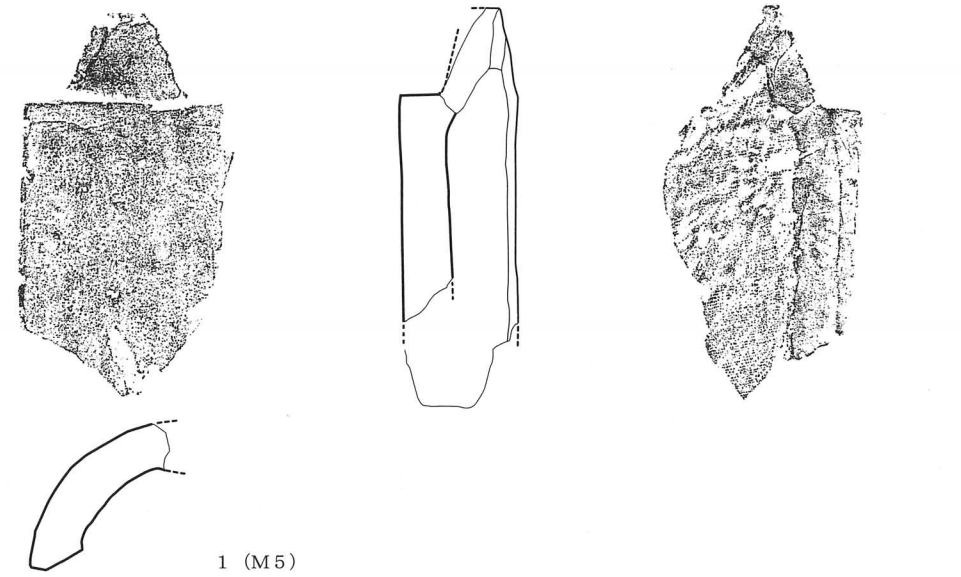

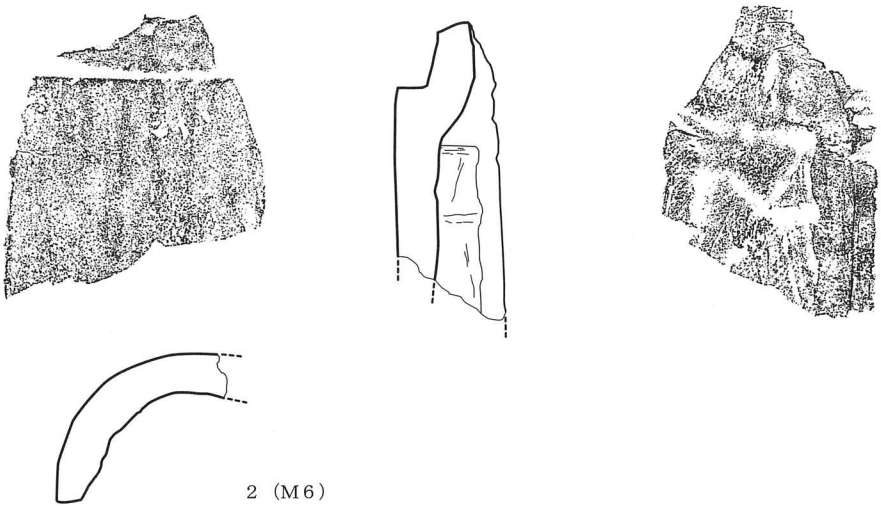

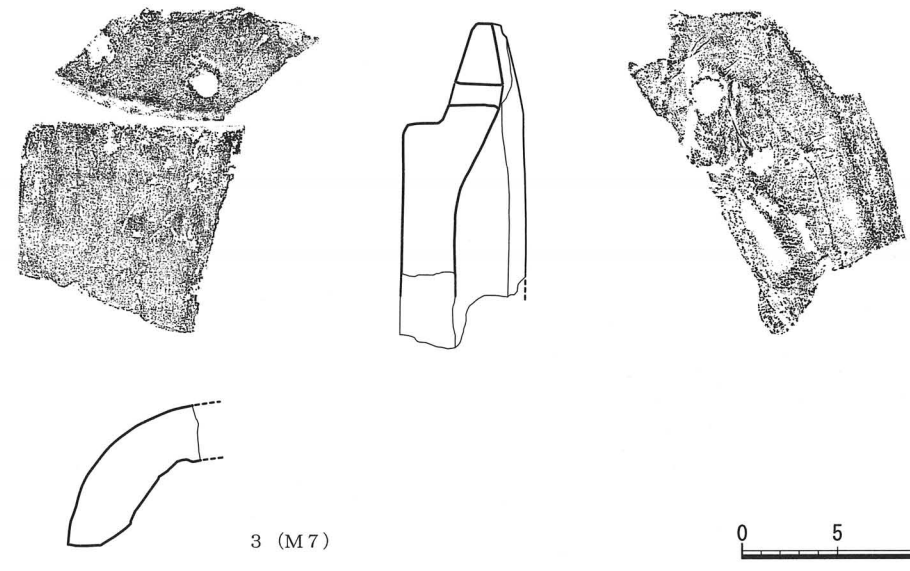

第30図　丸瓦実測図５（1/4）

から極粗粒砂を少量含む。

堀Ｄの埋土から第30図２の１点と堀Ｄ底部から１点が出土している。

吊り紐が「内外通し縫い」であり、外側の紐が長く垂れ下がらないことから、14世紀前半頃の位置づけが考えられる。

Ｍ７（第30図　３）

Ｍ７は有段丸瓦で、破片資料のみ確認できた。第30図３は、残存長13.5cm、胴部残存長８cm、玉縁長5.5cm、胴部の厚さ2.8～３cm、玉縁部復元狭端幅９cmである。

胴部凸面は板状工具によるタテナデがなされるが、ナデ消されずに残った縦方向の縄目がかすかに観察できる。そして、玉縁部凸面はヨコナデ調整が施される。凹面にはコビキＡの痕跡と布目が認められるが、破片のため吊り紐痕の有無は不明である。なお、第30図３には、玉縁部凸面の広端側に直径1.4cmの釘穴が凸面側から穿たれる。

胴部側縁凹面側の面取りは、２cmの幅で胴部から玉縁部にかけてやや浅く一気に削るが、玉縁部には側面の削り残しができる。胴部側面の幅は1.5cmで、側縁の断面形は逆台形状になる。玉縁端凹面は、2.5cmの幅で面取りされる。そして、玉縁部側縁凸面側の面取りは施されない。また、各縁辺の面取りもみられない。

焼成は硬質で、いぶし焼により色調は外面が黒色から銀黒色になり、断面は灰白色を呈する。胎土は密で1.5cm大のチャートの中礫を極微量含み、長石・石英の極粗粒砂を少量含む。

堀Ｄ底部から第30図３の１点、土塁⑤下層上面から１点が出土している。

Ｍ７の年代的位置づけは困難だが、玉縁部側面の削り残しが見られることから14世紀に収まる可能性がある。

Ｍ８（第31図　１）

Ｍ８は有段丸瓦で、破片資料の第31図１のみが確認できた。第31図１は、残存長14.5cm、胴部残存長11cm、玉縁部残存長3.5cm、胴部の厚さ1.8cmである。Ｍ８は残存状況が非常に悪いが、以下に説明する吊り紐痕の存在と、側縁の面取りとその断面形が他の型式とは異なり、またこれらの属性の組合せから独立した型式とした。

胴部凸面は縦方向の縄目がかすかに認められ、その後に施された板状工具によるタテナデ調整によってナデ消される。そして、胴部狭端縁にはヨコナデ調整がわずかにみられる。また、玉縁部凸面はヨコナデ調整される。第31図１の胴部狭端側には直径が少なくとも1.2cm以上の釘穴が凸面側から穿たれる。胴部凹面にはコビキＡの痕跡と吊り紐痕が認められるが、布目は見られない。吊り紐はやや長く垂れ下がり、比較的明瞭に縄目の単位が観察される。少なくとも吊り紐の一部が、布袋の外側に露出して粘土に直に接触していることが分かるが、破片のため詳細な紐の綴じ付け方は明らかでない。

胴部側縁凹面側の面取りは、0.8～１cm幅で浅く胴部に施されている。しかし、欠損のため玉縁部まで面取りが及ぶか不明である。胴部側面幅は1.2cmを測り、上記の面取り幅に対してやや広くなっている。そのため、側縁の断面形は逆台形状を呈して鈍い印象を与える。玉縁部側縁の凸面側、玉縁端凹面側の面取りは欠損により不明である。

焼成は硬質で、色調は全体的に灰白色を呈する。胎土は、やや密で長石・石英の極粗粒砂～粗粒砂を少量含む。

曲輪Ｉ第４トレンチ包含層から第31図１の１点が出土している。

Ｍ８の年代的位置づけは、確認できる吊り紐痕は比較的長く垂れ下がることから、少なくとも14世紀前半～16世紀後半の可能性がある。

Ｍ９（第24図　１）

Ｍ９は有段丸瓦で、全容が分かるものは前述したNM１に接合する第24図１のみである。瓦当部を除く丸瓦部のみの計測値を示せば、全長37cm、胴部長32cm、玉縁長６cm、胴部高９cm、胴部の厚さ2.5cm、胴部広端幅15cm、胴部狭端幅15cm、玉縁部広端側幅12cm、玉縁部狭端側幅９cmである。

胴部凸面は縦方向の縄目タタキの後、板状工具によるタテナデが広端部から狭端部かけて一気に施される。縄目タタキの痕跡はナデ消されて狭端側にわずかに確認できる。また、胴部凸面狭端縁には幅１cmのヨコナデ調整が入る。玉縁部凸面はヨコナデ調整される。前述した通り、釘穴が玉縁部と胴部の２つが穿孔されている。玉縁部の釘穴は直径1.7cmで焼成前に、胴部の釘穴は狭端側に直径1.8cmのものが焼成後に、それぞれ凸面側から穿たれている。胴部凹面にはコビキＡの痕跡と布目、上下２本の吊り紐痕が認められる。吊り紐痕は上下共に「内外通し縫い」で、上部はほぼ直線的に縫いつけられ、下部は小さな山形を呈し、布袋外側の紐は長く垂れ下がらない。内側と外側の紐の長さについては、上部は釘穴による欠損のため明らかでないが、概ね同じ長さとみられる。一方、下部の吊り紐は概ね内側と外側の紐の長さの比率は１：２～３になっている。

胴部側縁凹面側の面取りは、玉縁部から胴部まで幅２cmに浅く一気に削る。側面幅は２cmを測り、側縁凹面側面取り幅と同じ比率だが、面取りが浅いため側縁の断面形は方形状を呈し、鈍い印象を受ける。玉縁端凹面の面取りは１cmの幅で浅く施されているため、粘土皺の深い部分には面取りが及ばず、布袋の布目と絞り目がみられる。玉縁側縁凸面の面取りは、胴部狭端に及ばない。

第24図１の焼成は硬質で、いぶし焼により内外面の色調は黒色から銀黒色になり、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で１cm大のチャートの中礫を極微量、長石・石英の極粗粒砂を中量含む。

Ｍ９の出土地点と年代的位置づけは、NM１の項に詳述している。

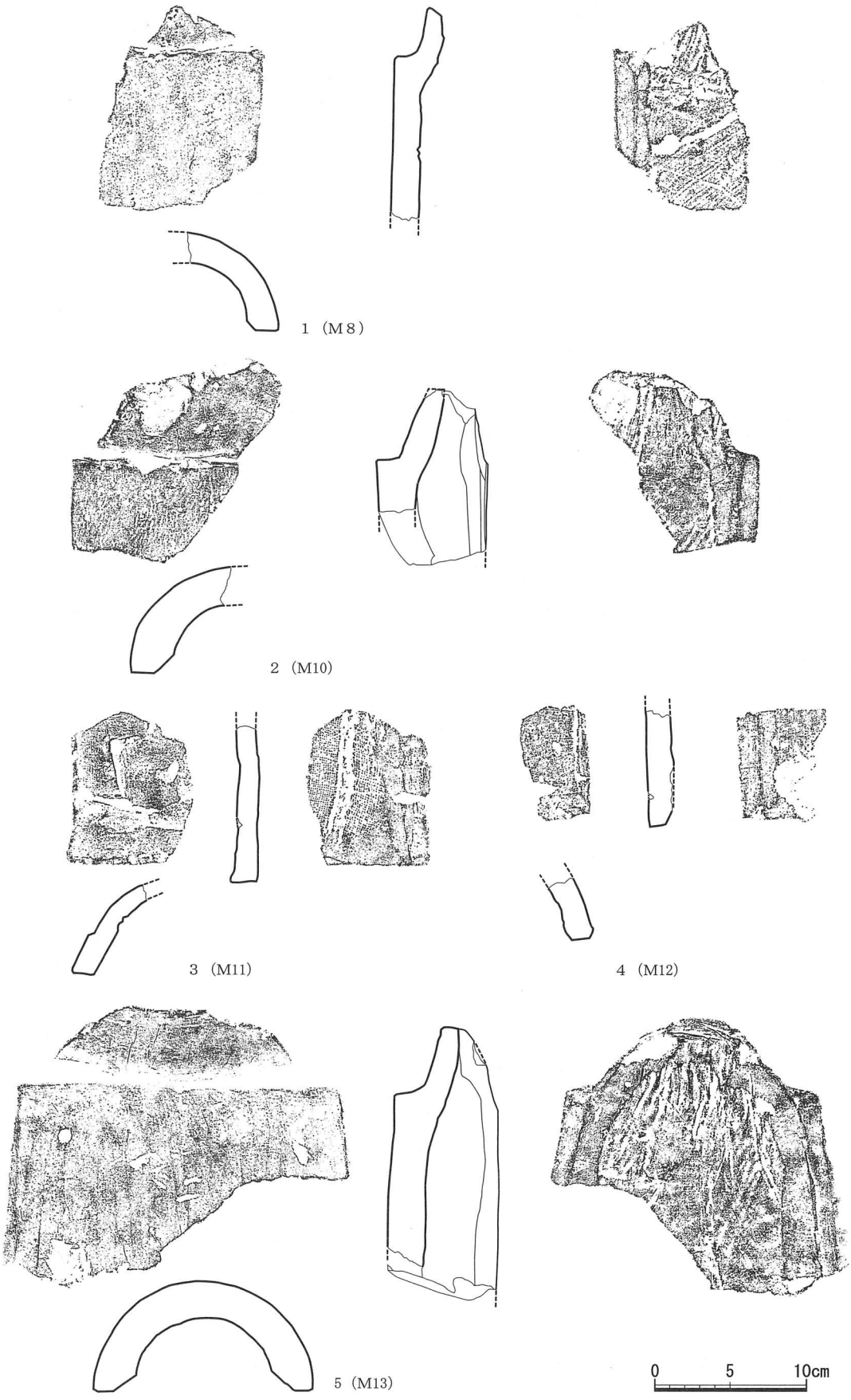

第31図　丸瓦実測図6（1/4）

M10（第31図　2）

M10は有段の丸瓦で、破片資料の第31図2のみが確認できた。残存長11cm、残存胴部長6cm、玉縁部長5cm、胴部の厚さ2.3cm、玉縁部狭端側復元幅6cmである。胴部凸面は、縦方向の縄目タタキの後、ヨコナデ調整される。ナデ調整が弱いため縄目が比較的明瞭に残る。また、玉縁部凸面はヨコナデされる。凹面にはコビキAの痕跡と布目が認められるが、破片のため吊り紐痕の有無は不明である。

胴部側縁凹面側の面取りは、胴部から玉縁部にかけて1.5cmの幅で一気に削る。さらに、側面とこの胴部側縁凹面側の面取りでできた稜を胴部狭端から玉縁部にかけて部分的削る。玉縁側縁凸面を面取りするが、胴部狭端に及ばない。側面幅は1.2cmである。玉縁端凹面は7mm幅で弱く面取りされる。また、各縁辺は面取り調整されない。

焼成はやや軟質であるが、いぶし焼により表面色調は黒色化し、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で、長石・石英の極粗粒砂を少量含む。

堀Dの埋土から第31図2の1点が出土し、厳密な年代的位置づけは不明である。ただ、丸瓦玉縁側縁凸面側の面取りが胴部狭端に及ばないことから、14世紀後期以前の可能性がある。

M11（第31図　3）

M11は丸瓦広端部の破片資料で、第31図3のみが確認できた。玉縁部の有無は不明である。残存部長10.5cm、胴部の厚さ1.7cmである。凸面は板状工具によるヨコナデが施され、側縁や広端縁の縁辺はナデによるバリができる。凹面は布目が鮮明に確認できるが、コビキ痕、吊り紐痕は不明である。広端面はヨコナデされる

広端縁凹面を2cmの幅で浅く面取りする。また、胴部側縁凹面側の面取りも1.2cmの幅でかなり浅く削る。側面幅は1.5cmである。側縁および広端縁の断面形は方形状になる。

第31図3焼成はやや軟質で、色調は表面・断面とも灰白色を呈する。胎土はやや密で1～2mm大の長石の細礫～極粗粒砂を少量含む。

曲輪Ⅰ第2トレンチ包含層から第31図3の1点が出土し、年代的位置づけは不明である。

M12（第31図　4）

M12は丸瓦広端部の破片資料で、第31図4のみが確認できた。玉縁部の有無は不明である。残存長7.8cm、胴部の厚さ1.7cmである。凸面は板状工具によるヨコナデされ、側縁と広端縁の縁辺にはナデによるバリができる。凹面は布目が確認できるが、コビキ痕、吊り紐痕の有無は不明である。広端面はナデ調整される。

広端縁凹面を1.5cmの幅で浅く面取りする。また、胴部側縁凹面側の面取りも1.2cmの幅でかなり浅く削る。側面幅は1.2cmである。側縁と広端縁の断面形は逆台形状になる。

焼成は硬質で、表面の色調は暗青灰色で、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で長石・石英の細礫～極粗粒砂を少量含む。

曲輪Ⅰ第１トレンチの表土層から第31図４の１点のみ出土し、年代的位置づけは不明である。

M13（第31図　５）

M13は有段丸瓦で、破片資料の第31図５のみが確認できた。第31図５は、残存長16.5cm、胴部長12cm、玉縁長4.5cm、胴部狭端側幅14.2cm、胴部高7.5cm、玉縁部狭端側幅８cm、玉縁部広端側幅9.5cm、胴部の厚さ2.5cmである。胴部凸面は、狭端縁に縦方向の縄目タタキの痕跡がみられ、幅３cmのヨコナデによって縄目がナデ消される。さらに、そのヨコナデの部位から広端方向に板状工具によってタテナデ調整される。ただし、広端側が欠失しているため広端まで及ぶかは不明である。玉縁部凸面はヨコナデされる。凹面にはコビキＡの痕跡と布目が確認できる。吊り紐痕の有無は破片のため不明である。

胴部側縁凹面側の面取りは、２cmの幅で胴部から玉縁部までやや深めに一気に削る。側面幅1.2cmである。玉縁端凹面の面取りは1.5cmの幅で行われる。玉縁部側縁凸面側は面取りされ、胴部狭端まで及ぶ。各縁辺の面取りは見られない。

焼成は硬質で、いぶし焼により表面が淡い黒色になり、断面は灰白色を呈する。胎土は密で長石・石英の細礫～極粗粒砂を含む。

土塁③頂部の包含層から第31図５の１点が出土している。

M13は、面取り方法や加減がＭ３と類似しており、技術的な関連性がみられる。その一方で、規格がわずかではあるがM13の方が一回り大きい。この違いは、Ｍ３にも硬質に焼成され、いぶし焼されるものが存在することから、焼成による収縮差とは考えにくい。むしろ、M13とＭ３に屋根における利用箇所の差が製作段階からあった可能性がある。このような観点から、年代的な位置づけはＭ３と同時期の所産であり、一つの組み合わせとして考えられる。

④平瓦（第４表　下段）

平瓦はＨ１～H10の10型式に分類できた。すべての平瓦は一枚作りで、平瓦の分類視点は、規格（全長・狭端部幅・広端部幅・厚さなど）、凸面および凹面の技術的諸特徴（布目・コビキ痕・調整など）、各部面取り（特に狭端部）、側縁の調整と断面形、胎土・色調・焼成などを基準とした。破片でも凹凸面の特徴や規格、面取りから可能な限り分類した。

Ｈ１（第32図　１・２）

Ｈ１は、全長33.5cm、狭端部幅24cm、広端部幅25.7cm～26cm、最大の厚さ３cmを測り、

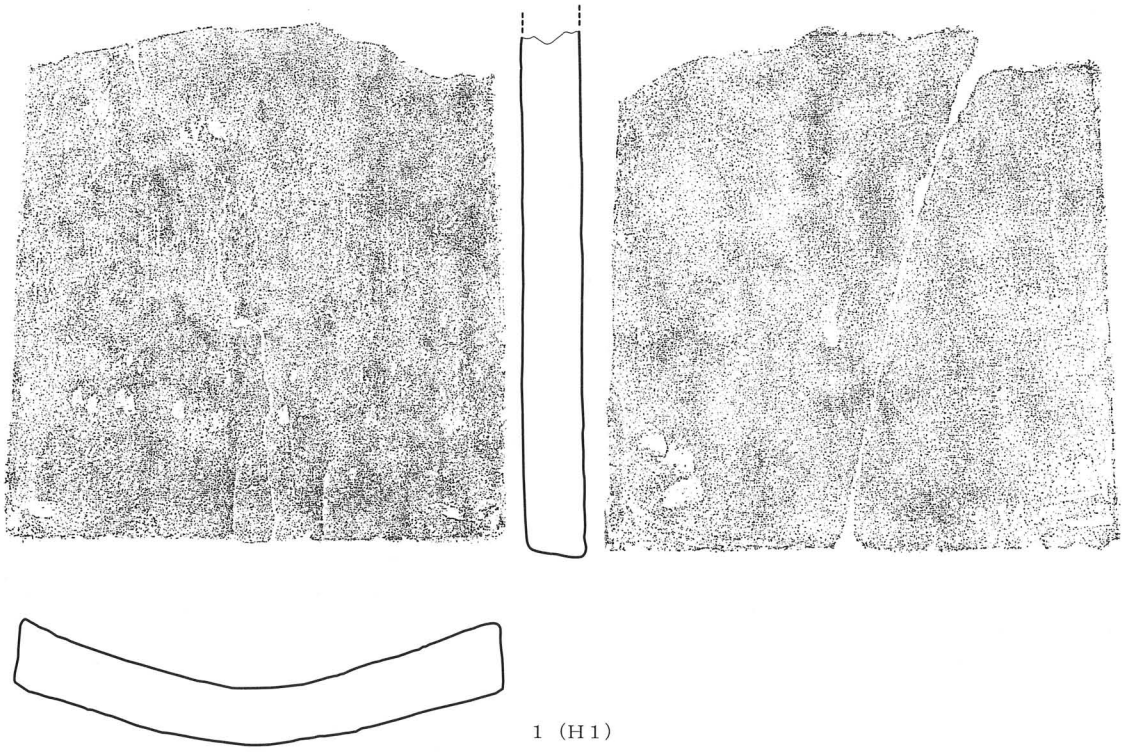

1（H1）

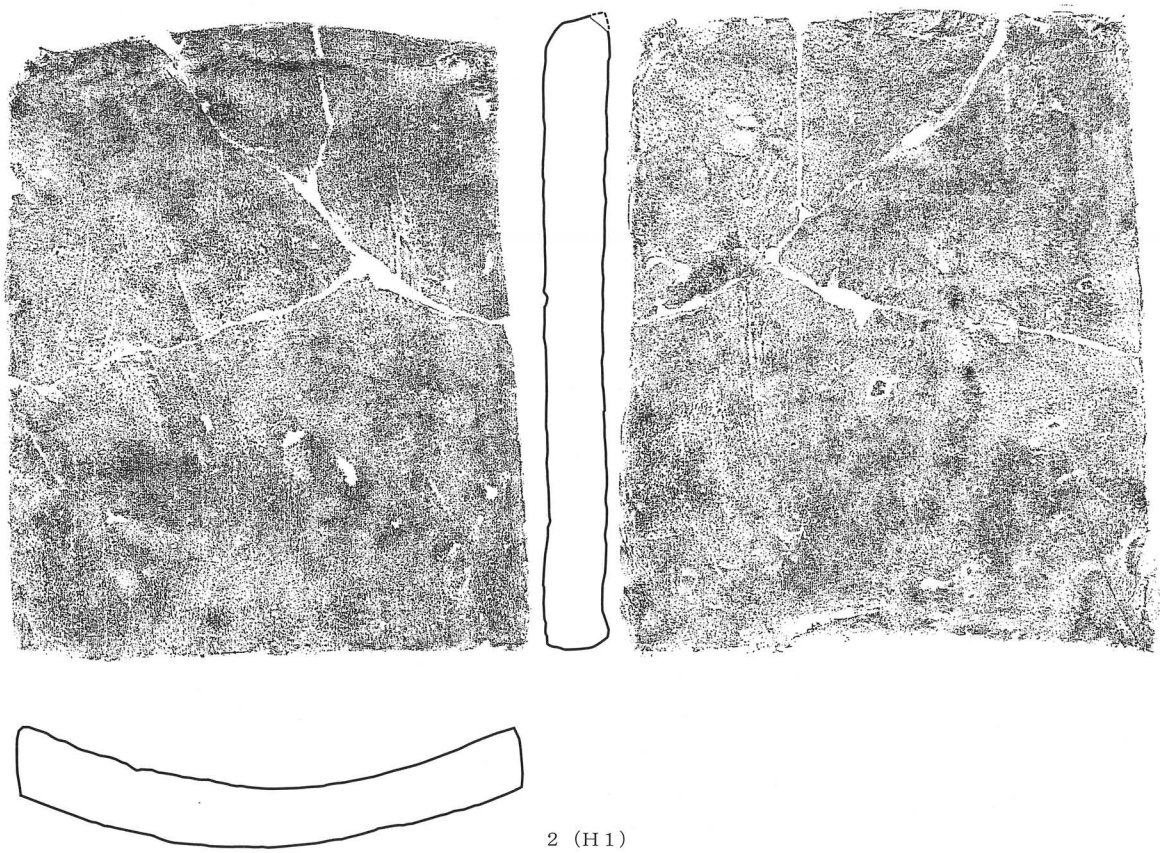

2（H1）

0　5　10cm

第32図　平瓦実測図1（1/4）

これまでに烏帽子形城跡から出土した平瓦の中で最も規格が大きいものである。

凸面にはコビキＡの痕跡と広端側にわずかに布目が認められる。そして、広端から狭端にかけて、板状工具を用いてやや粗くタテナデされる。凸面の中央部にはハナレズナが見られる。また、第32図２には凸面の左隅部から中央部に指頭圧痕が見られる。凹面は広端から狭端にかけて無文の板を用いて縦方向にタタキ締める。タタキ痕同士の間の粘土がわずかに突出ないし、わずかな段を形成するものがある。特に、第32図１・２の広端部に明瞭に認められる。タタキ締めは幅４～５cmを一つの調整痕単位としてほぼ等間隔に６単位程度行われる。その後、工具を用いてやや強くタテナデされる。凹面の両側縁は丁寧にタテナデされ平滑に仕上げられる。狭端部は、1.5～２cmの幅でやや浅く面取りし、端まで及ぶ。また、狭端部凹面両隅を別に面取りして、狭端部の面取りを端まで及ぶようにするものもある。ハナレズナは凹面の中央部にも見られる。狭端面、広端面、両側面はケズリの後ヨコナデ調整する。

焼成は硬質で、色調は表面がいぶし焼により黒色化し、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で、長石・石英の細礫～極粗粒砂を少量含む。

曲輪Ⅰの第２トレンチ包含層から１点、第４トレンチから第32図１・２を含め３点、曲輪Ⅱの第５トレンチ包含層から33点、第６トレンチ包含層から３点、堀Ｆ埋土から１点、土塁④下層から１点、出土している。

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的な位置づけは不明である。

Ｈ２（第33図　１・２）

Ｈ２は、全長29.5cm、狭端幅20.5cm、広端幅24cm、最大の厚さは２cmを測る。

凸面にはコビキＡの痕跡がみられ、広端から狭端にかけて無文のタタキ板によって細かく縦方向のタタキ締めが行われ、調整単位間の粘土が僅かな突出部ないし段ができる。一つの調整痕単位は幅1.5～３cmである。その後、やや粗く工具を用いてタテナデされる。ハナレズナは凸面全体に見られる。第33図１・２には側縁凸面側の縁辺部分にバリが認められ、凹型台に設置して側面を調整した痕跡と考えられる。凹面にはわずかに布目がみられる。そして、凹面の広端から狭端にかけて工具を用いて細かくタテナデされ、一つの調整痕の単位は幅約１cmである。側縁凹面側の縁辺は丁寧なタテナデによって少し丸みを帯びる。凹面側狭端部は幅0.8～１cmでやや浅く面取りされ端まで及ぶ。凹面にも全体的にハナレズナが見られる。側面はケズリの後にタテナデされ、広端面、狭端面はケズリのあとヨコナデされる。広端面にはハナレズナが見られるものもある。

焼成は硬質なものからやや軟質なものがある。硬質なものの表面は基本的に炭素吸着により黒色を呈するが、凹面側だけや部分的に淡橙色を示すものもある。やや軟質なものは表面が淡黒褐色を呈する。断面は中心部分が黒色から淡黒褐色で外側が淡橙色から灰白色になる重層構造になる。胎土はやや密で、長石・石英の0.5cm～１cm大の中礫を極微量

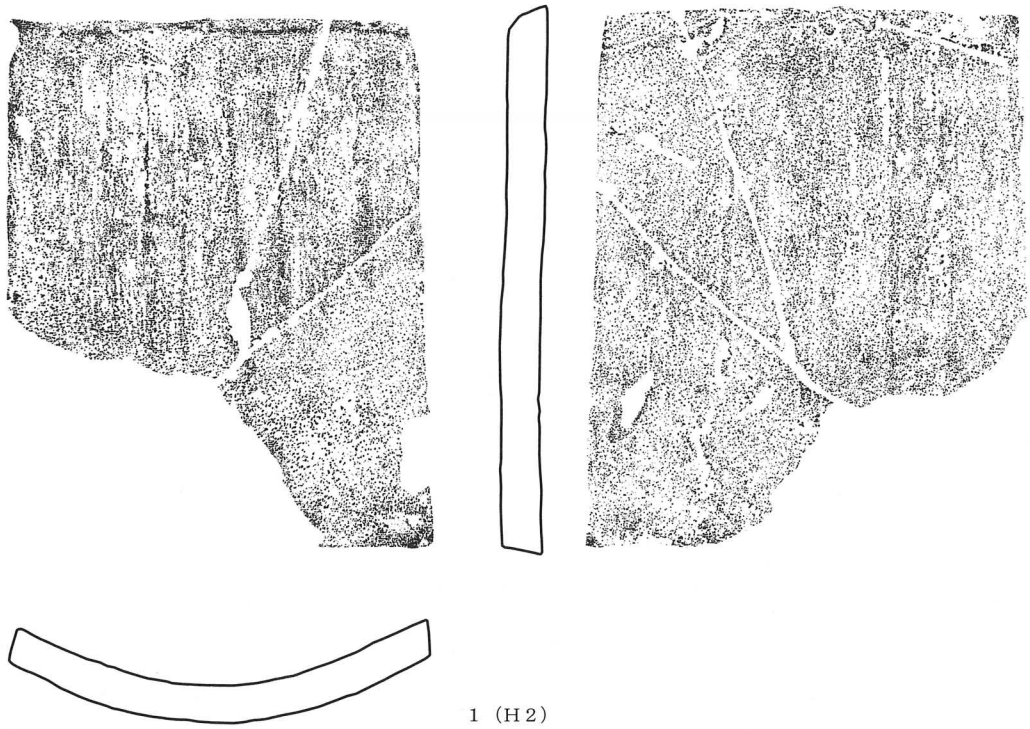

1（H2）

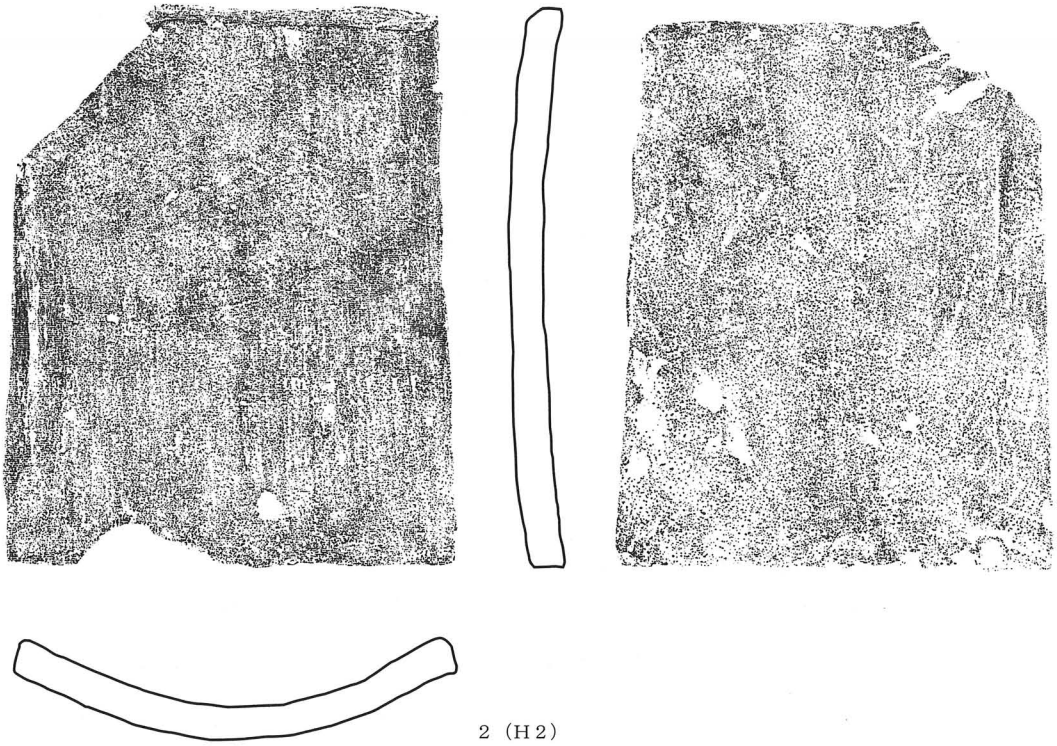

2（H2）

0　5　10cm

第33図　平瓦実測図2（1/4）

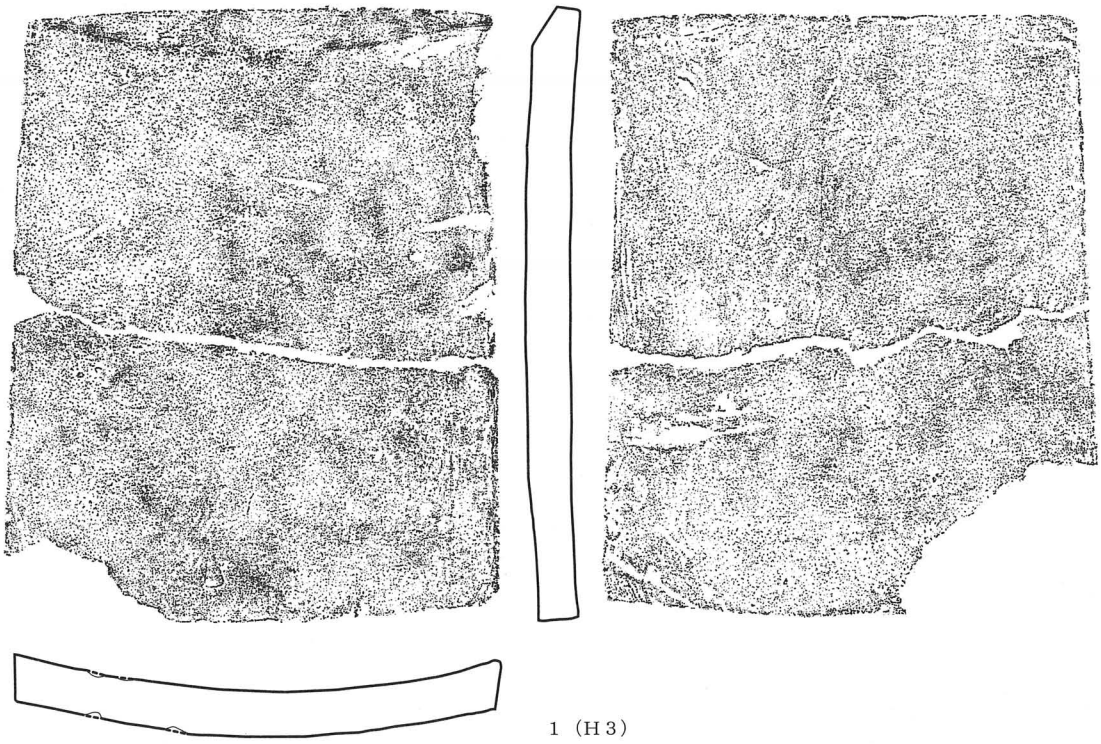

第34図　平瓦実測図３（1/4）

含み、極粗粒砂から小礫を少量含む。

なお、H２の中には凹面狭端側中央部の幅16cm、長さ15cmの範囲に表面が風化した痕跡が認められる資料がある。この痕跡は屋根に葺かれていた時に風雨にさらされてついたものと推定され、葺き足がH２の約半分の長さまで及んで葺かれていたことがうかがえる。

曲輪Ⅰの第１・２トレンチ包含層から第33図１を含め14点、第４トレンチから１点、曲輪Ⅱの第５トレンチ包含層から３点、第６トレンチ包含層から第33図２の１点、土塁④下層から１点、土塁②の包含層から１点出土している。

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的な位置づけは不明である。

H３（第34図　１・２）

H３は、全長は32.6cm、狭端幅24cm、広端幅26cm、最大の厚さ2.2cmである。

凸面にはコビキAの痕跡があり、広端から狭端にかけてやや細かい単位でタテナデし、調整痕が鮮明に残る。広端縁を約５cm幅でヨコナデするものもある。また、凸面にはハナレズナが見られる。凹面は、工具を用いて丁寧なヨコナデをやや細かい単位で全面に施して平滑にする。側縁凹面側は丁寧にタテナデしてさらに平滑に仕上げる。凹面側狭端部の面取りは中央部を2.2cm幅で深く広く削り、端に向かって浅く狭くなり、端まで及ばない。丁寧なナデ調整によって確認が難しいが、凹面にもハナレズナが用いられているようである。側面は削りの後タテナデされ、広端面、狭端面は削りの後ヨコナデされる。

焼成はやや軟質なものからやや硬質なものが多い。表面の色調は黒色を呈し、部分的に橙色や淡橙色になる。断面の色調は淡橙色から灰白色を呈する。胎土はやや粗く、３～５mm大の長石・石英の細礫を少量含む。また、流文状の粘土縞が認められ、粘土質が均等ではないことが伺える。

曲輪Ⅰの第１～３トレンチの包含層から第34図２を含め８点、第４トレンチ包含層から11点、曲輪Ⅱ第５トレンチの包含層から２点、第６トレンチの包含層から４点、堀F埋土から３点、土塁④下層から２点、土塁②の包含層から１点、堀D埋土から第34図１の１点、堀D底から１点、土塁⑤構成土から２点出土している。ただし、H10の項でも触れるようにH３とH10は全長が不明な破片資料の場合判別が困難であるため、H３に合わせて計上している。厳密に全長が分かり、H３と判断可能な資料は曲輪Ⅰ第３トレンチ包含層から出土した１点と堀D埋土から出土した１点のみである。

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的な位置づけは不明である。

H４（第35図　１）

H４は、全長26cm、狭端部復元幅19cm、広端部幅20cm、最大の厚さ1.6cmを測る。

凸面は、工具を用いてやや粗くタテナデされる。凹面は、広端から狭端にかけて細かく

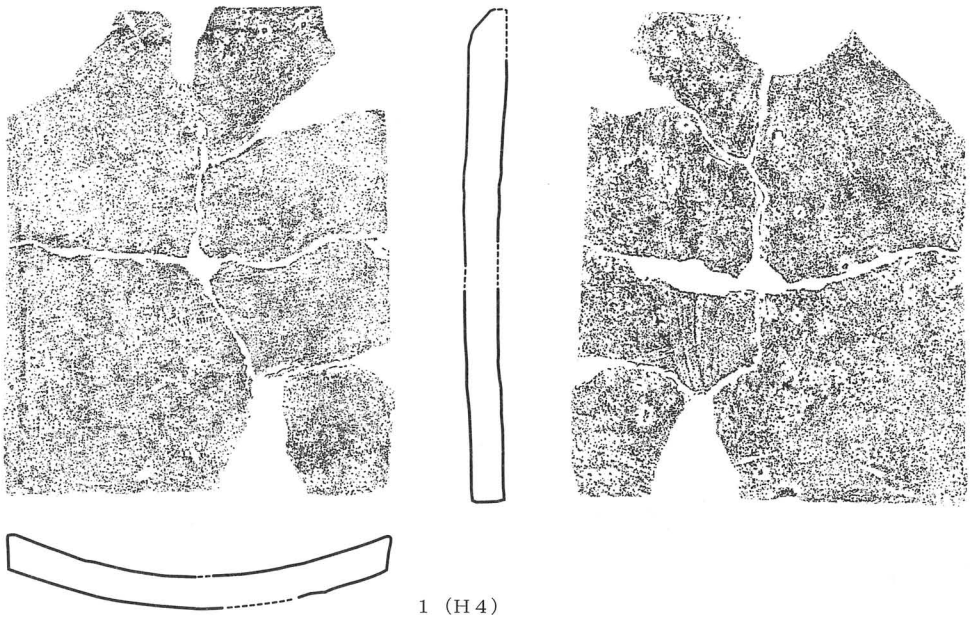

1（H4）

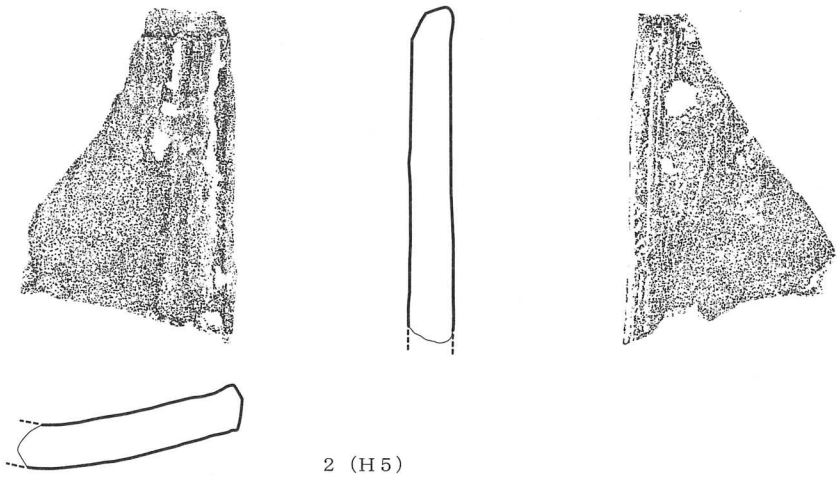

2（H5）

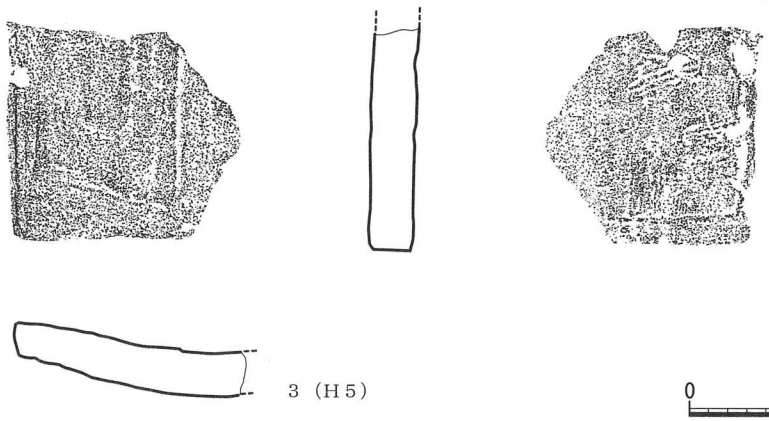

3（H5）

0　5　10cm

第35図　平瓦実測図4（1/4）

タテナデが施される。また側縁凹面側は丁寧にタテナデされ平滑に仕上げられる。側面はケズリの後タテナデされ、凹面側の側縁辺は丸みを帯びずに稜をなす。狭端部凹面には１．５cmの幅でやや深く面取りするが、狭端隅部を確認できる資料が無いため、この面取りが端まで及ぶのか不明である。広端面、狭端面はケズリの後ヨコナデされる。なお、凹凸面とも布目、コビキの痕跡は確認できなかった。

焼成はやや軟質で、表面の色調は黒色呈するが、断面は中心部が暗褐色で外側が橙色になる重層構造を示す。胎土はやや粗く、１～５mm大の長石・石英・チャートの中礫から極粗粒砂を中量含む。粘土の質が均質でなく、部分的に流文状の粘土縞が見られる。

曲輪Ⅰ第３トレンチの包含層から２点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から13点、第６トレンチ包含層から３点、堀Ｆ埋土から６点、土塁④下層から４点、堀Ｄ埋土から第35図１を含め２点が出土している。

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的な位置づけは不明である。

Ｈ５（第35図　２・３）

Ｈ５は、破片資料のみが確認できた。全長、幅は不明だが、最大の厚さは2.2cmを測る。

凸面は、工具を用いて粗くタテナデ調整され、ナデが及ばない部分にコビキＡの痕跡がみられる。凹面は無文の板を用いて縦方向にタタキ締められ、調整痕の間に粘土の突出や段ができる。その後、工具を用いてやや粗くタテナデされる。狭端部の面取りは1.5～1.7cm幅で端まで施される。狭端面はケズリの後ヨコナデされる。側面は凹型台上に設置して２度のケズリの後タテナデを施すが、１度目は側面全体に及び、２度目は凹面と側面の稜を幅0.8㎜で面取りするように削り、最後にタテナデ調整して仕上げる。側縁の断面形は剣頭状になる。また、この側面調整によって凸面側の側縁辺には凹型台とのバリができ、また凹面側にも部分的にナデ痕跡が残るバリができる。なお、広端面および凹凸面は熱を受けたらしく、表面が発泡した様相がみられる。

焼成はやや硬質で、色調はいぶし焼によって表面が黒色、断面が灰白色を呈する。胎土はやや粗く、長石・石英の細礫や極粗粒砂を中量含む。

曲輪Ⅰ第１～３トレンチ包含層から第35図２・３を含め４点、曲輪Ⅱ第６トレンチ包含層から１点、堀Ｆ埋土から１点、土塁⑤構成土から１点出土している。

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的な位置づけは不明である。

Ｈ６（第36図　１）

Ｈ６は、破片資料のみが確認でき、全長30.5cm、狭端部残存幅11cm、広端部残存幅14.5cm、最大厚さ1.6cmである。

凸面は工具を用いてやや丁寧にタテナデされる。コビキＡの痕跡はナデ消され、わずかに確認できる。そして、広端縁をヨコナデする。凹面は工具を用いて丁寧にヨコナデし

て平滑に仕上げられ、側縁凹面側に幅２cmのタテナデを広端から狭端にかけて施す。凹面のナデの及ばない部分には、布目が認められる。凹面側の面取りは狭端部と広端部に施される。狭端部の面取りは幅1.2～1.8cmでやや浅く削り、中央部は幅広くなる。また、面取りが確認できる資料は隅部がわずかに欠損しており断定は避けるが、端まで面取りが及んでいるようである。一方、広端部縁辺は幅0.6cmの面取りが施され、端まで及ぶ。狭端面、広端面はケズリの後ヨコナデし、側面はケズリの後タテナデされる。第36図１は、側縁の縁辺にこのケズリによってバリができ、凸面側にはわずかに残存する。しかし、凹面側縁辺のバリはタテナデ調整によって潰され、凹面側の縁辺はやや滑らかになって丸みを帯びる。

焼成は硬質で、いぶし焼によって表面の色調は銀黒色になり、断面は灰白色を呈する。胎土は、やや密で長石と石英の極粗粒砂を中量含む。また、流文状の粘土縞が部分的に見られる。

曲輪Ⅰ第４トレンチ包含層から第36図１を含め４点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から３点、第６トレンチ包含層から１点、土塁④下層から８点、堀Ｄ埋土から２点出土している。

なお、Ｈ６は規格や技術的諸特徴、焼成、色調、胎土から、ＮＨ１に用いられた平瓦である可能性が高い。年代的位置づけも16世紀中頃から後半頃と考えられる。

Ｈ７（第37図　１・２・３）

Ｈ７は、破片資料のみが確認でき、全容が分かるものはなかった。全長、幅ともに不明だが、最大の厚さ2.1cmを測る。

凸面は、工具を用いてやや丁寧にタテナデする。凸面にはハナレズナが全体的にまばらに見られる。第37図１の凸面狭端縁の右隅には、木目を有する当たり痕がみられる。この当たり痕は８cmの長さでかすかに弧を描いており、「弧線圧痕」とみられ、凹型台の使用が考えられる[14]。凹面は、工具を用いて丁寧にヨコナデされる。側縁凹面側は約0.8cmの幅でタテナデして平滑に仕上げられる。また、凹面にもわずかだがハナレズナがみられる。凹面狭端部の面取りは1.5～1.7cmの幅でやや浅く削り、端まで及ぶ。凹凸面共に布目やコビキの痕跡は不明である。狭端面、広端面はケズリの後ヨコナデし側面はケズリの後タテナデする。側縁凸面側の縁辺には稜を持ち、部分的にバリが認められる。側縁凹面側の縁辺は幅0.5cmの範囲でタテナデされて縁辺は少し丸みを帯びる。

焼成は、堅く焼締まって須恵質になり、色調は、表面・断面とも青灰色～淡橙色を呈する。胎土は緻密で、長石の粗粒砂～極粗粒砂を少量含む。

曲輪Ⅰ第２トレンチ包含層から１点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から７点、堀Ｆ埋土から第37図１・２・３を含め６点、土塁④下層から４点、土塁②の包含層から２点、堀Ｄ埋土から１点、土塁⑤構成土から１点出土している。

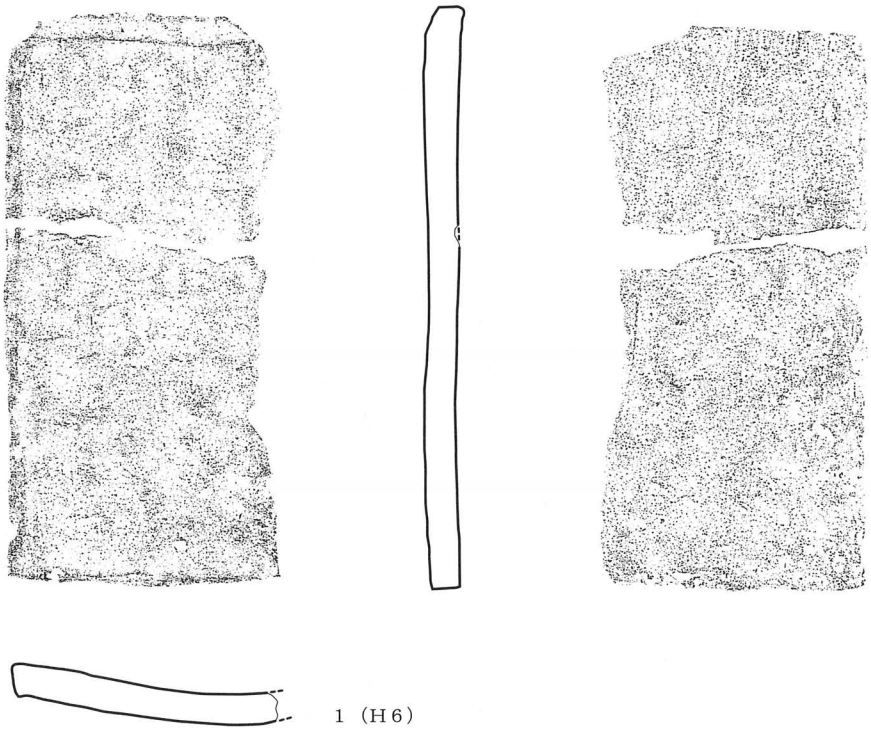

第36図　平瓦実測図５（1/4）

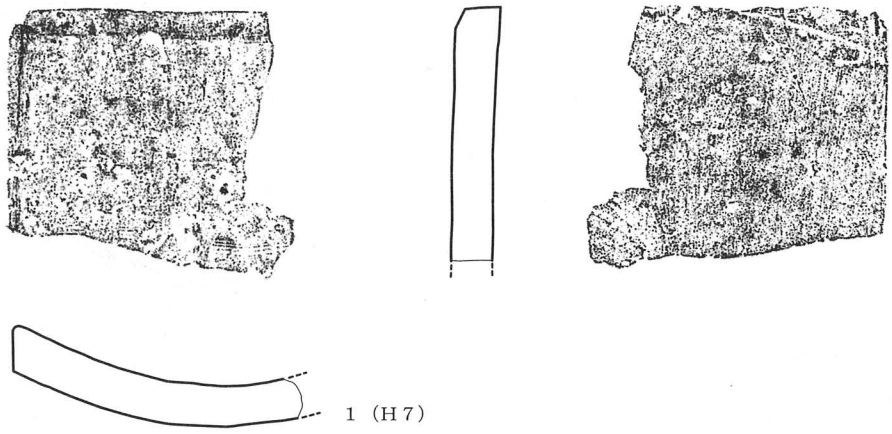

1（H７）

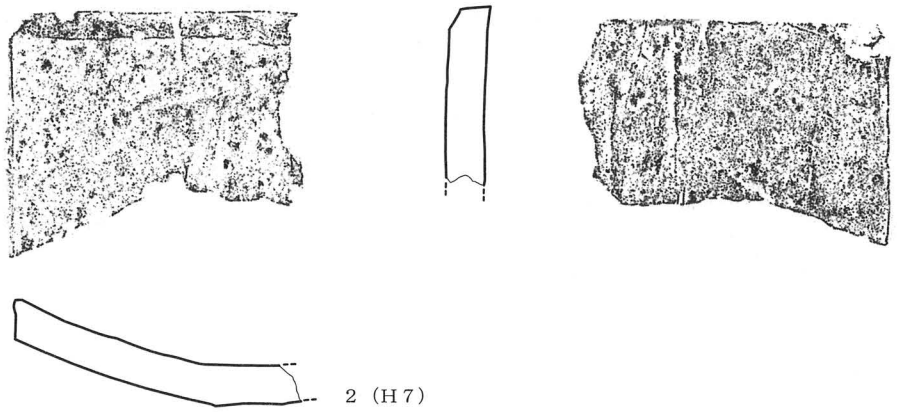

2（H７）

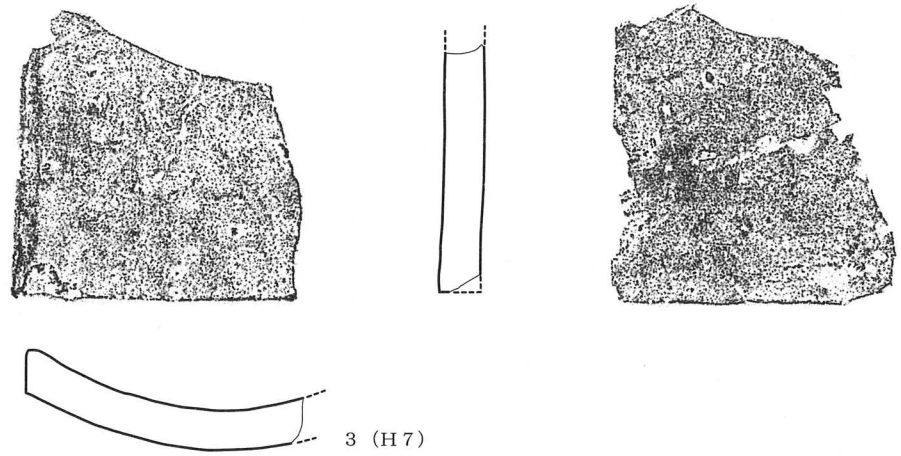

3（H７）

0　5　10cm

第37図　平瓦実測図６（1/4）

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的位置づけは不明である。

H８（第36図　２）

H８は、全長24.9cm、狭端復元幅19cm、広端幅20cm、最大の厚さ２cmである。

凸面は、工具を用いて広端から狭端までやや丁寧にタテナデし、さらに広端縁を５cm幅でヨコナデする。凹面は工具を用いて丁寧にヨコナデし、調整痕の一単位は幅約２cmと細かい。側縁凹面側は幅約２cmのタテナデ調整を加えて平滑に仕上げる。凹面側狭端部と広端部は面取りされる。狭端部は1.1～2.2cmの幅で削られ、また、広端部も0.4cmの幅で削られる。そして、両端部ともに面取り後、ヨコナデされる。面取りが確認できた資料の隅部は欠損しており、端まで面取りが及ぶか不明である。広端面、狭端面ともケズリの後ヨコナデし、側面はケズリの後タテナデする。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をなす。なお、布目、ハナレズナ、コビキの痕跡は確認できなかった。

焼成は硬質で、色調はいぶし焼により表面が黒色～銀黒色、断面が灰色を呈する。胎土はやや密で、１～２mm大の長石・石英の細礫～極粗粒砂を少量含み、流文状の粘土縞が認められる。

曲輪Ⅰ第１トレンチの包含層から２点、曲輪Ⅱ第５トレンチ包含層から12点、土塁④下層から４点、堀Ｄ埋土から１点、土塁⑤構成土から第36図２の１点が出土している。

平瓦の長軸は幅よりもやや長いが、いぶし焼の状態が比較的安定し銀黒色を呈することから、少なくとも中世後期の所産と考えられるが、厳密な年代的位置づけは不明である。

H９（第38図　１・２）

H９は、破片資料でのみ確認でき、全長、幅は不明だが最大の厚さは2.5cmを測る。

凸面は工具を用いてタテナデするが、広端から狭端まで一気に施すか明らかでない。調整痕の一単位は幅約3.5cmである。凸面にはハナレズナが見られる。また、コビキＡの痕跡がナデ消されずにわずかに残る。凹面も工具を用いて比較的丁寧にタテナデされるが、細かい単位の調整痕が認められる。タテナデは広端から狭端まで連続して行われず、広端部から10～12cmの狭端部側へ離れた位置で分割して施される。また、側縁凹面側にはタテナデが施され平滑に仕上げられる。凹面側狭端部の面取りは2.7cmの幅でやや浅く削られ、端まで及ぶようである。広端面、狭端面はケズリの後ヨコナデされ、側面はケズリの後タテナデされる。側縁凸面側の縁辺にはバリが認められ、凹型台の上に設置して側面調整がなされたことがわかる。そして、側縁凹面側の縁辺はタテナデによって少し丸みを帯びて仕上げられる。

焼成は硬質で、色調はいぶし焼によって表面が炭素吸着して黒色化し、断面が灰白色を呈するものから、表面、断面ともに灰白色を呈するものがある。胎土はやや密で、１～３mm大の長石・石英の細礫～極粗粒砂を含む。

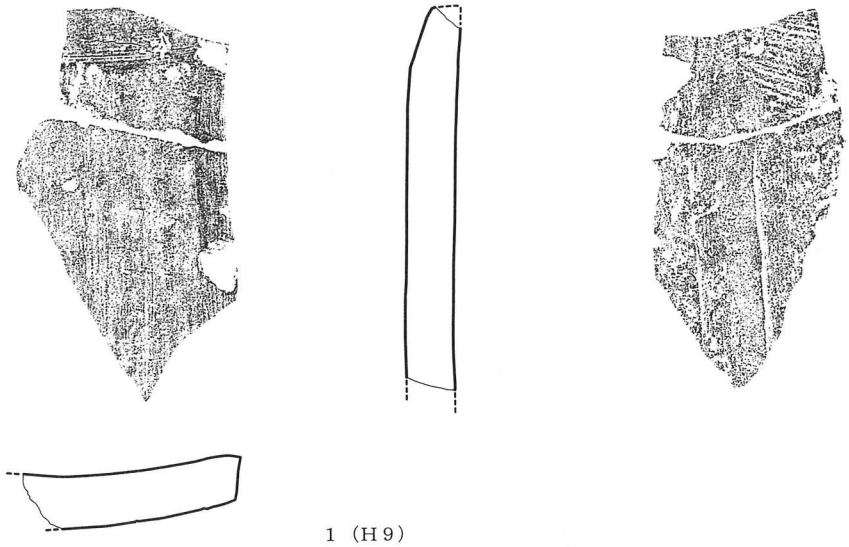

1（H9）

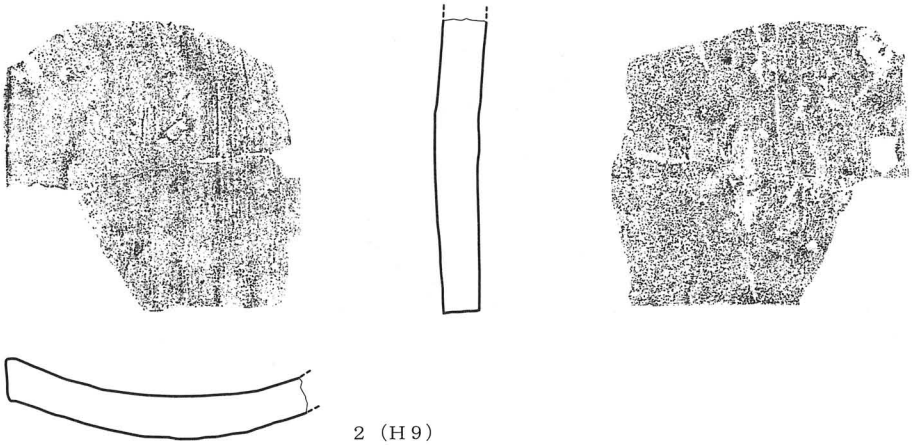

2（H9）

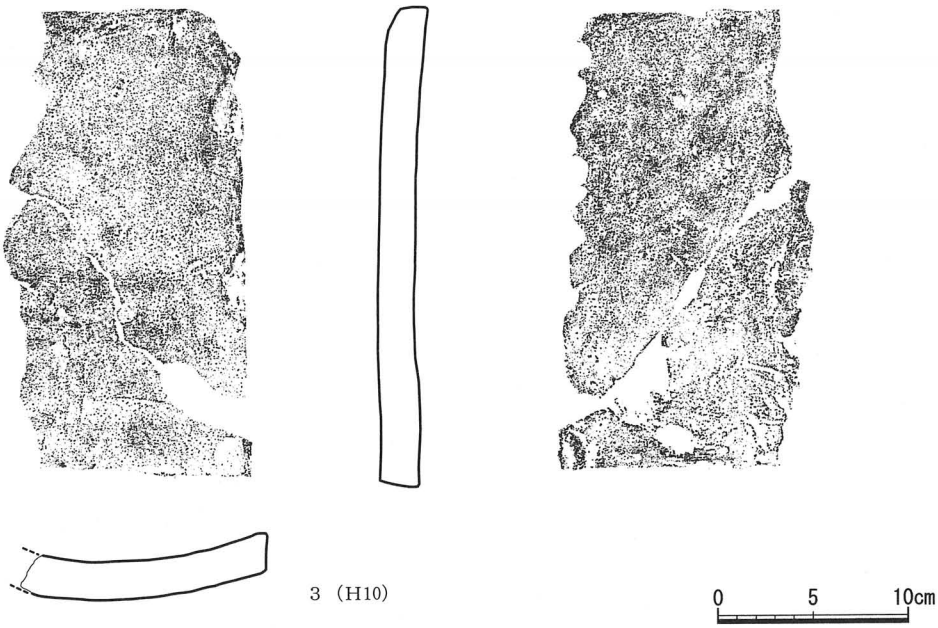

3（H10）

0　5　10cm

第38図　平瓦実測図7（1/4）

曲輪Ⅱ第６トレンチ包含層から第38図１の１点、堀Ｆ埋土から１点、土塁④下層から第38図２を含め５点、堀Ｄ埋土から３点、堀Ｄ底部から１点、土塁⑤構成土から２点が出土している

中世の所産と考えられるが、厳密な年代的位置づけは不明である。

H10（第38図　３）

H10は、縦半分が欠損した破片資料の第38図３のみが確認できた。全長25.2cm、狭端部残存幅11cm、広端部残存幅12.2cm、最大の厚さ２cmを測る。

凸面は、摩滅により明瞭ではないが工具によってタテナデ調整されおり、広端部は幅1.5cmのヨコナデ調整が施される。凹面は、工具を用いて丁寧にヨコナデされ、調整痕の１単位は約３cmである。側縁の調整は摩滅により不明である。凹面側の狭端部の面取りは中央部分が幅広くかつ深く削り、端に向かうにつれて幅が狭くかつ浅くなり、端まで及ばない。中央部分の面取りの幅は1.4cmを測る。狭端面、広端面はケズリの後ヨコナデし、側面はケズリのあとタテナデする。側縁の縁辺は稜をなすが、すこし鈍くなっている。なお、布目、ハナレズナ、コビキの有無は不明である。

焼成はやや軟質で、表面の色調は、広端面の中央部付近が黒色を呈し、ここを基点に狭端部に向かって灰白色、明橙色へと楕円に近い同心円状に変化する。断面の色調は広端から狭端に向かって表面の色調の変移に合わせて、表面が黒色の部分は暗灰白色を呈し、順に灰白色、淡明橙色と変化する。胎土は、やや密で、２～４mm大の長石・石英の細礫を少量、極粗粒砂を少量含む。

H10は、技術的諸特徴、厚さ、焼成、胎土がＨ３と極めて類似し、また狭端と側面がなす角度も一致することから、この二者は同一の製作状況下にあった可能性が高い。長さＨ３の全長が32.6cmに対して、H10は25.2cmと7.4cmの規格差があった。この規格差はおそらく、瓦の使用位置の差と考えられる。

曲輪Ⅱの第５トレンチ包含層から第38図３の１点が出土している。なお、全長が明らかでない破片資料はＨ３と区別が困難なため、Ｈ３に含めて計上している。

少なくとも中世でＨ３と同時期の所産であろうが、厳密な年代的位置付けは不明である。

３．土器・陶磁器・土製品類

〈土師質土器〉（第39図　１～７）

１～３は土師器皿で、いずれも口縁部から体部のみが残存する破片資料である。１は、復元口径が10.8cmを測る、底部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、体部は外上方に伸びる。口縁部はやや強くつまみ出されることで体部に比べて薄くなり、口縁端部はやや鋭くなる。黄橙色系である。なお、口縁部には煤が付着する。土塁④下層から出土している。２・３は、復元口径が10cmを測る。体部から底部にかけて手づくね成形による指

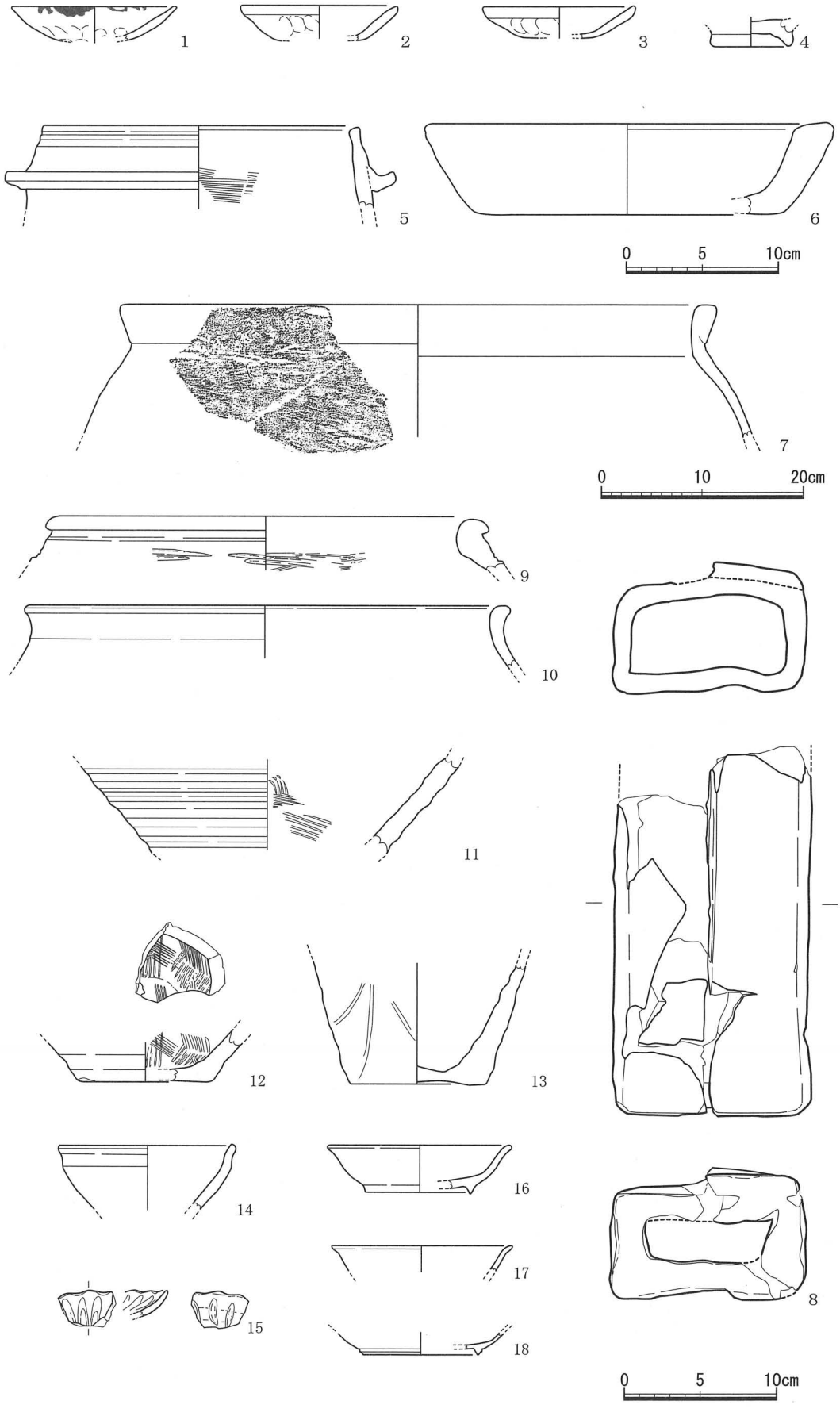

第39図　土器陶磁器実測図（1～6・8～18：1/4、7：1/6）

頭圧痕が顕著に残り、体部から外上方に肥厚させ口縁部をヨコナデ調整して丸く収める。いずれも黄橙色系である。２は口縁部に煤が付着する。３は曲輪Ⅰ第１トレンチの包含層から、２は第２トレンチの包含層から出土している。

１～３は、破片資料で底部の状況は明らかでなく底部と口縁部の境に沈線が入るか定かではない。しかし、口径と口縁部形態および指頭圧痕から推定すると、千喜良淳編年（千喜良2002）のu形式に該当すると考えられ、16世紀後半に位置づけられる。

４は高台付椀の高台部で、高台径は５cmを測る。全体的に摩滅しており調整は不明である。色調は褐色を呈す。土塁④下層から出土している。年代的位置付けは不明である。

５は羽釜で、口縁部と鍔部が残存する破片資料である。復元口径は20.3cmを測る。頸部はわずかに内傾しながら直線的に立ち上がり、頸部外面には２本の浅い凹線が入る。口縁端部は丸みを帯びてやや内径する。鍔部は短く外上方に伸びる。内面にはハケメがかすかに認められる。褐色を呈する。鋤柄俊夫編年（鋤柄1989）のＤ群Ⅰ類に当てはまり、16世紀前半頃の所産の可能性がある。曲輪Ⅰ第３トレンチ包含層から出土している。

６は火舎で、体部は外上方へ肥厚しながら広がり、口縁部はやや丸みを帯びながらも内傾する面をもって収まる。口径は24.7cmである。低部は平らであるが、脚部の有無は不明である。全体的に摩滅が著しいが、内面にナデ調整が認められる。褐色を呈する。年代的位置づけについては不明である。曲輪Ⅱの第５トレンチの包含層から出土している。

７はいわゆる湊焼甕で、鋤柄編年の甕Ｂに分類でき、口縁部から肩部が残存する。口径が57.8cm、頸部径が56.2cmに復元できる。口縁部は断面形が逆台形の帯状を成し、口縁端部は平坦に整形され、丁寧にヨコナデ調整される。外面は摩滅により不明瞭だが、やや左上がりの斜位に平行タタキ目が施され、肩部から頸部まで及ぶ。内面は摩滅が著しいがわずかにハケメ調整がみられる。野田芳正氏の湊焼甕の編年（野田1984）を参照すると、口縁部・頸部径は大型で９段階寄りだが、外面の平行叩き目が残る８段階寄りの特徴を持つ過渡的な様子が窺える。このことから、16世紀第４四半期後半頃の年代的位置付けが考えられる。土塁④下層から出土している。

〈土製品〉（第39図　８）

８は、方形の土管状の形態を持つ土師質の土製品である。残存長24.7cm、横幅12.7cm、縦幅7.3cm、最大縦幅8.9cmを測る。この土製品は、まず粘土を厚さ１cmの方形の土管状に成形し、横断面長方形の片側長辺の面に厚さ１cm粘土帯を片袖側に貼り付けて段を作り出す。この粘土帯の幅は横幅の約２分の１の約６cmをはかる。貼り付け時には粘土帯側の接合面に縦方向のハケメ調整がなされ、さらに段差部分を強く撫で付けて接合を補強している。残存する端部は成形時の下方であったらしく、端部に行くにつれてやや肥厚し、端面が圧迫されて平坦面を持つ。外面、内面ともにナデ調整がみられるが、段差面の対面の外側にはハケメ状の調整痕跡が観察できる。また、８は、残存する端部、段差のある面、そしてその内側の面に二次的な被熱が認められる。機能、用途、種類ともに不

明である。土塁④下層から出土している。

〈瓦質土器〉（第39図　9・10）

9・10は甕の口縁部の破片資料である。9・10はともに鋤柄編年における甕Aに分類できる。復元口径は9が27.8cm、10が31.4cmを測る。9は頸部が無く、口縁部は肥厚し、外反する口縁端部をやや外側に巻き込んで収まり、断面形態は端部が尖り気味になって丸い嘴様を成す。口縁部は内外面ともにヨコナデ調整される。肩部の外面には平行タタキ目が横位に施され、内面は板状工具によるナデ調整によって横位のハケメが残る。10は頸部が立ち上がってわずかに外折し、口縁部を形成する。口縁部はやや肥厚して玉縁状を呈するが、口縁端部にわずかに平坦面をもつ。頸部及び口縁部はヨコナデ調整される。頸部から肩部にかけてもヨコナデ調整され、タタキの痕跡は見えない。内面はヨコナデ調整される。

9は鋤柄編年のⅡ－3段階に当てはまり、15世紀中頃の年代が与えられる。一方、10は鋤柄編年のⅢ－1段階に該当すると思われ、15世紀末～16世紀前半の年代的位置づけが考えられる。両者ともに土塁④下層から出土している。

〈陶器〉（第39図　11～14）

11・12は備前焼の擂り鉢である。11は体部の、12は底部の破片資料である。11については小片のため全体の擂り目の方向は不明であるが、一部斜め方向の擂り目がみられる。12は小破片であるが、底部を中心とした放射状の擂り目と斜め方向の擂り目がみられる。また、内面には使用痕と思われる摩滅が認められる。

12は、先述のような擂り目特徴から、乗岡実氏の備前焼擂鉢編年（乗岡2000）の近世1期に当てはまり、16世紀後半の年代的位置づけが推定できる。また、11についても斜め方向の擂り目を重視して、同時期の所産と考えられる。

11は曲輪Ⅱの6トレンチ包含層から出土し、12は土塁③の包含層から出土している。

13は備前焼の壷の底部破片資料と思われ、外面にヘラ描きの模様が見られる。年代的位置づけは不明である。曲輪Ⅱの6トレンチの包含層から出土している。

14は瀬戸・美濃焼天目茶碗で、口縁部のみが残存する破片資料である。復元口径は10.6cmを測る。体部は外上方に伸び、口縁部はつまみ出されて外反しその端部はやや丸く収まる。胎土はやや粗く外面に鉄釉をかける。16世紀後半の所産である[15]。曲輪Ⅰ第3トレンチの包含層から出土している。

〈磁器〉（第39図　15～18）

15は青磁輪花皿の口縁部の破片である。蓮弁の内側のくぼみや外側の蓮弁が重なる部分のくぼみを丸刀状の工具で彫って表現している。中国産の粗製のもので16世紀後半頃の所産である[16]。曲輪Ⅱ第6トレンチの包含層から出土している。

16～18は白磁の端反り皿である。16は口縁から高台部まで残存し復元口径11.8cm、器高3.2cmである。高台部は断面三角形で畳付は露胎する。曲輪Ⅰの第3トレンチ包含層か

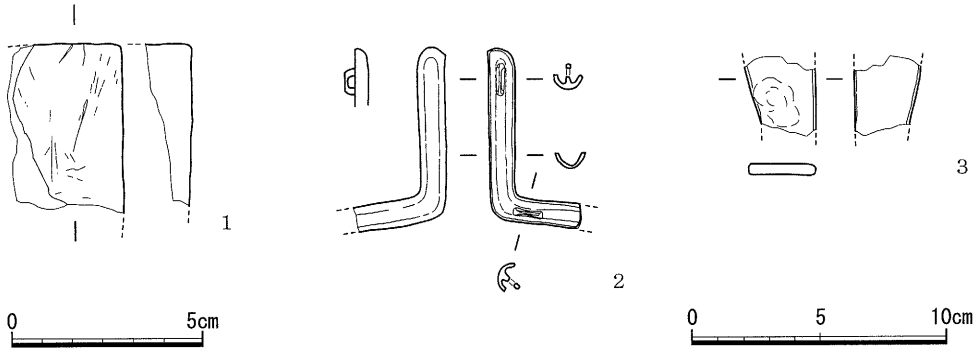

第40図　その他遺物実測図（1：1/2、2・3：1/3）

ら出土している。17は、口縁のみが残存し、復元口径は11.6cmである。堀D埋土から出土している。18は高台部のみ残存する白磁皿である。高台部は断面三角形で畳付は露胎する。復元高台径は7.4cmを測る。曲輪Ⅱ第6トレンチ包含層から出土している。何れも中国製とみられ、16世紀後半の所産である[17]。

4．その他の遺物

〈石製品〉（第40図　1）

1は橙色を呈する切石で、主に縦方向の使用痕が認められることから小型の砥石と考えられる。曲輪Ⅱの第5トレンチ包含層から出土している。

〈金属品〉（第40図　2・3）

2は銅製飾具で、L字状の形態をもつが、先端が欠失しているため全容は不明である。断面形態はU字状を呈する。凹面には固定用の有孔突起がL字の上部と底部の屈曲部寄りに2箇所接合されている。曲輪Ⅰ第3トレンチ包含層から出土している。

3は板状鉄製品で残存長3.1cm、幅2.2～2.7cm、厚さ4.5mmを測る。種類・機能ともに不明である。曲輪Ⅰ第3トレンチ包含層から出土している。

5．小結

以上、出土遺物の概要を見てきた。ここでは、出土遺物の時期と出土位置の関係をまとめ、瓦葺き建物と各遺構の時期的関係について述べる。

出土遺物は、大半が瓦類で、土器・陶磁器類、金属品類、石製品の破片資料が僅かに出土した。出土遺物の時期幅を見ると、瓦類については、軒瓦の上限が14世紀前葉～中葉で下限が16世紀中頃から後半に収まる。一方、土器類は上限が15世紀中頃、下限が16世紀後半に収まる。瓦類には古い製作技術によるものが含まれるが、これらの数量は少なく、転用品の可能性も指摘できる。

〈曲輪について〉

出土地点別で見ると、曲輪Ⅰから出土した瓦類はＮＨ１（第25図１・２）が16世紀中頃～後半を、陶磁器（第39図14・16）が16世紀後半を示し、土師質羽釜（第39図５）は16世紀前半に位置付けられる。曲輪Ⅱについては、出土瓦類での時期推定は困難であるが、磁器（第39図15・18）は16世紀後半を示す。これらの遺物はいずれも遺構面上部に堆積する遺物包含層からの出土ではあるが、曲輪と瓦葺き建物の時期について考えられる数少ない材料である。これらの遺物から判断すると、曲輪Ⅰにおいては少なくとも16世紀前半から何らかの活動があった可能性があり、曲輪Ⅰに瓦葺建物が機能して廃絶する時期の下限は16世紀後半と推定できる。曲輪Ⅱについても機能と廃絶時期は同時期と考えられる。

なお、曲輪Ⅱからは瓦類は破片ではあるが比較的多く出土している。明確な遺構が確認できなかったため、曲輪Ⅱにおける瓦葺建物の存在は断定できないが、その可能性は否定できない。

〈土塁④・堀Ｆ、土塁⑤・堀Ⅰについて〉

一方、土塁④下層に堆積した遺物包含層の出土資料は土塁④の構築時期を考えるうえで重要である。この層は曲輪Ⅱを形成する土が曲輪Ⅱの北東側斜面から平坦面にかけて流入して堆積したと判断されたもので、さらにこの上に土塁④と堀Ｆが造成される。この層から出土する瓦質土器甕には、15世紀中頃に位置付けられるもの（第39図９）と15世紀末～16世紀前半に位置付けられもの（第39図10）がある。そして、同じ層から16世紀後半に位置付けられる土師質甕（第39図７）出土している。これらのことから、土塁④及び堀Ｆは16世紀後半以降に造成されたと考えられる。

さらに、この土塁④下層には曲輪Ⅰ・Ⅱの包含層から出土した瓦類と同一型式（Ｍ１～５、Ｈ１～４・６～８）の瓦も出土している。また、土塁④の東側にある土塁⑤構築土内とその下層上面からも瓦が出土している。これらの瓦には曲輪だけでなく、土塁④下層の出土瓦と同一型式（Ｍ３、Ｈ３・５・７・８）が含まれる。そして、土塁④下層と土塁⑤下層上面、そして曲輪Ⅰ・Ⅱの包含層からは、Ｍ３が共通して出土する。このような瓦の出土状況から、まず土塁④・土塁⑤構築以前に瓦葺建物が存在していたことがわかる。ただし、瓦葺建物の廃絶後に土塁が造成された可能性もあり、両者が併存していたかどうかは断定できない。次に、曲輪の東側に曲輪と同型式の瓦や土器類が土とともに堆積した後に土塁④・土塁⑤は造成される。この造成時に土塁⑤構成土内に瓦が含まれたと推測される。土塁④下層出土瓦と土塁⑤構成土内出土瓦の形式には共通性があり、おそらくこの瓦を包含する堆積土が土塁構築に用いられた可能性がある。この点を重視し、先後関係の判断は難しいが土塁④･⑤構築はほぼ同時期に造成された可能性が指摘できる。先述の通り、土塁④･堀Ｆの構築は下層出土土器から16世紀後半以降としたが、土塁⑤とその構築によって同時形成される堀Ⅰの造成も、同時期に位置づけられる。そして、堀Ｆ・堀Ⅰの埋没時期については根拠となる遺物が出土していないため現時点では判断できない。

なお、堀Ｆの中でも曲輪から東側に延びる北側尾根を遮断する部分（堀Ｆ北端部）につ

いては、堀切として当初存在していた可能性が考えられる。この場合、堀切は土塁②・③および堀Ｄと同時期に造成された可能性は否定できない。この点についてさらに調査・検討が必要である。

〈土塁②・土塁③・堀Ｄについて〉

堀Ｄ底部からＮＭ１（第24図１・Ｍ９と同一資料）が出土している。ＮＭ１はこれまでに１点のみ確認できたもので、丸瓦の技術的特徴から14世紀前葉～中葉に位置付けられる資料である。他の同時期の資料は、可能性が指摘できる丸瓦はいくつかあるが、可能性が極めて高いものに限定するとＭ６（第30図２）が挙げられる。確認できたＭ６も堀Ｄ底部と堀Ｄ埋土から出土している。先述したように、土塁④下層から15世紀中頃の瓦質甕が出土している。一方、瓦に与えられる14世紀前葉～中葉の年代的位置づけは、出土した土器の年代よりも古い様相を示す。しかしこの年代は、あくまで生産時期の上限である。そして、14世紀前葉～中葉に位置づけられる出土瓦の資料数もごく僅かである。これらのことを考慮すれば、この時期に瓦葺建物が曲輪に存在していたとするよりも、付近の寺院等の別地点より、瓦を再利用する目的で当該地に運ばれてきた可能性が高い。

また、堀Ｄ底部からはこの古手の瓦とは異なる型式で、曲輪でみられるものも出土する（Ｍ２・３）。これらの瓦類は必ずしも堀Ｄの造成時期を示すものでないが、堀Ｄが機能している段階において瓦葺建物が併行して機能ないし廃絶していたことを示唆する。

一方、堀Ｄの埋土からは曲輪Ⅱの包含層と同一型式の瓦とともに16世紀後半に位置付けられる白磁皿高台の破片が出土している（第39図17）。これは曲輪Ⅱから出土した白磁片と同時期を示す。このことから、堀Ｄ埋土の堆積は少なくとも16世紀後半以降であり、曲輪の包含層と同時並行して堆積した可能性を指摘できる。さらに言えば、この埋土は烏帽子形城が山城として廃絶した後に堆積したといえる。

次に、土塁②・③の構築時期については、遺構面の上層から瓦類や焼締陶器が出土するものの、土塁構築土が未調査であるため不明である。ただ、堀Ｄとの関係を考慮すれば、堀Ｄを掘削して出た土を隣に盛り上げて土塁を同時に造成したと考えた方が理解しやすい。とすれば、少なくとも16世紀後半には土塁②･③と堀Ｄは存在していたと考えられる。

なお、土塁③の南側半分は曲輪Ⅱの南東部と同じ標高である。当該部分は本来、烏帽子形山の頂上部から南東方向に延びる尾根と連続していたと考えられる。堀Ｄの南東角は丁度その尾根と曲輪Ⅱを遮断する形で大きく切られており、堀切としての機能も推測できる。トレンチのみによる局所的な発掘調査からは、横掘としての堀Ｄの前段階があったかどうか確認できなかったが、前段階に堀切として存在した可能性も別に調査・検討していく必要がある。

〈土塁②・土塁③・堀Ｄ・土塁④・土塁⑤・堀Ｆ・堀Ｉについて〉

土塁②・③及び堀Ｄと、土塁④・⑤及び堀Ｆ・Ｉの造成から廃絶までの時期的な関係性が問題となる。これまでの出土遺物の検討から、前者は少なくとも16世紀後半には存在し、

16世紀後半以降に埋没したと推測できた。また、後者は16世紀後半以降に造成されたと推察できた。これらの存在の時期関係は16世紀後半という期間の中に求められる。しかしながら、造成の先後関係や、併存時期の有無、廃絶の時期関係など、より詳細な関係性について遺物編年のみによって特定していくには限界があり現時点では判断できない。

〈まとめ〉

これまでに出土遺物の時期と出土位置を中心に見てきた。烏帽子形城には少なくとも15世紀中頃には人間の何らかの活動があった。そして、烏帽子形城が山城として機能し廃絶した時期は少なくとも16世紀後半頃になることがわかった。土器・陶磁器類の出土量は極めて少ない中でも16世紀に位置付けられる資料が目立つことが注目される。このことは、15世紀中頃から16世紀後半の間において人間活動がみられるなかで、烏帽子形城として中心的に機能した時期が16世紀後半頃だったといえる。

曲輪Ⅰにおける瓦葺建物について言えば、出土瓦と陶磁器類から烏帽子形城の一部として16世紀後半頃まで機能して廃絶したことが推定できた。しかし、この瓦葺建物の成立時期や、そして16世紀後半まで継続的に機能したのか、あるいは一時的なものだったのか判断できない。

そして、東側土塁④・⑤、堀Ｆ・Ⅰは、16世紀後半以降に造成されたことがわかった。出土遺物から判断すれば、これらの造成時には、曲輪の瓦葺建物は併存あるいは廃絶していた可能性がある。

土塁②・③と堀Ｄは、造成時期は分からないが、少なくとも16世紀後半には存在し、埋没時期は16世紀後半以降で、曲輪Ⅱの埋没と併行して堀Ｄも埋没したと推測できた。ただ、瓦葺建物との関係についてみれば、土塁②・③及び堀Ｄの存在時には併存あるいは廃絶していたと考えられる。

土塁②・③及び堀Ｄの存在と土塁④・⑤及び堀Ｆ・Ⅰの造成の関係性は、いずれも16世紀後半という期間の中に求められる。ただ、造成の先後関係や、併存時期の有無、廃絶の時期関係などの詳細な関係性については不明である。

遺物からは、烏帽子形城が中心的に機能した時期も、廃絶時期も、16世紀後半頃に位置づけられ、編年の精度としては限界がある。烏帽子形城において、層位情報の蓄積と整理が不可欠である。また、烏帽子形城の遺構及び瓦葺建物の成立や変化を明確にする上で出土瓦類もひとつの判断基準となり得る。その意味において、周辺遺跡の出土瓦との比較と慎重な検討が必要である。

烏帽子形城跡出土丸瓦分類

	玉縁の有無	規格（cm）												吊り紐痕		面取り（※丸瓦の面取りについては註10参照。※数値は属性確認ができ、かつ面取り幅の計測値を示す。）										
		全長	胴部長	玉縁長	胴部高	胴部厚	胴部広端幅	胴部狭端幅	胴部広端面幅	玉縁部狭端面幅	玉縁部広端側幅	玉縁部狭端側幅	胴部側面幅	有無と本数	綴じ付け方	①両側縁凹面側の面取り	②広端縁の凹面側の面取りB	③広端縁の凹面側の面取りA	④広端縁凸面の面取り	⑤胴部狭端縁凸面側の面取り	⑥玉縁部側縁の凸面側の面取り	⑦玉縁部側面の削り残しの有無	⑧玉縁部端面の凹面側の面取りB	⑨玉縁部端面の凹面側の面取りA	⑩玉縁部端面の凸面側の面取り	備考
EBSM1	無段	31.5	31.5	無	*7.4*	2~2.5	*15*	*9.5*	1.7	無	無	無	1.5	無	無	1.5	4.5	無	無	無	B 3~4	無	1.5	無	無	面取りについて、M1は胴部狭端を玉縁部相当位置として読み替え
EBSM2	有段	32.5	27.5	5	6.6~7.0	2.2~2.5	14	14.5	1	1	11	9.5	1.2	1本	外側綴じ付け	2.4	6	0.2	0.2	0.2	B	無	2.5	0.4	0.2	
EBSM3	有段	*27*	24	3	6.5	1.6~2.0	13	13.5	1.4	1.3	9.6	7	1.3	無	無	1.5	2.5	0.2	無	0.2	B	無	1.5	0.2	—	
EBSM4	有段	37.5	32.5	5	8	2.5~3	17.5	17	1.5	—	—	—	2	3本	3本とも内外通し縫い	3	6	—	無	無	A	無	1	無	無	
EBSM5	有段	—	—	5	—	2.5	—	—	—	—	—	—	1	不明	不明	2.5	—	—	—	無	A	無	3	無	無	
EBSM6	有段	—	—	3.5	—	2.2	—	—	—	—	—	—	1.2	1本	内外通し縫い	1.7	—	—	—	無	無	有	3	無	無	
EBSM7	有段	—	—	5.5	—	2.8~3	—	—	—	1	—	*9*	1.5	不明	不明	2	—	—	—	無	無	有	2.5	無	無	
EBSM8	有段	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	—	—	1.2	1本	不明	1	—	—	—	無	—	—	—	—	—	
EBSM9	有段	37	32	6	9	2.5	15	15	1.7	1.5	12	9	2	2本	上下とも内外通し縫い	2	—	—	—	無	A	無	1	無	無	
EBSM10	有段	—	—	5	—	2.3	—	—	—	0.7	—	*6*	1.2	不明	不明	1.5	—	—	—	無	A	無	0.7	無	無	胴部側縁凹面側と側面の稜線を胴部狭端から玉縁部まで補足の面取り
EBSM11	不明	—	—	—	—	1.7	—	—	1.7	—	—	—	1.5	不明	不明	1.2	2	無	無	—	—	—	—	—	—	
EBSM12	不明	—	—	—	—	1.7	—	—	1.7	—	—	—	1.2	不明	不明	1.2	1.5	無	無	—	—	—	—	—	—	
EBSM13	有段	—	—	4.5	7.5	2.5	—	14.2	—	1	9.5	*8*	1.2	不明	不明	2	—	—	—	無	B	無	1.5	無	無	

烏帽子形城跡出土平瓦分類

	規格（cm）				調整					広端部				狭端部								
	全長	狭端部幅	広端部幅	最大厚	凸面調整	凹面調整	側縁凹面側調整	側面調整	側面断面形	広端部凸面調整（面取りの有無）	広端部凹面調整（面取りの有無）	広端面幅	広端面調整	狭端面調整	狭端部面取り形態 A：面取りが端まで及ぶ B：面取りが端まで及ばない C：面取りされない	狭端部面取り最大幅	狭端面幅	狭端面幅と凹面側狭端部面取り幅の比率	凹凸面の布目	ハナレズナの有無	コビキA・Bの分類	備考
EBSH1	33.5	24	26	3	工具使用のタテナデ	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺やや鈍い稜	無	無	3	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	2	2	1	凸面布目	ハナレズナ	コビキA	
EBSH2	29.5	20.5	24	2	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1	1.6	1.6	凹面布目	ハナレズナ	コビキA	
EBSH3	32.6	24	26	2.2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	2.2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	B	2.2	1.2	0.55	無	ハナレズナ	コビキA	
EBSH4	26	*19*	20	1.6	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	1.6	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	破損により不明	1.5	1.1	0.73	不明	不明	不明	
EBSH5	—	—	—	2.2	工具使用のタテナデ	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ、後、凹面縁辺ケズリ後タテナデ	剣頭状	無	無	1.8	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1.7	1.2	0.71	不明	不明	コビキA	被熱痕あり
EBSH6	30.5	—	—	1.6	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	0.6	1.4	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	*A*	1.2~1.8	1.2	0.67~1	凹面布目	無	コビキA	
EBSH7	—	—	—	2.1	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2.1~2.3	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1.3~1.8	1.5~1.8	0.83~1.38	不明	ハナレズナ	不明	
EBSH8	24.9	*19*	20	2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺やや鈍い稜	無	0.4	1.8	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	破損により不明	1.1~2	1.3	0.65~1.18	無	無	無	
EBSH9	—	—	—	2.5	工具使用のタテナデ	工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	*A*	2.7	1.7	0.63	無	ハナレズナ	コビキA	
EBSH10	25.2	—	—	2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	不明	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	2.2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	B	1.4	1.4	1	不明	不明	不明	

—：破損等により属性確認および計測不可　無：属性が無いため計測値無し　不明：破損等により属性の有無が分からない　*斜字*：推定値

第４表　烏帽子形城出土瓦分類表

第４節　烏帽子形城跡周辺に位置する関連文化遺産について

烏帽子形城は、集落遺跡や当時の主要街道が立地する河岸段丘面に近接した丘陵上に位置し、これらの集落や道と密接な関係を持っていたことが想定できる。本節では、このような同時期に機能したと考えられる周囲の集落遺跡、主要街道や、周辺寺院との関係について整理と検討を行う。

周囲の状況を概観すると、まず、当該城の東側に高野街道が南北に通っていることが指摘できる。高野街道は、古代の南海道を踏襲したものであり、観心寺所蔵の「勘録縁起資財帳」に「紀伊道」という名称ですでに登場し、河内・紀伊間の交通や物流に古くから利用されていたようである。

また、東高野街道と西高野街道は、この城の北方約１kmの地点で合流する。合流後、一本化した高野街道は、当該城の東裾を通るように城のある方向に一旦屈曲して通っており、城と密接な関連があることが窺える。高野街道は、京・堺を河内経由で紀伊と結んでおり、また、当該城の南側では、和泉へ向かう和泉路が分岐している。また、城の南東方向で大和へ向かう大沢越えの道が分岐している。おそらくは、当時において重要な交通ルートであった高野街道を城に取り込み、交通の管理にあたっていたものと想定できる。

当該城の裾を通る高野街道・和泉路あるいは、高野街道から分岐する大沢越えの道にそっては、当該地域における大規模集落遺跡や主要中世寺院の大部分が分布している。

まず、高野街道ぞいには、当該城の北東800ｍに大日寺遺跡が存在し、東裾部には烏帽子形八幡神社、南東約500ｍの地点には増福寺、南東約２kmには、三日市遺跡が存在する。

大日寺遺跡からは、12世紀～16世紀にいたる遺物が出土しており、12世紀～15世紀にいたる中世墓が検出されている。中世墓からは、多くの貿易陶磁が出土している。また、この大日寺遺跡に隣接して、木屋堂とよばれる町場があったことが文献史料・小字名等から考証されている。木屋堂については、正和２年（1313）の『後宇多院御幸記』に登場するのが初出であり、その後、鎌倉時代・室町時代の記録を経て、『畠山家記』には、室町時代末期の記事として木屋堂の名字を名乗る国人が登場する。先述の大日寺遺跡で検出された中世墓は木屋堂を管理する在地有力者の墓域の一部であると考えられる。木屋堂は、中世にける長野庄の中核施設として旅人や商人が往来し、多くの物資が集積し、都市的機能を有していたと推定されている（堀内2001）。堀内和明氏は、鎌倉時代末期の『粉河寺文書』に「河内国木屋堂」の記載があること、木屋堂周辺が高野山行幸の休憩所にあてられていることや長野神社の古い呼び名が「木屋堂宮」であったことなどから、大日寺遺跡が立地する丘陵の北側に広がる河岸段丘上（現在の河内長野市長野町）にこの都市的な町場が展開していたものと推測した（堀内2001）。なお、当該地域は、早くから都市化が進行したため、発掘調査や試掘調査によって木屋堂に関連する遺構は検出されていない。

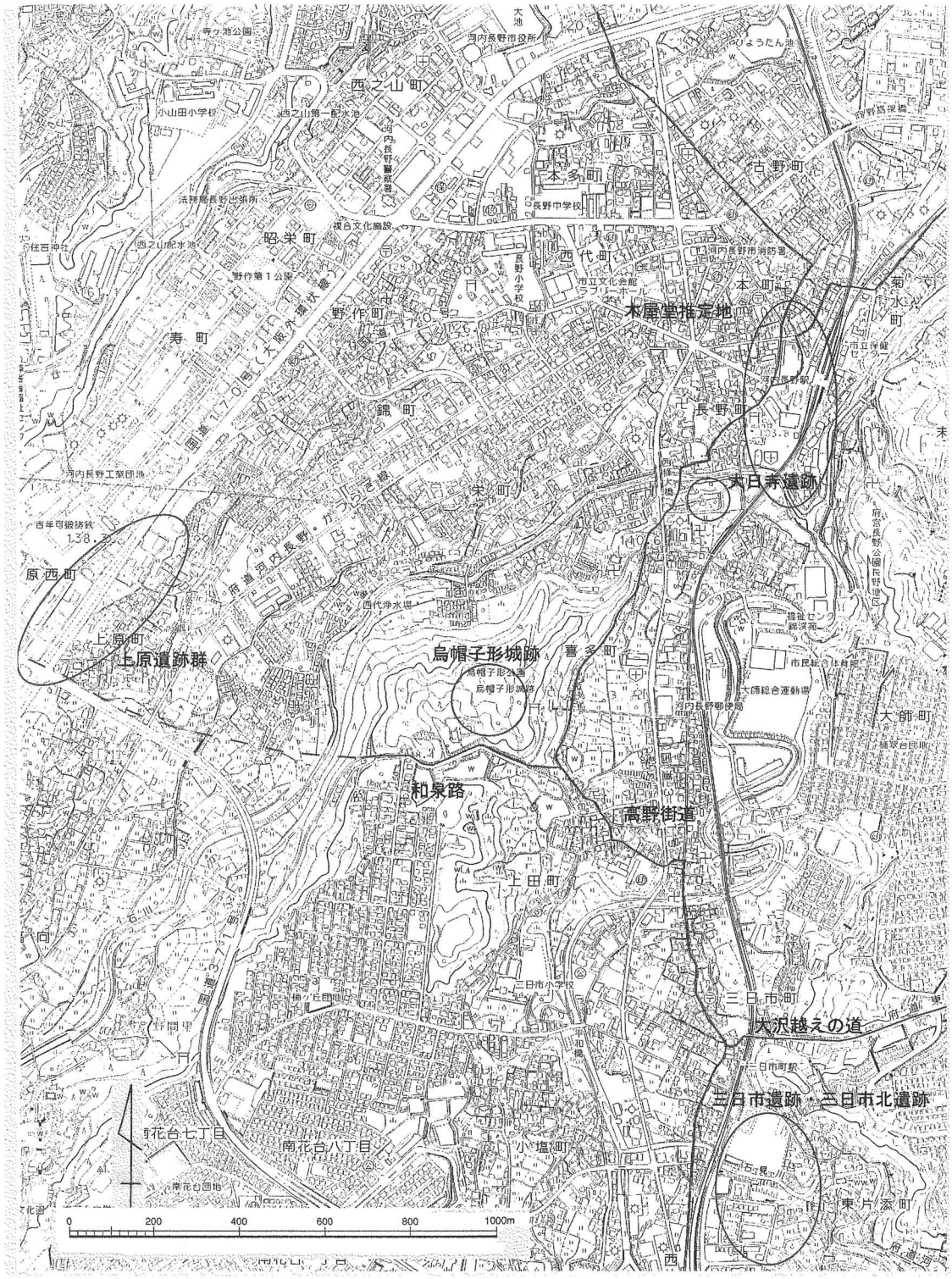

第41図　周辺文化遺産分布図（1/1,5000）

烏帽子形八幡神社には、文明12年（1480）に建立された本殿があり、本殿外陣床下から土釜と多数の土師皿が出土している。本例のように土釜と土師皿の埋納は本市域で多く認められ、地鎮遺構であると考えらている。当該神社は、烏帽子形城跡が存在する丘陵の東斜面中腹に位置するものであり、建立年代、地鎮具の年代から、本城と同時期に機能していたことが明らかであり、本城と密接な関係があったものと考えられる。

増福寺には、旧法（重要美術品等保存に関する法律）によって登録された11世紀製作の木造十一面観音立像がある。また、本寺は、畠山義深の供養のために再建され、義深の法名を寺名としたという伝承が残っている。

三日市遺跡は、昭和60年～昭和62年にかけて、大規模な発掘調査が行われ、中世の集落遺跡が検出されており、主に12世紀末から14世紀にかけての遺物が出土している。また、庇をもつ大型建物や寺院と考えられる遺構も検出されている。墓域を伴っている点は、木屋堂と大日寺遺跡の関係に類似する。

次に、高野街道から分岐し、金剛寺を経て、和泉・紀伊へと通じる和泉路と、この街道ぞいの集落遺跡・主要寺院について述べる。

和泉路は、当該城の南東裾で、高野街道から分岐しており、現在でも分岐点には、江戸時代に立てられた道標が存在する（図版23）。和泉路は、当該城の西に位置する寄ヶ峠を経て、西方向に段丘崖を降り石川を渡り、金剛寺へと通じるが、石川西岸から金剛寺へ向かう詳細なルートは十分に明らかになっていない。しかし、烏帽子形城と金剛寺の間には、中世の炭焼窯のほか、掘立柱建物が多数検出されている上原北遺跡を含む上原遺跡群などの中世集落遺跡が分布している。また、和泉路を境内に取り込む金剛寺は、周囲に多くの子院を従える一山寺院として機能しており、都市的機能を有する人口密集地域であった。金剛寺において和泉路はさらに分岐し、紀伊、和泉へと向かっていた。

最後に、当該城の南東方向で高野街道から分岐する大沢越えの道にそっては、金剛寺と同様に、周囲に多くの子院を従える観心寺が位置し、寺辺領と子院の一部であると想定できる寺元遺跡が発掘調査されている。

このように、烏帽子形城を挟んで、高野街道ぞいには２箇所の大規模な中世集落があり、両遺跡では、貿易陶磁が他の集落よりも目立って出土するという点で共通性がみられる。

以上の高野街道・和泉路・大沢越えの道は、河内・和泉・大和・紀伊の地域を結ぶ一方で、地域内の大規模集落や有力寺院などの人口密集地へ物資や情報を運ぶ生命線でもあった。丘陵と河岸段丘によって占められ、可耕地の少ない当該地域において、こうした人口密集地が当時、発達の局面にあった流通経済に大きく依拠しつつ存続していたことは想像に難くない。こうした遺跡から、貿易陶磁をはじめとする商品として流通していたことが考えられる遺物が集中して出土していることはこのことを裏付ける。また、これらの集落遺跡には、烏帽子形城と同時期に存在した可能性の低いものもあるが、当該城と密接な関連を持つ街道にそって大規模集落が発展できたことには、街道の結節点に位置する烏帽子形城の地政学的位置を考える上で注目に値する。また、当該城の西側を流れる石川や東側を流れる天見川も当時の水運に大きな役割を担っていたものと考えられる。烏帽子形城域は、このような水陸運交通のルートが交差し、流通・交通の要衝に築造されていたのである。

第４章　文献史学的検討～中世の内乱史と烏帽子形城～

第１節　はじめに

烏帽子形城が所在する南河内地域は、南北朝、応仁の乱とこれに続く戦国期・織豊期に内乱の舞台となり、多くの文献史料にも登場する。特に、義就流・政長流に分裂した河内守護畠山氏の抗争の舞台となり、これに将軍家の足利氏や管領家の細川氏を中心とする幕府の介入が度々加わり内乱の展開を複雑なものにした。本章では、烏帽子形城が登場する文献記事がどのような歴史的脈絡の中で登場するのか明らかにするために、文献史料（第５表）を使い、南河内で展開された内乱史の整理を行う。その上で、本城がどのような歴史的脈略の中で登場するのかについて整理と検討を行う。本城を記載した室町時代の文献史料は豊富に存在し古記録では、『経覚私要鈔』、『金剛寺文書』、『多聞院日記』、『言継卿記』、『宇野主水日記』等に記載があり、１次史料として使用することができる。一方で軍記等の編纂史料には『後鑑』、『足利季世記』、『続応仁後記』、『織田軍記』等に記載があり、これらは信憑性に問題のあるものもあるが１次史料を補うために使用する。この他、宣教師によって残された文献は、書簡を１次史料、ルイス・フロイスの『日本史』を２次史料として使用する。また、地誌の『紀伊続風土記』も２次史料として使用する。これらの文献の記載内容については、第６表に概要をまとめている。

また、南河内の内乱史の整理にあたっては、応仁の乱とこれに先立つ畠山持国の死去（1455）による河内守護畠山家分裂、寛正元年（1460）の嶽山・弘川合戦から織豊政権期までを対象とし、これ以前を前史として扱った。これらの整理によって、烏帽子形城のある南河内が各時期においてどのような勢力によって掌握されていたのか、また、各勢力がどのような立場で抗争を行ったのかについての整理を行うことを目標とした。この際に史料は、１次史料を主としてとりあげ、２次史料をもって補完した。２次史料を扱う場合も比較的良質とされる『細川両家記』を優先して使用した。また、烏帽子形城付近には、観心寺・金剛寺の両寺院に守護或いは守護格の人物により発給された禁制・安堵状があり、実行支配の変遷を考える上で有効であるためとりあげた。

南河内で行われた戦局の節目を基準として時期区分を行い1455年～1477年までのⅠ期（畠山氏の分裂から応仁の乱まで）、1478年～1529年までのⅡ期（応仁の乱後に続く両畠山氏の抗争期）、1530年～1548年までのⅢ期（遊佐氏・木沢氏による傀儡政権の樹立期）、1549年～1567年までのⅣ期（三好政権期）、1568年以降（織田・豊臣政権期）のⅤ期にわけて整理を行った。

第５表　引用文献史料一覧

文献史料名	よみ	種類	説明	典拠
大乗院寺社雑事記	だいじょういんじしゃぞうじき	日記	大和国守護であった興福寺の大乗院第27代門跡尋尊、28代門跡政覚、30代門跡経尋の日記を合わせたもの。宝徳２年(1450)～永正5年(1508)までの記載がある。	続史料大成
経覚私要鈔	きょうがくしようしょう	日記	興福寺の大乗院門跡経覚の日記。応永22年(1415)～文明4年(1472)の記載がある。	史料纂集
新撰長禄寛正記	しんせんちょうろくかんしょうき	軍記	畠山氏の内紛を中心に描いた年代記的記述の軍記。成立時期・編著者は不明。記事は比較的正確。寛正元年(1460)～寛正６年(1465)の記載がある。	群書類従
応仁記	おうにんき	軍記	応仁・文明の乱を描いた軍記。成立時期・編著者は不明。記事は比較的正確。	群書類従
長興宿禰記	ながおきすくねき	日記	室町時代の官人小槻長興の日記。文明7年(1475)～長享２年(1488)の記載がある。	史料纂集
後法興院記	ごほうこういんき	日記	室町時代末期の公家である近衛政家の日記。文正元年(1466)～応仁２年(1468)、文明11年(1479)～永正２年(1505)の日記。	増補続史料大成
親長卿記	ちかながきょうき	日記	室町時代の公家である甘露寺親長の日記。文明２年(1470)から明応７年(1498)までの本記と別記からなるが,一部が応仁・文明の乱によって焼失している。	増補史料大成
蔭涼軒日録	いんりょうけんにちろく	日記	相国寺鹿苑院蔭涼軒主歴代の公用日記。永享７年(1434)～明応２年(1493)までの記録がある。蔭涼軒主は、将軍に近侍し禅宗寺院と将軍の仲介を行なう役職。	増補続史料大成
拾芥記(為学卿記)	しゅうがいき	日記	戦国時代初期の公家五条為学の日記。文明16年(1484年)６月～大永元年(1521年)12月までの記録がある。	改定史籍集覧25続群書類従雑部
宣胤卿記	のぶたねきょうき	日記	戦国時代の公卿・中御門宣胤の日記。文明12年(1480年)正月～大永２年(1522年)正月の記載がある。	続史料大成
多聞院日記	たもんいんにっき	日記	興福寺の多聞院主の日記。文明10年(1478)～元和４年(1618)の記載がある。	増補史料大成
後法成寺関白記	ごほっしょうじかんぱくき	日記	関白近衛尚道の日記。永正３年(1506)～天文5年(1536)の記載がある。	大日本古記録
続南行雑録	しょくなんこうざつろく	由緒故事	水戸の儒臣佐々宗淳が元禄年間に奈良で採訪した春日若宮社司家代々の記録と寺社の由緒故事。	続々群書類従
後鑑	のちかがみ	歴史書	江戸幕府が編纂した室町時代の歴史書。	新訂増補国史大系
厳助往年記	げんじょおうねんき	日記	醍醐寺理性院の院主厳助の日記。明応３年(1494)～永禄６年(1563)の記載がある。	改定史籍集覧25続群書類従雑部
細川両家記	ほそかわりょうけき	軍記	三好長慶の被官生島宗竹の書いた軍記物。三好側からの視点での記載となっているが、記述は比較的正確と言われる。	群書類従
言継卿記	ときつぐきょうき	日記	戦国時代の貴族である山科言継の日記。大永７年(1527)～天正4年(1576)の記載がある。	史料纂集
足利義晴御内書案	あしかがよしはるごないしょ	書状	足利義晴が出した直状。	－
足利季世記	あしかがきせいき	軍記	著者・成立年代不詳。長享元年(1487)～元亀２年(1571)の記載がある。細川両家記を基にするが、誇張が多い。	改定史籍集覧
証如上人日記	しょうにょじょうにんにっき	日記	本願寺10世証如の日記。天文５年(1536)～天文23年(1554)の記載がある。	石山本願寺日記
永禄九年記	えいろくきゅうねんき	日記	醍醐寺関係の記事を主とした日記。永禄９年正月～９月までの記載がある。	続群書類従29下雑部
信長公記	しんちょうこうき	軍記	太田牛一が執筆。慶長３年(1598)ごろ原型ができたとされる。織田信長の事績を記録。	角川文庫『信長公記』
歴代古案	れきだいこあん	文書筆録	越後国の戦国大名上杉氏とその家臣文書の筆録。著者・成立年代不詳。	史料纂集
織田軍記	おだぐんき	軍記	1685年に遠山信春が作成した織田信長の事績を編年体で記述した軍記。史実の誤りが多い。	改定史籍集覧
宇野主水日記	うのもんどにっき	日記	東本願寺門跡顕如の右筆だった宇野主水の日記。天正８年(1580)～天正14年(1586)の記載がある。	改定史籍集覧
紀伊続風土記	きいしょくふどき	地誌	江戸時代に紀伊藩が集成した古記録。	紀伊続風土記
観心寺文書	かんしんじもんじょ	書状等	河内長野市観心寺に伝来する古文書。	河内長野市市史史料編１
金剛寺文書	こんごうじもんじょ	書状等	河内長野市金剛寺に伝来する古文書。	河内長野市市史史料編２
日本年報	にほんねんぽう	書簡集	イエズス会の宣教師の書簡集。	イエズス会日本年報
高野山文書	すだけもんじょ	書状等	橋本市隅田家に伝来する古文書。	五條市史
日本諸事要録補遺	にほんじゅんさつき	日記	ヴァリニャーニが書いた巡察の記録。	東洋文庫
師郷記	もろさとき	日記	大外記中原師郷の日記。応永27年(1420)～長禄2年(1458)までの記載がある。	史料纂集

第６表　烏帽子形城関連文献史料一覧

文献史料	史料種別	年代	出典	記載内容（要点）
『経覚私要鈔』 文正元年（1466）９月４・５日条	日記	文正元年（1466）	史料纂集	畠山義就が畠山政長方の押子形城を攻め落とした。
烏帽子形八幡神社棟札	棟札	文明12年（1480） ２月16日	河内長野市史	石川八郎左衛門尉が烏帽子形八幡神社社殿を建立した。
『後鑑』 大永４年（1524）９月	歴史書	大永４年（1524）	新訂増補国史大系	畠山義堯（義）が紀伊より河内へ帰還を試みた際、この地域に拠点を構えたが、逆に畠山種長（政）に烏帽子形城・仁王山城を攻められ、義堯は再び紀伊へ落ちのびた。
『足利季世記』 永禄５年（1562）５月19日	軍記物	永禄５年（1562）	改定史籍集覧	畠山高政（政）が烏帽子形城を退き堺へ逃れ、これを追撃する三好勢が畠山方の紀州勢と交戦し敗北させた。
『続応仁後記』 永禄５年（1562）５月20日	軍記物	永禄５年（1562）	史籍集覧	高屋城の畠山高政（政）が飯盛山城の三好長慶と戦い、敗れた高政は烏帽子形城まで退き、更に三好氏に攻められ堺まで落ちのびた。
『金剛寺文書』 「為当書状」	書状	（永禄８年（1565）か）	大日本古文書	畠山氏の烏帽子形城入城に際し、金剛寺は人足等の供出を命じられた。
『多聞院日記』 永禄10年（1567）９月15日条	日記	永禄10年（1567）	増補史料大成	根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃したが、落城には至らなかった。
『言継卿記』 元亀元年（1570）10月22日条	日記	元亀元年（1570）	史料纂集	烏帽子形城を三好三人衆が攻撃を仕掛け、180人を討ち取る。
『金剛寺文書』 「草部房綱書状」	書状	（元亀年間か）	大日本古文書	草部房綱が金剛寺に対し、兵糧および築城資材の提供を命じた。
『足利季世記』 元亀２年（1571）６月15日	軍記物	元亀２年（1571）	改定史籍集覧	烏帽子形城を守備する畠山秋高（政）配下の宮崎氏が、三好氏と結んだ守護代遊佐河内守の家臣の草部氏に攻められ敗退するが、夜中にこれを奪還した。
『織田軍記』 元亀２年（1571）４月15日	軍記物	元亀２年（1571）	改定史籍集覧	高屋城の畠山秋高（政）は、三好氏と結んだ守護代遊佐河内守に討たれ、この時、烏帽子形城には、秋高配下の宮崎氏が守備しており、遊佐氏家臣の草部氏に落とされたが、宮崎氏はその後すぐに奪還した。
『金剛寺文書』 「塙直政・松井友閑上使連署折紙」	書状	（天正４年（1576）か）	大日本古文書	織田信長の重臣であった塙直政・松井友閑が烏帽子形城在城の上使を通じて、金剛寺に対し織田信長の命（徳政）に従うように厳命した。
「1582年２月15日付、長崎発パードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総長に贈りたるもの」	歴史書	天正９年（1581）	イエズス会日本年報	烏帽子形城とその周囲の領地が３人の大名によって統治されており、そのうち２人はキリシタン大名であって、城下には300人のキリシタンがおり、大聖堂の建設を試みている。
「高野山文書」「松岡家文書」 「隅田一党地士書上」	記録	（天正９年（1581）））	五條市史	信長の高野山攻めで松山新介と烏帽子形衆が参戦し手柄をあげる。
『信長公記』 第15巻木曾義政中節の事２月９日条	軍記物	天正10年（1582）	角川文庫『信長公記』	信長が信濃攻めに際して、河内連判に烏帽子形・高野・雑賀に宛て置くことを命じた。
『宇野主水日記』 天正12年（1584）８月４日条	日記	天正12年（1584）	改定史籍集覧	岸和田城主の中村一氏が羽柴秀吉の命により烏帽子形城の普請を行なった。
『紀伊続風土記』第五輯 高野山之部惣分方巻之八 「興山寺古文書」	地誌	（天正12年（1584）	『紀伊續風土記』	金剛峯寺総分方に対して中村孫次郎及び細井新介、戸田三郎四郎が烏帽子形城に兵が詰めていることについて、高野山に危害を加える目的はない旨を伝える。
1585年10月30日付、大坂発.パードレ・グレゴリヨ・デ・セスペデスよりインド地方のパードレに送りし書翰	年報	天正13年（1585）	イエズス会日本年報下	烏帽子形のキリシタンと伊智地文太夫及びその子女、ならびに他のキリシタンの殿たちは身分に変化なく無事である。
『日本諸事要録補遺』補遺二 『日本巡察記』「要録」の第四、及び第５章について	紀行文	（天正15年（1587）））	東洋文庫『日本巡察記』	豊臣秀吉の禁教政策によって、キリシタンであった烏帽子形の領主は領地を失った。
日本耶蘇会目録	古文書集	文禄元年（1592）	『史学』19－３	豊臣秀吉の禁教政策によって、破壊された主要教会、駐在所、教会に「やおしんがた」の名称がある。
寛政重修諸家譜	家伝	－	寛政重修諸家譜　第10	甲斐庄正治の父が烏帽子形城に住まう。
寛永諸家系図伝	家伝	－	寛永諸家系図伝　第14	甲斐庄正治が戦乱によって河内を去り、遠州浜松で家康に仕えた。
寛政重修諸家譜	家伝	－	寛政重修諸家譜　第10	甲斐庄正房が大坂冬・夏の陣の功績により河内に２千石を拝領する。

第2節　前　史

本章で整理の対象とするのは、康正元年（1455）における畠山持国の死去とこれに伴う河内守護畠山氏分裂以後の南河内の内乱史であり、烏帽子形城が合戦の舞台として文献史料に登場するのもこの時期からである。しかし、これ以前の12世紀末、治承・寿永内乱を記述した『平家物語』や『源平盛衰記』には源行家の軍政上の拠点「長野城」「長野館」の記載がみられ、本城に相当する城郭と推定される[19]。ここでの長野とは、法成寺領長野庄の領域（高野街道沿いの長野町・三日市町間）を指すものであり、長野城は烏帽子形城の前身をなす表記とも考えられる。和泉や紀伊北部に及ぶ軍政の拠点に源行家が石川義兼と連携しつつ長野城を構えたことで、その後の南北朝内乱から戦国期における、本城の歴史的役割に一定の方向づけがなされたものといえよう。

その後、14世紀の南北朝内乱期、楠木正成が赤坂城の支城として本城を構えたという伝承もあるが、一方で天野山金剛寺に本営を構える南朝（後村上・長慶両天皇の延べ約10年間）に対し、これを攻略する北朝軍の陣所（正平４年･貞和５年の高師泰、正平15年･延文５年の畠山国清、文中２年・応安６年の楠木正儀等）にしばしば利用されたことが想定される（堀内2001）。ただし、烏帽子形城に相当する範囲でこの時期、人工的な曲輪を備えた城郭として機能したことを示す遺構は確認されていない。

第3節　Ⅰ期（1455年～1477年）

畠山氏の分裂から応仁の乱までをⅠ期とする。管領職で河内守護職にあった畠山持国の康正元年（1455）の死去により、実子である畠山義就[20]、実弟持富の子であり猶子の畠山政長が家督を争うことになる。畠山持国の死後､家督を継いだ畠山義就は､長禄３年(1459)の根来衆討伐の失敗を経て長禄４年（1460）に家督を召され、河内へ下国した（『長禄四年記』長禄４年９月条)。この結果、畠山政長に家督が与えられ、細川勝元、畠山政長による畠山義就への攻撃が開始された（『長禄記』長禄４年閏９月10日条等)。

畠山義就は嶽山城に篭城し善戦するも、寛正４年（1463）に紀伊へ敗退する（『大乗院日記目録』寛正４年４月15日条)。しかし、翌年に赦免されると、文正元年（1466）に再び大和壺坂寺で活動をはじめた（『大乗院寺社雑事記』文正元年８月25日条)。さらに、大和の壺坂寺から千早城経由で金胎寺城を確保し、当城に比定される「押子形城」を攻略し、政長側から本城を奪った（『経覚私要鈔』文正元年（1466）９月４日・５日条)。その後、畠山義就（義）は大和を進軍し上洛を果たし、家督を回復したと見られる（今谷1986)。

その後、文正２年（1467）に畠山義就は上御霊神社で畠山政長を破り（『後法興院記』文正２年（1467）正月18・19日条)、これを機に、応仁の乱が文明９年（1477）までの11年間にわたって展開された。この間に畠山家の家督は義就にあったものの、畠山政長が東

第７表　河内国の内乱史年表（Ⅰ期）

年	記事	河内の支配	出典
享徳４年(1455)	畠山持国死去し、畠山義就が家督を継ぐ。	畠山	「師郷記」享徳４年３月26･28日条
長禄４年(1460)	畠山義就が家督を召され、河内へ下国する。	義	「長禄四年記」長禄４年９月～閏９月条
長録４年(1460)	細川勝元･畠山政長が畠山義就を攻撃を開始する。	義	「経覚私要鈔」文正元年９月４･５日条 「長禄記」長禄４年閏９月10日条
	畠山義就が嶽山城に籠城畠山政長が河内へ侵攻し若江城を押さえる。		
	畠山政長が弘川寺に本陣を置き、嶽山城を攻略する。		
寛正２年(1461)	畠山義就が観心寺に禁制･安堵状を発給。	義	「観心寺文書」270
寛正４年(1463)	畠山義就が嶽山城を攻められ、紀伊へ敗退する。	政	「大乗院日記目録」寛正４年４月15日条
寛正４年(1463)６月	畠山政長が金剛寺に安堵状を発給。	政	「金剛寺文書」257
文正元年(1466)	畠山義就が赦免。	政	「応仁記」巻第１
文正元年(1466)	畠山義就が千早城経由で金胎寺城を確保する。	政/義	「経覚私要鈔」文正元年(1466)９月４日･５日条
文正元年(1466)	畠山義就が政長方の押子形城を落とす。	政/義	「経覚私要鈔」文正元年(1466)９月４日･５日条
文正元年(1466)	畠山義就が大和を進軍し上洛。	政/義	「応仁記」巻第１
文正２年(1467)	畠山義就が上御霊神社で政長を破る。	政/義	「後法興院記」文正２年(1467)正月18･19日条
文明３年(1471)	畠山政長が観心寺に安堵状を発給。	政/義	「観心寺文書」286
文明８年(1476)４月	畠山政長は守護代遊佐長直を下国させる。	政/義	「大乗院寺社雑事記」文明８年(1476)４月20日条
文明９年(1477)９月	畠山義就が大軍を率いて下国し、誉田城の和田美作守を抜き、若江城の遊佐長直を攻める。	義	「大乗院寺社雑事記」文明９年(1477)９月～10月条

＊義：畠山義就流　政：畠山政長流　　「/」は対立関係　「・」は同盟関係を示す。

軍に、畠山義就が西軍に属し、乱の前半期においてともに在京していた。ところが文明８年（1476）に畠山政長が守護代の遊佐長直[21]を河内へ下国させ、河内の防衛を固めた（『大乗院寺社雑事記』文明８年４月20日条）。一方で、義就は文明９年（1477）に河内へ下向し、古市に迫って政長方の誉田城を奪還し、政長方の拠点であり遊佐長直が守る若江城も落としている。（『大乗院寺社雑事記』文明９年９～10月条）。

Ⅰ期の間、畠山家の家督は寛正元年（1460）まで畠山義就が、寛正元年（1460）から文正２年（1467）までは畠山政長が握って幕府方として活動しているが、応仁の乱以降は、幕府自体が分裂しており、畠山義就は西軍に属し、畠山政長は東軍に属し抗争を続けた。

一方、河内国の支配については、内乱関係史料・禁制・安堵状の発給文書を検討する限り、寛正４年（1463）の畠山義就の敗退前までは、義就の勢力下にあったものと考えられ、その後、畠山政長の勢力下に入り、文明９年（1477）に畠山義就が下向して以降、徐々に義就の勢力下に入ったものと考えられる。

第４節　Ⅱ期（1478年～1529年）

応仁の乱後における両畠山氏の抗争期をⅡ期とする。応仁の乱が西軍の幕府への帰順という形で終息したため、幕府内では東軍として戦った畠山政長の影響力が高まった。文明14年(1482)に前将軍足利義政は畠山政長に畠山義就の討伐の内書を与えた（『長興宿禰記』文明14年閏７月14日条）。一方、河内では、畠山義就が優勢であり畠山政長の拠点も次々と義就の手に落ちていった。畠山義就は、山城の宇治にまで侵攻し（『後法興院記』文明

第８表　河内国の内乱史年表（Ⅱ期）

年	記事	河内の支配	出典
文明14年(1482)	畠山政長が細川政元とともに、畠山義就を追討するために出陣する。	義	「長興宿禰祢記」文明14年３月８日条
文明15年(1483)	畠山義就が宇治へ侵攻し、南山城を掌握。	義	「後法興院記」文明15年９月18日条
文明18年(1486)	畠山義就が金剛寺に安堵状を発給。	義	「金剛寺文書」267
延徳２年(1490)	畠山義就が病没する。（畠山義豊（基家）（義）が家督を継ぐ。）	義	「大乗院寺社雑事記」延徳２年12月15日・晦日条
延徳３年(1491)12月	畠山義豊（基家）（義）が観心寺に禁制・安堵状を発給。	義	「観心寺文書」321～323
延徳３年(1491)３月	遊佐就家（カ）が金剛寺に安堵状を発給。	義	「金剛寺文書」269
明応２年(1493)	畠山政長が高屋城の基家を攻める。	政／義	「大乗院寺社雑事記」明応２年３月～４月条
明応２年(1493)	足利義材が捕らえられ、畠山政長は自害し、畠山尚順は紀伊に逃れる（明応の政変）。	政／義	「大乗院寺社雑事記」明応２年４月～閏４月条
明応２年(1493)	畠山義豊（基家）（義）が、誉田氏、遊佐氏、平氏、隅田氏、井口氏、甲斐庄氏、陶屋氏、木沢氏、斉藤氏、江南氏、花田氏、宮田氏を伴い上洛する。	義	「蔭涼軒日録」明応２年５月19・21日条
明応６年(1497)	畠山尚順（政）が紀州で再起し、高屋城へ進軍し南河内一帯を制圧する。	政／義	「大乗院寺社雑事記」明応６年９月～10月条
明応６年(1497)	畠山義豊（基家）（義）が高屋城を攻めるが、失敗し壊走する。	政	「大乗院寺社雑事記」明応６年11月18日条
明応７年(1498)	畠山義豊（基家）（義）方の古市澄胤が北河内の野崎城を攻撃。	政	「大乗院寺社雑事記」明応７年８月２日条
明応７年(1498)12月	畠山尚順（政）が金剛寺に安堵状を発給。	政	「金剛寺文書」273
明応８年(1499)	畠山基家（義）が河内野崎城・嶽山城を奪回。		「大乗院寺社雑事記」明応８年１月11日条
明応８年(1499)	義豊（基家）（義）方の甲斐庄氏が嶽山城を攻めるも敗死。	政／義	「大乗院寺社雑事記」明応８年１月23・28日条
明応８年(1499)	畠山義豊（基家）（義）が箕曽嶋（東大阪）に出陣	政／義	「大乗院寺社雑事記」明応８年正月～２月条
明応８年(1499)	畠山義豊（基家）（義）が鞆呂岐庄（寝屋川）で敗北し切腹、息子の畠山義英（義）が堺に逃げ込む。	政	「大乗院寺社雑事記」明応８年正月～２月条
明応８年(1499)	畠山義英（義）が摂津から河内へ侵攻し、細川政元・畠山義英（義）が畠山尚順（政）を壊走させる。畠山尚順（政）は根来寺に潜む。	義	「後法興院記」明応８年９月14・27日条
明応９年(1500)	畠山尚順（政）が高屋城を包囲するが敗れる。	義	「大乗院日記目録」明応９年８月～９月条
永正元年(1504)	畠山義英（義）が観心寺に禁制・安堵状を発給。	義	「観心寺文書」360～362・366
永正元年(1504)	畠山尚順（政）が紀伊から和泉経由で河内に進軍。	政／義	「後法興院記」永正元年９月25日条
永正元年(1504)	畠山義英（義）と畠山尚順（政）が和睦した。	政・義	「大乗院寺社雑事記」永正元年12月12～28日条
永正３年(1506)	細川政元が赤沢朝経に命じて河内を攻略。畠山両家、大和へ退く。	細川	「多聞院日記」永正３年１月～２月条
永正４年(1507)	細川政元の死去により、畠山義英（義）が河内入国。	義	「多聞院日記」永正４年６月25・27日条
永正４年(1507)	畠山義英（義）が嶽山城で畠山尚順（政）側に攻められる。	政／義	「多聞院日記」永正４年12月７～16日条
永正５年(1508)	畠山義英（義）の籠もる嶽山城が陥落する。	政	「後法成寺関白記」永正５年１月18日条
永正５年(1508)	畠山尚順（政）と細川高国とともに、足利義伊を迎え、上洛し、河内支配を固める。	政	「後法成寺関白記」永正５年４月30日条・６月８日条
永正５年(1508)	畠山尚順（政）が河内を平定する。	政	「後法成寺関白記」永正５年７月20日条
永正８年(1511)	畠山義英（義）が挙兵する。	政／義	「二条寺主家記抜粋」永正８年７月12～14日条
永正８年(1511)	畠山義英（義）が高屋城に入る。	政／義	「祐園記抄」永正８年７月23日条
永正８年(1511)12月	畠山義英（義）が細川澄元の上洛軍の主力となるが破れ、堺へもどる。	政／義	「細川両家記」永正８年条
永正16年(1519)12月	畠山義英（義）が金剛寺に禁制を発給。	政／義	「金剛寺文書」311
永正17年(1520)	畠山義英（義）が細川澄元の失脚により、逃亡。	政	「後鑑」永正17年５月７日条
大永３年(1523)５月	畠山義堯（義）が金剛寺に禁制・安堵状を発給。	政／義	「金剛寺文書」311・312
大永３年(1523)	畠山義堯（義）が観心寺に禁制・安堵状を発給。	政／義	「観心寺文書」394～395・399
大永４年(1524)	畠山義堯（義）が日野に着陣、家臣の遊佐堯家が仁王山城に城塁を構える。畠山種長（政）に烏帽子形城に兵を進められ高野山に逃走。	政／義	「後鑑」大永４年９月条
享禄元年(1527)	畠山義堯（義）が畠山稙長（政）を破り、河内を回復。	義／政	厳助往年記　享禄元年11月11日条

＊観心寺文書と金剛寺文書の番号は『河内長野市史』の番号である。

15年９月18日条)、やがて南山城全域を掌握するが、これが文明17年（1485）勃発の山城国一揆の引き金となった。延徳２年（1490）に畠山義就が病没し義就流の家督は畠山基家（義）が継ぐが（『大乗院寺社雑事記』延徳２年12月条)、明応２年（1493）に畠山政長に河内を攻められている（『大乗院寺社雑事記』明応２年３月～４月条）[22]。しかし、その後同年に細川政元が幕府に対して起こしたクーデター（明応の政変）によって、将軍足利義材が捕らえられ、畠山政長が自害すると(『大乗院寺社雑事記』明応２年閏４月25日条)、畠山基家（義）は勢力を回復し、同年に遊佐弥六・同越中守・誉田・越智等を率いて上洛し、新将軍の足利義高（義澄）に出仕を許されている（『蔭涼軒日録』明応２年５月19・21日条)。

一方、畠山政長の子畠山尚順（政）が紀伊へ逃れ再起して、明応６年（1497）には河内の高屋城へ進軍し、南河内一帯を制圧する（『大乗院寺社雑事記』明応６年９～10月条、『実隆公記』明応６年10月９日条)。これに対し、義就流は同年に畠山基家改名義豊（義）が高屋城を（『大乗院寺社雑事記』明応６年11月18日条)、明応７年（1498）に古市澄胤が北河内の野崎城を（『大乗院寺社雑事記』明応７年８月２日条)、明応８年（1499）に甲斐庄氏が嶽山城を（『大乗院寺社雑事記』明応８年１月23・28日条）それぞれ攻撃するが、いずれも失敗に終わっている。その後、同年に畠山義豊（義）は曾嶋において、若江に陣を張る畠山尚順（政）と戦い、鞆呂岐庄（現在の寝屋川）で敗北し、明応８年（1499）に自害する（『大乗院寺社雑事記』明応８年２月２日条)。義就流の家督は畠山義豊（義）の子の畠山義英（義）が継ぎ、同年には、細川政元の命を受け、天王寺に陣取る畠山尚順（政）を攻撃している（『後法興院記』明応８年９月14・27日条)。敗北した畠山尚順（政）は、紀州へ敗退した。

畠山尚順（政）は、明応９年（1500）（『大乗院日記目録』明応９年８月～９月条）と永正元年（1504）に河内を攻略し（『後法興院記』永正元年９月25日条)、同年に義就流と和睦した（『大乗院寺社雑事記』永正元年12月条)。和睦後の両畠山氏に対しては、永正３年（1506）に細川政元が家臣の赤沢朝経に命じて河内を攻略させ（『多聞院日記』永正３年１月～２月条・永正３年正月条)、敗れた両畠山氏は大和へ退いた。

その後、永正４年（1507）の細川政元の暗殺により、畠山義英（義）が河内入国を果たすが（『多聞院日記』永正４年６月25・27日条)、同年に政長流側の遊佐次郎に誉田城を、畠山尚順（政）に嶽山城を攻められ（『多聞院日記』永正４年12月条)、翌年には嶽山城をおとされて堺に敗退した。

この時期、管領家である細川氏も分裂し、細川澄元・晴元派と細川高国派に分かれる。永正５年（1508）に足利義尹は、西国から堺へ上陸し、細川高国・畠山尚順（政）がこれを迎え、上洛を果たした[23]（『後法成寺関白記』永正５年４月30日条・６月８日条)。これにより、畠山尚順（政）は河内の支配を確立した。一方、堺にあった畠山義英（義）は永正８年（1511）に挙兵し（『二条寺主家記抜粋』永正８年７月12～14日条)、高屋城に入っ

た（『祐園記抄』永正８年７月23日条）。同年に細川澄元とともに上洛を狙うが失敗し、破れて堺に再び敗退した。その後、細川澄元の失脚によって畠山義英（義）は、吉野へ逃亡した。永正14年（1517年）には政長流の家督を畠山稙長（政）が継ぎ尚順は隠居するが、義就流は、畠山義堯（義）が家督を相続して再び巻き返しを図り、大永４年（1524）に畠山義堯（義）が河内国錦織郡に進出し、日野に着陣、家臣の遊佐堯家が仁王山城に城郭を構えた。これに対し畠山稙長（政）は、高屋城から金胎寺城へ陣を進め、一進一退の合戦が行われたが、畠山稙長（政）が長野谷を越えて烏帽子形城に陣を進めたことで、劣勢の畠山義堯（義）は仁王山の陣を引き払い、高野山へ敗退した（『後鑑』大永４年９月条）。なお、これが古記録にみられる「烏帽子形城」の表記の初見である。

大永７年（1527）には、三好元長に伴われ前将軍の養子義維と細川澄元の子聡明丸（晴元）が四国勢とともに淡路から堺へ進出し義就流と結んで[25]、京に拠点を置く将軍義晴・細川高国・畠山稙長（政）と対立する構図をとった。同年桂川の戦いに細川晴元が勝利し、細川高国政権が崩壊すると、畠山義堯（義）の河内進出が進み、享禄元年（1528）年には、畠山稙長（政）は敗れ、高屋城を明け渡して金胎寺城まで退いている（『厳助往年記』享禄元年11月11日条）。

Ⅱ期において、明応２年（1493）の細川政元のクーデターを前後して、それ以前は政長流、以後には義就流が幕府側として活躍する。Ⅰ期以来の細川家との協調関係の担い手も、クーデターを画期に、政長流から義就流へと移った。永正元年（1504）の両畠山氏の和睦後は、協調して管領であった細川政元と対立する。しかし、細川政元の暗殺後は、将軍家、細川管領家も分裂し、両畠山氏も再度分裂して、各陣営に属した。

河内支配に関しては、明応６年（1497）の畠山尚順（政）による紀州からの河内侵攻を境にして、義就流から政長流へ移り、明応８年（1499）の畠山尚順（政）の紀州への敗退を機に再び政長流から義就流へ移ったが、その後、和睦した両畠山氏に対して、細川政元が攻撃を行い支配権は細川氏に移っている。その後、細川政元の暗殺により、義就流がはじめに河内に入るが、すぐに政長流に奪われる。政長流が支配していた時期に義就流は堺に拠点をもちつつ、永正８年（1511）に挙兵し、何度も政長流側勢力に戦いを仕掛けている。このなかで永正16年（1519）・大永３年（1523）の禁制の発給、大永４年（1524）の合戦のように一時的に南河内の一部が義就流の支配下に入ることもあったようであるが、享禄元年（1528）年以降は、再び義就流側勢力の支配下に入った。

第９表　河内国の内乱史年表（Ⅲ期）

年	記事	河内の支配	出典
享禄４年(1531)	畠山義堯(義)が木沢長政を河内飯盛城に包囲する。	義／政	「細川両家記」享禄４年(1531)８月条
享禄５年(1532)	畠山義堯(義)が木沢長政を飯盛城に包囲するも敗退し自刃。	木沢(義)／政	「言継卿記」享禄５年６月20日条
天文元年(1533)11月	木沢長政が観心寺に禁制を発給。	木沢(義)／政	「観心寺文書」417
天文元年(1533)12月	畠山稙長(政)が金剛寺に安堵状を発給。	木沢(義)／政	「金剛寺文書」320
天文３年(1534)	畠山稙長(政)の弟の畠山長経(政)が政長流を継いだ。	木沢(義)・遊佐(政)	「足利義晴御内書案」天文３年８月16日
天文５年(1537)12月	木沢浮泛が観心寺に安堵状を発給。	木沢(義)・遊佐(政)	「観心寺文書」427
天文６年(1538)11月	畠山在氏(義)が観心寺に禁制・安堵状を発給。	木沢(義)・遊佐(政)	「観心寺文書」433～435
天文７年(1538)	畠山弥九郎が擁立される。	木沢(義)・遊佐(政)	「証如上人日記」天文７年７月４日条
天文11年(1542)	畠山稙長(政)が紀伊湯川から３万の軍勢をひいきて河内入国	政	「多聞院日記」天文11年３月８日条
天文11年(1542)	丹下盛賢が金剛寺に禁制を金剛寺を発給。	政	「金剛寺文書」339
天文11年(1542)	畠山稙長(政)・遊佐長教が木沢長政の軍を太平寺で破る。木沢長政は敗死する。	政	「多聞院日記」天文11年３月17～19日条
天文14年(1545)	畠山稙長(政)が病没、畠山政国が跡を継ぐ。	政	「厳助往年記」天文14年５月条
天文15年(1546)	畠山在氏(義)が金剛寺に安堵状を発給。	政・義	「金剛寺文書」340
天文16年(1547)	畠山在氏(義)が三好範長(長慶)の軍に参加し、細川氏綱・遊佐長教の軍と戦い、勝利する。	政・義	「足利季世記」天文16年７月21日条
天文17年(1548)	三好範長(長慶)と遊佐長教が講和。	三好・遊佐(政)	「証如上人日記」天文17年５月10日条
天文18年(1549)	畠山尚誠(政)が観心寺に禁制・安堵状を発給。	三好・遊佐(政)	「観心寺文書」512～516・518
天文20年(1551)２月	遊佐長教が金剛寺に禁制を金剛寺を発給。	三好・遊佐(政)	「金剛寺文書」341
天文20年(1551)	遊佐長教が暗殺される。	安見(政)	「興福寺大般若経奥書」
天文21年(1552)	畠山高政(政)が家督を継ぐ。	安見(政)	「証如上人日記」天文21年９月29日条

木沢長政は、義就流畠山氏の奉行人から守護代となった人物である。
木沢浮泛は、木沢長政の父である。
丹下盛賢は、政長流畠山氏の奉行人から守護代となった人物である。丹下氏は河内国丹南郡丹下郷を本拠とする国人である。

第５節　Ⅲ期（1530年～1548年）

両畠山氏の実権が次第に、主家から家臣に移っていく時期をⅢ期とする[26]。河内守護代であった木沢長政は、細川晴元に直接接近して畠山義堯（義）と対立するようになる。この結果、享禄４年（1531）に畠山義堯（義）は木沢長政を河内飯盛城に包囲し（『細川両家記』享禄４年（1531）８月条）、享禄５年（1532）にも再び畠山義堯（義）は河内飯盛城の木沢長政を包囲した。しかし、この戦いで、細川晴元は木沢長政を支援し、畠山義堯（義）は敗退、自害した（『言継卿記』享禄５年６月条）。この結果、義就流の実権は木沢長政に移った。

義就流の家督には畠山義堯（義）の弟である畠山在氏（義）が擁立されたと考えられ（森田1995）、天文６年（1537）には畠山在氏の代替わり文書が観心寺に発給されている（『観心寺文書』）。天文３年（1535）にⅡ期以来対立関係にあった将軍足利義晴と細川晴元は和睦した。同年、畠山稙長（政）が遊佐長教や木沢長政に追われて紀州へ下向し、弟の畠山長経（政）が政長流を継いだ（『足利義晴御内書案』天文３年８月16日）。これにより、

政長流の実権は守護代の遊佐長教に移った。この後、天文５年（1536）に畠山長経（政）を遊佐長教が放逐し、畠山勝熙（政）が擁立され家督を代行した（弓倉2006）。さらに天文７年（1538）には畠山弥九郎[27]が擁立され、高屋城に入城した（『証如上人日記』天文７年７月４日条）。この頃に、義就流と政長流は和睦し河内半国体制が確立したとみられる[28]。

天文10年（1541）木沢長政が幕府に叛いて細川軍と戦った。これによって、木沢長政は、幕府から追討をうけることになった。高屋城の畠山弥九郎は木沢長政と組み没落した。

翌、天文11年（1542）に木沢長政に追われた畠山稙長（政）が紀伊湯川から２万の軍勢をひきいて河内高屋城に入り、これにより畠山稙長（政）が河内を回復した（『多聞院日記』天文11年３月８日条）。天文11年（1542）には、畠山稙長（政）と遊佐長教が木沢長政の軍を河内太平寺で破り、木沢長政は敗死する（『多聞院日記』天文11年３月17～19日条）。これにより同年に飯盛城の畠山在氏（義）は没落した。

天文14年（1545）に畠山稙長（政）が死去すると政長流は稙長の弟の畠山政国（政）が惣領名代としてあとを継いだ（弓倉2006）（『厳助往年記』天文14年５月条）。また、畠山稙長の内衆として権勢をふるった丹下盛賢[29]も死去すると遊佐長教が政長流の実権を握り細川氏綱と結んだ[30]。一方で細川晴元と畠山在氏（義）が連携して対立の構図を作った。天文16年（1547）には三好長慶、畠山在氏（義）が天王寺付近の舎利寺合戦で遊佐長教に勝利したが（『足利季世記』天文16年７月21日条）、遊佐長教は三好長慶と講和し（『証如上人日記』天文17年５月10日条）、三好長慶は天文18年（1549）に細川晴元に離反し、細川氏綱を擁立し入京した。これにより、形勢は変化し遊佐長教は河内支配を固めた。また、畠山在氏（義）にかわって畠山尚誠（義）が家督を継承した。その後、遊佐長教は天文20年（1551）に暗殺され（『興福寺大般若経奥書』）、郡代であった安見宗房が実権を握り、天文21年（1552）には畠山政国の子の畠山高政（政）が家督を継いでいる（『証如上人日記』天文21年９月29日条）。

Ⅲ期の間、享禄５年（1532）に義就流義堯が敗死し、天文３年（1534）に政長流稙長が放逐されて以降、河内の実効支配は遊佐氏と木沢氏がになうことになる。天文11年（1542）～天文14年（1545）までの間一時的に政長流が権力を回復するも、以降再び遊佐氏が実行支配を行った。遊佐長教暗殺が行われた天文20年（1551）以降は安見宗房[31]が実権を握った。

第６節　Ⅳ期（1549年～1567年）

畿内が三好長慶によって平定される時期である。天文18年（1549）に細川氏綱を擁立した三好長慶は、細川晴元・前将軍義晴を近江坂本に追い、京都を掌握した。安見宗房に擁立された畠山高政（政）は永禄元年（1558）に堺へ逃亡した（『細川両家記』永禄元年11月30日状）。その後、三好長慶は安見宗房と対立するようになり[32]、永禄２年（1559）

第10表　河内国の内乱史年表（Ⅳ期）

年	記事	河内の支配	出典
永録元年(1558) 4月	畠山尚誠(政)が金剛寺に安堵状を発給。	政	金剛寺文書342
永録元年(1558)	畠山高政(政)が堺へ逃亡	安見・政	「細川両家記」永禄元年11月30日条
永録2年(1559)	三好長慶が安見宗房を破る。	三好・政	「言継卿記」永禄2年7月24日条
永録2年(1559) 7月	三好長慶が金剛寺に禁制を発給。	三好・政	「金剛寺文書」345
永録2年(1559) 8月	遊佐新三郎が観心寺に禁制を発給。	三好・政	「観心寺文書」552
永録3年(1560) 2月	松永久秀が金剛寺に禁制を発給。	三好・政	「金剛寺文書」353
永録3年(1560) 7月	三好実休が金剛寺に禁制を発給。	三好・政	「金剛寺文書」354
永録3年(1560)	三好長慶が畠山高政(政)を破る。畠山高政(政)は堺へ潜伏。	三好/政	「細川両家記」永禄3年10月24・27日条
永録3年(1560) 7月	三好実休が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」557
永録3年(1560) 8月	十河一存が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」558
永録3年(1560) 9月	松永久秀が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」559
永録3年(1560) 9月	三好長慶が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」560
永録3年(1560) 10月	松永久通が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」561
永録4年(1561) 8月	畠山高政(政)が金剛寺に禁制を発給。	三好/政	「金剛寺文書」355
永録4年(1561) 8月	三好実休が金剛寺に安堵状を発給。	三好/政	「金剛寺文書」357
永録5年(1562)	畠山高政(政)が八尾教興寺に着陣し、飯盛城を攻略するが、破れ高屋城から烏帽子形城に退き、更に堺へ逃亡	三好/政	「足利季世記」永禄5年5月19日条 「細川両家記」永禄5年5月20日条
永禄6年(1563) 9月	遊佐教直が金剛寺に安堵状を発給。	三好/政	「金剛寺文書」359
永録8年(1565) 10月	畠山氏奉行が連署で観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」589
永録8年(1565) 11月	遊佐新次郎が観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」590
永録8年(1565) 11月	畠山氏両郡代が連署でが観心寺に禁制を発給。	三好/政	「観心寺文書」592
永録8年(1565) 10月	畠山氏奉行が連署で金剛寺に禁制を発給。	三好/政	「金剛寺文書」361
永録8年(1565) 12月	畠山政慶(政)が金剛寺に安堵状を発給。	三好/政	「金剛寺文書」369
永録9年(1566)	畠山高政(政)が松永久秀と結び、三好三人衆と戦う。	三好	「永禄九年記」永禄9年2月17日条・18日条
永禄10年(1567)	根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃するも、落城にはいたらず。	三好	「多聞院日記」永禄10年9月15日条

遊佐新三郎は、畠山高政が高屋城に復帰した永禄2年に真観寺・観心寺・金剛寺に文書を発給しており、高政の奉行人である（弓倉2006）。

6月に河内での合戦にいたる（『言継卿記』永禄2年7月24日条）。この後、安見宗房は畠山高政（政）と同盟し（「畠山高政判物」永禄2年6月29日）するものの、三好軍に敗れた（『言継卿記』永禄2年7月24日条）。永禄3年（1560）には畠山高政と三好長慶の対立が進み（『厳助往年記』永禄3年6月条）、同年に三好長慶は再び河内へ兵を進めた（『細川両家記』永禄3年6月24・29日条）[33]。これを契機とする戦いは、永禄5年（1562）以降に六角承禎・畠山高政と三好長慶の戦いへと発展する（小谷2005）。この戦いの序盤では、六角方が京都を占領し、畠山高政（政）が根来衆・紀伊勢を率いて岸和田城の攻略を行い、三好義賢（実休）を戦死させるなどの勝利を得た（『蜷川家記』永禄5年3月5日条）。しかし、永禄5年（1562）の河内教興寺合戦では大敗する（『細川両家記』永禄5年5月20日条）[34]。これを受けて、畠山高政（政）は高屋城から堺へ逃亡した（『細川両家記』永禄5年5月20日条）。この際に畠山高政（政）は烏帽子形城を経由したとも記載がある（『足利季世記』永禄5年5月19日条）。この後、永禄7年（1564）の三好長慶の死去により三好政権は瓦解する。永禄9年（1566）には、畠山高政（政）は三好家の重臣であった松永久秀と結び、河内で三好三人衆（三好長逸・三好政康・石成友通）と交戦する（『永禄九

年記』永禄９年２月17・18日条)。翌年に、三好長慶の子である三好義継が松永久秀につき（『多聞院日記』永禄10年２月条)、河内・大和での戦闘が続いた。この中で、松永久秀を支援する目的で、根来衆が出兵し、三好三人衆側が立て籠もる烏帽子形城を攻めて、合戦を展開した（『多聞院日記』永禄10年９月15日条)。

Ⅳ期の間、三好氏とこれに対抗する勢力が抗争を繰り返し、政長流も反三好勢力として抗争に加担している。発給文書を見た場合でも、三好勢力側の人物が出したものと政長流畠山氏側の人物が出したものが錯綜している。本城は政長流の拠点である紀伊に近い場所にあり、河内進出の前線基地となっていたと考えられ、文献史料にも２回登場する。永禄５年（1562）は政長流の持城として、永禄10年（1567）は三好三人衆の持城として登場する。

第７節　Ⅴ期（1568～）

織田信長による上洛以降をⅤ期とする。永禄11年（1568）に織田信長が足利義昭を奉じて上洛すると、三好三人衆は阿波へ追われた。一方で三好義継は松永久秀とともに信長に従い、若江城に入った。畠山高政（政）と子の秋高（政）[35]は、永禄８年（1565）以降、すでに足利義昭方として活動しており(弓倉2006)、三好三人衆の敗退を機に河内を回復し、秋高は、高屋城に入った[36]。同年、畠山氏の家督は畠山高政から畠山秋高に移ったと考えられる（弓倉2006)。元亀元年（1570）６月に織田信長の北陸攻めの虚をついて、三好三人衆は、摂津へ進出し、さらに三好義継・畠山秋高が籠る河内古橋城を攻めた（『言継卿記』元亀元年８月18日条)。これを受けて、将軍義昭自身が出陣し（『言継卿記』元亀元年８月～９月条)、信長も摂津天王寺から天満の森に軍を進めた（『信長公記』元亀元年８月～９月条)。この信長の軍に対して、大坂本願寺が突如出兵し、９月に信長軍を破った。以降、10年間にわたって信長と本願寺の石山合戦が続くことになる。これに呼応し、元亀元年(1570) 10月に三好三人衆が高屋城の畠山秋高を攻め、さらに烏帽子形城も攻撃を受けた(『言継卿記』元亀元年10月22日条)。その後、この一連の戦いは、朝廷・幕府の仲裁によって和議が結ばれた。

元亀２年（1571）５月には、信長が伊勢長島の一向一揆を討伐するために尾張に下向した間に、松永久秀は三好三人衆と和睦し、交野城を攻めた（『多聞院日記』元亀２年５月条)。さらに６月には、三好三人衆が高屋城を攻撃した（『多聞院日記』元亀２年５月12日条)。これに対し信長は、元亀３年（1572）に松永久秀を私部城に囲み（『兼見卿記』元亀３年４月16日条)、高屋城に入城した（『本願寺坊官下間正秀書状』)。

元亀４年（1573）３月に、足利義昭は信長に対し挙兵したが、４月に降伏した。同年６月に畠山秋高（政）が遊佐信教に殺された（『古案』元亀４年７月１日条)。このことによって政長流は滅亡した。

この際、遊佐信教の配下の草部菖蒲助が信長側であった元畠山秋高配下の宮崎針太夫が

第11表　河内国の内乱史年表（Ⅴ期）

年	記事	河内の支配	出典
永録11年(1568)	織田信長の侵攻により、三好勢が四国へ没落する。	織田・政	「細川両家記」永禄11年条
永禄11年(1568)	織田信長が河内を三好義継と畠山高政に分け与える。	織田・政	「細川両家記」永禄11年条
元亀元年(1570)	信長の北陸攻めの虚を衝いて、三好三人衆は、摂津へ進出し、さらに三好義継・畠山秋高が篭る河内古橋城を攻めた	織田・政	「言継卿記」元亀元年８月18日条
元亀元年(1570)	三好三人衆が高屋城の畠山秋高（政）を攻め、烏帽子形城も攻められる。	織田・政	「言継卿記」元亀元年(1570) 10月22日条
元亀２年(1571)	信長が伊勢長島の一向一揆を討伐するために尾張に下向した間に、松永久秀が三好三人衆と和睦し、交野城を攻め、三好三人衆が高屋城を攻める。	織田・政	「多聞院日記」元亀２年５月12日条 ５月～６月条
元亀２年(1571)	烏帽子形城を守備する畠山昭高配下の宮崎氏が、三好氏と結んだ遊佐氏配下の草部氏に攻められる。一時奪われるも奪回。	織田/三好	「織田軍記」元亀２年４月15日条
元亀４年(1573) ３月	三好義継は、信長の武将佐久間信盛に攻められた。その後、若江城で若江三人衆に殺され、三好嫡流家は滅亡する	織田・政	「信長公記」天正元年11月４日条
元亀４年(1573) ７月	畠山秋高（政）が遊佐信教に迫られて自害（政長流滅亡）。	織田	「古案」元亀４年７月１日条
元亀４年(1573) ９月	畠山氏奉行保田知宗が観心寺に禁制を発給。	織田	「観心寺文書」612
天正元年(1573) 11月	柴田勝家が貴志寺内（富田林市）に禁制を発給。	織田	「美具久留御魂神社文書」
天正２年(1574)	大坂本願寺が挙兵し、これに呼応し高屋城の三好康長・遊佐信教が挙兵。	織田/三好	「年代記抄節」
天正２年(1574) 10月	織田家中武将8名（丹羽長秀、塙直政、蜂屋頼隆、羽柴秀吉、柴田勝政、明智光秀、佐久間信盛、長岡藤孝）が誉田八幡宮社に禁制を発給	織田/三好	誉田八幡宮文書
天正３年(1575)	信長が金剛寺に安堵朱印状を発給。	織田/三好	「金剛寺文書」387
天正３年(1575)	信長が高屋城の三好康長を攻め、降伏させる。	織田/三好	「多聞院日記」天正３年４月６・21日条
天正11年(1583)	羽柴秀吉が金剛寺に安堵を発給。	豊臣	「金剛寺文書」411
天正12年(1584)	岸和田城主の中村一氏が烏帽子形城を修復。	豊臣	「宇野主水日記」天正12年(1584) ８月４日条

籠る烏帽子形城を攻め、一時城を奪った。しかし、三宅志摩守、伊地知文大夫、碓井因幡守定仙[37]らが夜襲をかけ草部菖蒲助を討ち取り、本城を奪回した（『織田軍記』元亀２年（1571）４月15日及び『足利季世記』元亀２年６月15日）。

同年７月に足利義昭は信長に対し挙兵し、義昭が頼った三好義継は、信長の武将佐久間信盛に若江城を攻められた。その後、若江城で三好義継の配下で若江三人衆と呼ばれた池田教正・多羅尾綱知・野間康久に殺され、三好嫡流家は滅亡する（『信長公記』天正元年11月４日条）。

天正２年（1574）４月には大坂本願寺が挙兵した。同月、これに同調した高屋城の遊佐信教と三好康長は挙兵した（『年代記抄節』）。織田信長はこの報をうけ、天正２年（1574）４月12日に筒井順慶に命じて出兵した（『多聞院日記』天正２年４月11・12日条）。

また、飯盛山城・萱振城は信長方によって落城した（『織田信長黒印状』）天正２年８月２日）。この後も三好康長・大坂本願寺の抵抗が続いたため、天正３年（1575）４月に織田信長自身が高屋城の三好康長を攻めた（『多聞院日記』天正３年４月６・21日条）。戦いの結果、織田信長の側近であった松井友閑を仲介にし、三好康長は降伏を申し出、織田信長は三好康長を赦免した（『信長公記』天正３年４月条）。これによって高屋城の戦いは終結する。高屋城の戦いが終結した天正３年（1575）４月に、信長は徳政令を出している（『信長公記』天正３年４月条）。翌年には、信長の重臣である塙直政・松井友閑が烏帽子形在城の上使を通じて、金剛寺に対し織田信長の徳政令に従うよう命じている（『金剛寺文書』「塙直政・松井友閑上使連署折紙」）。

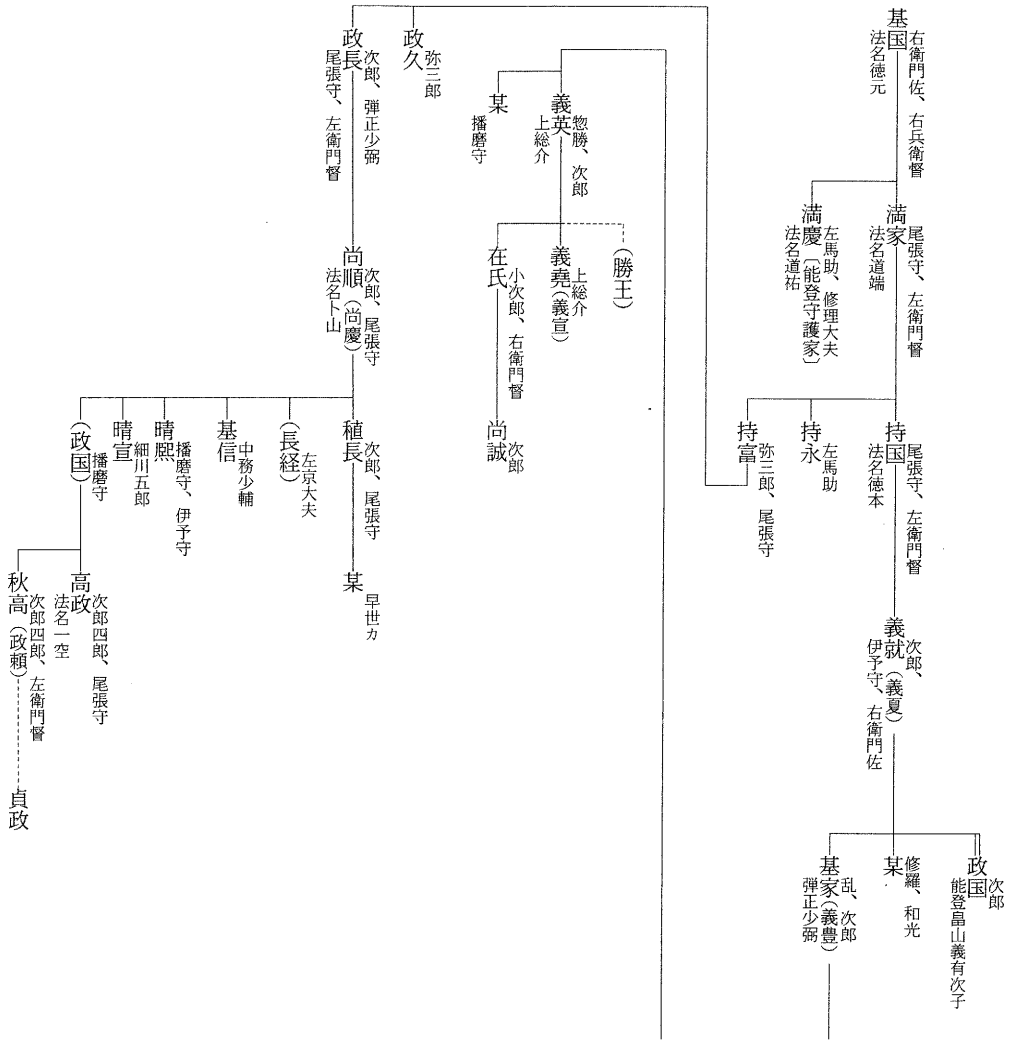

第42図　畠山氏系図（弓倉2006より引用）

高屋城の戦いの後、畠山氏の遺臣の多くは信長の家臣として活躍している。保田久六・碓井因幡守、伊地知文大夫は住吉浜の城番に就き（『信長公記』天正４年７月15日条）。また、宮崎鎌太夫（針太夫か）は毛利水軍と戦い戦死している（『信長公記』天正４年７月15日条）。天正９年（1581）の信長の高野山攻めでは、烏帽子衆が参戦し手柄をあげたとされる。烏帽子衆とは、烏帽子形城を拠点とし、局地的な地域支配に当たった集団と考えられる。

この頃の烏帽子形城関連の記録はキリシタン関連の史料にもみられる。天正３年(1575)年付けのルイス・フロイスの書簡にはフロイスが堺と烏帽子形城のキリシタンを訪ねたことが記載されている（「1575年５月４日付け、堺発信、カブラル宛、フロイス書簡」）。また、1582年の書簡によると、烏帽子形城とその周囲の領地が３人の領主によって統治されており、そのうち２人はキリシタンであって、城下には300人のキリシタンがおり、大聖堂の建設を試みている（「1582年２月15日付、長崎発パードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総長に贈りたるもの」）。３人の領主とは伊地知文大夫・伊地知文大夫よりも裕福な領主の息子、他１名といわれている。伊地知文大夫よりも裕福な領主の息子とは最後に

烏帽子形城で出生した城主とされる『竹鼻梅次家文書』甲斐庄正房の父である正治と推定できる。伊地知文大夫は、畠山秋高系の内衆であった人物であり、この時期には信長の家臣団に組み込まれていたと見られる（弓倉2006）。

天正13年（1585）の書簡では、伊地知文大夫をはじめとする烏帽子形城にいるキリシタンが安全であることが伝えられている（「1585年10月30日付、大坂発、パレード・グレゴリヨ・デ・セペデスよりインド地方のパレードに送りし書翰」）。その後、天正15年（1587）に豊臣秀吉が筑前箱崎においてバテレン追放令を発令し、聖堂が破壊され、キリシタン領主は追放されている（『日本諸事要録』）。

天正13年（1585）３月に豊臣秀吉は根来・雑賀衆の討伐を行うが、これにさきがけ天正12年（1584）８月には、豊臣秀吉の根来寺攻略の拠点として岸和田城主中村一氏に本城を修復させている（『宇野主水日記』天正12年（1584）８月４日条）。この後、元和元年（1615）大坂夏の陣で戦功のあった甲斐庄正房は、錦部郡南部に二千石を賜り入城した『寛永諸家系図伝』。

Ⅶ期の間、河内は、天正元年（1573）の政長流滅亡を画期に、それ以前は信長政権下において河内半国守護となった政長流が、以降は天正３年（1575）の高屋城の合戦まで、遊佐氏・三好氏の勢力下に置かれていたと考えられる。その後は信長の勢力下に入った。この時期における本城の記録は比較的豊富である。なお、烏帽子衆とは、旧畠山守護家家臣団で烏帽子形城を拠点に活動を行っていた集団と考えられ、キリシタン関係文書にみられる３人の領主と同一の人物を指すと推測する。

第８節　まとめ

以上整理を行ったように本城は、応仁の乱以降に起きた内乱史の舞台に度々登場しており、どのような勢力によって使われてきたのか文献史料によって把握することが可能である。なお、本城に関する史料上の記録は、Ⅰ期（嶽山合戦）、Ⅱ期（大永４年の義就流義堯による河内攻略）、Ⅳ期（政長流高政・根来衆の三好氏攻略）、Ⅴ期（石山合戦・高屋城の戦い）に登場し、三好氏とこれに続く織田信長が畿内へ進出するⅣ期とⅤ期に集中する。Ⅴ期には、本城が整備されたことを示す内容がみられ、河内守護畠山氏滅亡後は、複数の領主が統治にあたるという特徴的な支配形態がみられる。

第５章　小字地名及び絵図の調査

第１節　小字名について

（１）　はじめに

地域の歴史は様々な媒体を通して現代へと伝えられるが、その一つに地名が挙げられる。現在は地表に姿をとどめない城館の痕跡を地名が伝えていることもあり、地名を調査することは、城館復元の一手段として有効である。ただし、すでに指摘されているとおり（小島1993）、城館関係地名には地域差が大きく、また地名がすなわち城館痕跡の存在証明にはならないが、一定の示唆を含むものとして重要であるので、本調査を行う。

調査の方法としては、明治20年12月31日付けで作成された土地台帳を基に、昭和51年３月に作成された「小字名地番表」より烏帽子形城跡周辺（喜多町・上田町）の小字名と地番を抽出し、平成９年作成の「地番収録図」（１：2000）に転記した。不足部分については当市所蔵の澤田源太郎氏作成小字図で補完した。

（２）確認された小字名

「屋敷」

烏帽子形山の東側山麓には高野街道が南北に走っているが、街道沿いに「別久ヤシキ」、「平ヤシキ」、「卯之助ヤシキ」、「居ヤシキ」、「赤井ヤシキ」、「重蔵ヤシキ」など屋敷地名がみられる。街道沿いでも特に「別久ヤシキ」以外は、烏帽子形八幡神社門前に集中している。屋敷地名は家臣団の居住域を示す可能性があるが、武士の氏名と考えられる字名は少なく、近世以降の有力者の屋敷地を示す可能性が高いと思われる。

「馬場尻」

同じく高野街道沿いに「馬場尻」がある。城館に関連する地名とも考えられるが、烏帽子形八幡神社前にあり、神事のための馬場を指す可能性も考えられる。馬がつく地名としては伝承地名であるが、神社の裏道、寄ケ峠に面した鳥居付近「馬出し」と呼んでいたと地元には伝えられている（竹鼻2005）。

「谷」・「池」

寄ケ峠付近では道に沿って、「カクレ谷」、「菖蒲谷」、「西之谷」、「風呂ノ谷」などの谷がつく地名や、「古池尻」、「池ノ上」、「池ノ尻」などの池がつく地名がある。現地表においても新池や庄代池などの池が残っており、寄ケ峠沿いに谷地形が看取できる。この谷地形を境に北側の烏帽子形山と南側の「西之山」、「惣山」に丘陵が明瞭に分断される。また

文化10年（1813）の『喜多村明細帳』では、風呂谷が喜多村と上田村の村境と記されている。

すでに「西之山」、「惣山」周辺は大規模な宅地造成によって削平されているが、造成時に行った試掘調査では、山城に関する遺構は確認されなかった。したがって、寄ケ峠が烏帽子形城の城域南限と想定される。

「大日寺東」、「善福寺」、「カンショカケ」

烏帽子形山の北東部には、「大日寺東」、「大日ワキ」、「大日南」、「大日寺東」の地名が示すとおり現在も大日寺がある。大日寺の創建は不明であるが、元禄５年（1692）の『寺社帳』には喜多村に所在する寺社の一つとして記載されている。その後、明治初年には廃寺となり、現在は本堂のみが残る。本堂周辺の発掘調査においては、12～16世紀の遺物とともに、寺院と想定される建物（河内長野市教育委員会2001a）、青白磁を副葬した屋敷墓などが検出されている（河内長野市教育委員会2001b）。石川をはさんで北側に長野の木屋堂が広がることからも、このあたりは在地領主である三善氏の屋敷と菩提寺と想定されている（堀内2008）。

大日寺の南東にある「善福寺脇」にみられる善福寺も大日寺と同様に、創建は不明であるが、元禄５年（1692）の『寺社帳写』には喜多村に所在する寺社の一つとして記載され、明治初年には廃寺とされた（河内長野市1977）。

城館の北東は城館の鬼門となり、宗教施設が造られることが多いと指摘されているが（前川1991）、まさに大日寺と善福寺は烏帽子形城の鬼門に位置する。また大日寺の西には「カンショカケ」、「別久神上掛け」などの地名が残る。現在高野街道は旧西條橋より別久坂を上るルートが想定されているが、この道は大八車使用以降のルートであり、それ以前の高野街道は旧西條橋からまっすぐ大日寺まで登る急な坂道であった。そして大日寺から西に折れ、烏帽子形山に向かっていた。したがって、「カンショカケ」の地名が残る地点は、高野街道において烏帽子形城と大日寺の接点にあたる。「カンショカケ」とは勧請縄かけを指し、城と寺の境界部において疫病などの進入を防ぐ神事が行われていたと考えられる。

「ハヤマ」、「北ノボ」、「門サキ」、「東ノ門」

「ハヤマ」が残る地は、烏帽子形山から派生する尾根筋の最先端にあたる。天見川が蛇行しているため、北・東・南側の三方は川に接し、比高約５ｍを測る独立丘陵の様相を呈する。大正13年の地図（第４図）においても、この丘陵を迂回する形で道が通り、丘陵の外郭線が看取できる。「ハヤマ」は「端山」とも記され、地形条件を的確に表した地名と言える。

当地には先述した大日寺・善福寺が明治初年まで存在していたことから、大日寺と善福寺の間にみられる「寺ノ前」、「北ノボ」、「キクノボ」、「スミノボ」なども、いずれも大日

N
北棚原
モチノ木
塚ノ本
ヲウサキ
北浦
狐塚
井ノ上
仁道カキタ
ハヤマミハン
大日寺東
ハヤマ
常粉田
宅地浦
カイトダ
北垣外
別久坂脇
仁道
道ノ下
井ド
棚原
ヲサキ
谷田
北ノボ
善福寺脇
カギタ
門サキ
クボバタ
コナベ
小ナベ
川岸
前川
西南
中畑
道ノ下
甚與門田
西南
山ノ下
山ノ下
西南辻
山根
烏帽子形南ノ切
馬場尻
フケ
垣外
南垣外
久保
久保川原
ノヲテ
ツクダ
橋ノモト
カ子ツキ田
五月田
ミゾマタゲ
シンブクジ
ナガヤブ
堂田
ノヲテ大
中ノ町
宮ノ前
大日寺
赤井ヤシキ
宮ノ北
平ヤシキ
宮ノ下
コイセキ
ヲセマチ
ハナレマチ
子フタ
ネブタ
ノヲテ辻
里ノカイト
里ノ垣外
庄七畑
シマセダ
宮ノ南
今池尻
小井堰
古門
カクレ谷
赤井
カクレ谷池
池ノ尻
地蔵堂
ベンザイ天
シハノホトコロ
岡本
割符
風呂ノ谷
西之谷
堂ノ浦
井之上
観音垣外
風呂ノ谷
池ノ上
西之山
七寶庵
井上垣外
菖蒲谷
長田
池
上田代
小林垣外
東
蔵門
カイト
出口
垣添
奥
井ノ本
センベヤサカ
ケ
猿
猿ケ池ノ上
仁與門株
徳與門株
平四郎株
赤五郎株
土井
目鉢
南河原
金屋垣外
富山
両山
惣山
大門道ノ上
大道ノ上
坊ノ垣

第43図　小字図

寺や善福寺に関連する地名と考えられる。同様に「東ノ門」、「門サキ」などの地名も城館を示す可能性もあるが、大日寺や善福寺に関連する地名とも考えられる。

「堀畑道バタ」、「ホリノモト」、「ヤノブ」

先述した丘陵部の縁辺部には「堀畑道バタ」、「ホリノモト」などの地名がある。これらは傾斜地にあり、現在は堀の痕跡など確認できないが、丘陵の裾部にかつて堀があったのかもしれない。

また同じく縁辺部にある「ヤノブ」は「ヤソブ」とも伝えられており、キリシタン伝承地としてこの場所に聖堂が建てられていたのではないかと考えられているが、詳細は不明である。

「古門」、「蔵門」、「出口」

神社の南東には「古門」、「蔵門」、「出口」など城館を示す可能性がある地名がある。ただし、近くに「堂ノ浦」や「観音垣外」など地名もあり、寺院を示す可能性もある。

「七宝庵」

河内守護であった畠山義深は守護職を退いた後、この地に隠居し、その居所を七宝庵と号した。康暦元年・天授５年（1379）に義深はここで亡くなり、その菩提を弔うために増福寺が建てられたと言われ、上田・小塩両村の惣墓には義深の墳墓とされるものが残っている。

（３） まとめ

喜多町・上田町の小字名について、城館関連の地名を中心に検討を行ったが、確実に城館に伴う地名は見当たらなかった。ただし、全体的な傾向としては、城館や寺院、集落に関する地名は、山城の東側に広がっている。このことは、烏帽子形城の城下、すなわち烏帽子形城を支配した領主の居館を考える上で一定の示唆を含む。

天正９年（1581）の『イエズス会日本年報』によると、烏帽子形城について「この城と周囲に在る多数の村は、三人の領主の治むるところ」と記載されている。また、元禄５年（1692）の『寺社帳』には烏帽子形八幡神社の氏子は「喜多村・上田村・小塩村」と記されており、この三ケ村は三人の領主の支配地と合致する可能性がある。その場合、喜多村を支配した領主の居館は大日寺・善福寺を中心とした「大日寺東」・「ハヤマ」付近、もしくは「蔵門」・「出口」付近が候補地としてあげられよう。なお「大日寺東」・「ハヤマ」付近は、前述したとおり平安時代末から鎌倉時代初頭にかけて在地領主である三善氏の屋敷地と想定されている（堀内2008）。大日寺遺跡の発掘調査では、13世紀前後の屋敷墓だけでなく、近世に至るまで継続して遺構・遺物が検出され、この地で生活の営みが一貫して

続いていたことがわかる。戦国期の畿内において、国人レベルの城下については、詰城と居館、城下の町場という構成が指摘されているが（福島2009）、町場である長野の木屋堂を眼下に見下ろし、背後に詰城である烏帽子形城を控えた「大日寺東」・「ハヤマ」付近は、領主居館の立地条件を兼ね備えた地といえよう。

いずれにしても、城の東側に領主居館を考えると、城内の堀Ｅ以東の尾根（南東尾根）に防御施設がない点についても頷ける。堀Ｇ以東の尾根（北東尾根）には堀切を設け、城外に対しては切岸にするなど、人工的に防御性を高めている。一方で、南東尾根は堀切もなく、城外に対しても緩斜面であり、防御施設が皆無である。烏帽子形城自体が巨大な横堀を二重に巡らすなど、徹底した防御施設を設けていることを踏まえると、南東尾根の無防備さは不自然である。しかし、居館までを広義の城と考えると、居館の背後にある南東尾根は防御施設を設ける必要性がなかったのかもしれない。翻って「大日寺東」・「ハヤマ」付近の北側は、石川にかけて比高10ｍを越える急崖となっており、まさに切岸の様相を呈し、防御施設として十分機能したと思われる。

第２節　絵図について

烏帽子形城そのものが描かれた絵図は、現在のところ確認されていない。しかし、烏帽子形城が築かれた烏帽子形山とその周辺を描いた絵図は、以下の３点が確認されている。

①河内名所図会（享和元年：1801年）
②河内国錦部郡絵図（天保８年：1837年）
③上田村絵図（作成年不明）

これらの絵図において、どのように烏帽子形山が描かれているのか、また城周辺の状況について記述を行う。

（１）河内名所図会（享和元年：1801年）

河内名所図会の中の「烏帽子形八幡神社」において、烏帽子形山は本殿の背後に描かれている。その姿は山頂から南にはなだらかに傾斜し、北側は崖がほぼ垂直に切り立っており、まさに山の名前の由来となった烏帽子のように描かれている。山には曲輪や堀など城の遺構は描かれていないが、この北側の絶壁こそ切岸を表現していると言える。

絵の主題である烏帽子形八幡神社は、元禄５年（1692）の『寺社帳写』によると、境内は南北270間（約490ｍ）、東西180間（約327m）の境内を有する。この広さは、寄ケ峠以北の山全体の広さにほぼ等しく、山全体が境内としてみなされていたと考えられる。また先述したとおり、城域が寄ケ峠以北とすれば、境内と城域はおよそ一致する。境内には本殿のほか、若宮八幡小社、経蔵、御霊屋、拝殿、鐘楼堂、神良大明神社、宮寺（正保寺）があった。名所図会にもこれらの建物が描かれているが、神宮寺、鐘楼等は明治元年（1868）

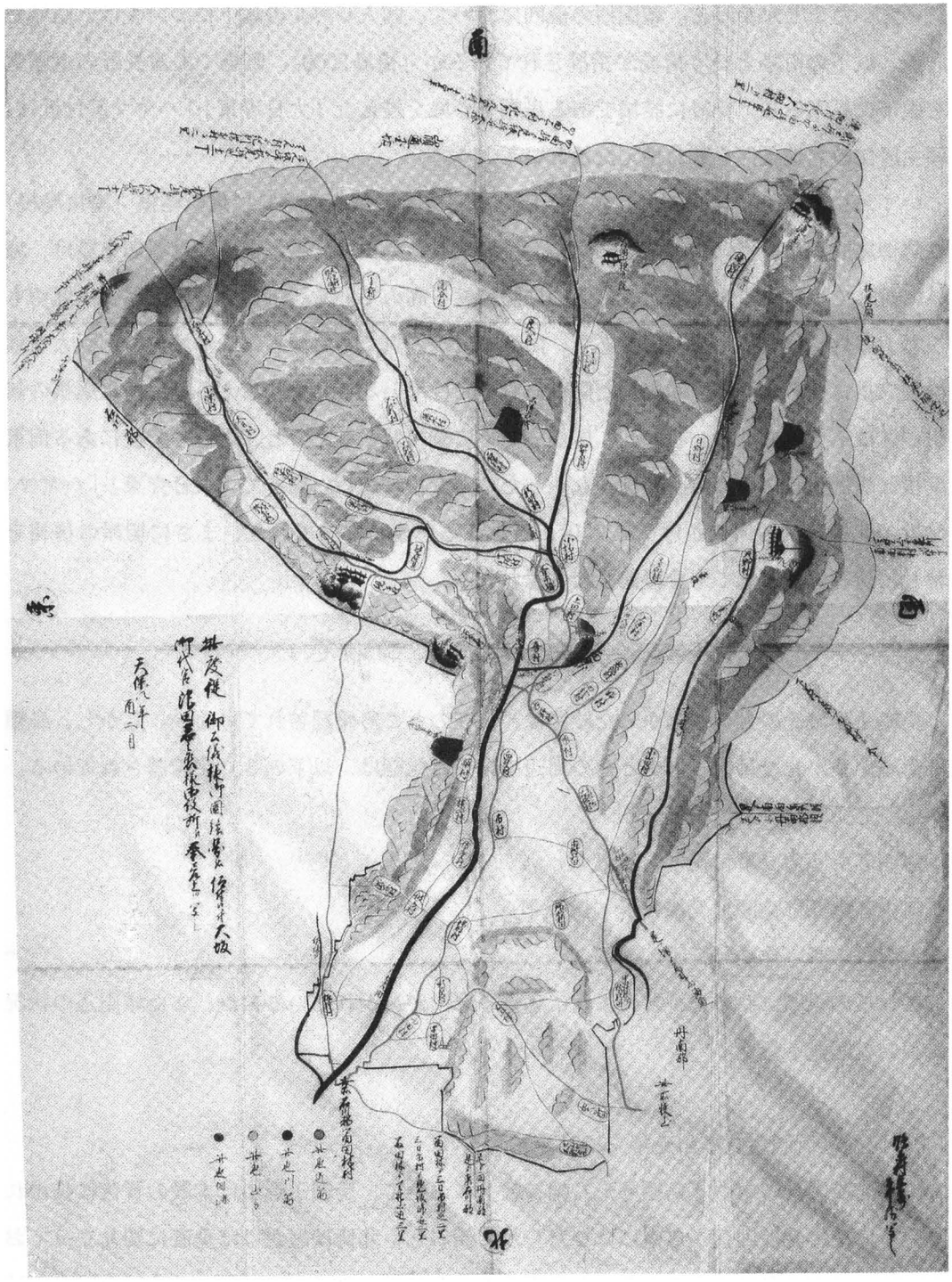

第44図　河内国錦部郡絵図（大谷賢一氏所蔵）

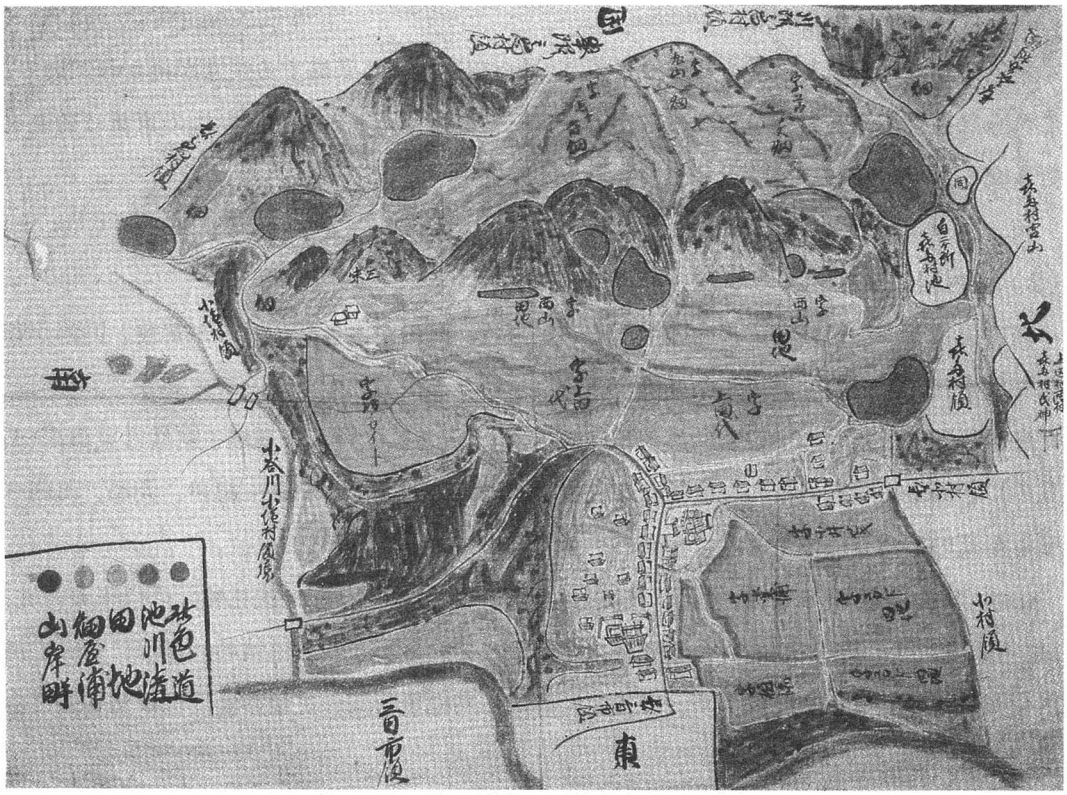

第45図　上田村絵図（竹鼻良介氏所蔵）

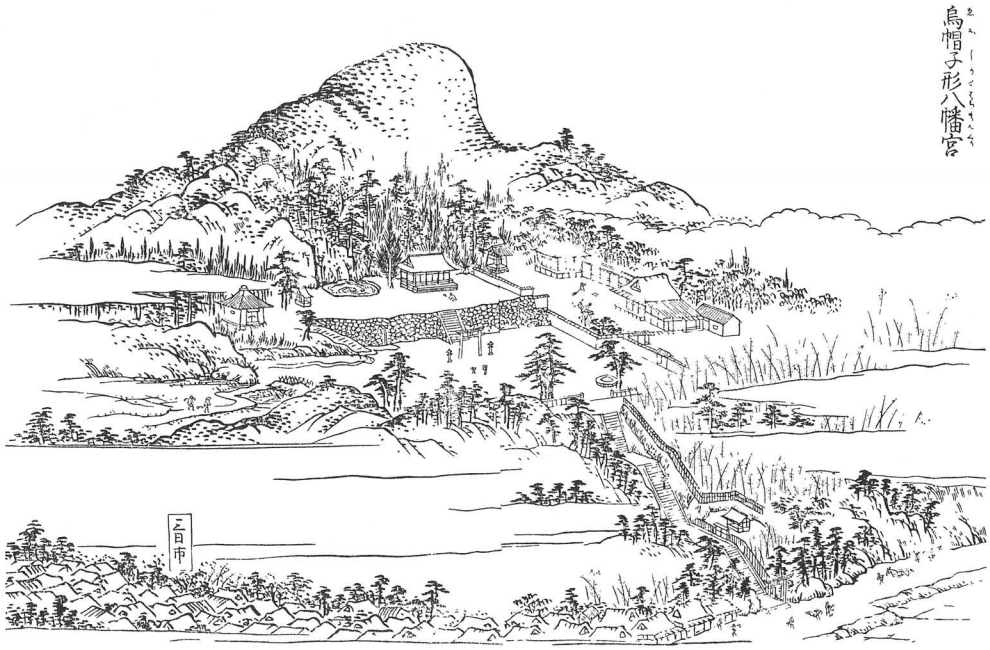

第46図　河内名所図会

の神仏分離令で解体される。

境内の麓には街道と街道を往来する人々、また街道沿いに密集する民家が描かれている。これらは高野街道と烏帽子形山の南に広がる三日市宿であり、烏帽子形山の東麓は街道を行き交う人々で賑わっていたと思われる。

（2）河内国錦部郡絵図（天保８年：1837年）

河内国錦部郡絵図は錦部郡内の主要な道が朱色、河川が水色、山並みが黄色、旧跡が茶色で描かれ、郡内の交通網と山城の有機的な結びつきが看取できる。

烏帽子形城は郡内の中心部にあり、「烏帽子山」と記されている。烏帽子形城は東条川（天見川）と西条川（石川）の合流地点に位置し、陸路においても和泉、紀伊、大和、河内へ至る街道の結節点に位置することがわかる。

山城は烏帽子形城の他に、「石仏古城」（石仏城）、「国見古城」（国見城）、「仁王寺古城」（仁王山城）、「金胎寺古城」（金胎寺城）が描かれている。これらは城の一側面において河川や街道に接しているに過ぎず、交通面における烏帽子形城の立地の優位性は明らかである。

（3）上田村絵図（作成年不明）

烏帽子形城は喜多村にあるため、上田村絵図においていは北端において烏帽子形山が描かれているのみである。上田村は三日市の定助郷をつとめ、上田宿として宿場機能も持っていた。絵図では、北から三日市宿へ至る高野街道沿いに建物が並んでいる様子がよくわかる。高野街道が北から東へ折れる曲がり角には、増福寺が描かれている。増福寺は畠山義深の供養のために再建され、義深の法名を寺名としたという伝承が残っている。

第６章　烏帽子形城における曲輪の特性と歴史的評価

第１節　はじめに

ここでは、第３章で報告した事実関係の整理と考察を行い、本城についての歴史的評価を行いたい。この際に、本城の特徴をなす横堀・土塁、瓦葺建物等の城郭を構成する要素や、発掘調査の結果明らかになった改修の痕跡、文献史料に残された豊富な記録に関して地域内における他の城郭との比較の中で検討を行うこととする。

第２節　研究史

烏帽子形跡については、戦前において刊行された『大阪府全志』で楠木正成によって築城されたことと、その後両畠山氏の抗争の舞台となったことが紹介された（井上1922)。その後、『日本城郭全集』９、『日本城郭体系』12においても紹介がなされ中世城館として広く知られるようになった。このような中、村田修三氏は烏帽子形城に対して初めて縄張り図の作成を行い、基本形が「コ」の字状を呈し、二重に空堀がめぐることを指摘し、基本構造、城域の確定を行った（村田1987)。この翌年に行なわれた発掘調査では、瓦葺と考えられる礎石建物が検出され、また発掘調査に伴い測量図が作成されるなど、本城を検討する上での基礎資料の蓄積が行なわれた。平成10年・平成11年には、河内長野市城郭調査会が河内長野市域の城館の踏査を行い、市内の他の城郭との比較検討が可能となった。これにより、曲輪に横堀を巡らす点が他の城郭に見られない特徴として指摘されている（中西2001)。また、当該調査に参加した中井均氏はそれまで別個の曲輪とみなされていた曲輪Ⅰと曲輪Ⅱについて、前者を後者の上に築造された土塁と考えた。また、併せて捨て曲輪の存在、谷筋が登城口となることも指摘している（中井2001)。

平成18年以降は、本市教育委員会による継続的な範囲確認調査が行われ、改修の痕跡・堀内障壁の存在等が確認されている。一方で、平成19年には大阪府教育委員会による南河内地域の中世城館の悉皆調査が行なわれた。これによって広域での比較検討が可能となった。

第３節　立地上の特徴

本城は、紀伊と河内･和泉を隔てる和泉山系から北に派生した尾根の先端部分に位置し、本城の西には石川が、東には石川の支流である天見川が流れており、本城の北で合流している。したがって、南を除く北・東・西の３方向は河川及びこれらの河川によって形成された河岸段丘崖によって平地部と遮断されている。また、南に続く尾根については、本城の南において谷筋が走っているため、本城の位置する丘陵は独立丘陵状を呈している。た

だし、急峻な切岸がみられる北側に対して南側は谷底部から曲輪までの高低差が少なく、防御の面では弱点であった事が考えられる。

なお、本城は急峻な丘陵頂部に位置するものの、平地からの比高差は、比較的少なく東側の天見川段丘面から66m、北側の石川段丘面から58mとなっている。このような平野部に近接するという本城の立地は、高野街道に接して立地していることとも併せ本城の交通網の管理という役割も担っていたことが推定できる。なお、本城からの眺望は、北側にむかって広がっており、南河内を一望でき、富田林市の嶽山城や金胎寺城など同時期に機能し、本城とともに同じ合戦で使用された城郭群を見渡すことができる。

第4節　城郭構成要素について

横堀

本城郭では、「コ」の字状にめぐる横堀が存在しており、特に、東側・西側に関しては、土塁を挟んで二重に横堀がめぐっている。横堀の規模は、幅が10m～12mあり、曲輪の規模が比較的小規模であるのに対して巨大な横堀を設けている点に特色がある。南河内地域においてこのような横堀は平地城館や平城では認められるものの、本城のように丘陵上に位置する城郭では事例が少なく、他には、上赤阪城において城の南西隅角部に横堀を巡らす事例が知られているのみである（第48図）。

これらの横堀は、本城の最終段階の姿を示しているものであり、豊臣秀吉の命で天正12年（1584）に中村一氏が改修した時点の様子を示していると考えられる。中村一氏は、秀吉の家臣であり、国人ではない。また、烏帽子形城は周囲にある城郭とは構造上の違いが大きいことから、在地での城郭の発展の延長上に出現したものとは考え難く、国人層より上位権力の介在によって築城された山城とみることができる。

堀内障壁

本城の堀内障壁は曲輪Ⅱをめぐる堀D内で検出されている。堀底をさらに1.5mほぼ垂直に掘り下げ、堀底内に意図的に段差を設けていた。堀内障壁の検出地点は南から東へと堀幅を大きく変えながら直角に折れる屈曲部にあたり、横堀の構造上、重要な地点に構築されている。城の南東は緩斜面であり、このような弱点を補うために、土塁や横堀・堀切がめぐらされ、強固な作りになっていたことが従来指摘されていたが、堀内障壁の存在によって、防御性がさらに高められていたことがあきらかになった。

一般に堀内障壁とは敵の堀内での移動を制限し、敵に対しての攻撃を容易にするために堀内に設けられた施設の総称である。このような堀内障壁には、本城の例のように堀底に段差を設けたもの、堀に直交する形で堀内を畝で仕切る畝堀、畝が縦方向にも横方向にも発達し障子の桟のように畝で仕切られた堀障子がある。このうち畝堀・堀障子は関東地方の城郭に多く、特に静岡県三島市山中城や神奈川県小田原市小田原城など後北条氏が築城

した城郭に多い。このようなことから、後北条氏の築城技術と考えられてきた。また、これらの施設は平城の水堀内に設けられ、水位を保つ機能も併せ持ったものも多い。近隣の堀障子の事例としては、京都府京都市二条城、大阪府大阪市大阪城、大阪府大阪狭山市狭山藩陣屋跡、奈良県大和郡山市大和郡山城などがあげられるが、いずれも平城であり、本城とは様相が異なる。

一方、本城の堀内障壁は空堀内に段差を設けたものであり、後北条氏の影響は考えにくく、関東で発達した畝堀や堀障子とは別系統のものと考えられる。本城の類例としては、三重県津市峯治城、三重県伊賀市菊永氏城、三重県菰野町力尾城、愛知県西尾市西尾城があげられる。力尾城では丘陵をめぐる横堀内の堀底に、枡を段違いに配置したような堀底施設が見つかっており、本城と類似した様相を示す。

瓦葺建物について

本城曲輪Ⅰからは、瓦葺建物が検出されている。検出された瓦には時期幅があるものの、最も古いものは14世紀のものである。しかし、これらの瓦の個体数は少なく、当該時期における瓦葺建物の存在を積極的に示すものではないと考える。一方で16世紀の製作技術によっている瓦も出土しており、本城で検出された礎石建瓦葺建物の建築年代を考える上で参考となると考える。これらの年代は、本格的に瓦葺建物が城郭建築に導入される安土城の築城時期に先行しており、我が国の城郭史の理解にとっても重要である。

なお、豊臣秀吉の根来攻めの際に行われた本城の修理の際に、本城に瓦葺建物が導入されたことを想定する立場から、本城で検出した瓦を寺院からの転用品として解釈し、本城で検出された瓦葺建物の年代を直接示すものではないとする見解もある（中井2001）。これに関して、近年の発掘調査と遺物の再整理によって明らかになったことは、本城では少なくとも２回の改修が行なわれており、瓦葺建物建築後16世紀後半にもすくなくとも１回の改修が行なわれていることである。また、出土した瓦にも14世紀～16世紀までの年代差が存在し、その型式も多様なものから構成され、再利用の可能性のある瓦が出土している。このような点からは、寺院等からの転用が行なわれた可能性が高まった。一方で、考古学的に確認できた16世紀の改修が、文献的に確認できる根来攻の際に行なわれた改修と同一のものであるとすると、この改修以前に瓦葺建物が導入されていたことが推察できる。また、曲輪Ⅰから出土した陶磁器が16世紀後半のものである点は、この事象と整合的である。

中世城館に瓦葺建物が導入されている事例自体が類例に乏しい。特に安土城以前に瓦葺建物が導入された可能性のある事例は、近隣において大阪府東大阪市若江城、同交野市私部城、同富田林市西大寺山城、京都府京田辺市田辺城でみられ、安土城に先行する時期の瓦が出土している。また、奈良県奈良市多聞城では、瓦が出土しており、ルイス・フロイスの『日本史』にも記述され、安土城築城以前に瓦葺建物が存在していた事が確認できる。

これらの事例からは、畿内地域の先進性を窺うことができる。織豊系城郭以外の城郭に瓦葺建物がみられる事例は、極めて少なく、全国をみた場合でも、これらの他に高知県高知市岡豊城、福岡県前原市高祖城、兵庫県三木市三木城で類例が知られているのみである（中井1990）。

第５節　改修痕跡と城郭構造の変遷

前節で指摘を行ったとおり、本城には改修が行われた可能性を示す痕跡がある。この点を整理すると次のようになる。

A：曲輪Ⅰで上下２面の遺構面が検出されており、上層遺構面から瓦葺建物が検出されている。

B：土塁④は、本来曲輪であった場所に新設されたものであり、かつ土塁④の下層に堆積した土からは瓦、16世紀後半の土器が検出されている。

C：土塁⑤の断面で観察される盛土方法は、土塁④とは異なる方法によっている。かつ土塁⑤の盛土の中からは瓦が出土している。

これらの事実からは改修により曲輪Ⅰに瓦葺建物が建築されたこと、瓦葺建物が建築された後に少なくとも１回の改修が行なわれたこと、土塁④と土塁⑤の盛土方法の差が異なる時点での改修によって生じたものであると考えれば、瓦葺建物の建築後に２回の改修が行なわれたことを窺うことができる。これらにより城の変遷を４つの段階に区分することができる。

１段階：瓦葺建物が建築される以前。曲輪については曲輪Ⅰ・Ⅱ以外に、少なくとも１つの曲輪が存在した。

２段階：瓦葺建物が建築された時期。曲輪については曲輪Ⅰ・Ⅱ以外に、少なくとも１

第12表　烏帽子形城跡出土遺物の年代

調査年次	出土場所	遺物の名称	年代
昭和63年次調査	曲輪Ⅰ 第１～第３トレンチ	瓦（NH1）	16世紀中～後半
		瓦（M4）	（14世紀）
		瀬戸美濃焼天目茶碗	16世紀後半
		白磁端反皿	16世紀後半
		土師質羽釜	16世紀前半
	曲輪Ⅱ 第６トレンチ遺物包含層	青磁輪花皿	16世紀後半
		備前焼擂鉢	（16世紀後半）
EBS05－４	土塁④下層	瓦質土器甕（鋤柄編年Ⅱ－３～Ⅲ－１）	15世紀中葉～16世紀前半
		土師質甕	16世紀第４四半期
		瓦（M4・M5）	（14世紀）
EBS06－１	土塁③遺物包含層	備前焼擂鉢	16世紀後半
EBS07－２ EBS08－１ EBS09－２	堀D	白磁端反皿	16世紀後半
		瓦（NM1・M9・M6・M7）	14世紀前葉～中葉・14世紀前葉～中葉・14世紀前半・（14世紀）

＊（　）内は推定年代

つの曲輪が存在した。

3段階：土塁④が構築された時期。曲輪は曲輪Ⅰ・Ⅱのみとなる。

4段階：土塁⑤が構築された時期。

これに対して、本城から出土した陶磁器・土器は、15世紀中葉から16世紀後半までの時期幅がある。これは文献史料に登場する本城が使われていた年代とも一致する。文献史料の記載からも、少なくとも1回の改修の記載がある。これは、天正12年（1584）に豊臣秀吉の命により岸和田城主の中村一氏が行ったものである。この改修と発掘調査の結果明らかになった改修の痕跡を厳密に対応させることはできないが、土塁④は16世紀後半以降に築造されたものであり、土塁⑤はこれと同時期もしくは以降に築造されたと考えられるものであり、天正12年の中村一氏の改修によって最終的に現在みることのできる4段階の姿となったことが推定できる。

4章で行った南河内の内乱史の時期区分と本節で設定した烏帽子形城の変遷の対応を考えた場合、まず、烏帽子形城における2段階から3・4段階への変化は中村一氏の改修による可能性が強く、内乱史のⅤ期におきたといえる。1段階から2段階への変化については、本城の積極的利用が三好氏と畠山氏の抗争が行なわれたⅣ期に行なわれていること、瓦葺礎石建物が検出された遺構面に堆積した遺物包含層で出土した陶磁器・土器類の時期が16世紀後半のものであることから、Ⅳ期におきたと想定する。1段階の開始期については、本城の初出記事が文正元年（1466）であり、出土した土器で最も古いものが15世紀中葉であることから、Ⅰ期の初頭であると考えられる。

第6節　周辺城郭との比較検討

大阪府下には、『日本城郭体系』12で12456件、埋蔵文化財として把握されているもので233件の城郭が存在する。本城跡が存在する南河内地域は、大阪府下でも中世城郭が特に集中する地域となっている。また、南北朝、応仁の乱、戦国時代にわたって、大規模な戦場となっており、文献史料にも登場する城郭が数多く存在し、我が国の内乱史を理解する上で必要不可欠なものが多く存在している。当該地域では、2007年に行われた南河内地域の城郭悉皆調査で、106件の城館の存在が明らかになっている。

これらの中には、明確な曲輪や遺構が現状で確認できないものや、すでに宅地化によって破壊されたものも多い。この中で、埋没している城館を除けば、曲輪を有することが確認されているものは、19例存在する。この中には、すでに主要部が破壊されているもの（西大寺山城、高屋城）、陵墓や陵墓参考地となり立ち入りが困難なもの（丹下城、岡ミサンザイ古墳）、曲輪の状況が不明確なもの（小山城）も含まれている。

これらは、中心となる曲輪もしくは曲輪群を持ち周囲の尾根に沿って曲輪を配置する大規模なもの（金胎寺城、石仏城、上赤阪城、国見山城、千早城、二上山城、しょうぶ城）、中心となる曲輪の周囲に腰曲輪を配置する中規模なもの（平石城、猫路城）、小規模な曲

第13表　南河内城郭一覧（遺構が観察できる事例）

遺構が観察できる事例

	名称	所在地	種別	現状	築城年代	規模(単位:m)	曲輪の状況
1	丹下城	松原市	平城	陵墓	南北朝時代	大規模 (345×408)	宮内庁によって「大塚陵墓参考地」に指定されており、構造の詳細は不明。
2	小山城	藤井寺	平城	陵墓	室町時代	大規模 (450×430)	古墳の周溝を活用した濠が遺存。
3	岡ミサンザイ古墳	藤井寺	山城	陵墓	1492年以前	大規模 (280×370)	宮内庁によって「恵我長野西陵」に指定されており、構造の詳細は不明。
4	高屋城	羽曳野	平城	陵墓・ 宅地	室町時代	大規模 (800×400)	横堀・曲輪等が存在したが、現在、陵墓となっている中心部分を除いて消滅。
5	松山山城	太子町	山城	消滅	南北朝時代	中規模 (45×105)	発掘調査により曲輪・堀切・建物跡が検出。
6	平石城	河南町	山城	山林 (府史跡)	南北朝時代	大規模 (100×200)	山頂に主郭を設け、周囲に腰曲輪を配置する。防御施設として堀切が遺存。
7	西大寺山城	富田林	山城	宅地	14世紀前半 ～16世紀前半	中規模 (40×120)	尾根に沿って三つの郭を連接している。横堀・堀切が存在した。
8	金胎寺城	富田林	山城	山林	南北朝時代	大規模 (200×260)	中心部に主郭を設け、周囲にある複数の尾根に沿って曲輪を配置する。防御施設として、堀切、竪堀、切岸が遺存。
9	烏帽子形城	河内長野市	山城	山林	室町時代	大規模 (160×140)	方形の曲輪を配置し、周囲に横堀・土塁を設ける。主郭で礎石建物を検出。
10	石仏城	河内長野市	山城	山林	南北朝時代	大規模 (150×60)	主尾根に沿って曲輪を配置し、小規模な曲輪を派生させる。防御施設として、土塁・堀切が遺存している。
11	旗蔵城	河内長野市	山城	山林	南北朝時代	小規模 (50×50)	尾根に沿って小規模な２つの曲輪を連接している。防御施設として、堀切が存在する。
12	一番のきり城	千早赤阪村	山城	山林	南北朝時代	小規模 (80×30)	山頂部に小規模な曲輪を配置し、周囲に出曲輪を設ける。
13	楠木城	千早赤阪村	山城	山林 (国史跡)	南北朝時代	大規模 (280×260)	東西に２箇所の中心となる曲輪を設ける。これらの曲輪には、帯曲輪を付設する。さらに、これらの周囲に延びる複数の尾根にも曲輪を配置する。防御施設として、堀切、横堀・竪堀・畝状空堀群を配置。
14	しょうぶ城	千早赤阪村	山城	山林	南北朝時代	大規模 (700)	主尾根に沿って曲輪を配置し、主尾根から派生する尾根にも曲輪を配置する。防御施設として堀切が遺存している。
15	枡形城	千早赤阪村	山城	山林	南北朝時代	中規模 (100×50)	山頂部に曲輪を配置し、周囲に腰曲輪を設ける。
16	猫路山城	千早赤阪村	山城	山林	南北朝時代	大規模 (200×150)	山頂部に曲輪を配置し、周囲に腰曲輪を設ける。防御施設として、大規模な堀切を設ける。他にも不明確な曲輪がある。
17	国見山城	千早赤阪村	山城	山林	南北朝時代	大規模 (250×300)	中心部に３箇所の曲輪を配置し、周囲の複数の尾根に沿って曲輪を配置する。防御施設として、堀切、土塁が遺存。
18	千早城	千早赤阪村	山城	山林・境内 (国史跡)	南北朝時代	大規模 (300×400)	中心部に主郭を設け、周囲の複数の尾根に沿って曲輪を配置する。
19	二上山城	太子町	山城	山林	南北朝時代	大規模 (250×200)	中心部に主郭を設け、尾根に沿って曲輪を配置する。

第14表　南河内城郭一覧（文献に登場する事例）

文献に登場する事例

番号	名称	文献	現状	曲輪（単位:m）	
1	おわい城	『和田文書』	境内	遺構不明	
2	池尻城	『和田文書』	宅地	埋没	
3	小山城	『細川両家記』 『二条宴乗日記』 『三好家文書』 『畠山家譜』 『安見氏系譜』 『大乗院寺社雑事記』	陵墓	陵墓	安見氏の居城。永禄９年（1566）に三好笑岩に攻められ落城。元亀３年(1572)の織田信長の河内侵攻の際に、三好方の城として登場する。
4	島城	『畠山記』	田・畑	遺構不明	
5	岡ミサンザイ古墳	『後法興院政家記』『晴富宿称記』 『細川両家記』『足利季世記』 『多門院日記』『尋憲記』	陵墓	陵墓	
6	誉田城（屋形）	『尋尊大僧正記』 『後太平記』 『大乗院寺社雑事記』 『多門院日記』	陵墓	陵墓	文明11年(1479)に畠山義就による「新屋形の造営」の記事があり、以降に使用される。
7	田鶴城	『畠山家譜』	宅地	所在地未定	
8	高屋城	『尋尊大僧正記』 『後太平記』『後法興院政家記』 『晴富宿称記』『細川両家記』 『足利季世記』『多門院日記』 『尋憲記』『大乗院寺社雑事記』 『大乗院日記目録』 『祐維記鈔』『証如上人日記』『大館常興記』 『永禄９年記』『兼見卿記』	陵墓	陵墓	文明年間に畠山義就が河内守護所を置いて以降、天正３年（1575）の織田信長の攻撃による落城まで、若江城とともに河内支配の拠点として機能した。
9	平尾城	『通法寺別当実尊言上状』 『三刀屋文書』	宅地	遺構一部遺存	
10	河内源氏館	『通法寺興廃記』『前太平記』	寺院	遺構不明	
11	二條麓城	『土居文書』	宅地	遺構不明	
12	石川城	『平家物語』『太平記』『吾妻鑑』	宅地	遺構不明	
13	上山城	『大ヶ塚由来略記』	荒地	遺構不明	
14	平石城	『平石城旧記』『太平記』	山林	大規模（100×200）	
15	多々良賽	『後太平記』	田	遺構不明	
16	半田城	『和田文書』	宅地	遺構不明	
17	津々山城	『新将軍南方進発事付軍勢狼藉事』 『太平記』	宅地	消滅	
18	龍泉寺城（嶽山城）	『園太暦』『大乗院寺社雑事記』 『蔭涼軒日録』 『経覚私要鈔』 『河内名所図会』 『太平記』 『後太平記』 『日野観音寺大般若波羅蜜多経奥書』	造成	消滅	太平記・応永７年（1400）写経本の奥書より、14世紀代の築城が考えられ、以降に畠山氏の抗争に使われたが、永正４年（1507）年以降に文献史料に登場しなくなる。
19	金胎寺城	『大乗院寺社雑事記』 『祐維記』 『厳助大僧正記』 『畠山系譜』 『河内名所図会』	山林	大規模（200×260）	『大乗院寺社雑事記』にある寛正３年（1462）の記事に登場することから、15世紀中葉には存在していたと考えられ、その後、畠山氏の抗争に使われ、『祐維記』の大永４年（1524）の記載を最後に文献史料には登場しなくなる。
20	烏帽子形城	『経覚私要鈔』『金剛寺文書』 『言継卿記』『日本史』 『日本巡察記』『多門院日記』 『後鑑』『続応仁記』 『織田軍記』『宇野主水日記』 『足利季世記』	山林	大規模（160×140）	文正元年（1466）に「押子形城」として登場し（烏帽子形城としての初出は大永４年（1524）)、以後に天正12年（1584）の記載に至るまで文献史料に登場する。
21	日の谷城	『南山巡狩録』	山林	遺構不明	
22	仁王山城	『和田文書祐維記』 『天野山金剛寺旧記』 『後鑑』	山林	遺構不明	正平６年（1351）の和田助氏軍忠状及び、『後鑑』大永４年（1524）９月条に登場。
23	国見城	『金剛寺文書』	山林	遺構不明	
24	楠木邸跡	『萩藩閥閲録』『大乗院寺社雑事記』 『太平記』	田	埋没	
25	赤阪城	『楠木合戦注文』『園太暦』 『愚管記』『太平記』『後太平記』	山林	遺構不明	
26	上河内城	『河内志』	山林	半壊	
27	楠木城	『楠木合戦注文細川頼之記』 『毛利家文書』 『太平記』『後太平記』	山城	大規模（280×260）	元弘２年(1332)に楠木正成が篭城し、幕府の攻撃により落城したことが知られる。これ以降の城史については不明。
28	吉年城	『吉川家文書』『毛利家文書』	山林	遺構不明	
29	本宮城	『応仁記』『応仁前記』『後太平記』	山林・境内	遺構不明	
30	国見山城	『応仁記』『応仁前記』	山林	大規模（250×300）	
31	北山城	正慶2年『阿蘇治時感状』	山林	遺構不明	
32	千早城	『経覚私要鈔』『楠木合戦注文』 『細川頼之記』『南方紀伝』 『後鑑』 『若狭守護代記』 『太平記』 『後太平記』	山林	大規模（300×400）	元弘３年（1333）に楠木正成が篭城戦を成功させたことが知られる。また、文正元年（1466）に畠山義就が大和から「千破屋城ノ間ヲ通テ」南河内へ進出している。
33	二上山城	「延元２年安満法橋了願軍忠状」 『紀伊続風土記』 『萩藩閥閲録』 『言継卿記』	山林	大規模（250×200）	南北朝期に軍忠状に「二上城」の記載があり、天文10年（1541）に木沢長政が二上山に築城したとの記載があり、天文11年（1542）には当該城が焼け落ちたとする記載がある。

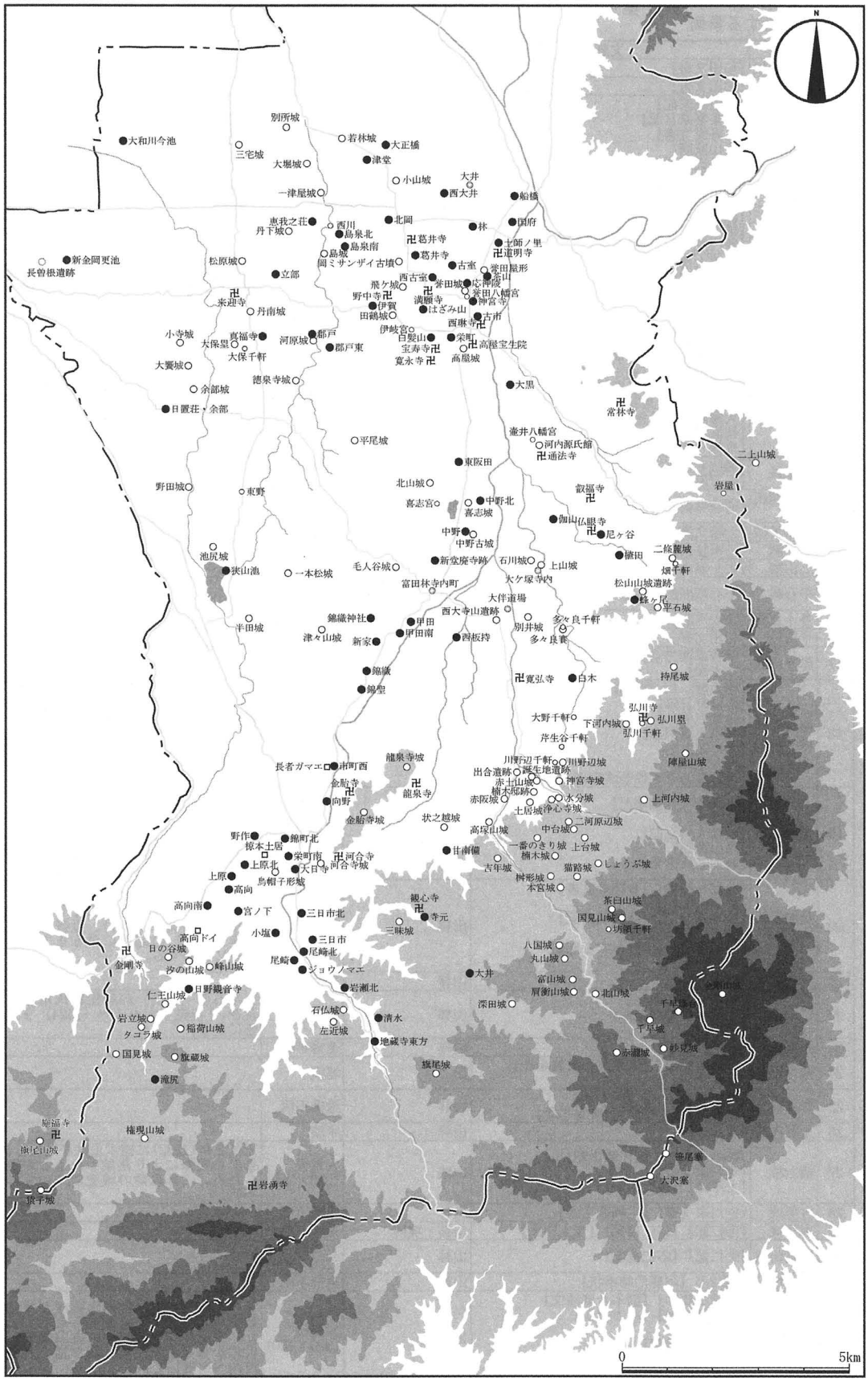

第47図　南河内地域城郭分布図（大阪府教育委員会2008より引用）

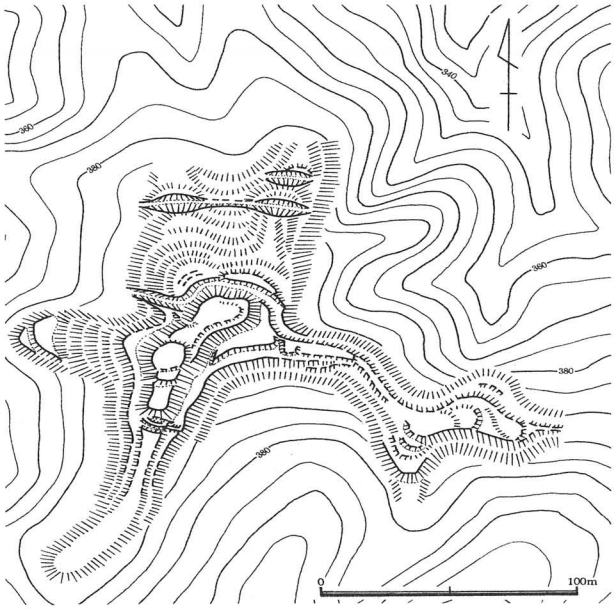

千早赤阪村　猫路山城

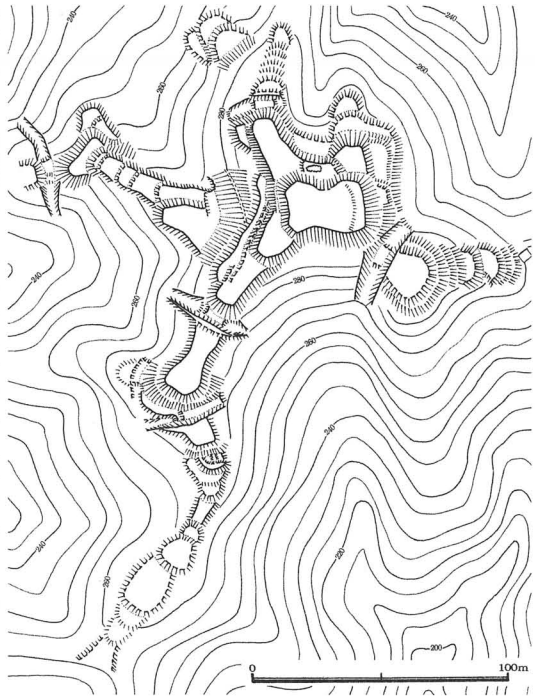

富田林市　金胎寺城

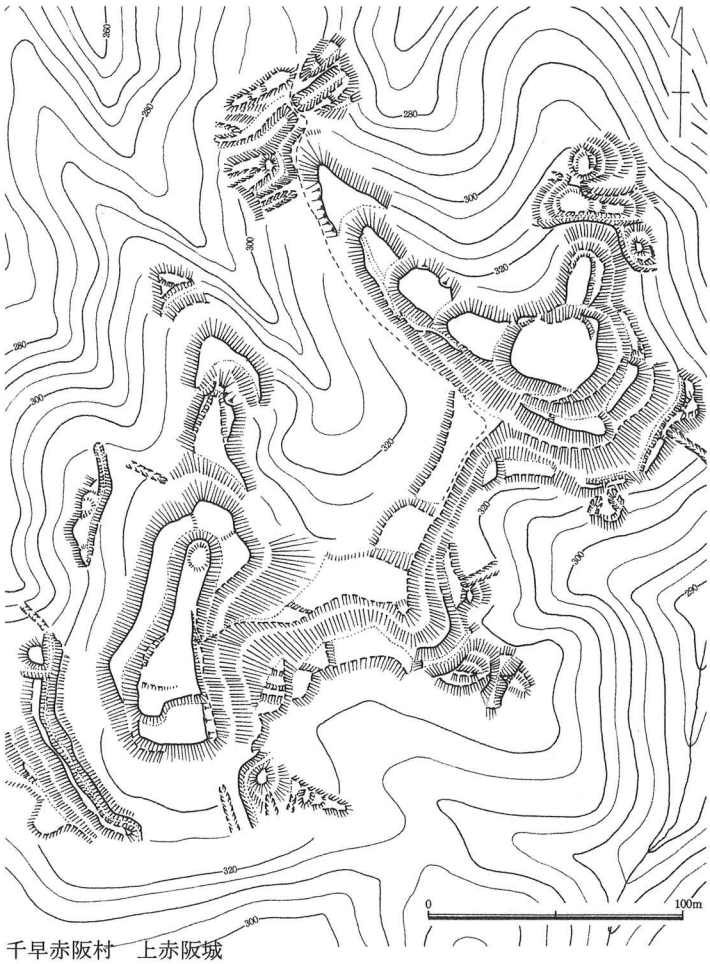

千早赤阪村　上赤阪城

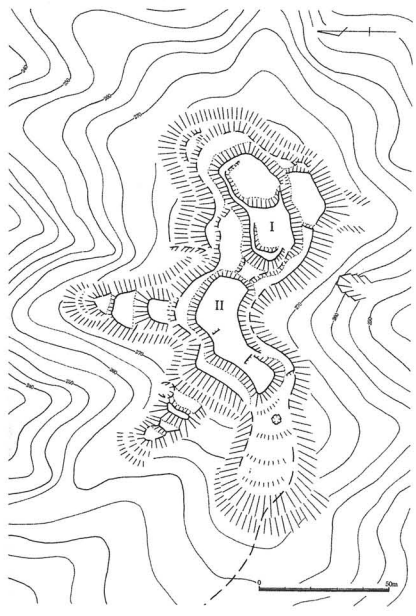

河内長野市　石仏城

第48図　周辺の城郭（1/3,000）

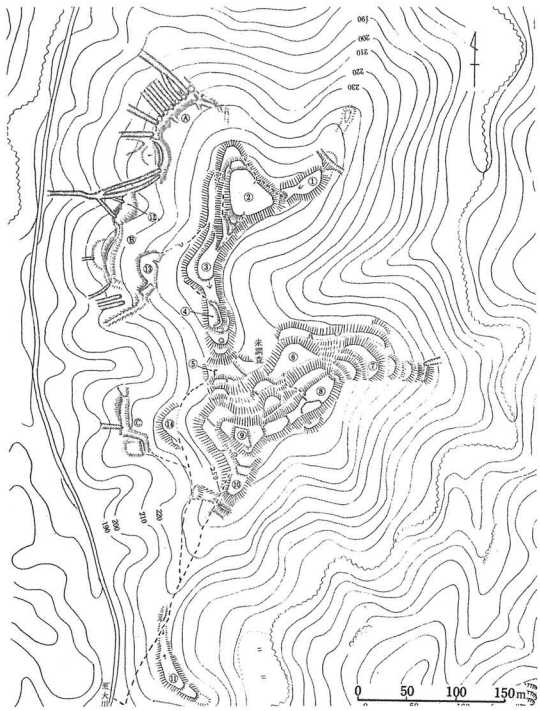

貝塚市　根福寺城

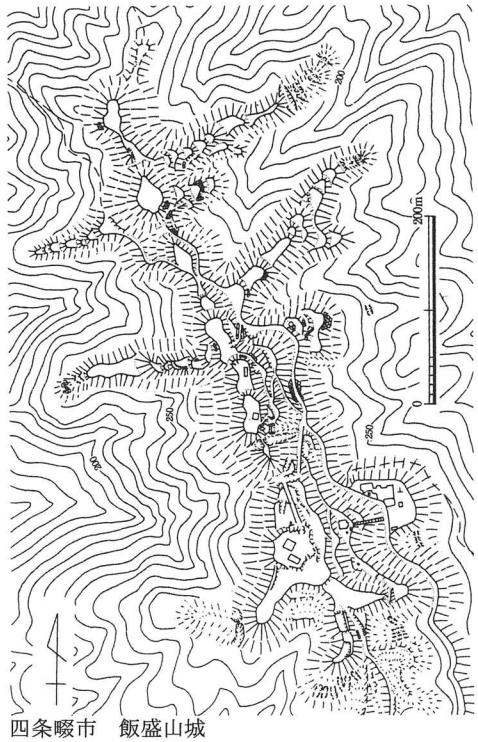

四条畷市　飯盛山城

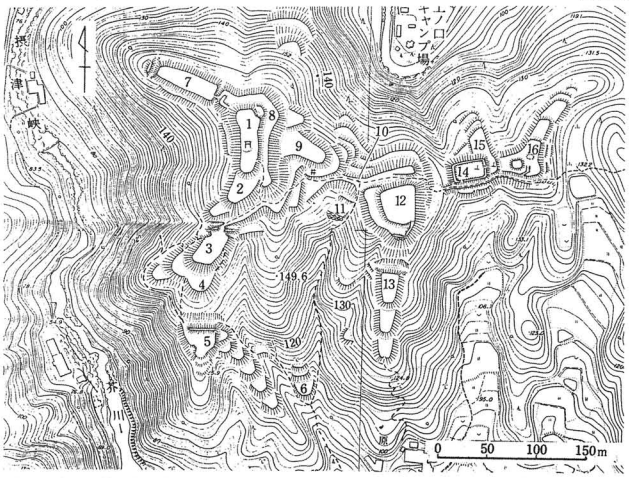

高槻市　芥川山城

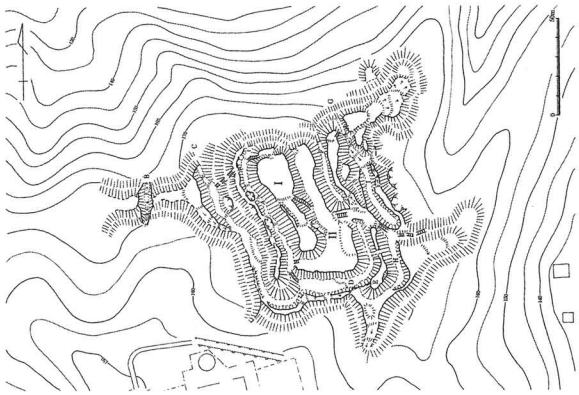

河内長野市　烏帽子形城

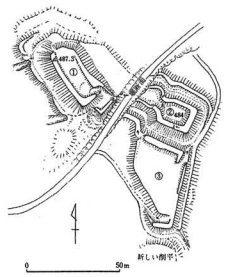

八尾市　高安山城

第49図　周辺の城郭（1/8,000、烏帽子形城と高安城は1/4,000）

輪を中心とするか、これを複数連ねるもので、堀切以外に顕著な防御施設をもたない簡易な構造のもの（旗蔵城、一番のきり城、枡形城、松山山城）がある。大規模なものは、主尾根に沿って細長く、主要な曲輪を配置するもの（二上山城、しょうぶ城）、主郭の周囲にのびる複数の尾根に曲輪を配置するもの（金胎寺城、石仏城、千早城）がある。また、主郭が明確化していない例もあり、国見山城は、中心部分が複数の小規模な曲輪に分かれており、上赤阪城は中心となる大規模な曲輪が２箇所存在する。

この点で、方形の曲輪を横堀・土塁で囲むのは、本城の特色である。横堀に関しては、高屋城、丹下城、小山城などの平地城館で見られるものであり、山城に導入される事例は稀である。南河内地域では、本城において発達した横堀が認められる以外に上赤阪城で南西隅角部のみに部分的にめぐっていることが知られている。

なお、当該地域は、我が国の内乱史を考える上で重要な地域であるにも関わらず、早い時期から都市化が進んだこともあり、多くの城郭が破壊されたと推測できる。この点で、本城は遺存状況が極めて良好であり、特に土塁、空堀などの遺構を良好な状態で観察することができる。

なお、大阪府下全体に目を移すと、高槻市芥川山城、四条畷市飯盛山城、貝塚市根福寺城、和泉佐野市土丸城、奈良県にまたがるが八尾市高安山城[39]が、遺構の規模、遺存状況、文献記録の豊富さにおいて特質すべきものがあり、『中世城郭事典』でも紹介が行われている。これらの内、芥川山城、飯盛山城、根福寺城は尾根上に複数の曲輪を大規模に連ねるものであり、本城とは構造を大きく異にする。高安山城は、土塁・横堀を周囲に巡らしており、本城に近い形状をとっている。

第７節　文献史料

南河内地域には、文献史料に登場する中世城郭も多く、南北朝の内乱で使われた赤坂城、千早城、室町時代に河内守護所であった高屋城、本城と並び両畠山氏の合戦で使用された嶽山城、金胎寺城等が存在する。

前節で述べたように本城に関する記載は、豊富な文献資料において確認されている。また、記載文献資料の種類も幅広く、①応仁の乱以降に行なわれた両畠山氏の抗争に関連するもの、②河内支配をめぐる三好氏と畠山氏の抗争に関連するもの、③信長上洛後の石山合戦・高屋城合戦に関連するもの、④豊臣秀吉による根来攻めに関するもの、⑤キリシタン関連のもの等が存在している。このような豊富な文献史料や周囲で展開された合戦の記録からは、第４章で検討を行ったように本城がどのような勢力によって使われ推移していったのか明らかになっており、かつ畿内での内乱史を理解する上で重要な戦闘に多く登場している。また、キリシタン関連の史料に登場し、ヨーロッパにまで城名が伝えられたことは、本城の歴史的重要性をよく示している。また、本書でⅤ期とした織豊政権期の畠山氏滅亡後は、複数の領主が統治にあたっていたことが知られている。同様の事例は、三

好義継死後の若江城で見られ、織田政権による地域支配における一つの形態を示している。

なお、南河内地域において文献史料で存在が確認できる城郭は33例存在する。このように多くの記録が存在することは、南北朝期から戦国期にかけて多くの合戦の舞台となった事に加えて、当時の古記録が多く残されている京都・奈良に近いことを大きな要因としてあげることができる。

しかし、これらの中には、所在地がわからないものもあり、場所が特定されているものの現在城郭の遺構と考えられるものが地表面で観察できないもの、陵墓となり内容の詳細が不明なものもある。大規模な曲輪やその他の防御施設が地表面で観察できるものは、本城跡以外に、平石城、金胎寺城、上赤阪城、国見山城、千早城、二上山城がある。

第8節　まとめ

本城が位置する南河内地域は、南北朝、応仁の乱、戦国時代にわたって、大規模な戦場となっており、文献史料にも登場する城郭が存在し、我が国の内乱史を理解する上で重要な地域であるにも関わらず、国の史跡となっているものは戦前において楠公関連史跡として指定を受けた千早赤阪村の赤阪城、楠木城（上赤阪城）、千早城の３例のみである。当然、これら以外に我が国の歴史の理解にとって必要不可欠なものも多く存在している。本城についても、このような事例の内の一つであるといえる。

本章で評価を行ったように本城は、周囲にある他の城郭に見られない特徴が複数の要素にわたって認められる。特に、主郭をめぐる巨大な横堀・土塁は、周囲の城郭で類例がみられるものではなく地域内で発達したものと考えることができないものであり、国人層ではなく、より上位権力の介在によって築城されたと考えられる。

また、発掘調査によって検出された建物は全国でも類例の少ない中世山城における礎石に瓦葺建物であり、城郭発達史を理解する上で重要である。なお、改修痕跡、堀内障壁が確認されていることによって、本城の変遷や詳細構造も明らかになりつつある。

豊富な文献史料によって城の来歴の把握ができることも重要であり、特に応仁の乱以降に展開された畿内の重要な合戦記録に数度にわたり登場している。特に、織豊政権期の記録は豊富であり、特徴的な地域支配も行なわれていたことがあきらかとなっている。

このようなことから、本城跡は畿内における内乱史を理解する上で重要であり、現在観察できる城跡の構造、文献から窺うことのできる織豊期における地域支配のあり方の両面において中世から近世への過渡的な様相をよく示している事例である。

また、遺存状況が極めて良好であり、周囲に残された同時期の歴史遺産の存在を含めて内乱の歴史・中世史を学習する重要な教材となりうるといえる。

第７章　市指定史跡烏帽子形城跡の活用の展望について

第１節　土地利用状況

河内長野市指定史跡烏帽子形城跡の地番は喜多町724番、725番１、725番の３、304番、305番、306番の２、313番であり、4401ｋ㎡（公簿面積）の面積がある。現在、史跡の指定地は、山林、烏帽子形八幡神社の境内地、畑となっており、公園として利用されている。地番ごとの公簿面積、地目は、第15表のとおりである。現在、城郭遺構が確認されている場所は、すべて市指定史跡指定の範囲および都市公園烏帽子形公園に含まれている。

第２節　土地所有状況

土地の所有者は、すべて烏帽子形八幡神社である。これらのうち、喜多町724番、725番１、725番の３については、河内長野市が公園地として賃借している。公園地には遊歩道・サインなどが設置されている。

第３節　法規制等

市指定史跡烏帽子形城跡の範囲は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地、河内長野市文化財保護条例による史跡、都市計画法による指定がなされている。河内長野市景観形成計画では、歴史地区に位置づけられている。

第４節　保全と活用について

・河内長野市指定史跡烏帽子形跡の現状について

現在、公園の遊歩道・サイン・説明版が史跡内に設置されている。しかし、これらの構造物は、都市公園としての機能を充足するために設置されたものであり、本史跡を歴史学習の教材として活用するには不十分なものである。このために遺構が良好な状況で遺存しているにも関わらず、山城であることが一般には、周知されておらず、理解されにくい状況にある。

遺構については、概ね良好な状態で遺存しているものの、一部で崩壊が見られる箇所や、埋没によって当初の姿をとどめていない場所がある。

史跡内の植生に関しては、戦後に植樹されたと思われる樹木が生い茂っている。このため、本来山城がもっていた眺望を失いつつある。また、このようなことから、史跡地内にはほとんど光が差し込まず、里山の保全という観点からも適切な選定作業が必要である。

・保全・整備の方向性

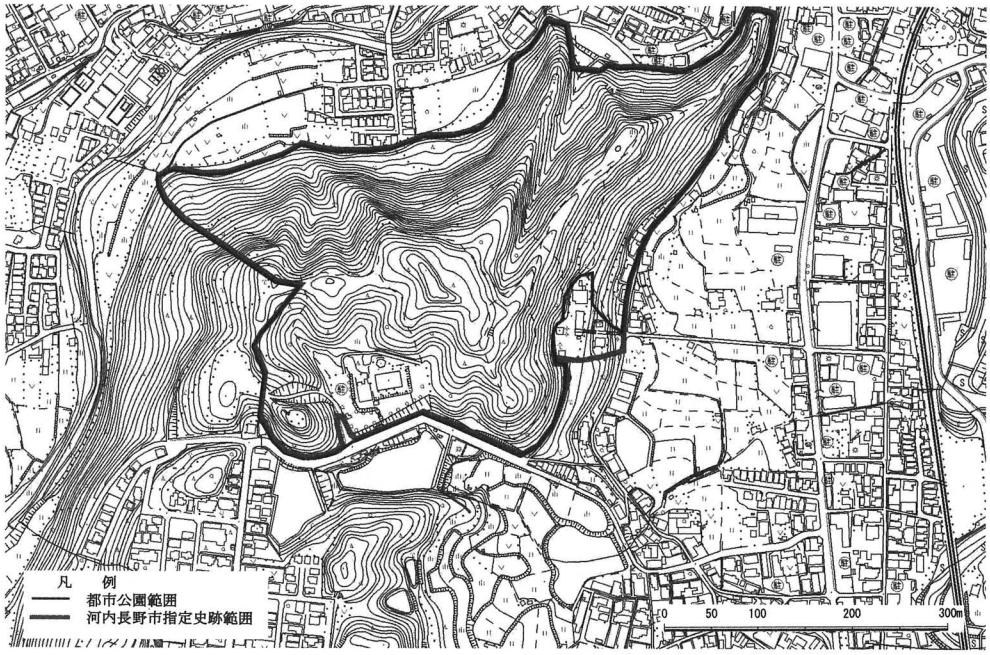

第50図　史跡指定範囲図（1/8,000）

本総合調査報告書の作成に伴う調査や専門委員会での審議により、本城の各遺構の機能、変遷などを明らかにすることができた。これらにより、本史跡が山城として機能したことが理解されるような遊歩道の整備を行い、サイン・説明板の整備を行っていく。またサインに関しては、周囲の歴史遺産である高野街道とのアクセスのため史跡の周囲にも設置を検討する。

また、植生についても、里山としての保全と一体的に検討する。特に、山城からの眺望をどのように回復するのかについて議論を行なう必要がある。

埋没遺構・本城跡が抱える歴史的背景を現地で学習できるように、その方法についても検討を行う必要がある。

・活用の事例

烏帽子形城跡は公園として河内長野市民に親しまれている。しかし、訪れる大多数の市民がもつこの城跡の歴史的な背景や重要性についての認知度は低い。そこで、発掘調査時の現地見学会や市民講座、シンポジウム『中世社会と烏帽子形城』を開催し、普及啓発につとめてきた。

また、今後の活用モデルとして平成22年度には学社連携の形で地元校区小学校と大学とが郷土学習事業として、紙製甲冑作成やそれを着用しての体験型学習を実施した。さらに、今後は高野街道を機軸とした史跡などの文化遺産と連動させ歴史体験型の観光振興と結びつけてゆきたい。

第５節　周囲の文化遺産・公共施設との関連

第15表　地目別公簿面積集計表

町名	番地	地積	地目	所有者	備考
喜多町	724番	22214	山林	烏帽子形八幡神社	
	725番１	14926	山林	烏帽子形八幡神社	昭和41年に分筆
	725番３	3535	山林	烏帽子形八幡神社	昭和41年に分筆
	304番	42	畑	烏帽子形八幡神社	
	305番	601	畑	烏帽子形八幡神社	
	306番２	2978	境内	烏帽子形八幡神社	
	313番	105	畑	烏帽子形八幡神社	

烏帽子形城は高野街道沿に位置しており、市内でも高野街道には多くの文化遺産が集中している。特に、市内を高野街道にそってはしっている南海電鉄高野線の河内長野駅から三日市町駅までの区間は、散策ルートともなっており観光客が多く訪れる場所となっている。この間に、当該史跡の他、国指定重要文化財の社殿がある長野神社、烏帽子形八幡神社があり、増福寺には、旧法で指定された彫刻がある。また、高野街道の宿場町があった三日市宿跡には、国登録文化財八木家住宅をはじめとする町屋が残り、歴史的なまちなみを残している。

河内長野市では、大阪府の補助を受け平成21年度より高野街道町並み整備事業を行なっており、河内長野駅から三日市町駅に至る間で高野街道の歴史的景観の整備を行なっている。

なお、本城の周囲は住宅地であり、公園には駐車場の整備が既に行なわれており本城へのアクセスは非常に良好である。一般に立ち入ることの難しい場所に位置することの多い山城において、本城におけるこのような立地上の特徴は活用を行なう上で大きな利点となる「都市と共生する里山」「都市と共生する山城」をキャッチフレーズに活用を推進したい。

第６節　保全活用の展望

烏帽子形城跡は周囲の歴史遺産とあわせて訪れやすい環境にあり、通常近づく事が困難な場所に立地する事の多い山城にあっては特異な環境にあるといえる。また、当該山城、残された豊富な文献史料により城の来歴が明らかであり、また良好に遺された遺構を効果的にみせることで、良好な学習教材となると考えられる。

河内長野市としても、周辺の歴史遺産と併せて史跡を活用した文化財普及啓発事業・郷土歴史学習・観光振興を検討していく。

第16表　関係法令一覧

	指定地外	史跡指定地		史跡外埋蔵文化財包蔵地
		現公園内	烏帽子形八幡神社境内地	
市街化調整区域	○	○	○	○
都市計画公園	○	○	○	×
宅地造成工事規制区域	○	○	○	○
砂防指定区域	○	○	×	×
地滑り指定区域	×	×	×	×
地域森林計画対象民有林	○	○	○	×
河内長野市文化財保護条例	×	史跡指定地	史跡指定地	×
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地			

註

1　巴文の巻き方向については、尾部から球形の頭部へ巻き込む方向とし、時計回り方向に巻き込むものを「右巻き」、反時計方向に巻き込むものを「左巻き」とする。

なお、巴文の分類については佐川氏の分類案（佐川1989）を参照する。巴文には一巴・二巴・三巴があり、右巻きか左巻きかで大別する。さらに圏線と珠文の有無、巴の頭部同士がつくかつかないか、巴の尾部が圏線につくかつかないか、珠文の直径の大小で細分する。

2　丸瓦は円筒状の型（模骨）に布袋を被せて粘土板を巻き付けて成形する。このときに布袋に撚り紐を取り付けられており、粘土板を圧着した際にその紐の形や撚り目が粘土に転写した痕跡が「吊り紐痕」として丸瓦凹面に認められる。吊り紐には丸瓦を模骨から離脱するときに上部から引き上げるため、あるいは粘土板と布袋の密着力を高めるためとも考えられている。

吊り紐痕は大きく「内外通し縫い」と「外側とじつけ」の二つに分類することができる（山崎2000）（図51③参照）。前者は破線状に布袋の内側と外側を交互に指し縫いする方法である。この場合、丸瓦凹面には紐が粘土に直接当たって形と撚り目の転写が見られる部分と、紐と粘土の間に布を介することで紐の形と布目の転写が見られる部分ができる。後者は、紐を布袋の外側に綴じ付ける方法で、布袋に山形に綴じ付けた部分（ここでは山形部と呼称する。）と谷状に紐を垂らす部分（ここでは谷部と呼称する。）がある。この場合、基本的には直接粘土に紐全体が当たるため紐の撚り目が転写する。ただし、紐の山形部をループ状に小さく回して綴じ付けるものもあり、ループ部分の一部が粘土への直接当たらない部分ができ、撚り目の転写が不明瞭になる場合がある。

3　中世瓦の年代を瓦自体から導き出す上で、山崎信二氏の瓦の観察視点と研究方法（山崎2000）は重要である。まず、山崎氏は瓦自体から年代を求めるために、11世紀から16世紀までの年号を有する瓦を集成し、それらの瓦の制作技術の変遷を検討している。その結果導き出された年代へアプローチする観察視点が、丸瓦凹面に見える吊り紐痕の変化であり、とくに吊り紐の布袋への縫いつけ方であった。大きな変化は吊り紐が「内外通し縫い」から「外側とじつけ」へ変化することであり、その年代は前者が1372年以前のもの、後者が1372年以降ものとしている。さらに前者については、布袋の内側を通す紐と外側に露出する紐の長さの比率から細かな年代を想定している。つまり、「吊り紐の比率が１：１であれば1200年代に、１：2.5であれば1330年前後に、１：６～７では1345年に前後に年代づけられる訳であるから、１：1.5であれば1305年前後に、１：２であれば1320年前後に１：４では1335～1340年前後に丸瓦を編年」し、「吊り紐の比率こそが具体的で正確な年代を表している」とする。このような細かな年代設定はにわかに当てはめにくいが、吊り紐の1372年を境とする「内外通し縫い」から「外側とじつけ」への変化は、丸瓦から年代的位置づけを導き出す判断基準として有効であると考えられる。ただ、細かく年代言及することは具体的に銘文が確認されない限りここでは避けることにし、この吊り紐のとじつけ方の変化がある年代を14世紀後半としておきたい。また、「内外通し縫い」の吊り紐の比率についても単純に看過することはできず、前後関係を判断する基準として効力をもつと考える。

なお、丸瓦凹面に「外側とじつけ」が確認できる下限年代について、山崎氏は出現年代程には深く言及していない。しかし、佐川正敏氏は中世から近世の法隆寺出土瓦の分析を行った結果によれば、17世紀（江戸時代前期）までその存在確認している（佐川1989）。佐川氏が法隆寺出土瓦の分析では、「外側とじつけ」の吊り紐痕の出現年代については、「14世紀後期」位置づけており、山崎氏の見解と大きくは異ならないといえる。結果として、山崎氏の更なる研究によって丸瓦の吊り紐痕が年代判定の基準としてさらに明確化し、そして厳密に年代づけられた。言い換えれば、佐川氏が行った法隆寺出土瓦における吊り紐痕の存在と変化の分析結果は、中世から近世の丸瓦から概ね年代判定できる基準として追認されたわけである。とすれば、吊り紐の存在の下限年代についても概ね17世紀と想定できる。そして、丸瓦をさらに江戸時代かそれより前のものかを判断する場合、粘土板をタタラと呼ばれる粘土塊から切り離すときに出来る痕跡（コビキA・B）が基準となる。（コビキA・Bについては後掲（註５）参照）。

本書での丸瓦の年代的位置づけについては、以上の観察視点と年代観を参照とした。

4　「コビキ」という語は、民俗学的用語といえるが、ここでは便宜的に用いる。

5　コビキについては森田克行氏の研究（森田1984）に詳しい。コビキとはタタラ（粘土を直方体に積み上げた塊）

から瓦の大きさに応じて粘土板を切り取ることを指す。瓦に残された痕跡からコビキに用いられた道具の違いを読み取り、コビキＡとＢの２種類の方法が区別できる。コビキＡは、糸切りによって粘土板を切り取ったと想定され、緩い弧線が無数に残るいわゆる糸切り痕である。コビキＢは、「軸木につくりつけた張力の大きい鉄線」を用いて切り取った想定され、胎土に含まれた砂粒が移動した痕跡が横筋となって現れる。そして、「横筋と同一方向」に切り取りがなされたと考えられている。森田氏は、コビキＡからコビキＢへ変遷するのは「天正後半期～文禄年間」としている。

この結論に対し、山崎信二氏は日本列島の各地におけるコビキＢの出現年代について分析しており、概略をみると次の通りである（山崎2008）。

①天正20年（1592）までに出現した地域：福岡県・広島県・京都府

②文禄３・４年、慶長元・２年（1594～1597）に出現したとみられる地域：大分県・愛知県・静岡県・長野県

③慶長２年（1597）頃はコビキＡが残り、慶長６年（1601）までにコビキＢになった地域：長崎県・愛媛県・鳥取県・島根県・岡山県

④1600年を超えて、慶長７年（1602）までコビキＡが残り、その後コビキＢが出現する地域：熊本県

烏帽子形城が所在する大阪については、山崎氏は具体的なところがわからないためコビキＢの出現年代は難しいとしている。細かな出現年代の違いは地域的に見られるようであるが、概ね16世紀最末期をコビキＡからＢへの変化する時期とみて大過はないと考えられる。なお、烏帽子形城の出土瓦からはコビキＢの存在は現在のところ確認していない。

森田克行1984「畿内における近世瓦の成立について」（高槻市教育委員会編『摂津高槻城―本丸跡発掘調査報告書―』）

6　ハナレズナは石英などを含む砂で、粒径は概して極粗砂から粗砂の粗いものが多い。粘土が瓦笵から瓦当粘土が、平瓦が作業台から、あるいは粘土同士が離れやすいように撒かれる離脱材として用いられる。丸瓦部には原則としてつかないとされている（佐川1989）。なお、キラコは、同じように離脱材として使用された雲母の粉である。近世以降にハナレズナに代わって使用されたと考えられている（佐川1989）。

7　第51図⑤参照。

8　山崎信二氏は、石山本願寺期の遺構面として検出した大阪城三の丸の第Ⅷ遺構面（８層）から出土した波状文軒平瓦を石山本願寺期の軒平瓦と捉え、その文様変遷から波状文軒平瓦の編年観を導きだしている（山崎2008）。山崎氏によれば、波状文軒平瓦で全形が知られる波状文がすべて上向きのもので比較した場合、「波の個々にひねりまたはふんばりを持つものが古く（A：山崎2008,p222第88図２）、次いで大阪状三の丸の８層から出土した比較的円弧をもつもの（B:同,p222第88図３）があり、さらに波の数が少なくなるまばらな円弧をなすもの（C:同,p222第88図４）がもっとも新しい」としている。つまり、上向きの波状文に限定して波の具象的表現が次第に形骸化していくことを基準として編年観を構築している。さらに、山崎氏は、石山本願寺の創建、城郭化、そして火災による伽藍の消失のそれぞれの年代をこの波状文軒平瓦の変遷に当てはめてそれぞれの年代を求めている。それぞれ、具体的に示すと（A）が石山本願寺創建の天文元年（1532）頃、（B）が天文10年（1541）頃の城郭化の時期、（C）が永禄７年（1564）消失後の再建瓦としている。この編年観によれば、烏帽子形城跡から出土しているNH１の波状文は、展開する波状文の単位数こそ違うが、波の個々に注目すれば、（C）の「波の数が少なくなるまばらな円弧をなすもの」と認識できる。従って、NH１の年代的位置づけは（C）に与えられた年代、すなわち1564年に近いと考えられ、少なくとも16世紀後半という評価ができよう。

9　第51図②参照。

10　丸瓦各部の面取りへの観察視点および呼称法は佐川正敏氏の研究（佐川1989）を参照し、以下にその説明を抜粋する。

①両側縁凹面側の面取り：玉縁部から胴部にかけて一気に削る。

②広端縁の凹面側の面取りＢ：面取り幅は20mm～80mm

③広端縁の凹面側の面取りＡ：②の面取り後、縁辺だけを２mmほどの幅を削る。

④広端縁凸面の面取り：縁辺だけを、約２mmの幅で削る。

⑤胴部狭端縁の凸面側の面取り：縁辺だけを２mmほどの幅で削る。

⑥玉縁部側縁の凸面側の面取り：

面取りが胴部狭端に及ばない場合（A）と及ぶ場合（B）。一個体に両者が共存する場合（C）。

⑦玉縁部側面の削り残しの有無：

これは①の面取りの幅によって削り残しが出る場合（A）と、①によって完全に削られてしまう場合（B）がある。

⑧玉縁部端面の凹面側面取りB：幅は10～30mm

⑨玉縁部端面の凹面側面取りA：⑧の面取りの後、縁辺だけを２mmほどの幅で削る。

⑩玉縁部端面の凸面側の面取り：縁辺だけを２mmほどの幅で削る。

11　河内長野市教育委員会・河内長野市遺跡調査会2001,123頁第147図948

12　山崎信二氏は前掲註３に示したように丸瓦胴部凹面に残る吊り紐痕の変化が丸瓦の編年に有効であると強調する（山崎2000）。しかし、烏帽子形城跡から出土した丸瓦の場合、その多くは破片で必ずしも吊り紐痕を確認できるものは多くはない。今回、当遺跡から出土した丸瓦を分類検討していく上で丸瓦の面取りを一つの基準としていることは本文で述べた。ここでは、さらにそういった破片から年代を推定する観察視点として丸瓦各部の面取りに注目したい。

丸瓦各部の面取りの年代的変遷を示すのが、佐川正敏氏の研究である（佐川1989）。佐川氏は中世から近世の法隆寺出土瓦の調査の検討から、丸瓦の様々な観察視点を指摘し、中世から近世にかけての丸瓦の技術的特徴の変遷を明らかにしている。その多様な観察視点の一つに山崎氏の研究でさらに明確化した丸瓦凹面の吊り紐痕があり、別の一つが丸瓦各部の面取りである。佐川氏の研究から注目できる丸瓦面取りの年代的変遷についてみると次のようになる。

まず、玉縁部両側縁凸面側の面取りについては、12世紀から14世紀前半までは丸瓦胴部狭端に及ばず、15世紀前半には面取りが狭端に及んで一般化し、16世紀まで継続する。14世紀中期から後期は同一個体にその両者が併存する「過渡的状況」としている。また、玉縁部両側面の削り残しについては、15世紀前半を境に丸瓦部両側縁の面取り幅が増大することで玉縁部両側面の削り残しがなくなり、それより前には削り残しがみられる。同じく15世紀前半には玉縁端凹面の面取りが出現するという。さらに、広端縁凹面を面取り後に縁辺を２mm程面取りすることや玉縁端凸面の面取りについては、14世紀中期には開始されるとしている。そして、丸瓦胴部狭端の面取りについては、15世紀後半に出現するとしている。

山崎氏の研究では、佐川氏の研究視点を継承して法隆寺出土瓦だけでなく各地の銘文を有する丸瓦の分析を経て、この吊り紐痕を基準として丸瓦を年代判定の資料として昇華させた一方、丸瓦各部の面取りについて山崎氏は深く言及していない。しかし、「中世Ⅳ期（1380～1430）」の瓦の特徴を「丸瓦における吊り紐および玉縁面取りの定形化」としている（山崎2000,33頁）。つまり、吊り紐が布袋の「内外通し縫い」から「外側とじつけ」へ定形化したと同時に、丸瓦の玉縁部の面取りの定形化も一つの年代的特徴として注視している。この言及は、吊り紐痕の変遷とともに丸瓦各部面取りの一部に年代的特徴として追認できたものと理解される。この14世紀末から15世紀前半の「玉縁面取りの定形化」とは、佐川氏が15世紀前半に安定して出現するという玉縁部両側縁凸面側の面取りが胴部狭端に及ぶことを指すとみられる。また、15世紀前半に出現する玉縁端凹面の面取りも含むかもしれない。いずれにせよ、丸瓦面取りから年代を推定するうえで、この玉縁部両側縁凸面側の面取りへの視点は有効といえる。また、佐川氏が言及した他の各部面取りについても年代推定を補正していくうえで参考になると考えられる。

13　第28図１は軒丸瓦の瓦当部分が剥離したもので、丸瓦部の残存状況が良好である。その瓦当が剥離した丸瓦広端面には櫛目状のキザミが入る。また、この個体には玉縁部と丸瓦胴部狭端縁とが段差をつくる境目に直径1.5cmの釘穴が胴部側斜方向に凸面側から穿たれている。本来、第28図１は軒丸瓦に分類されるが、瓦当文様が不明であることで軒丸瓦としての掲載ができない事を避け、残存が良好な丸瓦として重視し、あえてここに記載する。

14　上原真人氏は、平瓦凸面端縁（広端縁・狭端縁のどちらかに限定することは明示していない。）に弧線状に残る圧痕を「弧線圧痕」と呼称し、平瓦製作時に凹型台を使用した証拠として指摘する。つまり、凹型台に粘土板をのせる時、あるいは製品を離脱する時に、凹型台端の凹型の形状が圧痕としてついたものとしている（上原1990）。

15　堺市教育委員会　續伸一郎氏よりご教示を得た。

16　堺市教育委員会　續伸一郎氏よりご教示を得た。

17　堺市教育委員会　續伸一郎氏よりご教示を得た。

18　小谷利明氏による『大阪狭山市史』第２巻「中世資料編」、『羽曳野中世軍記等史料集』を集録の翻刻を参考とした。

19　この長野城は、平地城館を指している可能性もある。

20　以後、畠山氏は義就流と政長流に分かれて抗争を続けることから、義就流に属する人物は（義）、政長流に属する人は（政）を人名の後に付け、区別することとする。なお、義就流を総州家、政長流を尾州家と呼び分ける文献も存在するが、それぞれの家系で上総介と尾張守に就任した人物が限られるためここでは使用しない。

21　遊佐氏は本来、出羽国の国人であり、室町時代に畠山氏の被官となった。政長流に仕えた遊佐氏は河内守家と勘解由左衛門尉家がある。遊佐勘解由左衛門尉国政は、持国の弟の持永を擁立した人物でる。なお、義就流の被官として活躍した遊佐氏もおり、この時期には、遊佐盛貞、遊佐就家の名前が見える（『山科家礼記』応仁２年６月13日条）。

22　畠山義就の死後において、奉行人であった花田氏と豊岡氏が守護代遊佐氏と高屋城周辺の有力国人であった誉田氏により失脚し、ついで遊佐氏と誉田氏が合戦の末に誉田氏が失脚している。このように、義就流の内衆の内紛に乗じて畠山政長（政）が河内へ侵攻したものと思われる（小谷2003）。

23　これ以降、南河内に対する進軍ルートが大和や中河内等の北側から高屋城を侵攻するルートから、堺に上陸した四国・淡路勢が紀伊・和泉・河内国境の南側から高屋城を攻めるルートに変更される（小谷2004）。

24　隠居後に畠山尚順は、南近畿における領国再建と越中を守護代神保氏から取り戻すための活動を始める。しかし、永正17年（1520）には、紀伊国人に背かれ、紀伊を追放され、稙長との関係も悪化していく。

25　足利義維と細川晴元の体制は、「堺公方」と呼称され、足利義維の奉行人も幕府の公的文書である奉行人連署奉書を堺から出していた（今谷1985）。

26　畠山氏の発給した奉書と、奉行人直状を分析した小谷利明氏は、義就流畠山氏の内衆が独自に文書を発給する事例が文明年間に見られ、また文亀年間には遊佐氏により守護代奉行所の設置が推定されることなどを指摘した（小谷2003）。Ⅲ期で完成する守護代層の先駆け的事象がⅠ・Ⅱ期に遡って認められる事象を評価した研究といえる。

27　弥九郎を誰にあてるのかについては諸説があり、森田恭二氏（森田1995）は政国をあてている。また、弥九郎を政長流のどこに位置づけるのかも明らかではない（弓倉2006）。

28　河内半国体制については、『石清水文書』６－拾遺49号を根拠に、今谷氏（1986）、弓倉氏（弓倉2006）による研究がある。今谷氏は南北分割説を弓倉氏は共同尊行説をとる。

29　丹下氏は、河内国丹下郡丹下郷を本拠とする国人で、盛賢は畠山稙長とともに紀伊から河内へ帰還した。

30　弓倉弘年氏は、稙長死去後の河内支配を遊佐長教の領国であったと結論づけている（弓倉1982）。

31　安見氏は河内国交野郡私部郷に本拠地を持つ国人であり太平寺の戦い以降に遊佐長教のもとに帰参したとみられる。なお、『足利季世記』では、遊佐長教の死後に安見宗房が河内守護代に就任したとされるが、良質の資料で確認できない（弓倉2006）。

32　この対立は、河内国の直接支配を目指した三好氏とそれまで河内を支配していた守護・守護代層の抗争であると評価されている（弓倉2006）。

33　細川両家記・足利季世記では、三好長慶が無断で安見宗房と講和した畠山高政（政）を攻め、高屋城・飯盛城を落とし、畠山高政（政）は、安見宗房とともに堺に落ち延びたとする（『細川両家記』永禄３年条）。

34　教興寺の戦いでは、畠山方に幕府奉公衆が加わっており、幕府内部を２分する戦いであったことが指摘されている（小谷2005）。

35　畠山昭高とされる場合も多いが、古文書にある自署はすべて秋高となっている（弓倉2006）なお、秋高は、当初政頼を名のっており、足利義秋（永禄11年（1568）以降に義昭）の偏諱を受け、秋高を名のった。

36　この際に、畠山高政が高屋城にはいり、その後、畠山高政は守護代の遊佐信教と対立し、永禄12年（1569）に紀

州へ退去した。このため畠山高政（政）の子畠山秋高（政）が政長流を継いだとする足利季世記に依拠した（『足利季世記』永禄12年条）記載（森田1995）もある。しかし、永禄８年の段階で、畠山政頼（秋高）が「屋形」とよばれており、同年に判物を発給していることから、この時点ですでに家督を相続していることがわかる（弓倉2006　52ｐ）。この時点で高政は在京し、幕府や信長との折衝にあたっていたと想定されている（弓倉2006　339ｐ）。ここでは、『足利季世記』と同様に良質の資料とはいえないが、『信長公記』永禄11年10月１日条に依拠する。

なお、信長が上洛して以降、畠山高政と三好義継がそれぞれ、河内半国守護に任ぜられたとされるが（『足利季世記』）、当時の１次資料では守護補任は確認できない。

37　宮崎氏・臼井因幡守定仙・伊地知文大夫は本来、畠山秋高の内衆であり、天正２年の時点で信長の家臣団に組み込まれていた（弓倉2006　377ｐ）。なお、『羽曳野中世軍記等史料集』ではこの戦闘を元亀２年（1571）のこととしているが、この戦闘は畠山秋高の殺害後に起きたものであり、元亀４年（1573）のできごとと推定する。

38　草部氏は、守護代遊佐氏の内衆であり和泉国大鳥郡草部郷を本拠とした国人である。

39　古代山城が高安城、中世山城が高安山城とよばれている。

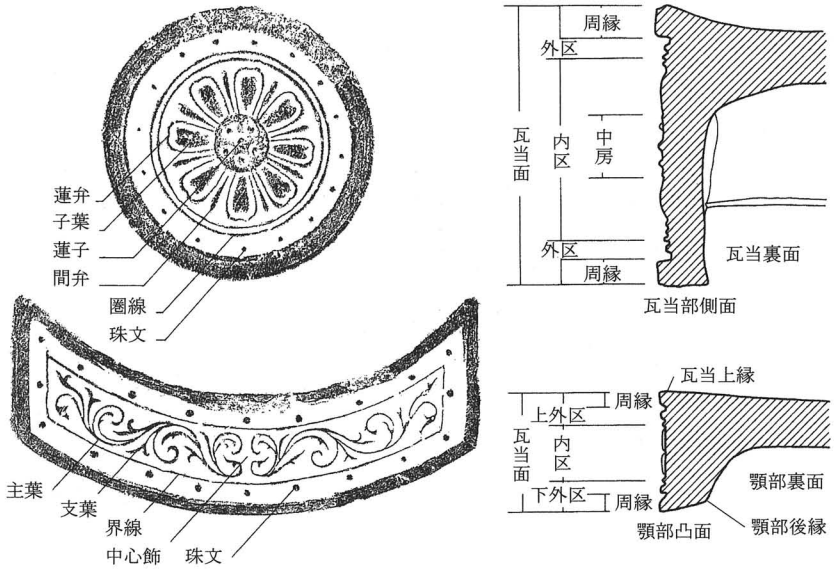

①軒丸瓦・軒平瓦の瓦当の各部名称《（京都市埋文研1996）を一部改変》

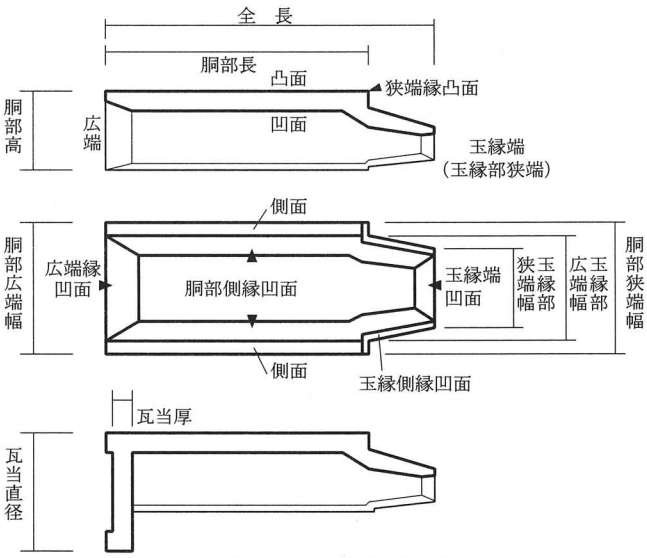

②丸瓦・軒丸瓦の部位名称
《（佐川1989）を基に描き起こして一部追記修正》

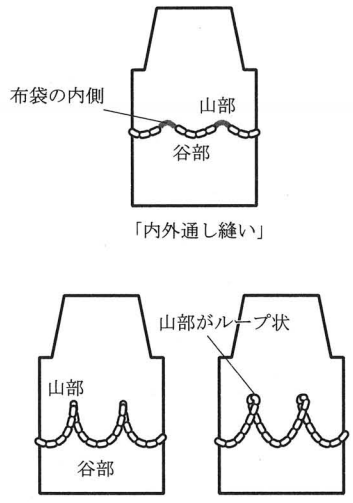

③丸瓦吊り紐模式図

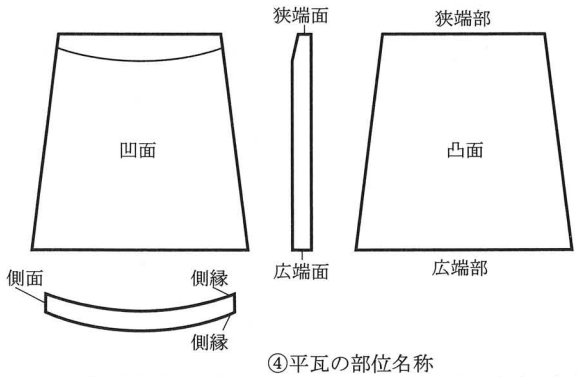

④平瓦の部位名称
《※本文中の左右は狭端部を上にして見たときの左右を表す。》

⑤『江戸名所図会』にみえる
凹型台と凸型台
《（奈文研2004）より抜粋》

第51図　瓦各部名称図

参考文献

井上秀雄1922『大阪府全志』

上原真人1990「平瓦製作技法の変遷―近世造瓦技術の前提―」(今里幾次先生古稀記念論文集刊行会編『播磨考古学論叢』)

大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』

尾谷雅彦他1989「烏帽子形城」『河内長野市遺跡調査会報Ⅰ』

角田誠1990「近畿地方における南北朝期の山城」『中世城郭研究論集』

今谷明1985『室町幕府解体過程の研究』

今谷明1986『守護領国支配機構の研究』

河内長野市1977『河内長野市史』資料編近世　137頁「18　元禄５年11月　錦部郡之内本多隠岐守領分寺社帳写」(中村慶吉家文書)

河内長野市教育委員会2001a『大日寺遺跡』河内長野市遺跡調査報告書ＸＸＶ

河内長野市教育委員会2001b『大日寺遺跡』河内長野市遺跡調査報告書ＸＸⅥ

河内長野市教育委員会・河内長野市遺跡調査会編2001『天野山金剛寺遺跡(その２)』

河内長野市郷土研究会『伝承地名調査』

交野市教育委員会1995『私部城跡』

川岡勉2002「河内国守護畠山氏における守護と奉公人」『室町幕府と守護権力』

黒田俊雄・川岡勉編1990『羽曳野中世軍記等史料集』

小谷利明2002「南河内の戦国騒乱」『大坂狭山市史』第２巻　史料編　古代・中世

小谷利明2003『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂

小谷利明2005「畿内戦国期守護と室町幕府」『日本史研究』510号

小谷利明2005「畠山稙長の動向」『戦国期の権力と文書』

小島道裕1993「歴史地理的な方法による調査」『城館調査ハンドブック』

千田嘉博1994「中世の城館」『歴史と地理』第463号

佐川正敏1989「第２章　中世・近世の瓦」(小林謙一・佐川正敏「平安時代～近世の軒丸瓦」法隆寺昭和資材帳編纂所編『法隆寺昭和資材帳調査概報⑩　伊珂留我』小学館)

鋤柄俊夫1989「大阪府南部の瓦質土器生産について(Ⅰ)」(財団法人大阪文化財センター編『大阪府文化財論集―財団法人大阪文化財センター設立15周年記念論集―』)

鋤柄俊夫1987「中世前期における大阪南部の甕生産」『考古学と地域文化』

高田徹2000「桶狭間合戦時の織田氏陣城」『中世城郭研究』第14号

多田暢久1995「織豊系城郭以前」『奈良史学』13号

竹鼻康次1968「烏帽子形城」『日本城郭全集』９人物往来社

竹鼻康次2005「烏帽子形城跡(長野城)の歴代城主とその周辺」『河内長野市郷土研究会誌』第47号

千喜良淳2002「中・南河内における土師器皿の変遷」(東大阪市教育委員会編『瓜生堂遺跡第46・47次―１・２次調査報告書』)

奈良文化財研究所編2004『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』

福島克彦2009『畿内・近国の戦国合戦』吉川弘文館

藤岡英礼2000「奈良盆地周辺における拠点的山城の縄張り構造」『中世城郭研究』

中井均1999「居館と詰城－発掘調査成果からみた山城の成立過程－」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第９集 帝京大学山梨研究所

中井均1997「礎石建物に関する二・三の考察」『織豊城郭』第４号　織豊期城郭研究会

中井均2001「烏帽子形城跡の構造について」『河内長野市城館分布調査報告書』

中井均2008「近世城郭における堀内障壁について『王権と武器と信仰』

中西祐樹1999「京都如意ヶ岳・勝軍地蔵山城の再検討」『愛城研報告』４

中西祐樹2000「摂津国における中世城郭構造把握の試み」『中世城郭研究』第14号

中西祐樹2001「総括」『河内長野市城館分布調査報告書』

中西祐樹1994「河内飯盛城の構造について」『愛城研報告』創刊号

前田航二郎1981「烏帽子形城跡」『日本城郭体系』12

村田修三編1987『図説中世城郭事典　第三巻』

堀内和明2000「天野合戦と金剛寺々辺の中世城郭」『河内長野市城館分布調査報告書』

堀内和明2001「河内国木屋堂考」『河内長野市郷土研究会誌』第42号

堀内和明2008「河内源氏・石川氏の長野進出」『歴史と地域』

振角卓哉、福永清治2001「烏帽子形城跡」『河内長野市城館分布調査報告書』

森田恭二1995『河内守護畠山氏の研究』

前川要1991『都市考古学の研究』柏書房

乗岡実2000「備前焼擂鉢の編年について」（中近世備前焼研究会編『第３回中近世備前焼研究会資料』）

野田芳正編1984「堺環濠都市遺跡発掘調査報告―市之町東４丁　SKT19地点―」（堺市教育委員会編『堺市文化財調査報告第20集』堺市教育委員会）

森田克行1984「畿内における近世瓦の成立について」（高槻市教育委員会編『摂津高槻城―本丸跡発掘調査報告書―』）

山上雅弘1999「西日本の中世城郭の虎口と通路」『織豊城郭』第６号

山崎信二2000『中世瓦の研究』同成社

山崎信二2008『近世瓦の研究』同成社

弓倉弘年1982「戦国期河内畠山氏の動向」『國學院雑誌』83巻８号

弓倉弘年2006『中世後期畿内近国守護の研究』

大阪府下城館関連遺跡一覧

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
1	119	今西城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町今西	山林	山頂	良好	堀切・土塁	24.3×25				
2	120	上杉城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町上杉	山林	丘陵頂	良好	堀切・土塁・曲輪	50×50	摂陽群談			横堀
3	121	片山城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町片山	山林	山頂	良好	堀切・土塁・曲輪	100×30	摂陽群談			
4	122	地黄城跡	城跡	中世・近世（陣屋）	豊能郡能勢町地黄	山林	丘陵腹	良好	石垣	40×74				
5	123	宿野城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町宿野	山林	山頂	良好	土塁・堀切・石列	18×42	摂陽群談			
6	124	野間城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町野間中	山林	山頂	良好	堀切・土塁・曲輪	100×50				
7	125	丸山城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町地黄	山林	山頂	良好	曲輪・堀切	30×155				
8	126	森上城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町森上	山林	山頂	良好	堀切・土塁・曲輪	95×46				
9	127	山田城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町山田	山林	山頂	良好	堀切・土塁・曲輪	155×30				
10	128	山辺城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町山辺	山林	山頂	良好	曲輪・石垣	200×50				石垣
11	141	吉野城跡	城跡	中世	豊能郡能勢町吉野	山林	山脚	良好	堀切・土塁・堀	100×100				
12	152	野間氏居館跡	館跡	中世	豊能郡能勢町野間中	山林	山麓	土塁・堀一部残存	堀切・土塁	100×50		東郷地区遺跡群発掘調査概要 府教委　1989		
13	44	高山城跡	城跡		豊能郡豊能町高山	山林	山頂		土塁	44×15				
14	45	余野城跡	城跡		豊能郡豊能町余野　中所	高校	丘陵	消滅	－	－	摂陽群談			
15	46	余野本城跡	城跡		豊能郡豊能町余野　西谷所	山林	山頂	良好	堀切・土塁・曲輪	37×100				横堀
16	49	野間口鳥坂城跡	城跡		豊能郡豊能町野間口	山林	山頂	良好	曲輪状平坦面	100×100				
17	50	高山向山城跡	城跡		豊能郡豊能町高山	山林	丘陵	良好	曲輪状平坦面	44×15				
18	62	吉川城跡	城跡		豊能郡豊能町吉川　上ノ町	山林	山頂	良好	曲輪跡	60×150				
19	69	野間口水牢城跡	城跡		豊能郡豊能町野間口	山林	山頂	良好	堀切、切岸	50×50				
20	70	吉川井戸城跡	城跡		豊能郡豊能町吉川下ノ町	山林	山頂	良好	土塁、堀割	50×150				
21	75	余野城・越城跡	城跡	中世	豊能郡豊能町余部	山林	山頂	破壊	－	－	津陽群談			
22	22	止々呂美城跡	城跡	戦国	箕面市下止々呂美	山林	丘陵末端	良好	石垣	200×400		中川資料集	天正７年落城	
23	35	粟生間谷城跡	城跡	戦国	箕面市粟生間谷西７丁目	市街地	山麓	消滅	－	－		－	砦？伝承地	
24	64	泉原城跡	城跡	室町	茨木市泉原	小学校	丘陵	消滅	－	－				
25	65	安威城跡	城跡	室町	茨木市安威２丁目	宅地	丘陵	消滅	－	－	足利季世記			
26	66	茨木城跡	城跡	室町～江戸	茨木市片桐町	宅地	平地	消滅	－	－				
27	67	太田城跡	城跡	室町	茨木市太田１丁目	宅地	平地	消滅	－	－				
28	68	佐保城跡	城跡		茨木市佐保、庄ノ本	山林	山頂	良好	土塁・曲輪・石塁	50×100				石垣
29	69	福井城跡	城跡		茨木市東福井３丁目	農地	丘陵傾斜面	良好	曲輪・石垣（？）	400×250	足利季世記			
30	70	三宅城跡	城跡	室町	茨木市丑寅・蔵垣内	公園	平地	消滅	不明	580×540	足利季世記			
31	99	安威砦跡	砦跡		茨木市安威３丁目	山林	山頂	良好	不明	不明				
32	100	佐保栗栖山砦跡	砦跡		茨木市佐保	山林	山頂	堀切	不明	200×300				
33	101	郡山城跡	城跡		茨木市郡山１丁目	宅地等	平地	消滅	－	150×250	信長公記			
34	102	沢良宜城跡	城跡		茨木市美沢町	宅地	平地	消滅	－	－				
35	114	穂積城跡	城跡		茨木市穂積２丁目、北春日丘１丁目	山林	丘陵	良好	土塁	150×250				
36	7	芥川山城跡	山城	戦国	高槻市原48他	山林	山頂	良好	削平地（曲輪）・土塁・堀切・石垣・土橋	400×450	足利季世記 瓦林正頼記 細川両家記 二条寺主家記抜萃	橋本久和1994「芥川山城跡」『嶋上遺跡群18』高槻市教育委員会 橋本久和1995「芥川山城跡」『嶋上遺跡群19』高槻市教育委員会 中井　均1996「芥川山城跡の構造について」『高槻市文化財年報　平成６年度』高槻市教育委員会		大規模・石垣
37	100	高槻城跡	平城	中世～江戸	高槻市城内町２－13他	宅地	平地	明治７年の破脚以降、櫓・土塁等の地上の遺構は消滅	堀底・石垣基礎・導水施設等が埋蔵文化財として遺存	600×630		高槻市教育委員会編1984『摂津高槻城－本丸跡発掘調査報告書－』高槻市教育委員会 高槻城跡遺跡調査会編1987『高槻城三ノ丸跡発掘調査概要報告書』高槻市教育委員会 中村顕彰1997「高槻城三ノ丸跡の調査」『高槻市文化財年報　平成７年度』高槻市教育委員会 高槻市教育委員会編2001『高槻城キリシタン墓地－高槻城三ノ丸跡北郭地区発掘調査報告書－』高槻市教育委員会 宮崎康雄2002「高槻城三ノ丸跡の調査」『高槻市文化財年報　平成12年度』高槻市教育委員会 西村恵祥2003「高槻城二ノ丸跡の調査」『高槻市文化財年報　平成13・14年度』高槻市教育委員会 大阪府教育委員会編2004『高槻城跡－大阪府立槻の木高等学校音楽室建設に伴う－』大阪府教育委員会 高槻市教育委員会2010『現地公開資料　高槻城二ノ丸跡の調査－城跡公園野球場内確認調査－』高槻市教育委員会		大阪府

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北）単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
38	130	田能城跡	山城	中世	高槻市大字田能	山林	山頂	削平地（曲輪）等	曲輪	30×30		田代克己・渡辺　武・石田善人編1981『田能城』『日本城郭体系第12巻　大阪・兵庫』新人物往来社		
39	181	帯仕山向城跡	山城（陣城）	中世	高槻市大字越谷	山林	山頂	緩斜面に土塁	土塁一部残存	150×200				
40		普門寺城跡	城館	戦国	高槻市富田町四丁目10	境内地	平地	境内地は国名勝 普門寺庭園に指定	北・北西側に土塁が残存	_		田代克己・渡辺　武・石田善人編1981『普門寺城』『日本城郭体系第12巻　大阪・兵庫』新人物往来社		
41	22	池田城跡	城館跡	縄文～中世	池田市建石町、城山町、栄本町一帯	宅地	台地	埋没	礎石建物・横堀	100×100	大乗院寺社雑事記 穴織宮拾要記 細川両家記 信長公記 荒木略記			少量の瓦が出土
42	46	原田城跡（北城）	城館跡	鎌倉～戦国	豊中市曽根西町４丁目	宅地	丘陵	市指定地	土塁が長さ30m幅10m程度遺存。15世紀代の堀、16世紀の堀も主郭周囲の地下に遺存（調査で確認）。	不明	『夜久家文書』（文明元年） 『細川両家記』（天文年間） 『信長公記』（天正6年）ほか		一部 市指定史跡	
43	88	原田城跡（南城）	城館跡	戦国	豊中市曽根西町２丁目、原田元町２・３丁目	宅地	低地	埋没	宅地の区画に地割が明瞭。堀等も宅地地下に遺存（調査で確認）。	不明	「原田村絵図」（原田郷中倉家文書・文政七年）ほか			
44	59	麻田藩陣屋跡	陣屋跡	江戸	豊中市蛍池中町一帯	宅地	台地	埋没	宅地の区画に地割が明瞭。堀等も宅地地下に遺存（調査で確認）。	不明	「青木甲斐守領知目録」（延享３年） 「摂州麻田御陣屋図」（江戸後期）ほか		一部 市指定史跡	
45	91	北刀根山遺跡	集落跡	戦国～江戸	刀根山元町	宅地	丘陵	不明	埋甕群等、戦国期関連遺構を確認。	不明	「信長公記」（天正６年）ほか		（刀根山城推定地）	
46	94	武蔵国岡部藩安部氏　桜井谷陣屋跡	陣屋跡	江戸	豊中市春日町１丁目	宅地	丘陵	埋没	宅地の区画に地割が明瞭。	不明		「安部氏所領覚」（内田村安田家文書・貞享元年） 「大坂定番大名安部氏桜井谷陣屋図」（江戸末期）ほか		
47	45	春日大社南郷目代　今西氏屋敷	荘官屋敷	鎌倉～	豊中市浜１丁目	宅地・農地他	低地	良好	内堀内に主屋、南郷春日神社が現存。末社や墓所も現存するほか、宅地の区画に地割が明瞭。堀等も宅地地下に遺存（調査で確認）。	500×500	『今西家文書』（文治５年～）ほか	豊中市教育委員会2008『春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』	一部 国指定史跡	
48	98	上総国飯野藩保科氏　浜陣屋跡	陣屋跡	江戸	豊中市浜２・３丁目	宅地・道路他	低地	埋没	宅地の区画に地割が明瞭。	不明		「大坂定番大名保科氏浜屋敷図」（小曽根村長島の内二軒家荒木家文書・江戸中期）ほか		
49	101	吹田城跡推定地	城跡推定地	中世～（近世）	吹田市高城町	宅地	平地	場所不明	－	－	吉川家文書	東摂城址図誌	府立中之島図書館蔵	
50	105	吹田城跡	城館跡	中世～（近世）	吹田市西の庄町	工場内	丘陵端	場所不明	－	－	吉川家文書	日本城郭大系第12巻　新人物往来社（1981）		
51	14	船橋遺跡	陣屋跡	旧石器～（近世）	枚方市船橋本町１・２丁目、北船橋町、西船橋町	農地他	段丘	場所不明	船橋陣屋、位置不詳	_		『枚方市史』別巻 1995		
52	54	御殿山遺跡	城館跡	弥生～中世・（近世）	枚方市御殿山町・上野１・２丁目	宅地他	段丘	不明	－	－				
53	55	交北城の山遺跡	城館跡	旧石器～中世	枚方市交北１・２丁目、片鉾本町、片鉾東町	農地他	段丘	埋没	溝状遺構・木棺墓を検出。	_		『枚方市文化財年報』Ⅲ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1982		
54	59	津田トッパナ遺跡	城館跡	旧石器・弥生・古墳～中世	枚方市津田北町２丁目	高校他	段丘	埋没	掘立柱建物・井戸・土坑墓・焼土坑・溝を検出。 曲輪・土塁	200×200	国見岳城主歴代 上武文書 西村系図 多聞院日記 言継卿記	『枚方市文化財年報』Ⅶ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1987		
55		津田城遺跡	城館跡	中世・（近世）	枚方市津田	宅地他	丘陵	不明						大規模・瓦が出土
56	62	津田城遺跡（本丸山地区）	城館跡	中世・（近世）	枚方市津田	宅地他	丘陵	平坦面・溝・横堀・柱穴群・井戸状遺構・溜池・墓を検出。				『枚方市文化財年報』Ⅴ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1984・『同』Ⅵ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1985		
57	63	津田城遺跡（城坂地区）	城館跡	中世・（近世）	枚方市津田	山林	丘陵	池状遺構を検出。				『枚方市文化財年報』Ⅶ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1987		
58	64	津田城遺跡（国見山地区）	城館跡	中世・（近世）	枚方市津田	山林	丘陵	焼土層及び溝状遺構を検出。				『枚方市史』第12巻 1986・『枚方市文化財年報』25 財団法人枚方市文化財研究調査会 2004		
59	65	津田城遺跡（古城地区）	城館跡	弥生・中世・（近世）	枚方市津田	宅地他	丘陵	竪穴住居・掘立柱建物（弥生～古墳時代）を検出。当該期の遺構は検出されていない。				『枚方市文化財年報』Ⅳ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1983		
60	94	藤田土井山遺跡	城館跡	旧石器・弥生・古墳～中世	枚方市釈尊寺町・茄子作北町	農地他	丘陵	埋没	濠状遺構を検出。	350×400		『枚方市文化財年報』Ⅱ 財団法人枚方市文化財研究調査会 1981		
61	100	普賢寺城跡	城館跡	中世	枚方市穂谷	山林	丘陵	不明	－	－				
62	130	荒坂山砦跡	城館跡	中世	枚方市長尾荒阪２丁目	山林他	丘陵	不明	－	50×50	太平記			
63	135	楠葉台場跡	城館跡	近世～近代	枚方市楠葉中之芝１・２丁目	農地	段丘	良好	外郭線施設（堀・溝）及び虎口、橋台部を検出。			『楠葉台場跡』枚方市教育委員会・財団法人枚方市文化財研究調査会 2010		

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模（東西×南北）単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
64	8	私部城跡	城館跡	室町～戦国	交野市私部６丁目	畑地	台地	土台部のみ残存	曲輪・堀	曲輪・堀	兼見卿記	『私部城跡』		瓦が出土
65	11	でがしろ遺跡	城館跡	室町	交野市私部１丁目	宅地	平地	不明	不明	不明				
66	21	飯盛山城跡	城館	南北朝～戦国	四条畷市南野	山林	丘陵	良好	曲輪・石垣・堀切	400×650	太平記 二水記 畠山在氏判物 多聞院日記 証如上人日記 言継卿記 細川両家記			大阪府
67	31	八ノ坪遺跡・田原城跡	城館	南北朝～戦国	四条畷市上田原、田原台	山林・宅地・水田	丘陵	良好	曲輪・堀切・土塁	120×100				
68	48	飯盛山城砦跡	城館	南北朝～戦国	四条畷市南野	山林	山地	不明	不明	不明				
69	32	森福寺跡	社寺跡	平安	四條畷市上田原	農地	丘陵	不明	不明	不明		四條畷市史	「古城」の小字名が残る。田原城の前身と考えられる。	
70	39	三箇遺跡	城館跡	古墳～中近世	大東市三箇	宅地	平地	当時の記録類から城の存在については推測されているが、その具体的様相については明らかにされていない。	－	－		『大東市史』 『大阪府の地名Ⅱ』平凡社 『角川日本地名大辞典　27　大阪府』	「三箇城址」 「大正８年　大阪府」と記れた石柱標識が三箇菅原神社前に建立されている。	
71	41	飯盛山城遺跡	城館跡	南北朝～戦国	大東市北条・竜間	山林	山頂斜面	「高櫓郭」「千畳敷郭」など大小７０程度の郭が残されている他、虎口、土塁、石垣などが部分的に残されている。	曲輪・土塁・石垣	不明		『大東市史』 『四條畷市史』 『大阪府の地名Ⅱ』平凡社 『角川日本地名大辞典　27　大阪府』 『日本城郭大系　12　大阪・兵庫』 『中世城郭事典』	平成２１年度に大東市教育委員会が山頂の高櫓郭跡の石柱標識と史跡説明板を設置。	
72	44	野崎城跡	城館跡	中世	大東市野崎	山林	山頂斜面	飯盛山支脈と１０ｍ以上の堀切をもつ本郭と、その西と北の山稜線傾斜に、３段にわたり４つの郭が残されている。	曲輪	200×180		『大東市史』 『大阪府の地名Ⅱ』平凡社 『角川日本地名大辞典　27　大阪府』 『日本城郭大系　12　大阪・兵庫』	城域内に「大東の杜」飯盛遠ハイキングコースが整備され、郭がおり、郭都が休憩所等に利用されている。	
73	60	客坊山遺跡群	城塞跡	古墳～中世	東大阪市客坊町	山林・宅地・水田	尾根上・山腹	不明	不明	不明				
74	98	若江城	城塞跡	弥生～中世	東大阪市若江北町１・２・３丁目、若江南町１～４丁目、若江本町２～４丁目、瓜生堂２丁目	宅地・水田・道路	平野部	湮没	－	－	応仁前記 織田信長朱印状 本願寺顕如書状			
75	127	足立氏館跡	館跡	室町末期～江戸	東大阪市善根寺町６丁目	宅地	扇状地	良好	不明	不明				
76	24	大坂城跡	城跡	奈良～近世	大阪市中央区大阪城、大手前、谷町、上町、玉造、東高麗橋、本町橋、松屋町	宅地	台地	一部特別史跡に指定	1000×1000	石垣、堀など		『大阪市の文化財』(1999　大阪市)・『日本名城集成　大坂城』(1985　小学館)など		
77	148	毛馬城跡	城跡	室町	大阪市都島区毛馬２～４	宅地	平地	不明	不明	不明	倦長公記	『大阪府全志』(1922)		
78	149	榎並城跡伝承地	城跡	室町	大阪市城東区野江４、旭区内代１	宅地	平地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
79	150	野田城跡伝承地	城跡	室町	大阪市福島区玉川４	宅地	平地	不明	不明	不明	－	『大阪府全志』(1922)		
80	151	真田出丸跡	城跡	桃山	大阪市天王寺区玉造本町、餌差町	宅地	台地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
81	152	寺岡砦跡	城跡	室町	大阪市住吉区長居西２	宅地	台地	不明	不明	不明	－	『大阪府全志』(1922)		
82	156	柴島城跡伝承地	城跡	室町	大阪市東淀川区柴島２	宅地	平地	不明	不明	不明	－	『大阪府全志』(1922)		
83	177	新堀城跡伝承地	城館跡	中世	大阪市住吉区長居東	宅地	台地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
84	178	我孫子城跡伝承地	城館跡	中世	大阪市住吉区我孫子	宅地	台地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
85	182	堀城跡伝承地	城館跡	中世	大阪市淀川区新北野	宅地	平地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
86	183	三津屋城跡伝承地	城館跡	中世	大阪市淀川区三津屋	宅地	平地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
87	184	大和田城跡伝承地	城館跡	中世	大阪市西淀川区大和田	宅地	平地	不明	不明	不明		『大阪府全志』(1922)		
88	207	勅本町１丁目所在遺跡	城下町跡	中世～近世	大阪市西区駒本町１ほか	宅地他	平地	不明	不明	不明				
89	210	島之内２丁目所在遺跡	城下町跡	中世～近世	大阪市中央区島之内２ほか	宅地他	平地	不明	不明	不明				
90	15	高安城跡（高安山城）	城館跡	飛鳥～平安（中世）	八尾市大字服部川、郡川、教興寺	山林	山頂	良好	土塁・曲輪・横堀	50×50		八尾市史（前近代）本文編.1988		
91	48	恩智城跡	城館跡	中世	八尾市恩智中町五丁目	公園	平野	地形改変	曲輪・土塁	195×80		八尾市史（前近代）本文編.1988		
92	44	別所城	平城	室町	松原市別所８丁目	田・畑	平地	不明	不明	不明	－	－		
93	47	若林城	平城	室町	松原市若林１丁目	宅地・田・畑	平地	不明	不明	不明	－	－		
94	23	三宅城	平城	室町	松原市三宅中５丁目	宅地・墳内	平地	不明	不明	不明	－	－		
95	45	大堀城	平城	室町	松原市大堀１丁目	宅地	平地	不明	不明	不明	－	－		
96	52	一津屋城	平城	室町	松原市一津屋５丁目	宅地	平地	不明	－	－	－	－		
97	36	丹下城	平城	南北朝	松原市西大塚１丁目　羽曳野市南恵我ノ荘７丁目	古墳（陵墓参考地）	平地	不明	陵墓のため不明	345×408	－	－		
98	38	松原城（岡遺跡）	平城	南北朝	松原市岡２丁目	宅地	平地	不明	不明	不明	－	－		
99	215	長曽根遺跡	平城	15世紀初頭～後半	堺市北区長曽根町	宅地・道路	平地	不明	不明	109×109	－	堺市教育委員会1996「長曽根遺跡発掘調査概要報告」堺市文化財調査概要報告第58冊		

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
100	41	丹南城	平城	南北朝～室町	松原市丹内５丁目	宅地・田・畑	平地	不明	不明	不明	－	－		
101	31	小寺城	平城	不明	堺市美原区小寺	宅地	平地	不明	不明	不明	－	－		
102	131	河原城	平城	鎌倉後期	羽曳野市河原城	学校・宅地	平地	不明	不明	不明	－	－		
103	6	池尻城	平城	鎌倉末～南北朝	大阪狭山市池尻中・池尻自由丘	宅地・畑	台地	埋没	－	300×500	『和田文書』	大阪府教育委員会1987年「池尻城跡発掘調査概要」狭山町立郷土資料館「池尻城と南北朝の動乱」1985年調査		
104	52	津堂遺跡	居館	12世紀後半	藤井寺市津堂	宅地	平地	埋没	－	110×110	－	大阪府教育委員会1987「津堂遺跡－96－1区の調査－」大阪府教育委員会・藤井寺市教育委員会1986年調査		
105	1	小山城（津堂城山古墳）	平城	室町	藤井寺市津堂	陵墓・史跡・宅地	平地	堀	古墳の周濠を活用した濠が遺存。曲輪	450×430	『細川両家記』『二条宴乗日記』『三好家文書』『畠山家譜』『安見氏系譜』『大乗院寺社雑事記』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
106	32	岡ミサンザイ古墳	山城	1492年以前	藤井寺市藤井寺４丁目	陵墓	平地	不明	陵墓のため不明	280×370	「後法興院政家記」「晴富宿称記」「細川両家記」「足利季世記」「多聞院日記」「尋憲記」	宮内庁書陵部1998「書陵部紀要」49		
107	29	誉田屋形	居館？	室町	羽曳野市誉田	宅地	平地	不明	不明	不明	『尋尊大僧正記』『後太平記』『大乗院寺社雑事記』『多門院日記』	－		
108	136	飛ヶ城	平城	15世紀～16世紀？	羽曳野市野々上	池・墓地	平地	不明	不明	不明	－	「羽曳野市史」史料編別巻		
109	29	誉田城	平城	鎌倉	羽曳野市誉田	宅地・社地	平地	不明	不明	不明	「尋尊大僧正記」	－		
110	43	高屋城	平城	室町	羽曳野市古市５～７丁目	陵墓・宅地	台地	陵墓となっている中心部分を除いて消滅。	曲輪	800×400	『尋尊大僧正記』『後太平記』『後法興院政家記』『晴富宿称記』『細川両家記』『足利季世記』『多門院日記』『尋憲記』『大乗院寺社雑事記』『大乗院日記目録』『祐維記鈔』『証如上人日記』『大館常興記』『永禄９年記』『兼見卿記』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
111	30	平尾城	山城	14世紀	堺市美原区平尾	宅地・公園	平地	一部遺存	土塁	300×300	『通法寺別当実尊言上状』『三刀屋文書』	1079年試掘調査		
112	171	河内源氏館	居館	平安末	羽曳野市通法寺	寺院・果樹園	平地	不明	不明	不明	『通法寺興廃記』『前太平記』	「羽曳野市史」第３巻資料遍1		
113	91	松山山城	山城	南北朝	太子町	山林	丘陵	消滅	曲輪・堀切・建物跡	45×105	－	－		
114	130	二上山城	山城	南北朝	太子町	山林	丘陵	良好	曲輪	250×200	「延元２年安満法橋了願軍忠状」『紀伊続風土記』『萩藩閥閲録』『言継卿記』	－		
115	19	平石城	山城	南北朝	河南町平石	山林	丘陵	良好	曲輪・堀切	100×200	「平石城旧記」「太平記」	－		
116	43	持尾城		南北朝	河南町持尾	水田	台地	不明	不明	不明	－	－		
117	48	陣屋山城			河南町弘川	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
118	51	蜂ヶ尾城			河南町一須賀	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
119	52	川野辺東城			河南町芹生石	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
120	10	半田城	平山城	南北朝	大阪狭山市半田	宅地・畑	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
121	53	西大寺山城	山城	１５世紀前半～１６世紀前半	富田林市	宅地	丘陵	消滅	横堀・堀切	40×120	－	－		
122	95	金胎寺城	山城	南北朝	富田林市	山林	丘陵	良好	曲輪、堀切、竪堀、切岸が遺存。	200×260	『大乗院寺社雑事記』『祐維記』『厭助大僧正記』『畠山系譜』『河内名所図会』	－		
123	55	かがり山城	山城	中世	富田林市山中	果樹園	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
124	25	毛人谷城	山城	中世	富田林市毛人谷	宅地	丘陵	不明	不明	不明				
125	154	喜志城跡	城館	中世	富田林市中野町	宅地	台地	不明	不明	不明				

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
126	94	獄山城	山城	南北朝	富田林市	山林	丘陵	不明	不明	不明	『園太暦』『大乗院寺社雑事記』『蔭涼軒日録』『経覚私要鈔』『河内名所図会』『太平記』『後太平記』『日野観音寺大般若波羅蜜多経奥書』	－		
127	67	河合寺城	山城	南北朝	河内長野市河合寺	山林・公園	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
128	24	烏帽子形城	山城	南北朝	河内長野市喜多町	山林・公園	丘陵	良好	曲輪・横堀・土塁・礎石建物	160×140	『経覚私要鈔』『金剛寺文書』『言継卿記』『日本史』『日本巡察記』『多門院日記』『後鑑』『続応仁記』『織田軍記』『宇野主水日記』『足利季世記』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
129	159	三味城	山城	不明	河内長野市神ガ丘	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
130	76	日の谷城	山城	南北朝	河内長野市日野	山林	丘陵	不明	不明	不明	「南山巡狩録」	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
131	78	汐の山城	山城	不明	河内長野市日野	丘陵	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
132	79	峰山城	山城	不明	河内長野市高向	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
133	121	仁王山城	山城	南北朝	河内長野市日野	山林	丘陵	不明	不明	不明	『和田文書拾継記』『天野山金剛寺旧記』『後鑑』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
134	92	石仏城	山城	南北朝	河内長野市石仏ソシロ	山林	丘陵	良好	曲輪・堀・土塁	150×60	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
135	122	岩立城	山城	不明	河内長野市日野	山林・畑・境内	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
136	93	左近城	不明	南北朝	河内長野市清水	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
137	123	タコラ城	山城	不明	河内長野市日野	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
138	81	稲荷山城	山城	南北朝	河内長野市日野	畑	丘陵	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
139	82	国見城	山城	南北朝	河内長野市日野・滝畑	山林	丘陵	不明	不明	不明	『金剛寺文書』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
140	83	旗蔵城	山城	南北朝	河内長野市天野町・日野	山林	丘陵	良好	曲輪・堀切	50×50	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
141	159	川野辺城	城館	南北朝	千早赤阪村川野辺	宅地	平地	不明	不明	不明	－	－		
142	12	出合遺跡	城館	14世紀	千早赤阪村水分	宅地	平地	不明	不明	不明	－	平成9．13年発掘調査		
143	13	誕生地遺跡	城館	南北朝	千早赤阪村水分	宅地	平地	不明	不明	不明	－	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
144	14	桐山遺跡楠木邸跡	城館	南北朝	千早赤阪村桐山	田・畑	平地	不明	不明	不明	「萩藩閥閲録」「大乗院雑事記」	大阪府教育委員会「平石地区・桐山地区発掘調査概要」		
145	7	赤阪城	山城	南北朝	千早赤阪村森屋・水分・東阪	山林・田・畑・宅地	丘陵	不明	不明	不明	『楠木合戦注文』『園太暦』『愚管記』『太平記』『後太平記』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
146	23	二河原辺城	山城	南北朝	千早赤阪村二河原辺	山林・田・畑・墓	丘陵	不明	不明	不明	－	平成２年発掘調査		
147		高塚山城	山城	南北朝	千早赤阪村桐山	山林	丘陵	不明	不明	不明	－	－		
148	33	一番のきり城	山城	南北朝	千早赤阪村桐山	山林	丘陵	良好	曲輪	80×30	－	－		
149	8	楠木城	山城	南北朝	千早赤阪村桐山．東阪	山林・池	丘陵	良好	曲輪、堀切、横堀・竪堀・畝状空堀群	280×260	「楠木合戦注文細川頼之記」「毛利家文書」	－		
150	32	しょうぶ城	山城	南北朝	千早赤阪村水分	山林	丘陵	良好	曲輪、堀切	700	－	－		
151	34	俵形城	山城	南北朝	千早赤阪村東阪	山林	丘陵	良好	曲輪、腰曲輪	100×50	－	－		
152	35	猫路山城	山城	南北朝	千早赤阪村東阪	山林	丘陵	良好	曲輪、腰曲輪、堀切	200×150	－	－		
153	37	国見山城	山城	南北朝	千早赤阪村千早	山林	丘陵	良好	曲輪、堀切、土塁	250×300	『応仁記』『応仁前記』	_		

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
154	9	千早城	山城	南北朝	千早赤阪村千早	山林・境内	丘陵	良好	曲輪	300×400	『経覚私要鈔』『楠木合戦注文』『細川頼之記』『南方紀伝』『後鑑』『若狭守護代記』『太平記』『後太平記』	大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
155	97	旗尾城	山城	南北朝	河内長野市岩瀬	山林	丘陵	不明	不明	不明		大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
156	101	笹尾塞	山城	南北朝	河内長野市石見川	山林	丘陵	不明	不明	不明		大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
157	102	大沢塞	山城	南北朝	河内長野市石見川	山林	丘陵	不明	不明	不明		大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
158	84	権現城	山城	不明	河内長野市滝畑	山林	丘陵	不明	不明	不明		大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
159	105	猿子城	山城	南北朝	河内長野市滝畑	山林	丘陵	不明	不明	不明		大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』		
160	1	大保畳	平城	南北代	堺市美原区大保	田・神社・池	平地	不明	不明	不明	−	−		
161	24	大饗城（城岸寺城跡）	居館	14世紀頃	堺市美原区大饗	境内・公園	平地	不明	堀	50×50	『和田文書』	1981年発掘調査		
162		徳泉寺城	寺院	16世紀	堺市美原区多治井	宅地	平地	不明	−	−	−	−		
163	18	余部城	居館	13世紀中頃	堺市美原区北余部	田・道	平地	埋没保存	堀	70×100	−	大阪府教育委員会・（財）大阪文化財センター「日置荘遺跡その1」1988年発掘調査		
164	185	野田城	平城	南北朝	堺市東区南野田	宅地	平地	消滅	−	250×400	−	−		
165	185	野田城跡	城館跡	中世	堺市北野田、南野田、西野田	宅地	台地	一部消滅						
166	214	大仙遺跡	集落跡・城館跡	中世	堺市大仙町	宅地	台地	不明	不明	不明		大仙遺跡発掘調査概要Ⅱ府教委1975		
167	233	大和川今池遺跡	集落跡・城館跡・社寺跡	旧石器〜中世（近世）	堺市常盤町３丁北、花田町４丁	宅地・水田	台地	不明	不明	不明		大和川今池遺跡（その１・その２）（財）大阪府文化財調査研究センター2000		
168	238	石原町遺跡	集落跡・城館跡・生産遺跡	旧石器・古墳・中世	堺市石原町２〜４丁、菩提町４・５丁	宅地・水田	台地	不明	不明	不明				
169	243	家原城跡	城館跡	中世	堺市家原町１丁、津久野町１丁	宅地	台地	消滅	−	−		堺市文化財調査概要報告第64冊市教委1997		
170	271	田園城跡	城館跡	中世	堺市田園	宅地・水田	台地	一部消滅	不明	150×250				
171	276	小谷城跡	城館跡	中世	堺市豊田	宅地・山林	丘陵端	一部消滅	−	−	小谷家文書	堺市文化財調査概要報告第69冊市教委1998		
172	278	豊田遺跡	城館跡	古墳・中世	堺市豊田、原山台１丁、竹城台３丁	水田	台地	消滅	−	−				
173	279	東山城跡	城館跡	中世	堺市若松台３丁	宅地	丘陵	消滅	−	−				
174	285	陶器城跡（北村砦跡）	城館跡	中世	堺市陶器北	宅地	台地	消滅	曲輪・堀切・横堀？	80×50	淡輪文書・和田文書	堺市文化財調査概要報告第107冊市教委2005		
175	289	西山城跡	城館跡	中世	堺市原山台１丁	宅地	丘陵	一部消滅	−	−		陶邑Ⅱ府教委1977		
176	304	関宿藩陣屋跡	館跡	近世	堺市伏尾	宅地	台地	埋没	−	−				
177	30	平尾城址	城館跡	南北朝	堺市美原区さつき野西３丁目	宅地	丘陵	土塁のみ残存	土塁	−	−	美原町史第1巻1999		
178	6	大園遺跡	散布地・集落跡・古墳・寺跡・城館跡	旧石器・弥生・古墳・中世（近世）	高石市西取石１〜７、綾園１〜６一帯		平地・台地	埋没	−	−				
179	17	千原城跡	城館跡	中世	泉大津市千原町２丁目	宅地	平地	消滅	−	−				
180	18	曽根城跡	城館跡	中世	泉大津市曽根１丁目	神社地・水田	平地	消滅	−					
181	21	苅田城跡	城館跡	中世	泉大津市豊中町１丁	宅地・水田		消滅	−	−				
182	22	真鍋城跡	城館跡	中世	泉大津市神明町	寺院		消滅	−	−				
183	23	城の山遺跡	城館跡	中世	泉大津市高津町	宅地		消滅	−	−				
184	6	葛葉遺跡	城館跡	中世	和泉市葛の葉町	神社境内	平地	消滅	−	−				
185	25	伯太藩陣屋跡	城館跡	近世	和泉市伯太町	宅地	丘陵	消滅	−	−				
186	32	国府城跡	城館跡	中世	和泉市府中町		平地	消滅	−	−				
187	50	観音寺城跡	城館跡	中世	和泉市弥生町		丘陵	消滅	−	−				
188	108	宮里城（切坂城？）	城館跡	中世	和泉市国分町			良好	曲輪	不明				
189	115	猿子城跡	城館跡	中世	和泉市槇尾山町	山林	山頂	不明	不明	200×300				
190	89	岸和田古城跡	城跡	中世	岸和田市野田町	水田	台地	消滅	−	−				
191	92	今城跡	城跡	中世	岸和田市畑町	宅地	平地	埋没	−	−				
192	98	槍ヶ谷城跡	城跡	中世	岸和田市畑町	山林	丘陵	不明	不明	150×200				
193	99	落合城跡	城跡	中世	岸和田市流木町	山林	丘陵	一部残存	不明	100×130				
194	100	福田城跡	城跡	中世	岸和田市尾生町	山林	丘陵	残存	平坦面	150×200				
195	101	稲葉城跡	城跡	中世	岸和田市稲葉町	山林	丘陵	一部残存	不明	150×350				
196	102	土居城跡	城跡	中世	岸和田市山直中町	宅地	平地	良好	土塁・石垣	不明				
197	105	河合城跡	城跡	中世	岸和田市河合町	山林	丘陵	一部残存	平坦面	100×350				
198	106	内畑城跡	城跡	中世	岸和田市内畑町	山林	丘陵	不明	不明	50×150				
199	107	大沢城跡	城跡	中世	岸和田市大沢町	山林	丘陵	良好	曲輪	−	美濃雑事記			

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
200	114	岸和田城跡	城跡	中世～近世	岸和田市岸城町		台地	良好	曲輪・堀・石垣	500×500				
201	117	今木城跡	城跡	中世	岸和田市西大路町	宅地	台地	埋没	－	－				
202	178	大路城跡	城跡		岸和田市大路町	宅地・水田	平地	埋没	－	－	－			
203	184	荒木土塁跡	城跡	室町	岸和田市荒木町	宅地・水田	平地	良好	土塁	110×140	－			
204	185	八木城跡	城跡		岸和田市大町	宅地・水田	平地	不明	不明	180×200				
205	22	貝塚寺内町遺跡	城郭寺院跡	戦国～近世	貝塚市北・南・西・近木・中	宅地	沖積低地・低位段丘	埋没	堀の一部が残るほか、堀の一部を発掘調査で確認	不明		寺内町絵図		
206	28	沢城跡	城跡・集落跡	中世・戦国	貝塚市沢	宅地	中位段丘	埋没	－	－		根来出城配置図		
207	35	積善寺城跡	城跡	戦国	貝塚市橋本	宅地	中位段丘	埋没	調査で堀を確認	240×220		根来出城配置図		
208	38	高井天神廃寺・高井城跡	寺院跡・城跡	奈良～戦国	貝塚市名越	宅地・水田	低位段丘	埋没	－	－		根来出城配置図		
209	39	森城跡	城跡	戦国	貝塚市森	宅地	中位段丘	埋没	－	－				
210	44	千石堀城跡	城跡・散布地	中世（近世）	貝塚市橋本	山林・池	山頂	良好	横堀	100×100		根来出城配置図		横堀
211	46	三ヶ山城跡	城跡	戦国	貝塚市三ヶ山	山林・果樹園	山頂	不明	不明	300×300				
212	48	蛇谷城跡	城跡	戦国	貝塚市木積	山林	山頂	不明	不明	800×1000				
213	49	根福寺城跡	城跡	戦国	貝塚市稲谷	山林	山頂	良好	曲輪・竪堀・石垣	600×600	井手文書			石垣・大規模・瓦
214	50	蕎原城跡	城跡	戦国	貝塚市蕎原	山林	山頂	不明	不明	250×300				
215	55	槍ヶ谷城跡	城跡	戦国	貝塚市清児	果樹園	丘陵麓	不明	不明	150×200		なし		
216	7	城ノ下遺跡	城郭跡	室町	泉南郡熊取町久保地内	宅地	丘陵	遺構未確認	不明	不明		なし	小字名などからの推定地。丘陵頂部はほぼ宅地化し、遺構は残っていない模様。裾部の未調査地に可能性を残す。	
217	9	高蔵寺城跡	城郭跡	室町	泉南郡熊取町小谷地内	山林	山頂	遺構未確認	不明	不明		江戸後期の文献（先代考拠略など）に戦乱の記述あり。	大内氏の支城の伝承の丘陵。土取りに遭っているが、それ以外はほぼ未開発のため、遺構が発見される余地は残される。	
218	10	雨山城跡	城郭跡	南北朝～戦国	泉南郡熊取町成合地内	山林	山頂・山腹	良好	曲輪・堀切・横堀？	250×550（土山城と合わせて）	日根文書 花営三代記 続太平記 後太平記	江戸後期の文献（先代考拠略など）に戦乱の記述あり。	南北朝期の城跡伝承地。山頂頂部に多くの削平地が残るが、遺構遺物は未確認。	
219	15	久保城跡	城郭跡	鎌倉	泉南郡熊取町久保地内	水田	平地	埋没	－	－		なし	小字名と表採遺物からの中世城郭推定地。発掘調査では未確認。	
220	16	山ノ下城跡	城郭跡？	鎌倉	泉南郡熊取町朝代地内	宅地	平地	埋没	－	－		なし	表採による城郭推定地の低丘陵。発掘調査では痕跡も確認できない。	
221	22	鳥羽殿城跡	城郭跡	室町	泉南郡熊取町久保地内	山林	丘陵	遺構未確認	不明	不明		なし	独立小低丘陵地全体が推定地であるが、遺構遺物は未確認。	
222	24	花成寺跡	城跡	室町	泉南郡熊取町高田地内	山林	丘陵	遺構未確認	不明	不明			寺院伝承地。広範囲の試掘調査では未検出。	
223	32	千石堀城跡	城郭跡	室町	泉南郡熊取町七山地内	山林	丘陵	遺構未確認	不明	不明		江戸後期の文献（先代考拠略など）に戦乱の記述あり。	熊取町としては未調査であり、遺構遺物未確認。	
224	22	土丸城跡	城郭跡	南北朝～戦国	泉佐野市土丸	山林	山頂・山腹	良好	曲輪・堀切・武者隠し	250×550（雨山城と合わせて）	日根文書 花営三代記 続太平記 後太平記	大木・土丸地区詳細分布調査報告書H19・20		
225	24	大木城跡	城郭跡	中世	泉佐野市大木	山林・宅地・水田	山地・丘陵	不明	不明	400×450				
226	27	樫井城跡	城郭跡	中世	泉佐野市樫井	宅地・畑地	平地	埋没	堀跡	－				
227	34	樫井西遺跡	城郭跡	弥生～中世（近世）	泉佐野市樫井	宅地・畑地	平地	埋没	堀跡	－				

No.	遺跡番号	城郭名（遺跡名）	種別	時代	所在地	土地の状況	立地	遺構の残存状況	遺構	遺構の規模 規模（東西×南北） 単位：m	古記録	文献	備考	重要事項
228	60	雨山城跡	城郭跡	南北朝～戦国	泉佐野市土丸	山林	山頂	良好	曲輪・堀切・武者隠し	250×550 （土山城と合わせて）				
229	37	森山遺跡	城館跡	室町	泉佐野市鶴原	宅地	平地	堀跡	－	－		森山遺跡07－2区発掘調査概要		
230	7	吉見藩陣屋跡	陣屋跡	中世	泉南郡田尻町吉見	宅地	平地	不明	－	－		『田尻町史　歴史編』 田尻町 2006 『東氏・遠藤氏と三上藩』 野洲町立歴史民俗資料館 1994 『大阪府全志　巻之一』 井上正雄 1922 『三上藩泉州管轄地の治所建設吉見藩と改称願』 明治3年4月12日　公文録　三上藩・宮津藩の部　国立公文書館所蔵 『篁蔭瑣言　第七巻　泉州史点描』 冠豊一 1991	遺跡名の吉見藩陣屋は近代	
231	28	井山城跡	城跡	室町	阪南市箱作	宅地	山上	消滅	曲輪	－		『阪南丘陵開発計画事業に伴う井山城跡－発掘調査報告書－』 「（財）大阪府埋蔵文化財協会調査報告書　第20集」 1988 財団法人大阪府埋蔵文化財協会		
232	37	深日城	居館跡		泉南郡岬町	山林	丘陵	不明	不明	100×100				
233	40	淡輪城跡	居館跡	鎌倉～室町	泉南郡岬町淡輪	宅地	平地	土塁一部残存	土塁	70×100				

大阪府教育委員会2001「大阪府文化財地名表」より種類が城・砦・陣屋・居館の遺跡を抽出

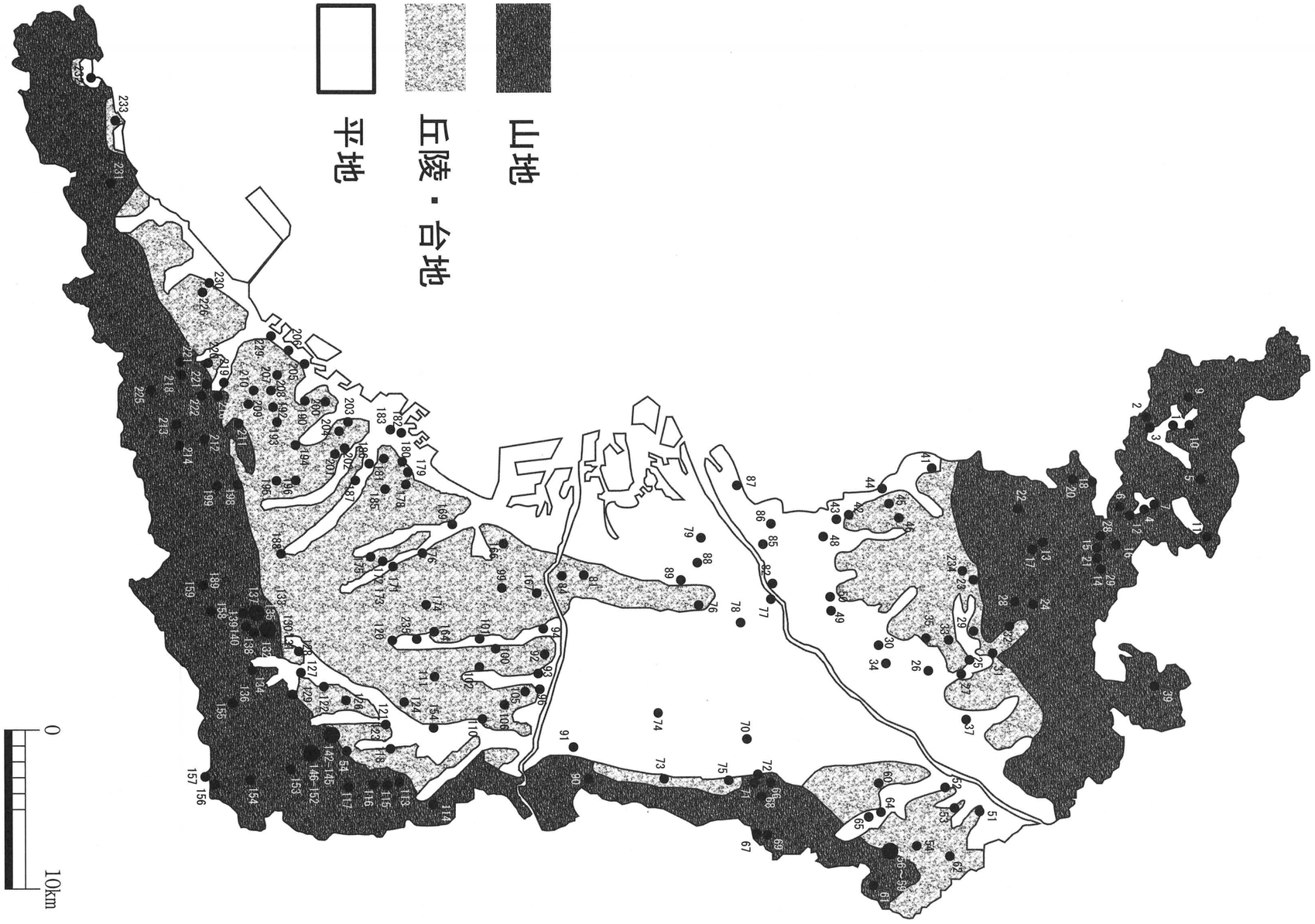

第52図　大阪府城郭分布図

図　　版

図版1　烏帽子形城跡　航空写真

昭和60年国土地理院撮影空中写真

昭和22年米軍撮影空中写真

図版2　烏帽子形城跡　遠景

遠景（東から）

遠景（西から）

図版3　烏帽子形城跡　曲輪Ⅰ・Ⅱ

曲輪Ⅰ上・Ⅱ（西から）

曲輪Ⅰ（南から）

図版4　烏帽子形城跡　曲輪Ⅰ上層遺構面

曲輪Ⅰ上層遺構面（西から）

曲輪Ⅰ上層遺構面（北から）

遺物出土状況（東から）

遺物出土状況（西から）

図版6　烏帽子形城跡　堀A・B

堀A現況（南から）

堀B現況（南から）

図版7　烏帽子形城跡　堀B

南北調査区全景（西から）

東西調査区全景（南から）

図版8　烏帽子形城跡　堀C・D

堀C現況（南から）

堀D現況（西から）

07－２調査区全景（北から）

09－２調査区全景（西から）

図版10　烏帽子形城跡　堀E・F

堀E現況（東から）

堀F現況（南から）

図版11　烏帽子形城跡　堀F

堀Ｆ調査区全景（東から）

図版12　烏帽子形城跡　堀G・H

堀G現況（東から）

堀H現況（南から）

図版13　烏帽子形城跡　堀H

堀H現況（北から）

堀H調査区全景（東から）

図版14　烏帽子形城跡　土塁①・②

土塁①現況（南から）

土塁①・②現況（西から）

図版15　烏帽子形城跡　土塁②・③

土塁③調査区全景（西から）

土塁②調査区全景（東から）

図版16　烏帽子形城跡　土塁④・⑤

土塁④現況（南から）

土塁⑤現況（東から）

図版17　烏帽子形城跡　土橋・東側谷筋

土橋現況（南から）

東側谷筋（北から）

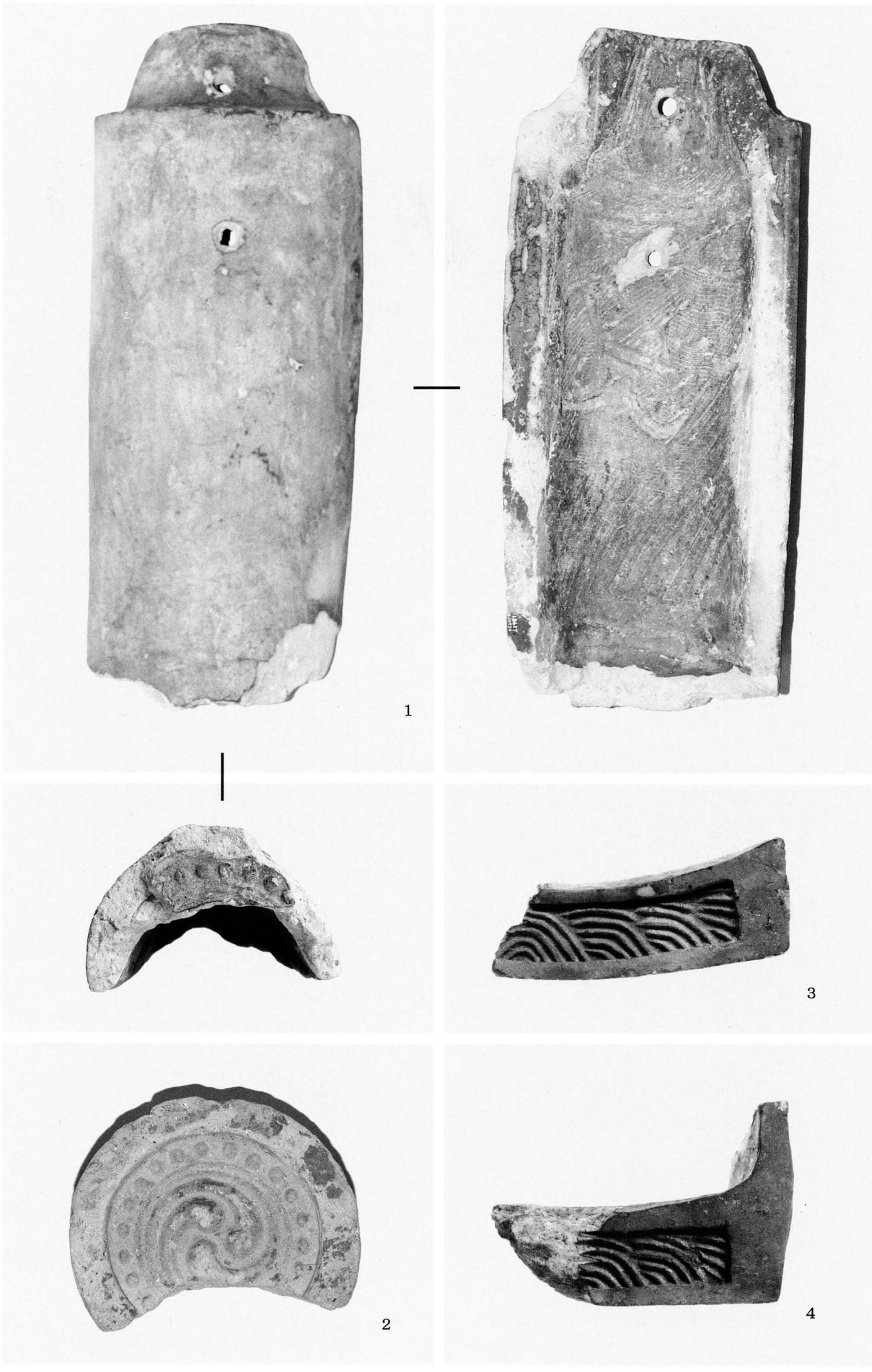

瓦　1（NM1,M9　第24図1）・2（NM2　第24図2）・3（NH1a　第25図1）・4（NH1b　第25図2）

5

6

5（NH1b　第25図2）・6（M1　第26図）

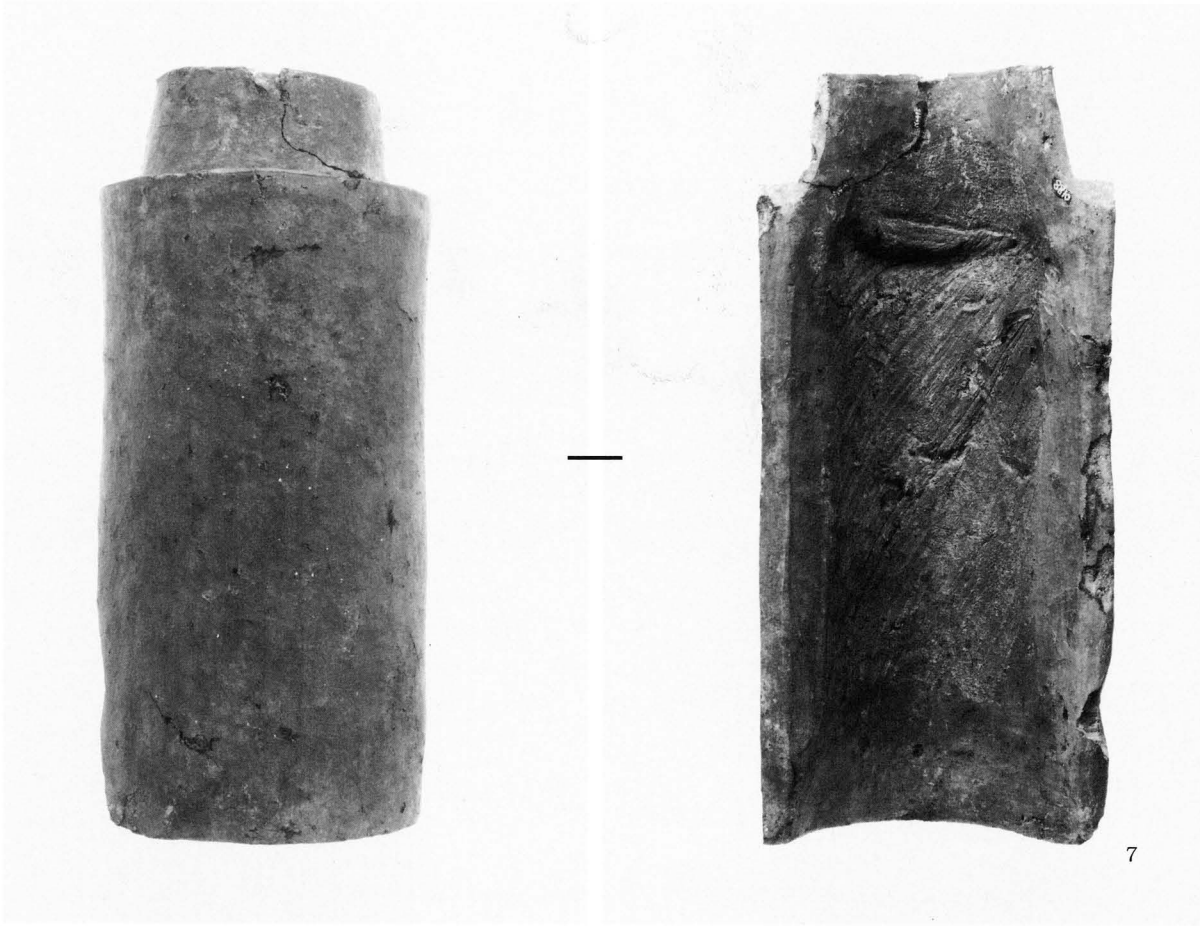

7

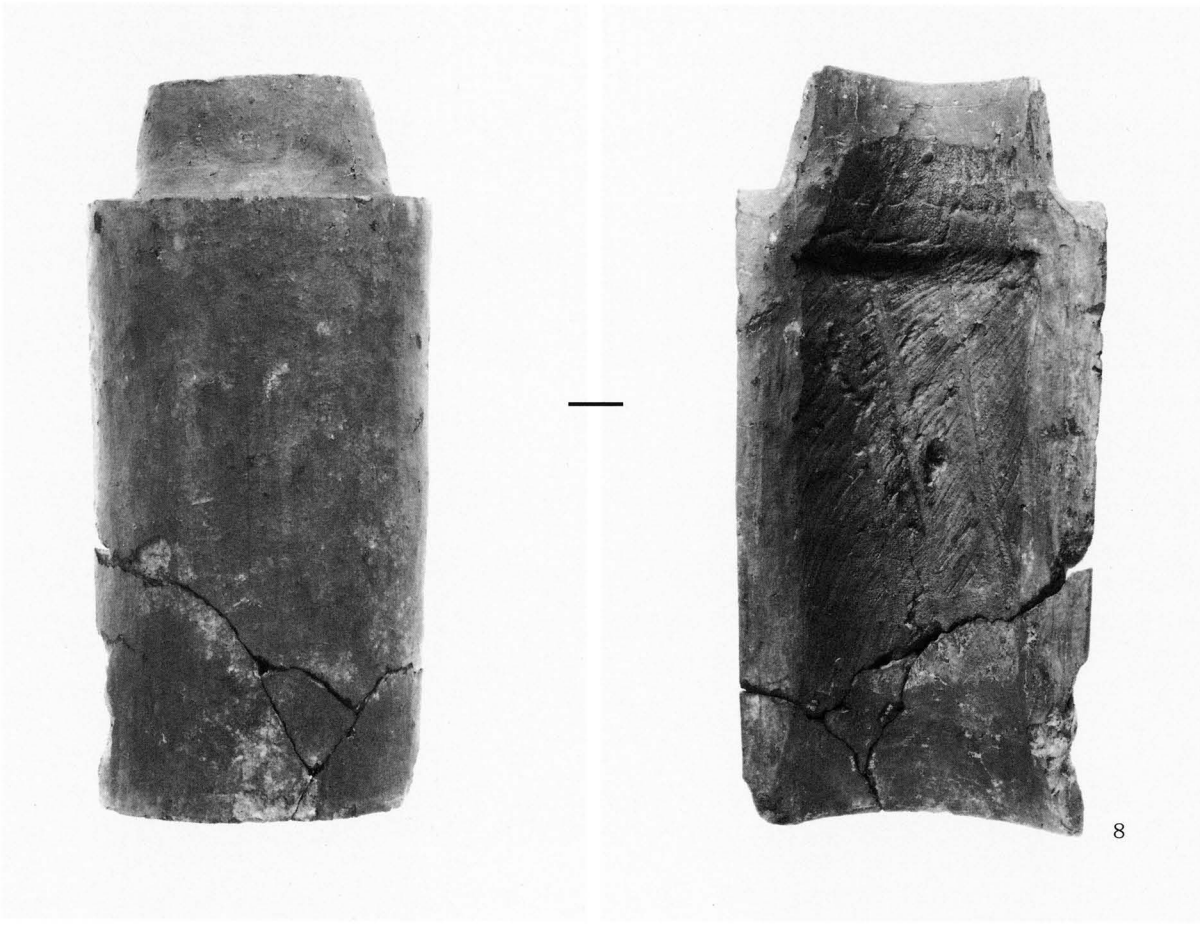

8

7（M2　第27図1）・8（M2　第27図2）

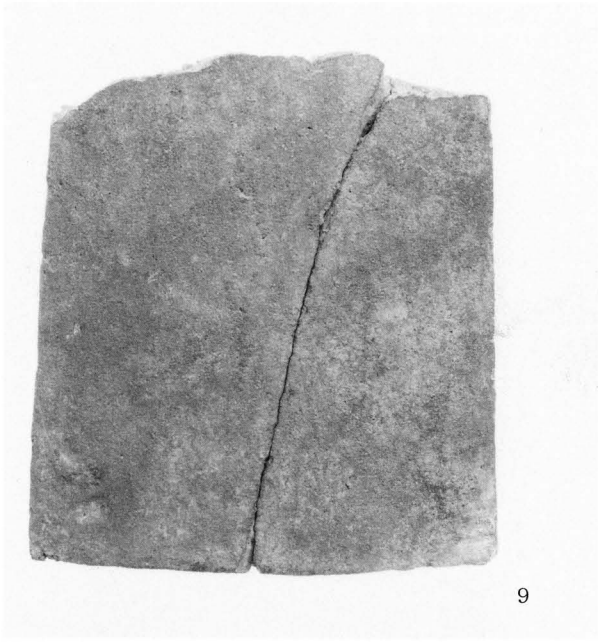

9

10

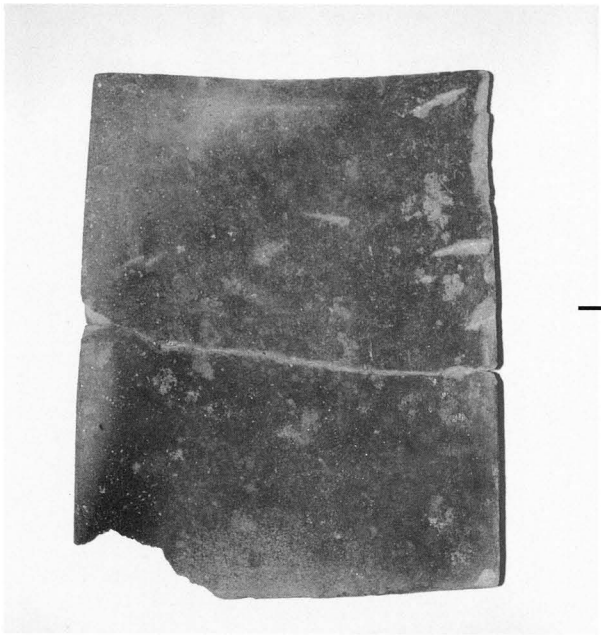

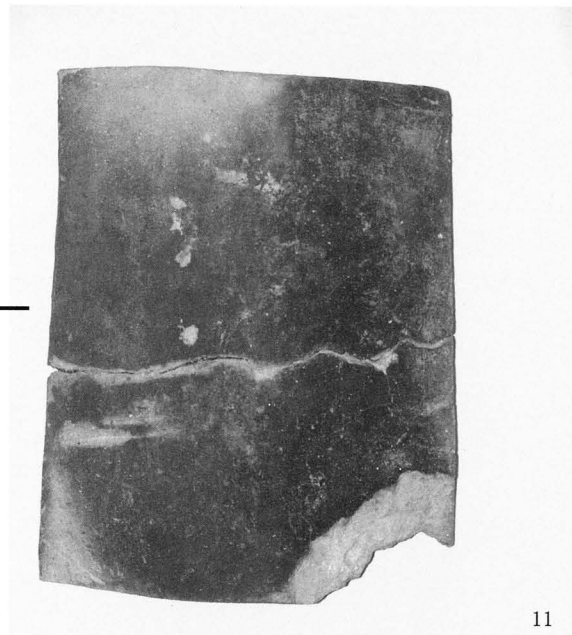

11

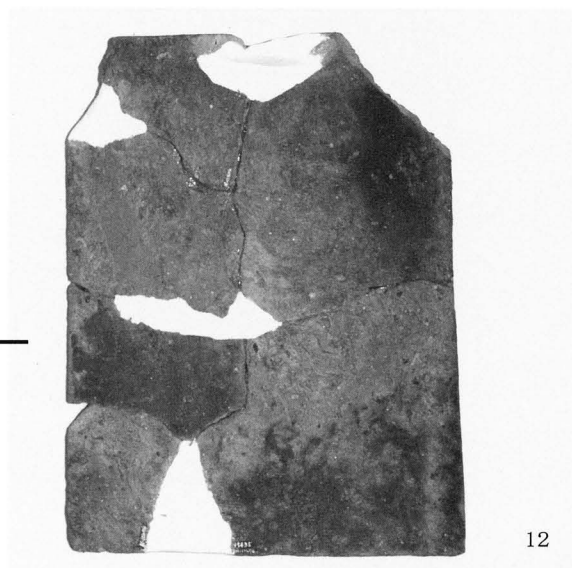

12

9（H1　第32図1））・10（H2　第33図1）・11（H3　第33図2）・12（H4　第35図1）

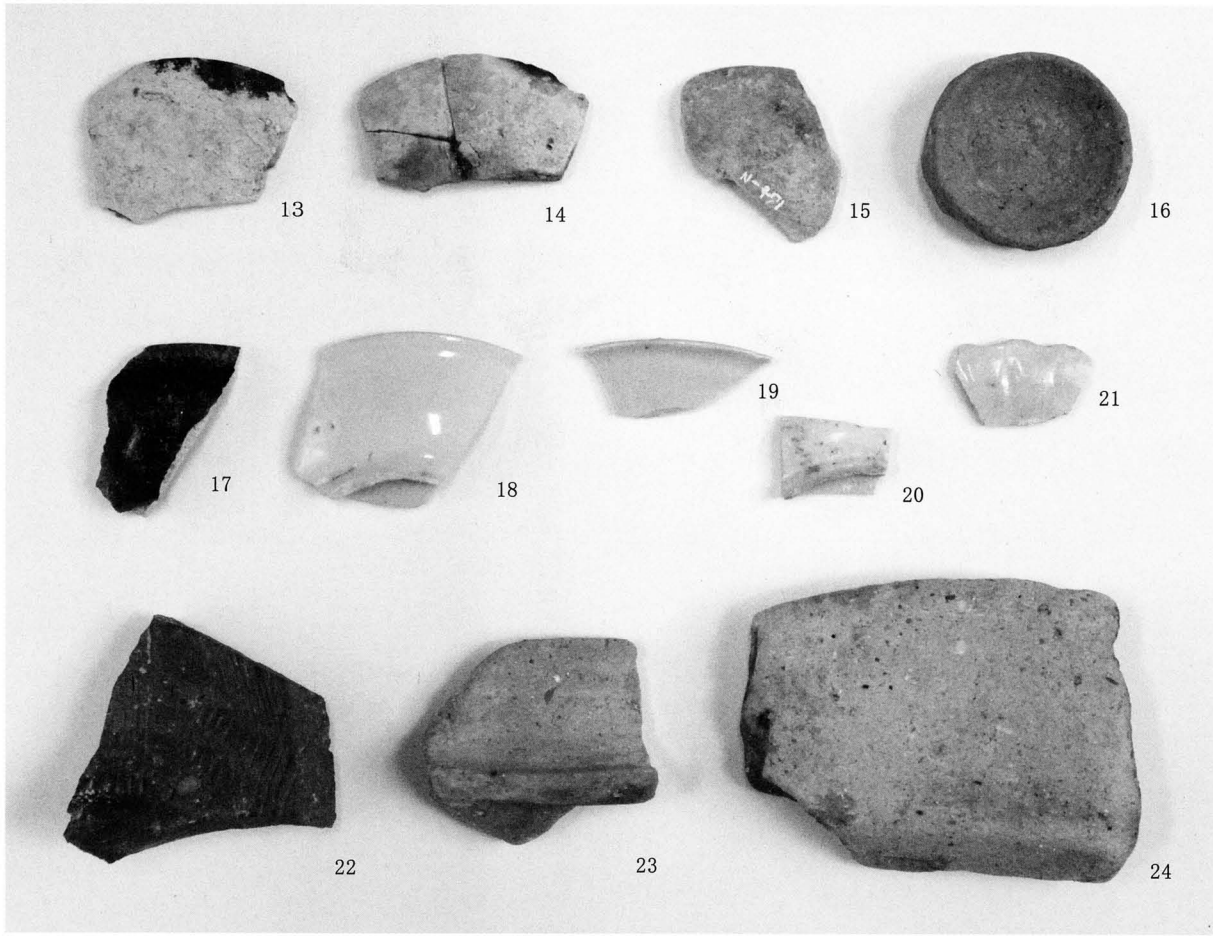

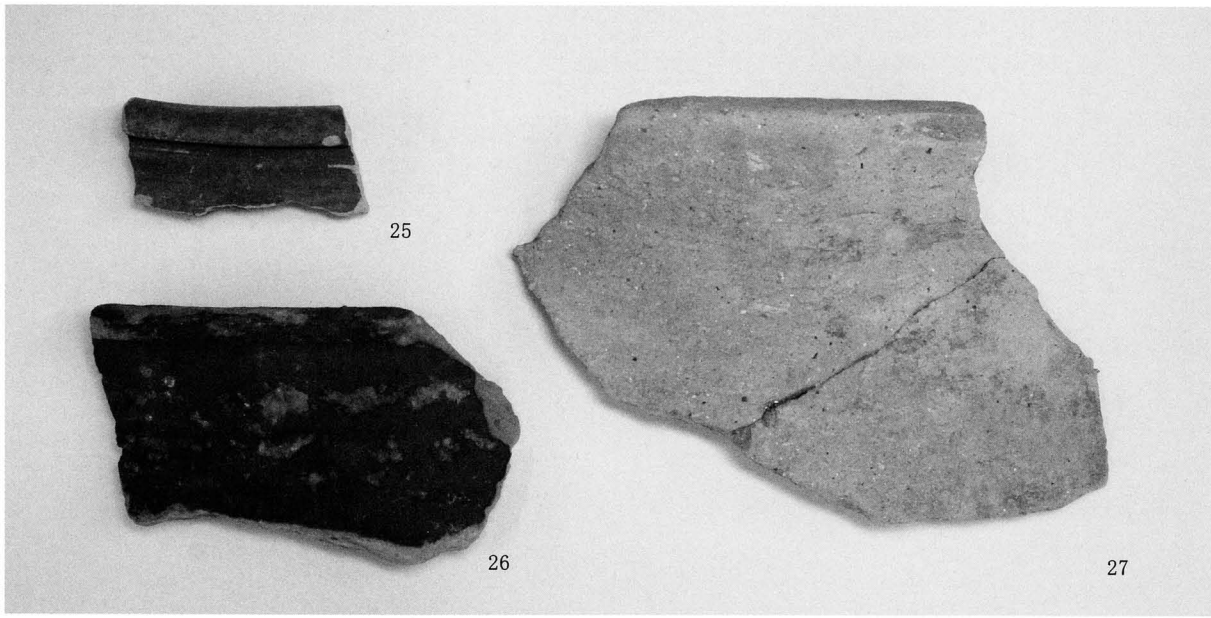

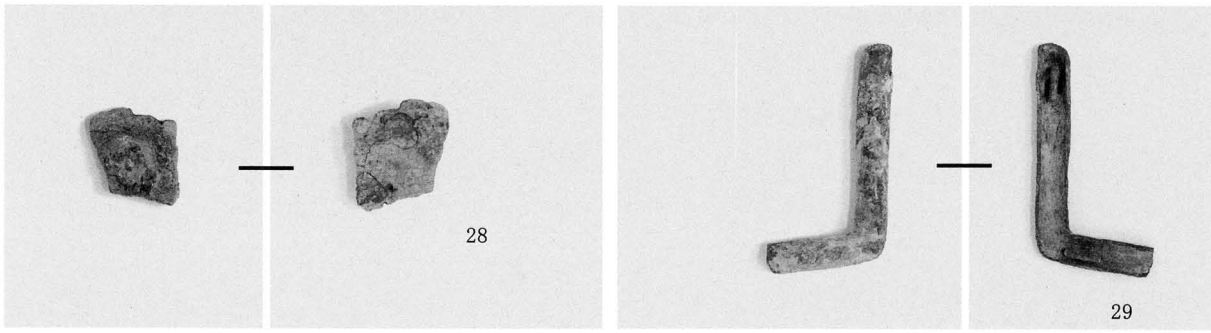

13土師皿（第39図１）・14土師皿（第39図２）・15土師皿（第39図３）・16土師質高台付椀（第39図４）・17瀬戸・美濃焼天目茶碗（第39図14）・18白磁端反皿（第39図16）・19白磁端反皿（第39図17）・20白磁皿（第39図18）・21青磁輪花皿（第39図15）・22備前焼擂鉢（第39図12）・23土師質羽釜（第39図５）・24火舎（第39図６）・25瓦質甕（第39図９）・26瓦質甕（第39図10）・27湊焼甕（第39図７）・28板状鉄製品（第40図３）・29銅製飾具（第40図２）

道標

大日寺古墳

烏帽子形八幡神社本殿

長野神社本殿

高野街道沿いの町並み（旧三日市宿）

高野街道沿いの町並み（長野町）

（甲斐庄正治の父）某　備前　今の呈譜に俊正（としまさ）に作る。

河内國烏帽子形の城に住す。

〈内容〉

甲斐庄正治の父が烏帽子形城に住まう。

⑱寛永諸家系図伝

〈原文〉

正治（はる）

兵右衛門　生國河内（しやうこくかはち）。

國家騒乱（こくかさうらん）によりて本國河内を去、遠州濱松（えんしうはままつ）にゆきて、大權現につかへたてまつる。

小田原（をだはら）（相模）御陣に子正房と同供奉（くぶ）。

慶長四年八月に病死（びやうし）。歳六十三。

〈内容〉

甲斐庄正治は戦乱によって河内を去り、遠州浜松で家康に仕えた。

⑲寛政重修諸家譜

〈原文〉

正房（まさふさ）

喜右衛門　母は某氏。

東照宮につかへたてまつり、父正治とおなじく小田原陣に扈従し、凱旋ののち關東のうちにをいて采地三百石をたまはり、のち父が遺跡を繼、これまでの采地をあはせすべて六百石を知行す。慶長五年關原の役にしたがひたてまつり、のち大番の組頭をつとむ。十九年大坂御陣のとき河内國道明寺の亂妨に備へんがため、御朱印を賜はりてかの地にいたる。これ実は野武士等大坂城に籠らん事を防ぐがためなり。元和元年再陣のときは、水野日向守勝成に屬し、大和口の手先に加はりて戦功ありしかば、御歸陣のゝち舊知河内國錦部郡のうちにして二千石の地をたまひ、これまでの采地六百石は収められる。のち天王寺造営の奉行をつとめ、そのゝち河内國錦部郡の御料所一萬三千石をあづけられ、後これを辭す。寛永七年七月二十二日死す。年六十七。法名宗心。妻は松平加賀守家臣中黒彌兵衛某が女。

〈内容〉

甲斐庄正房が大坂冬・夏の陣の功績により河内に二千石を拝領する。

⑮日本巡察記　日本諸事要録　補遺二

東洋文庫

都近在の地方と諸国では、信長の死によって、安土に有していた我々の修院は、その街が要塞になって孤立したので破壊された、そして河内国で行なわれた戦争と、関白殿の支配が始まった矢先に彼が同国で行なった移封の為に、岡山・三ヶ(箇)・八尾及び烏帽子形の殿達は、その土地を失った、これら四人の殿は、まったく強力なキリスト教徒の武人であったが、その中幾人かは死に、他は彼等に従った総ての武士や兵士と共に追放された。

⑯紀伊続風土記　第五輯（推定　天正一五年（一五八七））

「興山寺古文書」紀伊續風土記

〈原文〉

御札委細令拝見候
如仰先度は木食
上人を以蒙仰候趣
委曲申達候処対秀吉
衆儀無御別儀通被承
届候条可御心易候
就其烏帽子形城
被申付候事非別条候
牢人共少々槇尾辺迄
取出候付而東國在陣候間
番勢に入置候其許雑
説在之なとゝの儀にて
一切無之候間不可有御気
遣候此旨両人より相心
得可申入旨候両度之
御書中具申達候条
弥向後無相違様御
分別尤存候猶期後
音令省略候恐々謹言

八月八日

細井新介　花押
戸田三郎四郎　花押

金剛峯寺総分御中

〈内容〉

金剛峯寺総分方に対して中村孫次郎及び細井新介、戸田三郎四郎が烏帽子形城に兵が詰めていることについて、高野山に危害を加える目的はない旨を伝える。

⑰寛政重修諸家譜

〈原文〉

等に非常に好都合な場所を市の中央に購入する機会ができた。

⑦1信長公記　天正一〇年（一五八二）二月九日条

史籍集覧

〈原文〉

二月九日　信長公信濃國ニ至而訖可被成御動座

條々　御書出

一信長出馬に付てハ大和人数出張之儀、筒井召連可罷立之條内々其用意可然候　但高野年寄之輩少相残吉野口可警固之旨可申付之事

一河内連判烏帽子形高野雑賀表へ宛置之事

〈内容〉

信長が信濃攻めに際して、河内連判を烏帽子形・高野・雑賀衆に宛て置くことを命じた。

⑦2宇野主水日記　天正一二年（一五八四）八月四日条

〈原文〉

一同（八月）四日、河内国高屋城ノ奥、ゑほしがたと（烏帽子形）云古城普請、筑州（羽柴秀吉）より被仰付由にて、中孫平（中村孫平次）人数にてコサル、ニつきて、今日四日ニ為見舞益田少将被遣之、御書アリ、鍬五十丁御音信也、新門（教如）様よりも御書、これも鍬被遣之、孫平次六日泉州帰城

〈内容〉

岸和田城主の中村一氏（孫平次）が、羽柴秀吉の命により烏帽子形城を普請した。

⑦3「一五八五年一〇月三〇日付、大坂発　パードレ・グレゴリヨ・デ・セスペデスよりインド地方のパードレに送りし書翰」

イエズス会日本年報下

河内国のキリシタン等はその頭達が各地に散ったため、魂なき肉体の如くなっているが、信仰の強き選ばれた者は常に絶えぬ。聖堂のうち、三箇のは戦争で焼かれ、岡山（Vocayama）のは当大坂に移された。烏帽子形（Iaboxingata）及びブンダ（Bunda）のキリシタン諸侯及びその子女、ならびに他のキリシタンの殿達はその身分に変化なく安全である。

⑦4日本巡察記　日本諸事要録　第五章

東洋文庫

我等の管区の第三教区は都という街の名称を有し、豊後から約百レーグア隔たり、その各国には、既述のように私が出発した時には、約二万五千名のキリスト教徒がいた、ここに四つの修院があるが、（中略）第四の司祭館は河内国にあり、同所に身分の高い四・五名のキリスト教徒の貴族が居り、彼等は城を有し、周辺の多くの村落の領主である、ここにも一司祭と一修道士が居り、すでに信徒となった六・七千名、及び引続き改宗する者の世話をしている、これら諸領主が同じように、この司祭館の為に充当した同額の収入によって、我等会員の生活が維持されている。

㊾高野山文書　松岡家文書（推定　天正九年（一五八一））

五條市史

〈原文〉

一畠山相果被申候者、信長殿へ付申、則高野御責被成候義ニ候、廿五人之者先手を仕候へ共、長谷川於竹ふくすミ両人御承り二而御書参候、信長殿より之人数ハ松山新助ゑほし方衆、則生地之持口、隅田廿五人ハ東家表之持口、大津口ハ中村孫平治殿、根来連判衆、其外侍衆持口、然処高野衆東家表へ打出被申候、則隅田廿五人持口二而御座候ニ付、槍を入おいくづし候得者、其後又生地表ゑほし方衆持口へかゝり申候処、其持口之衆と合戦御座候而ゑほし方衆手柄を被仕候、其時も須田廿五人之者則横槍を入合戦をいたし、清水迄おいこミ申候事、

〈内容〉

信長の高野山攻めで、松山新介と烏帽子形衆が参戦し手柄をあげる。

㊿「一五八二年二月一五日付、長崎発　パードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総会長に贈りたるもの」　イエズス会日本年報

（八尾）から五・六里の所に烏帽子形と称する他の城がある。この城と周囲に在る多数の村は、三人の領主の治むるところであるが、そのうちの二人はキリシタンであって約三百人のキリシタンがいる。今日までそれ以上キリシタンにならなかったのは、領主のうち一人のみがキリシタンであったからである。本年（天正九年）三人の中、最も富貴な領主が帰依し、一子がシメアン（池田丹後守）の女と結婚したので、全領民をキリシタンにしようとし、熱心を示した際、我等の主は、彼が洗礼を受けた数日後に御許に召し給い、シメアンの女と結婚した子息が彼に代った。然し、彼は十一歳であって、今だ戦場に於いて信長に仕えることができない為、他の人を代りとして任ずる懸念がある。（…中略）

信長は少年にその父の所領を悉く与え、シメアン及び彼の同僚二人に少年の使者を命じた。師父等は大いに之を喜び、シメアンと同少年、並びに同僚のキリシタンの領主は、直ちに約一万に上る部下の者を悉く帰依せしめることに努力し、重立った貴族は直ちに帰依した。彼はシメアン及びその同僚と一緒に、第三の領主に説いて説教を聴く約束をさせた。この人が帰依するならば、その領内の者すべてが皆帰依すべきことを主に於いて期待する。彼等は亦、当所に壮麗な聖堂を建てることを決し、既に木材、その他の材料を集めている。河内のキリスト教会がこのように盛大に赴くに就き、キリシタンの領主達一同は、司祭一人、修道士一名を同国に駐在させ、今は一つの城に、次は他の城に行くようにすることを巡察師（ヴァリアーノ）に切願したところ師父はこの願を当然と認めて承諾を与えた。（…中略）

（堺）には百名のキリシタンが居り、その中に甚だ身分高く名誉ある者が数人いる。彼等は堺に於いて重きを為す者で、その庇護に依って師父は市に入ることができた。又烏帽子形の大身パウロ文太夫殿と称する人が数軒の家屋を我等に与えたので、ここに仮の小聖堂を設けた。今我

討取り、城を取返して先敗の恥をすゝぎ、悦び居けり、昭高の家臣安田某、其比紀州に居たりしが、主人の死計を聞いて其まゝ河州に馳せ来り、人数を催して高屋の城を攻めんと評議す、

〈内容〉
高屋城主畠山昭高、遊佐信教に討たれる。遊佐信教、その室を城主とす。烏帽子形城の宮崎氏以下、草部氏に攻められ退城するが、夜中これを奪回。紀州特高屋城に押寄せ遊佐・草部以下を追い落とす。
なお、『羽曳野中世軍記等史料集』では、この記事を元亀二年（一五七一）のものとしているが、⑮の史料により、畠山秋高が殺害されたのが元亀四年（一五七三）であることが明らかであり、本史料も元亀四年（一五七三）のものと推定する。

⑰多聞院日記　天正三年（一五七五）四月六・二一日条
増補続史料大成三九

〈原文〉
六日(四月)、（中略）
一　河州へ信長自身出陳(陣)、当国衆皆急十遠モ(悉カ)自身立了云々、
（中略）
廿一日、（中略）
一　河州ヨリ信長諸勢昨夕ニ引了、高屋苅堀(堅振)人質出シ和談了、爰元無殊儀、先以珍重々々、

〈内容〉
織田信長が高屋城に籠もる三好康長を攻め、降伏させる。

⑱金剛寺文書　塙直政・松井友閑上使連署折紙　年欠（天正四年（一五七六）か）三月十一日

〈原文〉
猶以国中儀相済候処ニ、其地計　御朱印之儀意拝(違背)之段、言語道断之由、両人被申出候、急度此返事可承候、以上
態以折帋申候、仍徳政之儀、原田備中守（塙直政）、宮内法印（松井友閑）両人被仰出、御朱印之儀相調、惣国之儀被申付候処ニ、其地無承引之由、従三山（三好康長）被申越候、左様之儀、急度可申付旨、被申出候条、唯今至烏帽子形差越候、爰元棟別之儀申付候、一両日中ニ、其地へ可差越候、然者、如形過、何かと候へ而於無承引者、不寄御坊衆、同在所者共、何方にても相留、可加成敗旨、両人ニ堅被申付候、為届如此候、御存分候者、此地へ使者可越候、恐々謹言、
三月十一日　　原田備中守上使
　　長谷川喜兵衛尉　重元（花押）
　　宮内法印上使
　　岡本権兵衛尉　貞俊（花押）
尼(天)野寺中
参

〈内容〉
織田信長の朱印状に反して徳政を拒絶する金剛寺に対し、信長の重臣塙直政・松井友閑の両人は烏帽子形在城の上使を通してこれに従うよう厳命した。

⑥4信長公記　天正元年（一五七三）一一月四日条

改定史籍集覧　第十九冊

〈原文〉

霜月四日、信長御上洛、二条妙覚寺に御寄宿、三好左京太夫(義継)殿、非儀を被相構依而、家老の衆、多羅尾右近(綱知)・池田丹後守(教正)・野間佐(康久)吉両三人、企別心、金山駿河万端一人之任覚悟候の間、金山駿河を生害させ、佐久間右衛門(信盛)を引入、天主の下迄攻込候処、難叶思食、御女房衆・御息達皆さし殺、切て出、余多(数)之者に手を負せ、其後、左京大夫殿、腹十文字に切、無比類御働、哀成有様也、御相伴人数、那須久右衛門・岡飛騨守・江川、右三人、追腹仕、名誉之次第、此節也、若江の城、両三人御忠節に付て、あづけ被置、

〈内容〉

若江城の三好義継が家老衆に裏切られて自害する。

⑥5古案　元亀四年（一五七三）七月一日

大日本史料一〇ノ一六

〈原文〉

柴田(勝家)かたへ書状披見候、肥(秋)高之事、無是非候、無念不可過之候、其方身上之理聞届候、両方衆相談及行、遊佐事可相果候由、尤簡要(肝)(候カ)、就先調候趣、為此方分別不相届、可然之様ニ調略肝要候、於様体者柴田可申候、恐々謹言、

（元亀四年）七月十四日　　信長御印

保田左助(知宗)殿

〈内容〉

一五七三年（元亀四）に畠山秋高が遊佐信教に暗殺される。

⑥6織田軍記（元亀四年（一五七三）か）四月一五日

通俗日本全史　第七巻

〈原文〉

今年四月十五日、遊佐方の者ども彼れ是れ多勢、高屋の城へ押し寄せ昭高を攻むる、城中には折節無勢にて、杉原又太夫・茅原又兵衛・生熊市太夫、此外町人青木道鉄と云ふ者、日比昭高の恩を蒙り此節有合せけるが、昭高と主従五人、終日戦ひくらし、敵の手にかゝらんよりはとて、同日の晩景に五人共に腹切り死したり、遊佐は高屋の城を取りしが、後難を存じ、昭高の後室信長公の御姪を城主と仰ぎ奉って、河内守は後見として、しばらく高屋に居たりけり、松永弾正是を聞いて、山口六郎四郎・奥田三河守に三百余人を相添へ、遊佐方へ加勢に遣し、高屋の城に籠め置き、近日同国交野の城主安見新七郎を攻めんと評議す、是は昭高の舎弟にて、家老安見の家を継ぎたる人なり、同国烏帽子形の城には、宮崎針太夫・同鹿目助と云ふ者籠れり、先づ是を攻めよとて、草野肥後守が子菖蒲助を大将とし、多勢押しよせ攻め取りけるに、城主そこをば退いて、三宅志摩守・臼井因幡守・伊智地文大夫等をかたらひ、針太夫・鹿目助さきがけして、その夜又烏帽子形の城へ押しよせ、草野菖蒲助を

廿日（八月）（中略）

一去一七日、賀州（河）古橋と云所を、城用意仕、人数四百計籠置候、大夫衆（三好義継）、高屋衆（畠山秋高）分也、三人衆取ツメ落居畢、首ハ堺有由（二脱カ）也、二百廿六著倒（着到）之由也、

〈内容〉

三好三人衆が、三好義継と畠山秋高勢の籠もる河内古橋城を攻める。

⑥1言継卿記　元亀元年（一五七〇）一〇月二二日条

続群書類従完成会本

〈原文〉（一〇月）

廿二日、丙辰、天晴、（中略）

○武家為御見舞参、河州説以下各雑談、自大坂高屋之城へ取懸、遊佐（信教）取出逐立云々、同内郡烏帽子形之城へ三人衆取懸、畠山尾州（高政）取出百八十人計被討取云々、

〈内容〉

一五七〇年（元亀元）に烏帽子形在城の畠山高政に対し、三好三人衆が攻撃を仕掛けて一八〇人余を討ち取る。

⑥2多開院日記　元亀二年（一五七一）五月一二日条

増補続史料大成三九

〈原文〉

十二日、（中略）久秀父子カタノ（交野）へ出陣了、安見右近城雖責之、不落之由也、如何、

〈内容〉

一五七一年（元亀二）に松永久秀が、織田信長にそむいて交野城を攻める。

⑥3多開院日記　元亀二年（一五七一）五月～六月条

増補続史料大成三九

〈原文〉

（五月）

卅日、（中略）

一松城（松永久秀・久通）父子、信長へ出陳（陣）了、

一高屋城へ三人衆取寄了、城ニハ屋形（畠山秋高）・遊佐（信教）方籠城了、

（中略）

（六月）

九日、（中略）

一於河州高屋表、日々合戦在之、如何可成行哉覧、爰元ハ静也、珍重々々、

（中略）

十二日、（中略）

一昨日十一日、高屋表寄衆人数引取、松□（被）之衆藤井寺へ入了云々、

〈内容〉

一五七一年（元亀二）に松永久秀・三好三人衆が、高屋城攻めから退く。

大敗する。

⑯**多聞院日記　永禄一〇年（一五六七）九月一五日条**

増補続史料大成三九

〈原文〉

（九月）

十五日、（中略）

一一昨日十三日、河州エホシカタ（烏帽子形）ノ城へ、長ヤフノアタリ歟、根来寺衆寄テ散々ニ仕損了ト云々、首四、五十此表へ来了、追々ニ来了、

〈内容〉

一五六七年（永禄一〇）に根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃したが、落城には到らなかった。

第Ⅴ期

⑰**細川両家記　永禄一一年（一五六八）**

群書類従　第二十輯

〈原文〉

一　摂州伊丹方は、一乗院（足利義昭）殿越前敦賀に御座の時より連々調儀共有、所領三万石給、此時色を立、摂州河辺・武庫両郡、同九月廿九日に放火の条、阿州方城々摂州芥川城、河内の飯盛の城・同高屋城悉被レ明候上は、是非なき次第也

〈内容〉

一五六八年（永禄一一）に織田信長の侵攻により、三好勢が四国へ没落する。

⑱**細川両家記　永禄一一年（一五六八）一〇月一日条**

群書類従　第二十輯

〈原文〉

当時一乗院（足利義昭）殿も信長も芥川へ御入城候、然ば三好左京大夫（義継）殿・霜台（松永久秀）も、御所様・信長へ芥川城にて御礼御申之由候、此とき左京大夫殿へは河内半国渡也、残半国は畠山（高政）殿へ渡由申候也、霜台へは大和切取次第之由候、摂州は和田方・伊丹方・池田方へ之由風聞候也

〈内容〉

一五六八年（永禄一一）に織田信長が河内国を三好義継と畠山高政に分け与える。

⑲**言継卿記　元亀元年（一五七〇）八月一八日条**

続群書類従完成会本

〈原文〉

十八日（八月）、癸丑（時正）、天晴、（中略）

○去十七日、於摂州河州軍有之、伊丹・三好左京（義継）兆衆数多討死云々、三好左京大夫・遊佐等人数三百計討死云々、

⑳**尋憲記　元亀元年（一五七〇）八月二〇日条**

大日本史料一〇ノ四

〈原文〉

三百本竹百荷可被仰付候、是又取ニ可進之候、恐々謹言、

十一月十九日　　草部肥後守
房綱（花押）

金剛寺三綱御坊
御同宿中

〈内容〉
河内下郡代の草部房綱は金剛寺に対し、兵糧および築城資材の供出を命じた。なお、本史料の年代については『大日本古文書』の見解にしたがった。

㊹足利季世記　第六　永禄五年（一五六二）五月一九日

天理大学附属天理図書館所蔵

〈原文〉
遊佐河内守・安見美作守ハ、畠山方ノ大名ニテ当代ノ福者ナレハ、高政ノ長途ノ野陣ヲイタハリ、陣屋ノ中ニ湯舟ヲカマヘテ高政ヲ入申、饗シ可申トテ色々ノ酒肴ヲトゝノヘテ、遊佐ヵ陣屋ヱ高政ヲ可申入由使ヲ参ラセ、御供ニハ誰レ〳〵ト有リシヲ、丹下・玉木以下悉ク聞之大ニ驚キ、スハヤ昨日ノ雑説府(符)合シテ、遊佐・安見逆心アリ、高政ヲ可打トノ謀ニ、カクコソ申ラント推量シ、諸人吾先ニト引ケレハ、夜中ニ高政モ烏帽子形ノ城ヱ引退キケル、紀州衆玉木・湯川・根来寺衆、後陣ニテ夜明テ退ケルヲ、三好方一万五千人一手ニ成テ追カケゝレハ、湯川宮内少輔直光・根来寺衆三千人ニテ、大勢ノ中ニ面モ不振切テ入リ、十文字ニワリ付追廻シケル間、三好方ニモヨキ士千余人被疵、三百人打死ス、紀州衆ハ湯川宮内少輔直光大将ニテ、同名民部少輔・同神太夫・方田伊豆守・湊上野介・同紀伊守・竜神刑部少輔・富田牛ノ助・貴志五郎・白樫五郎兵衛・飯沼九郎左衛門尉等也、石垣ト堀内ハ今度不登シテ国ニ留リ、彼等名代安宅神助堀ノ内名代・妻良兄弟・山際兄弟二人石垣名代・神保右衛門尉、都合名ヲモ人ニ知ルゝ士八百余人、根来衆二百人打死也、安見・遊佐ハ石山ノ城ヱ落行、畠山殿ハ烏帽子形ニモ悚ヱス、堺ヱ落ラルゝ、

〈内容〉
教興寺の戦いで敗れた畠山高政は、烏帽子形へ退き、さらに堺に逃る。これを追撃する三好勢、畠山方の紀州勢と交戦し敗北せしめた。

㊺永禄九年記　永禄九年（一五六六）二月一七・一八日条

続群書類従二九下雑部

〈原文〉
十七日己卯、去四日於和州合戦、左右方人数打死多、多聞江頸廿計取之、筒井方ノ伊賀衆野殿随分者也、打死云々、郡山向子打死云々、多聞ニハ日比田打死云々、頸六飯盛江来云々、根来寺衆二千計打出、其外畠山方高正・遊佐・丹下・安見已下人衆六千計都合八千計取出堺路次取切云々、三好方人衆四千計有之云々、高屋城ニ少々籠云々、

十八日庚辰雨、今夕三好方与根来寺衆・畠山方大合戦、三好方切勝、根来衆・畠山方打死八百計云々、正義可聞之、

〈内容〉
一五六六年（永禄九）に畠山・根来寺・和泉衆が、三好三人衆と戦って

〈原文〉

畠山家督次郎(高政)四郎(播磨守)也就被成之、以一札太刀・馬代遣之(畠山)使円、丹下備中守(盛知)へ、就同儀以取次之旨、三種三荷遣之、同為先度樽之返、綿拾把遣之、遊佐太藤へ、就家督之儀三種五荷遣之、酒匂久介へ、為先度樽之返、五種五荷遣之、右使円山也、以中務書状所遣之也

〈内容〉

一五五二年（天文二一）畠山高政が家督となる。

第Ⅳ期

㊿細川両家記　永禄元年（一五五八）一一月三〇日条

群書類従二〇　合戦部

〈原文〉

一同十一月卅日に河内畠山高政と安見美作(宗房)との間に雑説ども候て、高政は高屋より堺津へ御忍候也、然共高屋に相残人数と安見方相談、高屋城堅固候也、

〈内容〉

一五五八年（永禄元）に畠山高政と安見宗房との間に雑説が生じ、畠山高政が堺に逃げ出した。

㊿一言継卿記　永禄二年（一五五九）七月二四日条

続群書類従完成会本

〈原文〉

廿四日、甲午、天晴、天一天上、

一　広橋へ罷向、土長之汁申付之間、亜相可被来之由示之、同心也、入道内府被出、河州之儀共雑談也、河州之城四落居云々、遊佐三郎左衛門以下三四十人討死云々、三好(長慶)得利云々、

〈内容〉

一五五九年（永禄二）に安見宗房が三好長慶に敗れる。

㊿細川両家記　永禄三年（一五六〇）一〇月二四・二七日条

群書類従二〇　合戦部

〈原文〉

一　同十月廿四日飯盛城嗳に成て明渡也、安見(宗房)方境(堺)津へ被入也、

一　同廿七日に高屋城も嗳に成明渡、高政(畠山)も又堺津へ入玉う也、

〈内容〉

一五六〇年（永禄三）飯盛城が、安見(宗房)方・畠山方より三好方へ明け渡される。

㊿金剛寺文書　草部房綱書状　年欠（永禄四年（一五六一）か）一一月一九日

〈原文〉

連々安見美作守、恩智上野介被成御馳走、米銭御引替之由、不及是非候、拙者事ハ曾以御不通候、然者、兵粮二百石借用可申候、於無沙汰者、相当可令分別候、四五日中請取ニ可進之候、次作事之用ニ候之間、松之木

道断粉骨之働、太以神妙也、去年芥田川合戦以来為渡(ワキテトス)十高名、都鄙無其隠、上対政国別儀之御忠儀、希代之名誉、御浦山敷(ウラヤマしき)次第候、感悦余鎧一領・太刀一腰国縄、三神左近大夫跡式進置者也、全御知行不可有相違候、仍感状如件

七月廿五日　　遊佐河内守長教判

三木内匠殿進之　又同文章一通ハ神上新助殿参ト有

〈内容〉

一五四七年（天文一六）に舎利寺で、畠山在氏が四国勢を主体とする三好範長の軍に参加し、河内勢を主体とする細川氏綱・遊佐長教の軍に勝利する。

㊼証如上人日記　天文一七年（一五四八）五月一〇日条

真宗史料集成三

〈原文〉

十日　細川晴元へ、就河州和与、以一札五種十荷遣之(僧門)山△高畠へ、三種三荷遣之、

〈内容・解説〉

一五四八年（天文一七）に遊佐長教と三好長慶が和睦する。

㊽興福寺大般若経（良尊一筆経）奥書　天文二〇年（一五五一）五月一日

奈良県大般若経調査報告二

〈原文〉

▽巻第二三六

（同筆）天文廿年(辛亥)五月十一日、於社頭般若屋書写之、料紙宗蓮・油煙行友・筆孫四郎・右筆良尊、以写本一交了、去三月三日ニ雨降タルマヽニテ其以後一同ニ不降シテ田ノ毛ヲモヱツケス、色々立願雨乞雖在之、無其奇特上下迷惑此事也云々、七日ヨリ恒例ノ千部論在之、今度ハ別而祈雨□精誠ヲ、然処九日夕部ヨリ雨下□□今日マテ打続□□万民之悦□□□者也、遊佐河内(長教)守京ノ六条ノ導場ノ法師ニ目ヲカケ過分ノ扶持ヲ相加彼導場ニヲカレケリ、サルホトニ年中ハ、大略河内ニ居住畢、然処去五日ノ夜、河内守ハ酒ニ酔被臥居処ヲ何トカ思ケン彼法師ハシリカヽリ、七刀トヤランツキケル処ヲ各出会、彼法師ヲハ生害サセ畢云々、当座ノ酔狂ニテ如此トモ申、又ハ京方ヨリカタラワレテ如此沙汰トモ申、実説不相知云々、河州之儀ハ疵ハ大事ナレトモ無殊儀云々、雖然或説ニハ、近所ニ誰モナク彼法師一人アリテ如此仕リ、法師ハ忍テ京ヱ上ケル間、河州ハ大略被他界歟之由、世上ニハ風聞□□一途無之者也、近年当国静謐之儀ハ河州之儀カナ□ニテ無殊儀之処ニ若死去□定ニテハ□□□物忌スヘキ歟トテ各笑止之由令沙汰了、永禄元年(戊午)七月四日、以瓦屋本一交畢、良尊賢忍

〈内容〉

遊佐長教が暗殺される。

㊾証如上人日記　天文二一年（一五五二）九月二九日

〈内容〉
一五四二年（天文一一）に木沢長政が河内太平寺の戦いで戦死する。天文十年（一五四一）に木沢長政は細川晴元に反旗を翻しており、打たれたものである。

㊺厳助往年記　天文一四年（一五四五）五月条
改定史籍集覧　第二五

〈原文〉
五月　日、河内尾州頓死、同内衆丹下老病死云々、

〈内容〉
畠山稙長が病没する。

㊻足利季世記第四舎利寺合戦ノ事　天文一六年（一五四七）七月二一日
天理大学附属天理図書館所蔵

〈原文〉
同七月廿一日、天王寺ノ東ノ舎利寺ヱ三好豊前守（義賢）・安宅摂津守（冬康）・松浦肥前守（興信）・畠山上総介・遊佐越中守出張ス、河内衆ハ畠山政国・細川四郎・遊佐河内守（長教）発向シ、爰ニテ行合、両方矢軍ヲ止メ相カヽリニ懸ル、三好ヨリ畠山総州ト松浦肥前守ノ手一番ニ進ミ、互ニヤリ合ノ数刻ノ戦ナリ、両方ノ鑓数九百本ノセリ合有、近代無双ノ大セリ合也、河内衆三木牛助ヲ初メトシテ、究竟ノ兵四百余人打死シケレハ、忽敗北シテ落行ケル、四国衆モ篠原雅楽助・安宅左京亮初テ、五十余人打レケル、今日合戦ハ松浦衆ト畠山総州衆ノ惣勝也トソアツカイケル、同七月廿四日ニ、四国勢モ総州ノ衆モ勝軍ニキヲイ急ニ堺ヱ打越、河内ヱ責入ヘキ評定ヲメクラス、同廿六日、十七ケ所陣取シ軍勢トモ、住吉・遠里小野・深ノロヱ陣替シテ、評定已ニ河内打入ト聞ヱケレハ、天下ノ大事此時ニアリト、東坂本ノ御陣ニ（足利義晴・義輝）センキアリテ（詮議）、細川晴元・六角定頼父子、今度ノ罪科御免アリテ御和談アルヘシ、坂本ヱ出仕アルヘキ由、進士美作守ヲ以テ被仰下ケリ、晴元モ定頼父子モ先非ヲ悔テ不参得シカトモ、再三ノ上意ナリシカハ、居ナカラノ御請却テ恐レアリト、同廿九日、御免ヲ蒙リ坂本ヱ出仕アリケリ、去ル廿一日舎利寺ニテ高名セシ或ハ打死ノ侍ヲ注シ、其品ニヨリ政国・遊佐河内守長教感状ヲツカハス、其状云、

去廿一日摂州天王寺於舎利寺口合戦之時、子息与七郎随分強敵引請、数刻之間禦戦、或被太刀疵或被鑓疵、於手前篠原八郎打捕、於太刀下打死、前代未聞之働為絶言語高名、且云本意且云忠儀、莫太（大）之軍功於当家神妙至也、殊更星霜之契、長教愁涙難尽筆紙次第候、心底令察候、仍而弟千満丸事、相続可為肝要候、感悦ノ余、泉州之内北政所三百余石為永代領全可知行候、聊不可有相違者也、仍感状如件

七月廿三日　　長教判
布忍入道殿進之

去廿一日於天王寺合戦之時、鑓突太刀打、於手前頸二被打捕之条、言語

〈原文〉

為家督之礼太刀一腰馬一疋（河原毛印鹿笛目結）鵞眼（銭）万疋到来、目出候、猶高信可申候也

（天文三年）八月十六日

畠山左京大夫（長経）とのへ

〈内容〉

一五三四年（天文三）畠山長経が擁立され、幕府に礼物を送る。

㊷証如上人日記　天文七年七月四日条

真宗史料集成三

四日　畠山弥九郎（当高屋屋形）へ、就入城之儀、初以書状一腰、馬代遣候、使隠岐也、△就右之趣、遊佐（長教）へ太刀斗遣候、△典厩（弥九郎母儀方之伯父也）へ、馬代、一腰遣候、△此取次へ、一腰遣候、▽右此儀周防して申付候、則添状させ候、

〈内容と解説〉

一五三八年（天文七）に畠山弥九郎が高屋屋形となる。これは、遊佐長教に擁立されたものである。

㊸多聞院日記　天文一一年（一五四二）三月八日条

増補続史料大成三八

〈原文〉

八日、於河州高屋、由座方（遊佐長教）トシテ済（斎）藤山城守父子令生害了、爰許物忩口遊共也、備州（尾）来十三日ニ、従紀伊国熊野衆竜神・山本・玉木・柚皮（湯川）・アキソ・一ノセヲ大将トシメ（テ）人数一万騎、根来・高野・粉川三ケ寺ノ衆各一味同心、宇治サキ四クサリノ大将其勢一万騎、都合人数三万騎ニテ河州へ可有入国旨一定〳〵ノ間、由座方致同心、日比（頃）斎藤・木沢（長政）ヲ贔屓シメ（テ）、長政（木沢）弟中務カ所へムスメヲ遣テ親子ニナリ、種々造意ノ間、備州ヱノ色立ニ生涯云々、木沢ニモ以外恐怖也云々、

〈内容〉

一五四二年（天文一一）に遊佐長教が紀伊在国の畠山稙長と同盟し木沢長政方の斎藤山城守・伊地知氏を高屋城で殺す。

㊹多聞院日記　天文一一年（一五四二）三月一七～一九日条

増補続史料大成三八

〈原文〉

（三月）十七日

一　七打過ニ従諸方中坊へ注進、今朝木沢左京亮（長政）白身河州へ打廻ニ出ル処ニ、ヲチアキテ（二脱カ）有合戦、木沢人数多打死云々

左京亮も行末ヲ不知云々、

十八日

一　木沢ハ打死之由諸説其沙汰アリ、一定也云々、

十九日

一　木沢左京亮ヲハ高屋小島（コジマ）ト云物組テクヒ（首）ヲ取了、依之由佐（遊）より三十石ノ所領ヲ被与云々、一定歟、

㊲**厳助往年記　享禄元年（一五二八）一一月一一日条**

改定史籍集覧　第二五冊

〈原文〉

十一月十一日、河内高屋城、自二去十月比一忩（志）州柳本弾正等罷立、雖レ及二大責一不レ落、居城堅固之間、尾州興二柳本一和睦、被二城明一者也、於二尾州一者至二金臺寺一被二引退一、

〈内容と解説〉

畠山義堯が畠山稙長を破り河内を回復した。

Ⅲ期

㊳**細川両家記　享禄四年（一五三一）八月条**

群書類従二〇　合戦部

〈原文〉

木沢左京亮（長政）我主の総州（畠山義堯）を背申ければ、また総州は曲事と思召諸勢催され、木沢城飯盛攻させられけるに、三好遠江守合力に参りければ、飯盛城難儀に及候処に、細川の晴元は木沢をひいき有、同八月廿日に可竹軒など談合あり、摂津国中島三宝寺迄御馬をよせられければ、飯盛のよせ衆ちり〴〵に成也、百人計討死する也、既に総州は御あねむこ也、三好は数代御内人、殊に度々の忠節をいたづらになされ、今参りの木沢をかやう思召ける事只事ならず、三宝寺より富田庄へ御上洛候所を、讃州（細川持隆）より色々抑留られて堺へ御帰候也、然ば国中静ならず、

〈内容と解説〉

一五三一年（享禄四）に畠山義堯が木沢長政の飯盛城を攻める。木沢長政は、畠山義堯の内衆であったが、細川晴元に木沢長政が直接接近したため、義堯との関係が悪化した事による。

㊴**言継卿記　享禄五年（一五三二）六月二〇日条**

続群書類従完成会本

〈原文〉

廿日、（中略）

去十八日、河内国誉田城落居云々、畠山上総介（義堯）以下大死云々、是も一族之所作也、本願寺悉皆之催也、

㊵**二条寺主家記抜萃　享禄五年（一五三二）六月一五日条**

続々群書類従三　史伝部

〈原文〉

天文元年、六月十五日、河州土一揆蜂起、同十七日、畠山義高（堯）御自害、

〈内容〉

一五三二年（享禄五）に畠山義堯が、木沢長政と一向一揆勢に滅ぼされる。これは、木沢長政の救援要請を受けた細川晴元が本願寺に依頼して攻撃を行ったものである。

㊶**足利義晴御内書案　天文三年（一五三四）八月一六日**

御内書案

ニ被立了、其軍二万計有之由、其聞有之、

〈内容〉
一五一一年（永正八）に畠山義英が高屋城に入る。

㉟後鑑　巻之二百八十五　永正一七年（一五二〇）五月七日条
国史大系　第三十七巻

〈原文〉
七日(五月)甲午、細川澄元遁二走播州一
祐維記云、伝説云、総州(畠山義英)河内八尾へ被レ座之処、〈昨〉六日没落云々、
片岡向ニ被レ出云々

〈内容〉
畠山義英が八尾より没落する。これは、前年に京都にで細川澄元方が細川高国方に敗北し、澄元自身が同年に死去したことによるものである。

㊱後鑑　巻二百九十・義晴将軍記四　大永四年（一五二四）九月廿七日・一一月十三日・一二月九日条

〈原文〉
廿七日(九月)己丑　大和國合戦
祐維記云、同四年九月廿七日暁、笠置へ仁義七郎、江州九里一タウヲ相語夜打入之。小柳・生方・古市・賓川各同心也、狭川ヲウシナウ(ツ)ベキ支度也、神戸四ヶ郷神供料并寺門領違乱可レ為二必定一者歟。河州ハ(ト)、総州ハ日野ニ着陣、遊佐ハアマノ(天野)ノ仁王山ニ、アマノ、〈寺〉坊ヲヒキテ城ヲ構テ有レ之。次総州方勢七千余有レ之云々。同日未刻、笠置乱入之勢(其数)共ニ・三百人有レ之。狭川自身セメ上テタ、カフ処ニ、仁義七郎方入(ス)衆散々打負テ、入(ス)衆ハテ了、打死アマタ有レ之。

一一月小、十三日甲戌、河内國合戦
祐維記云　十一月十三日、筒井竜田迄出陣云(ス)々。越智衆、同河内(畠山稙長)次郎殿ヘノ合力也、同日総州之陣所仁王山へ、河内コン田(金胎寺城)井城寺衆ツメヨスルト云々、次河内遊佐ハ又コンタ井寺へ入之ト云々。次次郎殿身方、根来一山悉以総州〈後〉へ出陣云々、吉野衆、長籔城衆トヒトツニ成テ、是モ同総州後へ取寄〈ス〉ト云々。十七日条云　筒井ヲ始テ布施・万歳・越智、各当国衆、悉以河内ノ国〈分〉マデ被二出陣一云々。

十二月大、九日己亥、大和国合戦
祐維記云、十二月九日、伝説、総州陣破了、去六日夜高野へノキ給云々、河内次郎殿ヲホシカタ(烏帽子形)ト云所へ寄詰給故ニ、総州人勢無人之間不レ叶ノキ給〈ト〉云々。細川殿御サウジ津國トンダ(富田)迄御出陣云々(候)。旁以不二叶給一ト云々、当国衆各帰陣候、次越智〈ハ〉無二出陣一候。總州ト同心之由風聞了。

〈内容〉
畠山稙長と河内守護職をめぐって争う畠山義英は、日野および天野仁王山に城郭を構えて対陣したが、金胎寺城から烏帽子形城に陣を進めた稙長軍に追われて高野山に没落した。

一　嶽山之麓毎日大焼云々、（中略）
　　十日
一　今日尾州(尚順)御使而中少路方赤沢(長経)へ来了、自尾州御馬・太刀赤沢へ被遣了、并嶽山可被責之間、赤沢可有出陳(陣、以下同じ)之由被仰云々、則於朱雀院令対面、可出陳申由領状申云々、（中略）
　　十六日（中略）
一　河内之様上総介(義英)殿ハ嶽山、尾州方者誉田辺出陳、津国衆以下者堺并河内辺出陳、并大和牢人者総州・尾州・京方無尽ニ心任ニ転反云々、
一　自六郎(細川澄元)殿奈良修理進御使而、赤沢方河内出陳事被仰出云々、

〈内容〉
一五〇七年（永正四）に畠山尚順らが、畠山義英の籠る嶽山城を攻める。

㉚後法成寺関白記　永正五年（一五〇八）一月一八日条
陽明叢書記録文書編第七輯三

〈原文〉
十八日丙辰（中略）河州嶽山オツルト

〈内容〉
一五〇八年（永正五）に畠山義英の籠る嶽山城が陥落した。

㉛後法成寺関白記　永正五年（一五〇八）四月三〇日条
陽明叢書記録文書編第七輯三

卅日丁酉(四月)、（中略）西国大樹(足利義尹)一昨日去廿六日亥刻許(義興)〇へ着岸、大内御共云々、舟四五百艘云々、細川民部少輔(高国)・畠山尾張(尚順)入道等、申御礼云々、

〈内容と解説〉
一五〇八年（永正五）に足利義尹が大内義興とともに堺に到着し、畠山尚順が細川高国とともに出迎えた。なお、これによって畠山尚順は上洛を果たし、将軍義尹・管領高国の体制がとられる。

㉜後法成寺関白記　永正五年（一五〇八）七月二〇日条
陽明叢書記録文書編第七輯三

〈原文〉
廿日(七月)丙辰（中略）尾州(畠山尚順)昨日河州下向云々、新兵衛(赤沢長経)為退治也、

〈内容〉
一五〇八年（永正五）に畠山尚順が河内を平定した。

㉝二条寺主家記抜萃　永正八年（一五一一）七月一二～一四日条
大日本史料九ノ三

〈原文〉
同八年(永正)七月二日(十脱カ)、河州合戦初、明十三日尾州(畠山尚順)方没落、遊佐筑前、其外野尻以下打死、大和衆十四日ニ山内へ取退、古市出頭、

〈内容〉
一五一一年（永正八）に畠山義英が挙兵し、遊佐順盛らが敗北した。

㉞祐園記抄　永正八年（一五一一）七月二三日条
大日本史料九ノ三

〈原文〉
廿三日、古市与力之衆、鹿野園ノ上六寸ニ構城被居了、上総(畠山義英)殿ハ高屋ノ城ニ被入了、印叟(遊佐就盛)其外ノ衆、大都津国ハ(ママ)執向、ハリマ(播磨)赤松(義村)殿、印宗合力

一十八日、北畠山南屋形ニ出云々、明日南屋形北屋形ニ出云々、大和国事ハ両人共不可存云々、（中略）

廿八日、（中略）

一河内両屋形会合、昨日、

〈内容〉

一五〇四年（永正元）に畠山尚順と畠山義英が和睦する。

㉗**多聞院日記　永正三年（一五〇六）一月～二月条**

増補続史料大成三八

〈原文〉

（正月）

廿三日（中略）

一　就河内合戦之儀、自尾州筒井・十市・箸尾可出陳（陣）之由被成御書之間、為談合自今日於法貴寺国衆会合在之、

（中略）

廿六日（中略）

一　今日沢蔵軒（赤沢朝経）河内誉田・古市へ責人追落了、両遊佐殿雖防戦不叶、即両遊佐ハ高屋へ被入畢、（中略）

廿九日

過夜河内高屋城没落了、仍当国奈良隠物以下以外馳走也、但自成身院沢蔵以使被音信処、懇ニ返事在之間先以安堵了、（中略）

（二月）

七日

今日十市上洛、

一　沢蔵軒者京都上洛畢、

一　遊佐河内守者、於瓶原蜜被落髪云々、（中略）

十九日（中略）

一　畠山上総殿者、龍門郷大蔵谷ト云所ニ御座云々、

〈内容〉

一五〇六年（永正三）細川政元の武将赤沢朝経の攻撃を受けて、畠山義英の誉田城、畠山尚順の高屋城が陥落する。

㉘**多聞院日記　永正四年（一五〇七）六月二五・二七日条**

増補続史料大成三八

〈原文〉

（六月）

廿五日

今日河内高野城（屋）津国衆迦了、（中略）

廿七日（中略）

一　今日河内上総守（畠山義英）殿御入国云々、

〈内容〉

一五〇七年（永正四）に細川政元が暗殺され、高屋城を守る細川氏の兵が逃亡し、混乱に乗じて畠山義英が河内に入る。

㉙**多聞院日記　永正四年（一五〇七）一二月七～一六日条**

増補続史料大成三八

（一二月）

七日（中略）

が箕曽嶋に陣取り、合戦を行なう。この結果、尚順方が基家を河内十七箇所で破り、敗死させる。

㉒**後法興院記　明応八年（一四九九）九月一四・二七日条**

陽明叢書記録文書編第八輯四

〈原文〉

十四日(九月)梓（中略）

今暁畠山次郎(義英)出陣云々、向摂州云々、（中略）

廿七日甲（中略）

伝聞、昨日従摂州畠山次郎以下諸勢越河、責河州云々、（後略）

㉓**拾芥記　明応八年（一四九九）一二月一六日条**

史籍集覧二四

〈原文〉

十二月十六日、畠山尾張守(尚順)入二天王寺一之間、細川右京大夫(政元)為二畠山次郎贔負(屓)一、相二下被官一之間、尾張守落二行紀伊国一遁世云々、

〈内容〉

一四九九年（明応八）に畠山義英が摂津から河内に進攻し、畠山尚順が天王寺合戦で細川政元に敗れ、紀伊へのがれる。

㉔**大乗院日記目録　明応九年（一五〇〇）八月～九月条**

増補続史料大成三七

〈原文〉

昨日(八月廿九日)廿八日、畠山尾帳(尚順)守自紀州出陣、可入河州云々、大辺可出来者也、

九月十六日、高屋城責衆千五百勢共崩了、

尾帳守兄弟三人、一人ハ於片岡切之、生取故也、両人ハ不見云々、

誉田打死、遊佐不見云々、

〈内容〉

一五〇〇年（明応九）に畠山尚順が畠山義英方の高屋城を攻めて大敗する。

㉕**後法興院記　永正元年（一五〇四）九月二五日条**

陽明叢書記録文書編第八輯四

〈原文〉

廿五日(九月)任子晴、（中略）

自阿波三吉(三好之長)蜂起、責淡路云々、紀州尾張守(畠山尚順)出張責随和泉国云々、

大和牢人筒井(順盛)以下責入、越智(家栄)以下京方没落云々、

〈内容〉

畠山尚順が紀伊より和泉に侵入する。

㉖**大乗院寺社雑事記　永正元年（一五〇四）一二月一二～二八日条**

増補続史料大成三七

〈原文〉

十二月　十二日（中略）

一河内両屋形(尚順、義英)モ和与沙汰在之云々、（中略）

十七日（中略）

一河内両屋形和与無為云々、来廿日両人見参云々、（中略）

廿二日節分也、（中略）

撃するも敗退する。

⑲大乗院寺社雑事記　明応八年（一四九九）一月一一日条

増補続史料大成三六

（正月）

十一日小雨下、（中略）

一　成身院律師・筒井藤王社参入堂、則罷帰、以中坊申給、可参御礼之処、河内国事以外大変也、取乱也、仍不参恐入云々、春行僧都今日河内ニ下向了、

一　野崎城昨日七時分責落了、小弼（畠山基家）方大慶云々、高山之西ニ相当者也、戌亥脇衆迷惑也、如何可成哉、嶽山城モ小弼方ニ打取之、所々合戦理也云々、（後略）

〈内容〉

一四九九年（明応八）に畠山基家が、河内野崎城・嶽山城を奪回する。

⑳大乗院寺社雑事記　明応八年（一四九九）一月二三・二八日条

増補続史料大成三六

〈原文〉

（正月）

廿三日

一　順盛明舜律師、榼一双・折二合持参、盃給之、扇一本遣之、昨日河内合戦、甲斐庄・スミ屋以下数十人打之云々、注進状今日到来云々、堯尊信舜房、扇一本給之、（中略）

廿八日（中略）

一　河内国合戦ハ十二日、甲斐庄嶽山城へ入指テ引退了、同廿二日於槙尾寺ニテ甲斐庄切腹、御所坊主切腹、数十人被打了、小弼（畠山基家）方迷惑也、昨日廿七日於三个（箇）合戦、小弼方随分者共被打云々、今度小弼入国者併細川意見也、於于今者又見所云々、

〈内容〉

一四九九年（明応八）に河内の合戦で、畠山尚順方が基家方の甲斐庄氏らを敗死させる。

㉑大乗院寺社雑事記　明応八年（一四九九）正月～二月条

増補続史料大成三六

〈原文〉

（正月）

卅日

一畠山尾帳（尚順）守陣所ハ若江庄、南方也、畠山小弼（基家）陣所ハ箕曽嶋、北方也、日々及合戦、但無指事云々、（中略）

（二月）

二日（中略）

一一昨日於河内合戦在之、毛穴打死、小弼基家切腹、子息前官領者乗船没落了、打死自害衆済々在之、十七个（箇）所以下在々所々可成敗子細在之、郡（群）勢未引退云々、今度宝来・秋篠・越昇寺・布施・伴堂云々、其余ハ手者共出之云々、高山・郡山中、

〈内容〉

一四九九年（明応八）に河内の合戦で、畠山尚順が若江庄に、畠山基家

〈内容〉
一四九三年（明応二）に畠山基家が遊佐、誉田、平、隅田、井口、甲斐庄、陶屋、木沢、斎藤、江南、花田、宮田、越智を伴い上洛し、幕府に出仕する。

⑯大乗院寺社雑事記　明応六年（一四九七）九月～一〇月条
増補続史料大成三六

〈原文〉
（九月）
廿八日（中略）
一　河内国時宜以外也、紀州屋形（畠山尚順）可入正覚寺支度也、仍一国仰天無是非、随而又当国筒井・十市以下可帰国之由及其沙汰之間、東西南北雑物等持運、自己心寺本尊等進之、（中略）
（一〇月）
七日、乙亥、
一　河□（内）高屋城責之、越智一族共焼払之責之、（中略）
八日（中略）
一　夜前高屋城没落、小弼（畠山基家）并遊佐等上洛云々、自夜前大焼也、越智郷大焼也、

〈内容〉
一四九七年（明応六）に畠山尚順が河内に侵攻し、高屋城を奪取する。

⑰大乗院寺社雑事記　明応六年（一四九七）一一月一八日条
増補続史料大成三六

（一一月）
十八日（中略）
一　河内国事畠山小弼（基家）・遊佐・誉田・平以下打入、尾帳守（畠山尚順）俄高屋城ニ入、一国之儀蜂起珍事処、紀州勢共出向之間、小弼又退了、於于今者不可有殊事云々、誉田・平令参尾帳守方、遊佐代官服之頸取之参申云々、随当国衆共蜂起之処、如此成下之間、皆以引退了、楢原・吐田等迷惑、河州ニ落行、又立帰、十市方一族以下数十人打殺、迷惑余ニ私反銭不可切旨、寺門ニ申送云々、神慮也、越智未有壺坂寺、所々通路大方無相違云々、各十五六日之合戦也、

〈内容〉
一四九七年（明応六）に畠山尚順が、基家方の反撃を退ける。

⑱大乗院寺社雑事記　明応七年（一四九八）八月二日条
増補続史料大成三六

〈原文〉
（八月）
九日（中略）
一　河内野崎城被責之、不成事而引退了、惣勝殿（畠山義英）摂州方へ没落、古市（澄胤）山城方へ没落、手者共数千人生涯、以外作法也、但古市父子ハ又三日原ニ在之、土民共ト生涯了、長井父子被打、楠葉与一以下重而可相尋之、

〈内容〉
一四九八年（明応七）に畠山基家配下の古市澄胤が北河内の野崎城を攻

（中略）

一　佐川ハ先日正覚寺畠山方へ罷出、不及見参、当国衆共ハ不知敵御(味)方間、一切不可見参云々、此間申通方ハ無是非、廿四日正覚寺へ御出陣、廿五日合戦在之云々、廿六日合戦古市焼之云々、誉田城自焼、高野城江引入云々、道明寺焼了云々、済(斎)藤・豊岡藤井寺ニ入、甲斐庄以下三人□途帰云々、

廿七日宇智郡大焼、吐田方焼了、如何、

廿八日注進

廿六日合戦有之、陣取様、

公方　畠山ハ正覚寺　尾帳守ハカンメキ或藤井ノ若林云々、斎藤ハ藤□(井寺カ)赤松(政則)ハ堺南庄　讃州・淡路・武田(平)ハ住吉

〈内容〉

一四九三年（明応二）に畠山政長方による河内攻撃が本格化し、河内雪宮・高屋城西口等で合戦がおこなわれる。

⑭**大乗院寺社雑事記　明応二年（一四九三）閏四月二五日条**

増補続史料大成三五

〈原文〉

（閏四月二五日）

一　辰時正覚寺御陣破了、畠山左衛門督(政長)自害、子息尾帳守(尚順)没落、遊佐父子打死、城中死人二十人云々、公方(足利義材)・葉室大納言以下数十人上原手ニ奉取之、御小袖定而可取之歟云々、、御小袖奉行一色代吉原、越智手ニ取之、松殿中将古市手ニ取之条無為、在々所々死人・生取有之、不及一合戦而破了、左衛門督不覚也、

〈内容と解説〉

一四九三年（明応二）閏四月二五日に正覚寺城が陥落し、畠山政長は自害し内衆の多くも討ち死にした。将軍足利義材は捕えられ、畠山尚順は、没落した。なお、これは畠山基家と結んだ細川政元の、将軍足利義材に対するクーデターによるものである。

⑮**蔭涼軒日録　明応二年（一四九三）五月一九・二一日条**

増補続史料大成二五

〈原文〉

十九日、天晴、（中略）今日畠山次郎(基家)殿自二葛葉一入洛、以二北野松梅院一為二宿所一云々、（中略）晡後、畠山次郎殿入洛、前駆遊佐越中守(統家)父子、人数百五六十人、其次々郎殿、人数二千人許有レ之、馬上八十計有レ之云々、次郎殿帯刀衆二百四十五人有レ之、御曹子(義英)者板輿、後陳(陣)誉田、人数三百人計、馬上十八人、悉皆人数五千人許、馬上百十人許、或云、馬上悉皆六七十人々数二千余人云々、落二着于松梅院一　一家衆数輩、遊佐党、誉田一党、下同、平一、隅田一、井口一、甲斐庄一、陶屋一、木沢一、斉藤一、(脱一恐)江南(並平)一、花田一、宮田一、此日越智亦入洛、人数千余人有レ之、華麗過二恒品一云々、（中略）

廿一日、天快晴、（中略）晡後、畠山次郎殿出仕、乗馬云々、帯刀百人許、騎馬三人、遊佐弥六・同越中守・誉田、越智亦同時出仕、（後略）

一四八二年（文明一四）に管領の畠山政長が細川政元とともに、畠山義就を追討するため出陣する。

⑪後法興院記　文明一五年（一四八三）九月一八日条

増補史料大成

〈原文〉

十八日戊晴陰、於實相院有和漢聯句、三位中将頭役也、子刻許帰宅、昨日河州犬田城被責落、椎名令生涯、其外數百人打死云々、依是山城水主城没落、敵宇治邊マテ責入間引宇治橋云々、自五ヶ庄有注進之子細、

〈内容〉

一四八三（文明一五）畠山義就が宇治まで侵攻し、南山城を掌握。

⑫大衆院寺社雑事記　延徳二年（一四九〇）一二月一五・晦日

増補続史料大成三四

〈原文〉

十五日（一二月）（中略）

一　泰九郎来、畠山右衛門佐入滅事色々申、不一決、此方与同篇也、不思儀〳〵、（中略）

晦日（中略）

一　畠山右衛門佐義就、去十一日入滅必定云々、仏法・王法之敵不可過之此仁者也

〈内容〉

一四九〇（延徳三年）に畠山義就が没する。

⑬大乗院寺社雑事記　明応二年（一四九三）三月～四月条

増補続史料大成三五

〈原文〉

（三月）

廿五日土用、

一　一昨日雪宮（由義）城自公方被責洛（落）之、城衆四人生涯了、巨細条々良祐参申、毛穴ハ迎参申、（中略）

廿七日

一　昨日合戦　誉田城方豊岡十郎（三郎次郎）　野崎　坂戸　高柳　千原雑兵二人、五人

公方々　和田彊（彈）正　中小路　きくなミ（菊波孫衛門）、興津屋　いかな加彦□

雑兵二人（石黒中村五郎兵衛）　六人（七カ）（中略）

四月一日（中略）

屋形（畠山政長）勧学寺（正覚寺近所）、尾帳（張）守（大田若林五十丁）、遊佐藤井（長直）寺十八丁、済（濟）藤紀州衆藤井寺ノ西野陣　武衛（国府）コウ五十丁、大内天王寺　赤松南庄屋形ハ出口云々、次郎カンメ（亀井）廿五十丁、

一　尾帳守手ニハ越中衆・安芸・石見衆

武田　八尾

一　春円大申、泉州シワ（塩カ）穴城責洛（落）、誉田方者也、

武田ハコウ（国府）　遊佐藤井　同尾帳守野トウ（遠）・野々瀬ノ陣大内ハタンケ（丹下）

畠山尾帳守ハユキ（由義）ノ宮へ取陣、堺東也、向ノ東也云々、御勢共ハ（ママ）

合馬上二百余騎、具足数二千余入歟云々、

畠山左衛門督政長者、在京都公方御陣、手物遊佐河内守長直在若江城、仍連々合戦、誉田城・往生院城・客坊城合四个所之内、客坊城ハ去月廿七日責落之畢、大和国越智・古市・筒井以下一国面々両方二相語之間、悉以去月末進発河内国畢、十市以下両方ニ勢相分輩済々又有之、所詮悉以出陣也、

三日（中略）

一右衛門佐朔日矢生（八尾）ニ入部、大和衆以下不知之、若江ト誉田ト之間也、敵方中也云々、一国大略打取之、（中略）

八日（中略）

一昨日夕誉田城責落之、大将和田美作守・同五郎・伯父福恩寺自害、恩智・タンケ没落云々、宇治郡杉野・宇野・坂部・野原同白害云々、二百余人没落三十余人自害了、□（自）若江城不及合力、遊佐所存不審々々云々、筒井ハ自教興寺被追返云々、東方之大和衆以外迷惑事也、如何可成、不便事也、

九日（中略）

一嶽山城没落、責手大和吐田勢云々、昨日事云々、

一往生院城責洛（落）之、

一若江城没落、遊佐河内守長直自天王寺令乗船没落了、河内国一国於于今者悉以右衛門佐方如所存成下了、珍重事也、

一自信貴山越被責和州、平郡（群）嶋没落自焼、或発向之云々

〈内容〉

一四七七年（文明九）畠山義就が三五〇騎を含む二千人で九月二一日に京都より下向し、若江城・誉田城・嶽山城を落とし、河内を制圧する。

第二期

⑩長興宿禰記　文明一四年（一四八二）三月八日条　史料纂集

〈原文〉

八月（三月）丁丑、雨下、

今日、管領畠山左衛門督（政長）・細川九郎（政元）任右京大夫云々等発向河内国、畠山右衛門佐（義就）為御敵、近年押取彼国、令在国之間、為退治左金吾（畠山政長）申請有進発、摂州カケノ郡（岡）同押妨知行之間、細川依為分国令合力、畠山両人有出陣、近年丹波・摂津国寺社本所領、被管人等押領、可去渡之由、自公方（足利義尚）堅被仰出、細川九郎雖令成敗、被管輩任雅意不応下知之間、以便宜為追退、先被下向摂州、仍先可有下着山崎（山城国乙訓郡）宿也云々、畠山相互合力、同被相伴摂州、両人今晩立京一宿、嵯峨細川・西京畠山、翌日着陣山崎云々、両家群勢数百騎在之、後聞、摂州敵対輩没落、押妨在所被渡付本主寺社本所、云々、一家少々被相伴、細川讃岐守（成之）・同兵部大輔（勝久）帥中国守護・淡路（細川成春）守護等無下向、京兆（細川政元）被管人安富（元家）一類等令在京、為上意京都無人不可然之由、依仰也云々、

〈内容〉

可歎々々、

〈内容〉

一四七六年（文明八）に畠山政長が河内守護代遊佐長直を「国の成敗の為」に河内へ派遣する。領国を固める事を目指したが、これによって戦乱が、京から河内へ拡大する。

⑨大乗院寺社雑事記　文明九年（一四七七）九月～一〇月条

増補続史料大成三一

〈原文〉

（九月）

廿三日雨下、（中略）

一畠山右衛門佐義就廿一日立都進発、三百五十騎并甲二千余、東方陣見物之、東方御勢一人而不向出云々、希有事也、差河内国牧云々、大和・河内両国勢共狩催之云々、河内国若江城ハ、左衛門佐(啓)政長之方遊佐河口(内)守持之敵城也、紀州勢共数百同心云々、

大和国越智彊(弼)正父子・古市兄弟・高山各右衛門(畠山義就)佐方帳本也、同国筒井・箸尾・宝来各左衛門(畠山政長)佐方帳本也、自他与力大小不知其数者也、就中両方荷衆十市・龍田・秋篠・片岡以下大小又不知其数者也、当国ハ本朝無双神国也、五个関事以来各□披官人者也、末世至神慮□得其意、

（中略）

（九月）

廿七日（中略）

一於河内国合戦有之、生馬山之西并山田辺焼之歟、煙共見畢、如何様若江辺歟云々、若江ハ東方遊佐之陣也、仮令三条之トヲリハ西方衛門佐陣野崎也、生馬鬼取之トヲリハ、若江東方遊佐之陣也、信貴亀瀬之トヲリハ、古市郡之誉田・興照寺陣也、横大路之トヲリハ山田庄太子也、此等之間ハ、仮令或二里三里ニ不可過之、今日焼□トヲリ并横大路之トヲリ□□、然者若江エ右衛門佐手押寄、山田辺エ越智勢寄歟如何、筒井出陣□為留守安楽坊下向之由口遊、又古市出陣□之由口遊、毎事不信用、（中略）

廿八日（中略）

一今日右衛門(畠山義就)佐勢自河内摂州河辺郡ニ発向、和泉堺ヲ可取支度、仍遊佐(長直)手若江ヨリ打出合戦云々、（中略）

廿九日

一昨日より河内合戦天王寺□以下悉以右衛門佐打取、在々所々□

（中略）

（十月）

二日雨下、（中略）

後聞此事自七月二日存立事也云々

一去月廿一日畠山右衛門佐義就河内国入部、先陣遊佐中務、馬上廿五騎、次斎藤新さ衛門、馬上十三騎、次甲斐庄、馬上十九キ、次大将、馬上七十五騎、射手八十余人、楯百八十余帖、次ス田平、馬上十九騎、次淀小橋、馬上七騎、次御クリヤ、後陣誉田、馬上四十二騎、

一自京都申下云、遊佐昨日(三旬)為罷下河州京都ヲ立、其勢廿騎計上下百人計在之、八時分罷立、先八幡マテ其日罷下云々、無勢無極者也

五日、霽（中略）一　□□語云、右衛門佐二日前夜九時分、壺坂ヲ立テ千破(早)屋城ノ間ヲ通テ、下着金胎寺、其□以外之難所也、水越猶北ニ近令□□不罷通歟、押子形城□嶽山馳走二沙汰□、甲斐庄谷以下土一揆大略随所勘云々、但西林寺ニ少弼方者国人以下集居之間、於此所可有一合戦歟云々、森城(在所□嶽山)無甲斐落成(城カ)降人之間、北方事其不審由条沙汰云々越智者坊城(大和高市郡)西ニ取陣在之、甲七八□在之歟云々、又三川高田者、慈明寺(高市郡)辺ニ甲五十計ニテ在之、入曽我歟云々、多武峯勢ヲ相約由申云々

〈内容〉

一四六六（文正元年）畠山義就、金胎寺着陣後、政長方の押子形城を攻め落とす。嶽山城衆これにより義就に降る。畠山義就は、九月二日、大和壺坂寺を立ち、千早城を通って金胎寺に着く。

⑦後法興院記　文正二年（一四六七）正月一八・一九日条

陽明叢書記録文書編第八輯一

〈原文〉

十八日(正月)乙酉雪霰飛散、風頗吹、

三四ケ所下畠山従類宿所云々

去暁卯刻許巽方有火事、下畠山辺云々、早旦或人云、下畠山自河原推寄上御霊取陣云々、天下大乱珍事也、未刻、禁裏、仙洞、室町殿へ有行幸御幸、申刻上畠山(義就)衛門佐尾張(政長)守下畠山陣上御霊へ推寄焼払、二度時声無隙、両方互死人数十六、其外蒙疵者不知其数云々、自申刻至寅刻責戦云々、

（中略）

十九日丙戌晴陰、風吹、

伝聞、尾張守去暁没落、在賀茂辺云々、又云引籠鞍馬云々、今夕可有(主上上皇)還幸之由風聞、然而無其儀、未静謐之故云々、種々有雑説等、入夜北方有火事、御霊辺云々、自信楽兵士上洛、牢人依物忩被召上了、

〈内容・解説〉

畠山政長が、京都上御霊社の戦いで義就に敗北して没落した。これによって応仁の乱が始まる。

⑧大乗院寺社雑事記　文明八年（一四七六）四月二〇日条

増補続史料大成三一

〈原文〉

（四月）

廿日雨下、（中略）

一畠山政長之披官遊佐(長直)去十五日立京都著川内(河)国云々、為国成敗云々、筒井方後(含)力者也、今度筒井入滅以後、定清大僧都・専懐少僧都・宗芸得業・貞覚法師以下、寺門国中之物忩事、就越智以下申勧之、一切不承引之間、各以外腹立云々、希有事也、大天魔共也、寺僧中各如此所存近日有之、

カヽル所ニ山名入道ハ、嶽山合戦ニ義就ノ働ノ様伝聞テ涙ヲ流シ、弓矢取テ当代ノ比類ナシ、不敏(憫)ナル事ト思ハレケリ、濫觴ハ専ラ此ノ入道張行ニテ、家ノ儀如レ此アリシカドモ、ウツヽナキ心ニテ、今ノ世ニイヅレカ是程ノ弓矢取可レ有、入道ト此人ト相談スルナラバ、洛中ニ手ニ立者アルマジト思ハレケル、義就モ今度諸家ヲ敵ニ受ケ見タリシニ、山名程ノ兵アルマジ、天明(アハレ)兵ヤ、我是ト一味ナラバ誰カハト願ケル、折節内通モアリケルニヤ、日野内府(勝光)ニ付テ北小路殿ヲモ頼ミ申、御台(日野富子)ヘ時々申ケレドモ、公家衆ナド頼申迄ニテ、上洛ノタヨリ無リシニ、山名金吾、今度武衛(斯波氏)故ニ既ニ上意ヲ背トイヘドモ、勝元ハ敵ナガラ婿也、義廉婿也、一色修理大夫ハ孫婿也、土岐美濃守ハ一味也、余ニ手ニ立者ナシ、義就ヲ手ニ付ナバ、政長一人ハ安平ゴザンナレト思立テ、姉ノ比丘尼安清院ヲ御台ヘ毎日マイラセ、畠山義就ガ牢籠仕候事、如何成不忠ニテ候ゾヤ、退テ身ヲ山林ニカクシ、天下ノ御赦免ヲ待事ニテ候、サリトテハ蒙ニ御免一、疾速ニ召サレ候バ、若君(足利義尚)ノ遠キ御守護ナルベキ由訴訟セラレケル、畠山義就ハ武衛ノ騒動ニ折ヲ得ケルニヤ、文正元年九月上旬ニ、熊野北山ヲ立テ河州ヘ入国ス、政長ノ守護代遊佐河内守長直ニ防ベキ由下知セラル、長直若江ノ城ヲ密ク掟、大堀二重三重ニアケサセ、兵粮塚ヲツキ矢楯岡ヲナシ、軍勢四・五千計有ケルガ、一戦ニモ不レ及追落サレ、長直ガ舅、奈良ノ筒井ノ法橋ガ方ヘ落行ケリ、依レ之義就手足ニサワル物ナク河内入国シ、我ガ家ノ子国助ガ子息ヲ元服サセ、遊佐河内守ト号セラル、去程ニ御台ノ訴訟申サセ玉ヘバ、義就ガ事既ニ赦面(免)ト被ニ仰出一ケル、入道ガ面目何事勝レ之トテ、即熊野ヘ申シ下ス、義就多年之蟄懐一時ニ開テ、十一月廿五日ニ上洛ス、路次ノ行粧列ヲ引、馬前矢負臘ヲ挌、一騎当千ノ士卒五千余騎ニテ、千本ノ地蔵院ニ着陣ス、点レ日遂ニ出仕ヲ一、直山名入道ノ許ニ行テ、今度ナニガシ出仕イタス事併御芳志ニ有リト、畏悦ノ頭ヲゾ傾ケル、山名モ、佐殿ノ御上洛ノ事只一身ノ大慶ト賀シ、通夜酒宴ノ興ヲゾ被レ催ケル、其朝義就宿地蔵院ノ門ノ扉ニ落書ヲシケリ

右衛門佐　イタヽク物カ二ツアル　山名カ足ト御所ノ盃

〈内容〉

文正元年（一四六六）に畠山義就が赦免の上意により上洛する。

⑥経覚私要鈔　文正元年（一四六六）九月四日・五日条

羽曳野市史四（史料編二）

〈原文〉

（九月）四日、霽、酉刻自越智(家栄)方古市(胤栄)申遣云、右衛門佐(畠山義就)着陣金胎寺後驚馳向押子形(烏帽子形城カ)城、二夜二日責戦之間、城衆可然者無心置(カ)□敷防戦之間、両方手負済々在之、□而終三日夜丑刻被責落、所籠者共大山父子三人以下八十人計在之、悉被打留了、仍嶽山城衆悉罷下、成降人云々、仍西林寺(琳)ニ管領方(畠山政長)勢罷籠、大略国人也、□向可□□如今不可有残□歟由申云々、右衛門佐義就振猛威也

う将軍足利義政から命じられた。なお、義就が抵抗の意思を示し、河内に下ったので、将軍は家督を政長に継承させた。

③長禄記　長禄四年（一四六〇）九月条

続群書類従　第二十輯

〈原文〉

同年(長禄四)九月十日、畠山義就京師ヲ退ヒテ、河州若江城ニ倚テ叛ク、義政是ヲ政長ニ命シテ征伐セシメント欲ス、満則是ヲ助テ、既ニ兵ヲアツメテ出向ス、壬九月十日、畠山政長和州ニ兵ヲ入テ、立田山(竜)ニ登テ陣ス、満則ハ法竜(隆)寺ニ出テ陣ヲハル、于時、義就ハ遊佐・誉田等ヲツカハシテ、立田山ノ陣ヲ伐シム、政長モムカヘ伐テ大ニコレヲ敗ル、其後屢戦ヲイトムト云ヘトモ、利アラスシテ退ク、嵩(嶽)山・金胎寺ノ両城ヲ保ツ、政長進テ河州ニ入、若江城ヲトリテ兵ヲ備ヘヲキ、自身ハ寛弘寺ニアリテ嵩山城ヲセム、満則兵ヲ進テコレヲ伐ト云ヘトモ、地形険阻ニシテ伐カタク、シハラク猶予シテ進カタシ、是ニヨリテ、政長コレヲ見テ、猶兵ヲ進テ両城ヲ伺フ、義就ツヨク伐テ出ルニヨリテ、義政兵ヲ出シテコレヲ救フ、満則モ兵ヲ進メテ政長ヲ救フ、其外諸将多河州ニ出張ス、政長コレト相共ニ金胎寺城ヲカコム、畠山義就救フコトアタハス、同月十五日、金胎寺城ヲ陥ル、義就ハ猶嵩山城ニ居テ禦ク、イマタ合戦ヲヤメス、同(寛正)四年癸未三月二十日、義政ノ諸将急ニ嵩山城ヲ攻伐、十四日(ママ)、政長兵ヲ国見山ニ上リテ、嵩山ノ南方ノ通路ヲ塞キ、五日(ママ)、畠山義就嵩山城ヲ去テ紀州ニ退ク、其後、義就高野ノ山野ノ下ニ至テ衆徒ニ通ス、衆徒カツテスクハス、岡ノ城ニコモル、政長兵ヲ師(帥)テ紀州ニ入、菖蒲カ谷ニ陳(陣)シテ岡ノ城ヲ攻ム

〈内容・解説〉

一四六〇年（長禄四）に畠山義就、京を退いて河内に降り、嵩（嶽）山・金胎寺の両城に籠る。畠山政長以下の幕軍、これを攻伐し、寛正四年、義就を紀州方面に走らす。

④大乗院日記目録　寛正四年（一四六三）四月一五日条

増補続史料大成三七

〈原文〉

（四月）

十五日（中略）

畠山義就自嶽山城没落、入高野山云々、依光宣(成身院)計略責落云々、

〈内容〉

一四六三年（寛正四）に畠山義就の籠る嶽山城が陥落し、義就は紀伊高野山に敗走した。

⑤応仁記　巻第一　武衛家騒動之事

群書類従　第二十輯

〈原文〉

又畠山政長之従弟右衛門佐義就、久シク蒙二御勘気一籠居シテ居タリシヲ、山名(やまな)(持豊)入道ノ計ヒニテ赦免ヲ蒙リテ上洛ス、是者政長ト勝元(細川)ト一味ナレバ、山名、義就ヲトリ立テ、政長ヲ追失フ計ヒヲ廻テ、其次ニ勝元方ヲモ亡サントノ謀也

南河内合戦関係史料抄録

第一期

①師郷記　享徳四年（一四五五）三月二六・二八日条

史料纂集

〈原文〉

今日未剋(三月二六日)、畠山左衛門督(持国)入道卒去、五十八、自去々年病気、雖□減気未及本復、此間増気、然而今日之儀者俄事也云々、家人多就弥三良(畠山)没落、於事不穏之式也(○朱書押紙[畠山])、子息右衛門佐義夏一人也、元伊与□守、而去比任右衛門佐云々、（中略）

今日日中(三月二八日)、畠山入道(持国)茶毗、於建仁寺西来院有此事、右衛門佐以外之用心也、仍自室町殿(足利義政)被仰大名、少有致警固云々、

〈内容と解説〉

一四五五年（享徳四）に河内守護畠山持国が没した。なお、畠山弥三郎は、一四五九年（長禄三）に河内国合戦で死亡しており、弟の政長が擁立され、義就と対立する事となる。

②長禄四年記　長禄四年（一四六〇）九月条

東京大学史料編纂所研究紀要三号

〈原文〉

（九月）

十六日

一畠山右衛門佐殿義就朝臣、可有隠居之由、被仰出者也、但次郎(政国)殿可有出仕旨被仰出、於尾張次郎殿(畠山政長)身体(進退)、是非お不被仰出云々、仍伊勢守宿所ニ三川(誉田祥栄)入道・遊佐弾正忠両人お召寄、上意通申付者也、則今夜先遊佐河内(国助)守宿所へ被出、但今夜下向之儀無之、条々談合之由、風聞有之、（中略）

十九日

一今夜洛中物忩也、就右衛門佐殿下国遅々也、諸大名軍勢大略用意云々、但殿中之儀静也、五時分管領(細川勝元)出仕、以伊勢守被申入、於御新造直ニ被聞食之間、子細不存知者也、管領無御対面、

廿日

一畠山右衛門佐殿下国、已剋、主人内者悉帯兵具、七十騎許、雑兵以下千余人許云々、則遊佐河内守宿所以下所々自火、富小路お下ニ、二条お東洞院へ、東洞院ヲ下ニ、河内国へ下向云々、被官人宿所焼残所々、甲乙人等悉破取者也、但次郎(畠山政国)ハ右衛門佐殿之屋形ニ御渡也、於内者也(者カ)、悉下国之間、修理大夫(畠山義忠)入道(法名賢良)殿より、「此間虫クヒ」依之、管領・山名入道(持豊)殿帯具足、殿中参候、御西向上中門ニ祗候也、一色左京大夫(義直)殿・細川讃岐守(成之)殿・吉良殿・石橋(治義)殿(尾張守カ)、上下着也、其外諸大名大略具足也、又伊勢守已下、少々上下着之人数有之、同之親(義真・義信カ)、上下也、右衛門佐殿下国之上者、則退出也（義真父子、下吉良殿、御具足也、）

〈内容と解説〉

一四六〇年（長禄四）に畠山義就が、家督を養子政国に譲り隠居するよ

報告書抄録

ふりがな	えぼしがたじょうあとそうごうちょうさほうこくしょ
書名	烏帽子形城跡総合調査報告書
副書名	河内長野市文化財調査報告書第51輯
シリーズ番号	第51輯
編集者名	太田宏明
編集機関	河内長野市教育委員会
所在地	〒586-8501　大阪府河内長野市原町一丁目1番1号 TEL0721-53-1111
発行年月日	2011年3月31日

所収遺跡	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	(㎡) 調査面積	調査原因
		市町村	遺跡					
烏帽子形城跡 (えぼしがたじょうあと)	大阪府(おおさかふ) 河内長野市(かわちながのし) 喜多町(きたちょう)	大阪府 河内長野市 喜多町	府24 河20	34° 26′ 19″	135° 34′ 04″	S 63～ H 22年	約150㎡	公園整備・ 範囲確認調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
烏帽子形城跡	山城	中世	曲輪・土塁・横堀	瓦・陶磁器・土器	

河内長野市文化財調査報告書第51輯

烏帽子形城跡総合調査報告書

2011年３月31日発行

発行　大阪府河内長野市原町一丁目１番１号
河内長野市教育委員会
0721－53－1111

印刷　（株）近畿印刷センター